

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>なお、廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物は、核燃料物質で汚染されたもの等であるが、核燃料物質で汚染された廃棄物は固体廃棄物のみであり、次のとおり、廃棄物管理を行う放射性廃棄物のうちの固体廃棄物中の容器あたりのプルトニウムの重量及び核分裂性物質の重量を制限していることから、臨界に達することはない。</p> <p>A 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>a 種 類</p> <p>a) 処理を行う放射性廃棄物</p> <p>液体廃棄物</p> <p>放出前廃液 ; J M T R の一次冷却水、実験系廃液等</p> <p>液体廃棄物 A ; J M T R の一次冷却水、実験系廃液等</p> <p>液体廃棄物 B ; 除染廃液、実験廃液等</p> <p><u>液体廃棄物 C ; 実験廃液等</u></p> <p>固体廃棄物</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A ; 可燃性雑廃棄物（廃樹脂、チャコールフィルタ等）</p> <p>不燃性雑廃棄物（エアフィルタ類等）</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 B ; 可燃性雑廃棄物（セル内除染資材類、廃樹脂等）</p> <p>不燃性雑廃棄物（照射キャプセル解体片、照射試験片等）</p> <p><math>\alpha</math> 固体廃棄物</p> <p><math>\alpha</math> 固体廃棄物 A ; 可燃性雑廃棄物（チャコールフィルタ等）</p> <p>不燃性雑廃棄物（エアフィルタ類等）</p> <p><math>\alpha</math> 固体廃棄物 B ; 可燃性雑廃棄物（セル内除染資材類等）</p> <p>不燃性雑廃棄物（照射キャプセル解体片、照射試験片等）</p>	<p>なお、廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物は、核燃料物質で汚染されたもの等であるが、核燃料物質で汚染された廃棄物は固体廃棄物のみであり、次のとおり、廃棄物管理を行う放射性廃棄物のうちの固体廃棄物中の容器あたりのプルトニウムの重量及び核分裂性物質の重量を制限していることから、臨界に達することはない。</p> <p>A 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>a 種 類</p> <p>a) 処理を行う放射性廃棄物</p> <p>液体廃棄物</p> <p>放出前廃液 ; J M T R の一次冷却水、実験系廃液等</p> <p>液体廃棄物 A ; J M T R の一次冷却水、実験系廃液等</p> <p>液体廃棄物 B ; 除染廃液、実験廃液等</p> <p>固体廃棄物</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A ; 可燃性雑廃棄物（廃樹脂、チャコールフィルタ等）</p> <p>不燃性雑廃棄物（エアフィルタ類等）</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 B ; 可燃性雑廃棄物（セル内除染資材類、廃樹脂等）</p> <p>不燃性雑廃棄物（照射キャプセル解体片、照射試験片等）</p> <p><math>\alpha</math> 固体廃棄物</p> <p><math>\alpha</math> 固体廃棄物 A ; 可燃性雑廃棄物（チャコールフィルタ等）</p> <p>不燃性雑廃棄物（エアフィルタ類等）</p> <p><math>\alpha</math> 固体廃棄物 B ; 可燃性雑廃棄物（セル内除染資材類等）</p> <p>不燃性雑廃棄物（照射キャプセル解体片、照射試験片等）</p>	<p>液体廃棄物Cの削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>b) 管理を行う廃棄体 廃棄物パッケージ ドラム缶型廃棄物パッケージ ブロック型廃棄物パッケージ 角型鋼製廃棄物パッケージ 保管体</p> <p>b 数量</p> <p>a) 最大受入れ数量 液体廃棄物 ; <u>9,400m<sup>3</sup></u>/年 固体廃棄物 ; 845m<sup>3</sup>/年</p> <p>b) 最大管理能力 廃棄体 ; 8,559m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶換算42,795 本相当)</p> <p>B 廃棄物管理を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度</p> <p>a 処理を行うために受け入れる放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度は、以下のとおりである。</p> <p>液体廃棄物 トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*1 ; <math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math> トリチウム ; <math>3.7 \times \underline{10^5} \text{Bq/cm}^3</math> アルファ線を放出する放射性物質*2 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3</math></p> <p>注) *1：アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すものの以外のものをいう。 *2：アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。(本項及び次項 b において同)</p>	<p>b) 管理を行う廃棄体 廃棄物パッケージ ドラム缶型廃棄物パッケージ ブロック型廃棄物パッケージ 角型鋼製廃棄物パッケージ 保管体</p> <p>b 数量</p> <p>a) 最大受入れ数量 液体廃棄物 ; <u>5,400m<sup>3</sup></u>/年 固体廃棄物 ; 845m<sup>3</sup>/年</p> <p>b) 最大管理能力 廃棄体 ; 8,559m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶換算42,795 本相当)</p> <p>B 廃棄物管理を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度</p> <p>a 処理を行うために受け入れる放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度は、以下のとおりである。</p> <p>液体廃棄物 トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*1 ; <math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math> トリチウム ; <math>3.7 \times \underline{10^3} \text{Bq/cm}^3</math> アルファ線を放出する放射性物質*2 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3</math></p> <p>注) *1：アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すものの以外のものをいう。 *2：アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。(本項及び次項 b において同)</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>液体廃棄物Cの削除に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>じ。)</p> <p>液体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量によって次に示す値未満となるように区分して受け入れる。</p> <p>放出前廃液</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{-1} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>トリチウム ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>液体廃棄物 A</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>トリチウム ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>液体廃棄物 B</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>トリチウム ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p><u>液体廃棄物 C</u></p> <p><u>トリチウム ; <math>3.7 \times 10^5 \text{ Bq/cm}^3</math></u></p> <p><u>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></u></p> <p>固体廃棄物</p> <p>アルファ線を放出しない放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{13} \text{ Bq/容器}^{\ast 3}</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{12} \text{ Bq/容器}^{\ast 3}</math></p> <p>ただし、プルトニウム1g/容器<sup>*3</sup>、核分裂性物質4g/容器<sup>*3</sup></p> <p>固体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率によって次に示す値未満<sup>*4</sup>又は以下<sup>*5</sup>となるように区分して受け入れる。</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A</p> <p>容器表面の線量率 ; <math>2 \text{ mSv/h}</math></p>	<p>じ。)</p> <p>液体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量によって次に示す値未満となるように区分して受け入れる。</p> <p>放出前廃液</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{-1} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>トリチウム ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>液体廃棄物 A</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>トリチウム ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>液体廃棄物 B</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>トリチウム ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3</math></p> <p>固体廃棄物</p> <p>アルファ線を放出しない放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{13} \text{ Bq/容器}^{\ast 3}</math></p> <p>アルファ線を放出する放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{12} \text{ Bq/容器}^{\ast 3}</math></p> <p>ただし、プルトニウム1g/容器<sup>*3</sup>、核分裂性物質4g/容器<sup>*3</sup></p> <p>固体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率によって次に示す値未満<sup>*4</sup>又は以下<sup>*5</sup>となるように区分して受け入れる。</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A</p> <p>容器表面の線量率 ; <math>2 \text{ mSv/h}</math></p>	<p>液体廃棄物Cの削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 2 項について</p> <p>安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては<u>商用電源の受電設備、放送設備、またモニタリング設備のうち、モニタリングポスト及びモニタリングカーがある。</u>廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>第 3 項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設定期自主検査で確認することを保安規定で</u>定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>第 4 項について</p> <p>当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 安全設計の基本方針 (1.1 項) 〕</p>	<p>第 2 項について</p> <p>安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては、<u>商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがある。</u></p> <p><u>このうち、安全機能を有する大洗研究所（北地区）原子炉施設に属する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備を、廃棄物管理施設にて共用する。</u></p> <p>廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>第 3 項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設管理実施計画に確認することを</u>定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>第 4 項について</p> <p>当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 安全設計の基本方針 (1.1 項) 〕</p>	<p>共用設備に係る記載の見直し</p> <p>法令改正に伴う見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>① 直接的安全機能                      廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的安全機能                      直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能                      ①及び②以外の機能</p> <p>なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分けを行う。</p> <p>① クラス1                      その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器</p> <p>② クラス2                      その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス3                      異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器</p> <p>廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。</p> <p>廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、<u>移動モニタリング設備</u>及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話（固定電話、携帯電話、衛星電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。また、</p>	<p>① 直接的安全機能                      廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的安全機能                      直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能                      ①及び②以外の機能</p> <p>なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分けを行う。</p> <p>① クラス1                      その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器</p> <p>② クラス2                      その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス3                      異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器</p> <p>廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。</p> <p>廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話<u>設備</u>（固定電話、携帯電話、<u>ファクシミリ</u>、衛星<u>携帯</u>電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。また、</p>	<p>共用設備に係る記載の見直し                      記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>廃棄物管理施設内では、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I の管理区域系の排気を <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I の気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設 II の液体廃棄物の処理施設等の排気を <math>\alpha</math> 固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理しているが、これら気体廃棄物の廃棄施設の機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>安全設計の基本方針（添付書類五 1.1項）</p> <p>g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>共用に関する設計上の考慮</p> <p>廃棄物管理施設と他の原子力施設での共用施設としては、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、<u>移動モニタリング設備</u>及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話（固定電話、携帯電話、衛星電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがある。廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>廃棄物管理施設内の共用</p> <p>廃棄物管理施設間では、以下に示す <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I の管理区域系の排気を <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I の気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設 II の液体廃棄物の処理施設の排気を <math>\alpha</math> 固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。</p>	<p>廃棄物管理施設内では、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I の管理区域系の排気を <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I の気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設 II の液体廃棄物の処理施設等の排気を <math>\alpha</math> 固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理しているが、これら気体廃棄物の廃棄施設の機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>安全設計の基本方針（添付書類五 1.1項）</p> <p>g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>共用に関する設計上の考慮</p> <p>廃棄物管理施設と他の原子力施設での共用施設としては、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話<u>設備</u>（固定電話、携帯電話、<u>ファクシミリ</u>、衛星<u>携帯</u>電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがある。</p> <p><u>このうち、安全機能を有する大洗研究所（北地区）原子炉施設に属する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備を、廃棄物管理施設にて共用する。</u></p> <p>廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>廃棄物管理施設内の共用</p> <p>廃棄物管理施設間では、以下に示す <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I の管理区域系の排気を <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I の気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設 II の液体廃棄物の処理施設の排気を <math>\alpha</math> 固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。</p>	<p>記載の見直し</p> <p>共用設備に係る記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>α 固体処理棟 α 焼却装置 セル系 α ホール 封入セル 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟 I 管理区域系 β・γ 圧縮装置 I</p> <p>β・γ 一時格納庫 I 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟 II 管理区域系 β・γ 圧縮装置 II</p> <p>β・γ 固体処理棟 III 管理区域系 β・γ 焼却装置</p> <p>β・γ 固体処理棟 IV 管理区域系 セル系 分類セル β・γ 貯蔵セル</p> <p>廃液貯留施設 II 貯槽内 管理区域系</p> <p>廃液処理棟 化学処理装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置 管理区域系</p> <p>上記以外の施設 ( 廃液貯留施設 I、有機廃液一時格納庫、α 固体貯蔵施設、管理機械棟 ) 管理区域系</p> <p>(注) ▽ ; 高性能フィルタ ○ ; 排風機 ----- ; 装置等からの排気を示す。</p>	<p>α 固体処理棟 α 焼却装置 セル系 α ホール 封入セル 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟 I 管理区域系 β・γ 圧縮装置 I</p> <p>β・γ 一時格納庫 I 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟 II 管理区域系 β・γ 圧縮装置 II</p> <p>β・γ 固体処理棟 III 管理区域系 β・γ 焼却装置</p> <p>β・γ 固体処理棟 IV 管理区域系 セル系 分類セル β・γ 貯蔵セル</p> <p>廃液貯留施設 II 貯槽内 管理区域系</p> <p>廃液処理棟 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置 管理区域系</p> <p>上記以外の施設 ( 廃液貯留施設 I、α 一時格納庫、α 固体貯蔵施設、管理機械棟 ) 管理区域系</p> <p>(注) ▽ ; 高性能フィルタ ○ ; 排風機 ----- ; 装置等からの排気を示す。</p>	<p>化学処理装置の記載の削除</p> <p>有機廃液一時格納庫の記載の削除</p>
<p>廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 (添付書類五 第8.2.1図(1))</p>	<p>廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 (添付書類五 第8.2.1図(1))</p>	
<p>解釈第2項について</p> <p>廃棄物管理施設に設置する機器類は、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものである。</p> <p>廃棄物管理施設の準拠規格及び基準</p> <p>廃棄物管理施設は、主に以下に示す国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものとする。</p> <p>(1) 国内法規</p> <p>① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>② 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p>	<p>解釈第2項について</p> <p>廃棄物管理施設に設置する機器類は、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものである。</p> <p>廃棄物管理施設の準拠規格及び基準</p> <p>廃棄物管理施設は、主に以下に示す国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものとする。</p> <p>(1) 国内法規</p> <p>① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>② 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>③ 労働安全衛生法 ④ 労働基準法 ⑤ 高圧ガス保安法 ⑥ 消防法 ⑦ 電気事業法 ⑧ 建築基準法 等</p> <p>(2) 規格、基準等</p> <p>① 日本 <u>工業</u>規格 (JIS) ② 日本電機工業会規格 (JEM) ③ 日本建築学会各種構造設計及び計算基準 (AIJ) ④ 発電用原子力設備規格設計・建設規格 (日本機械学会) ⑤ 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術規程及び指針 等</p> <p>また、廃棄物管理施設の健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設定期自主検査で確認することを保安規定</u>で定め、遵守している。また、保守及び修理を行えるよう設計している。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。</p> <p>試験可能性に関する設計上の考慮</p> <p>廃棄物管理施設に設置する機器類は、それらの健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設定期自主検査で確認することを保安規定</u>で定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>試験検査 (添付書類五 4.2.2.5項、4.2.3.5項、4.3.5項、5.2.5項、5.3.5項、7.5項、8.2.5項、8.3.5項、8.4.2.5項、8.4.3.5項及び8.4.4.5項 一部抜粋)</p>	<p>③ 労働安全衛生法 ④ 労働基準法 ⑤ 高圧ガス保安法 ⑥ 消防法 ⑦ 電気事業法 ⑧ 建築基準法 等</p> <p>(2) 規格、基準等</p> <p>① 日本 <u>産業</u>規格 (JIS) ② 日本電機工業会規格 (JEM) ③ 日本建築学会各種構造設計及び計算基準 (AIJ) ④ 発電用原子力設備規格設計・建設規格 (日本機械学会) ⑤ 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術規程及び指針 等</p> <p>また、廃棄物管理施設の健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設管理実施計画に確認することを</u>定め、遵守している。また、保守及び修理を行えるよう設計している。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。</p> <p>試験可能性に関する設計上の考慮</p> <p>廃棄物管理施設に設置する機器類は、それらの健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設管理実施計画に確認することを</u>定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>試験検査 (添付書類五 4.2.2.5項、4.2.3.5項、4.3.5項、5.2.5項、5.3.5項、7.5項、8.2.5項、8.3.5項、8.4.2.5項、8.4.3.5項及び8.4.4.5項 一部抜粋)</p>	<p>記載の見直し</p> <p>法令改正に伴う見直し</p> <p>法令改正に伴う見直し</p>



変更前	変更後	備考
<p><u>廃棄物を扱う設備についてはBクラスとしている。なお、建家についてはBクラスの設備を内包するものについてはBクラスとすることを基本とするが、安全上重要な施設の有無の評価において、公衆の被ばく線量が50<math>\mu</math>Sv以下と評価される建家についてはCクラスとする。</u></p> <p><u>また、建家、設備及び機器のうち「安全機能を有する施設」については、次の3つに分類して安全機能を確保する。</u></p> <p><u>① 直接的安全機能</u>  <u>廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</u></p> <p><u>② 支援的安全機能</u>  <u>直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</u></p> <p><u>③ その他の安全機能</u>  <u>①及び②以外の機能</u></p> <p><u>事業許可基準規則の各条項は上記の3分類に該当すると考え、各条項に基づき設ける建家、設備及び機器を「安全機能を有する施設」とする。選定の考え方を図11-1に示す。また、図11-1のフローのとおり選定した結果、廃棄物管理施設のうち安全機能を有する施設は表11-2のとおりとなる。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の安全機能を確認するための検査又は試験としては、廃棄</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>物管理事業変更許可申請書 添付書類五の各設備の安全設計において、試験検査の内容を記載している。また、それらの具体的な内容については、施設定期自主検査として表 1 1 - 3 に示す検査等を実施する。</u></p> <p><u>検査により、不具合の兆候が見られる設備や機器等については、適宜補修や部品交換を行い、機能を健全に維持する。</u></p> <p><u>ロ) 安全上重要な施設について（第 1 1 条解釈第 1 項）</u></p> <p><u>事業許可基準規則では、「安全上重要な施設」について、「安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。」と定義されている。</u></p> <p><u>上記に基づき、図 1 1 - 1 のとおり機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。</u></p> <p><u>安全上重要な施設を選定した結果、何れの施設においてもその機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。また、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に放射線障害を及ぼす事象はない。</u></p> <p><u>したがって、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものはなく、既許可からの変更はない。</u></p> <p><u>ハ) 安全機能を有する施設の区分（第 1 1 条解釈第 1 項）</u></p> <p><u>主に廃棄物管理事業変更許可申請書本文に記載される各設備・機器について、安全機能を有する施設を表 1 1 - 4 のとおり整理した。</u></p> <p><u>ニ) 安全機能喪失による事故の有無（第 1 1 条解釈第 1 項）</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>廃棄物管理施設には、表 1 1 - 4 ①～③に示すとおり</u>の安全機能を有しており、事故が発生することは考えられないが、ここではこれらの機能の喪失を想定し、事故の有無を整理した。</p> <p>① <u>対象について</u> 放射性物質を取り扱う施設及び放射性物質を内包しているかどうかで別表 - 4 ④に整理した。</p> <p>② <u>対象事故について</u></p> <p>1) <u>対象事故は、廃棄物落下、火災、電源喪失等を、「火災」、「遮蔽機能喪失」及び「閉じ込め機能喪失」に集約した。</u></p> <p>2) <u>機能喪失等の有無は、施設に備わる安全機能が期待できないとの想定により、表 1 1 - 4 ⑤ - 1～3に整理した。</u></p> <p>3) <u>⑥事故については、2)で機能喪失が有るものについて、事故の有無を施設ごとに整理し、その概略内容を記載した。</u></p> <p><u>ホ) 耐震重要度分類について (第 1 1 条解釈第 1 項)</u> 廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考に、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Bクラス及びCクラスに分類しており、安全上重要な施設の有無に関する評価において5 m S vを超えるものはないため、許可基準規則の解釈第 6 条 2 項第一号によりSクラスの施設設備はない。 一方、BクラスとCクラスの区分に関しては、原子力発電所の分類例を参考に、廃棄物管理施設を構成している設備及び機器のうち比較的内蔵する放射エネルギーが大きいもの及び付帯設備の一部はBクラス、小さいもの及び付帯設備はCクラスとして分類している。今回の許可基準規則の解釈第 6 条 2 項を受けて、別図 - 2 に示すとおり耐震クラスを区分する。</p> <p><u>へ) 共用施設について (第 1 1 条解釈第 2 項)</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>他の施設間との共用施設は表 1 1 - 5 に示すとおり以下である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 外部電源（商用系、非常系）</u></li> <li><u>・ 固定モニタリング設備、移動モニタリング設備、気象観測設備</u></li> <li><u>・ 通信連絡設備のうち所内内線電話、加入電話、構内一斉放送設備</u></li> <li><u>・ 周辺監視区域用フェンス、緊急時等会議システム</u></li> </ul> <p><u>外部電源は、大洗研究所の施設を運転するに足る十分な電力供給を受けており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、何らかの異常により共用施設が停止したとしても、それに伴い廃棄物管理施設も運転を停止し、安定な状態に移行するため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。なお、非常系は商用系の補助的なものであり、廃棄物管理施設として機能の維持を期待していない。</u></p> <p><u>固定モニタリング設備は、原子炉施設等とは別の電源系統で計測を行っており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、何らかの異常により一部の共用施設が停止したとしても、複数基ある固定モニタリング設備でバックアップできるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。さらに、電源異常によりすべての共用施設が停止したとしても、予備電源を備えており計測を持続することができるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</u></p> <p><u>気象観測設備は、固定モニタリング設備と同様に、原子炉施設等とは別の電源系統で計測を行っており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。何らかの異常により共用施設が停止したとしても、気象指針により年間 10% 以内の欠測は認められており、その範囲で観測できるようにするため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</u></p> <p><u>移動モニタリング設備は、動力及び計測機能ともに独立している。何らかの異常により共用施設に異常があったとしても、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</u></p> <p><u>通信連絡設備のうち所内内線電話、加入電話、構内一斉放送設備は、原子炉施設等とは別の電源系統で稼働しており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、これら通信連絡設備に異常が生じた場合は、携帯通信機等の代替え措置により対応する。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>周辺監視区域用フェンスは、静的な建家であり、他施設との共用に伴い影響を受けることはない。</u></p> <p><u>また、廃棄物管理施設内では、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気を<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設等の排気を<math>\alpha</math>固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。これら気体廃棄物の廃棄施設が機能喪失する場合は、関連する施設・設備を停止することから、施設の安全性が損なわれることはない。</u></p> <p><u>表11-6に共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性を整理した。</u></p> <p><u>表11-6から、機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないと考える。</u></p>	(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前

変更後

備考

表11-2 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類

施設区分	施設名称	設備等	1) 直接的な安全機能		2) 支援的安全機能				3) その他の安全機能													
			遮断等	閉じ込め機能	火災等による閉鎖の防止	地震や津波による閉鎖の防止	外部からの侵入による閉鎖の防止	不慮な侵入等の防止	放射線管理機能	放射線管理機能	放射線管理機能	放射線管理機能	放射線管理機能	放射線管理機能	放射線管理機能	放射線管理機能						
放射線管理施設	建家	管理区域表示のさく、扉、壁																				
		天井クレーン																				
	液体廃棄物の処理施設	液体廃棄装置 I	蒸気室		○	○																
			カウンドリア		○	○																
			強制送風装置		○	○																
			蒸気圧降機		○	○																
			蒸気圧降機		○	○																
		化学処理装置	蒸気室		○	○																
			排気機		○	○																
			スラッジ貯槽		○	○																
			砂ろ過槽		○	○																
			ろ過槽		○	○																
	液体廃棄装置 II	蒸気室		○	○																	
		排気機		○	○																	
		蒸気圧降機		○	○																	
		蒸気圧降機		○	○																	
		蒸気圧降機		○	○																	
	セメント固化装置	蒸気室		○	○																	
		排気機		○	○																	
		蒸気圧降機		○	○																	
蒸気圧降機			○	○																		
蒸気圧降機			○	○																		
放射線管理施設	出入管理関係設備	更衣設備																				
		手洗い設備																				
	放射線監視設備	ハンマー投擲機																				
		ハンドフットクロスモニタ																				
廃棄施設	管理区域系排気設備	ローカルサンプリング装置																				
		排気口																				
放射線管理施設	セメント固化装置計測制御設備																					
電気設備	可燃物燃焼機3																					
消防設備	自動火災検知設備			○																		
消防設備	消火器			○																		
通信連絡設備	加入電話、市内内線																					
通信連絡設備	放送設備、ページング設備																					

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

施設区分	設備名	設置場所	1) 通常の安全機能				2) 災後の安全機能				3) その他の安全機能					
			避難等	閉じ込め機能	火災等による被害の防止	地震等による被害の防止	地震等による被害の防止	地震等による被害の防止	外部からの侵入等の防止	不法な侵入等の防止	計測制御機能	放射線管理機能	監視機能	通報機能	電源機能	通信機能
β-γ 放射線管理	建築	管理区域境界の表示、扉、壁														
		天井クレーン														
	放射線管理施設	β-γ 検知装置	検知部													
			検知器電源装置													
			検知器回収装置													
			検知器回収装置(エレベータ(貨物用))													
	作業施設	β-γ 放射線管理線量計測装置	計測装置													
			標準器													
	計測制御系統施設	β-γ 検知装置連動計測制御装置	計測制御装置													
			電源装置													
	放射線管理施設	出入管理関係設備	緊急設備													
			多量吸入設備													
			シャワー設備													
			ハンドアウトクロスモニター													
	放射線監視装置(屋内)	モニタ	モニタ													
室内空気モニター																
放射線監視装置(屋外)	モニタ	ローカルサンプリング装置														
		放射線監視装置														
電気設備	可搬型発電機	可搬型発電機														
		自動火災報知設備														
消防設備	屋内消火栓設備	屋内消火栓設備														
		消火器														
通信連絡設備	放送設備、ページング設備	放送設備														
		ページング設備														
β-γ 放射線管理	建築	管理区域境界の表示、扉、壁														
		天井クレーン														
	放射線管理施設	β-γ 射入設備	分断セル													
			注釈欄													
			エレベータ設備													
			貨物搬送用キャスタ													
	放射線管理施設	β-γ 貯蔵セル	セル内クレーン													
			放射線モニタ													
	作業施設	β-γ 貯蔵セル	セル内クレーン													
			放射線モニタ													
	計測制御系統施設	β-γ 射入設備連動計測制御装置	計測制御装置													
			電源装置													
	放射線管理施設	出入管理関係設備	緊急設備													
			多量吸入設備													
			シャワー設備													
ハンドアウトクロスモニター																
放射線監視装置(屋内)	モニタ	モニタ														
		室内空気モニター														
放射線監視装置(屋外)	モニタ	ローカルサンプリング装置														
		放射線監視装置														
電気設備	可搬型発電機	可搬型発電機														
		自動火災報知設備														
消防設備	ガス消火設備	ガス消火設備														
		消火器														
通信連絡設備	放送設備、ページング設備	放送設備														
		ページング設備														

変更前

変更後

備考

施設区分	設備名	仕様	1) 直接的な安全機能					2) 支障的機能					3) その他の安全機能						
			監視等	閉じ込め機能	火災等による異常の防止	地震や津波による被害の防止	内部からの侵入による被害の防止	不正な侵入等の防止	計測制御機能	放射線管理機能	処理機能	商業機能	管理機能	電源機能	通信機能				
産業物管理施設用装置 付機	建築	管理区域境界のきく、扉、壁																	
	躯体建築物の遮断施設	躯体建築物遮断用遮断装置																	
	計測制御系統施設	産業物管理施設用遮断計測設備																	
	電気設備	可搬型無電機4																	
	消防設備	消火器																	
	通信連絡設備	放送設備、ページング設備																	
	14 楽観野鳥施設Ⅱ	建築	管理区域境界のきく、扉、壁																
	躯体建築物の受入れ施設	躯体建築物Ⅱ																	
	放射線管理施設	放射線監視設備(屋内)																	
	商業施設	管理区域系排気設備																	
計測制御系統施設	放射線Ⅱ計測設備																		
電気設備	可搬型無電機5																		
消防設備	消火器																		
通信連絡設備	放送設備、ページング設備																		
15 有線楽観一時格納庫	建築	管理区域境界のきく、扉、壁																	
	躯体建築物の受入れ施設	有線楽観一時格納庫																	
	放射線管理施設	出入管理関係設備																	
	商業施設	放射線監視設備(屋内)																	
	電気設備	自動火災検知設備																	
	消防設備	消火器																	
	通信連絡設備	放送設備、ページング設備																	
	16 B・Aゾーン格納庫Ⅰ	建築	管理区域境界のきく、扉、壁																
		躯体建築物の受入れ施設	B・Aゾーン格納庫Ⅰ																
		放射線管理施設	出入管理関係設備																
商業施設		放射線監視設備(屋内)																	
電気設備		自動火災検知設備																	
消防設備		消火器																	
通信連絡設備		放送設備、ページング設備																	

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除



変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

施設区分	項目	仕様	1) 直轄的安全機能		2) 実質的安全機能				3) その他の安全機能							
			通報等	閉じ込め機能	火災等による閉鎖の防止	地震や津波による閉鎖の防止	内部からの侵入による閉鎖の防止	不正な侵入等の防止	計測制御機能	放射線管理機能	監視機能	異常機能	管理機能	電源機能	通信機能	
17) 放射性物質	建築	建築														
	放射性物質の受入れ施設	放射性物質の受入れ施設														
	放射線管理施設	放射線管理施設														
		放射線管理施設														
	電気設備	電気設備														
		電気設備														
	消防設備	消防設備														
		消防設備														
	通信設備	通信設備														
		通信設備														
	18) 管理用機器	建築	建築													
		放射性物質の処理施設	放射性物質の処理施設													
		放射線管理施設	放射線管理施設													
放射線管理施設																
電気設備		電気設備														
		電気設備														
消防設備		消防設備														
		消防設備														
通信設備		通信設備														
		通信設備														
19) 放射性物質処理用機器		建築	建築													
		放射性物質の処理施設	放射性物質の処理施設													
			放射性物質の処理施設													
	放射線管理施設	放射線管理施設														
		放射線管理施設														
	電気設備	電気設備														
		電気設備														
	消防設備	消防設備														
		消防設備														
	通信設備	通信設備														
		通信設備														



変 更 前			変 更 後	備 考
表 1 1 - 3 廃棄物管理施設の試験検査の内容			(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
<u>施設</u>	<u>許可書 (添付書類 5)</u>	<u>具体的な内容</u>		
<u>液体廃棄物の処理施設</u>	<u>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、配管・塔槽類の漏洩検査、警報作動試験、排気確認検査、漏洩検知器作動検査、処理能力検査等を実施する。</u>		
<u>固体廃棄物の処理施設</u>	<u>固体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>固体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として除塵機器等の作動試験、警報作動試験、排気 (負圧) 確認検査、処理能力検査等を実施する。</u>		
<u>管理施設</u>	<u>管理施設は、定期的に試験及び検査を実施する。</u>	<u>管理施設は、施設定期自主検査として保管設備の外観検査、クレーン作動検査、貯蔵孔の汚染検査等を実施する。</u>		
<u>液体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、ライニングの水張試験、配管類の漏洩検査、排気確認検査等を実施する。</u>		
<u>固体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>(1) 固体廃棄物の受入れ施設は、定期的に検査を実施する。 (2) <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>貯蔵セルについては、運転中の負圧の状態を確認する。</u>	<u>固体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査としてクレーン作動検査、排気確認検査等を実施する。  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>貯蔵セルについては、運転中に負圧状態の確認を実施する。</u>		
<u>出入管理関係設備、放射線監視設備等</u>	<u>出入管理関係設備、放射線監視設備等は、定期的に検査及び校正を行う。</u>	<u>ハンドフットクロスモニタ、サーベイメータ、排気モニタ及びエアモニタは、施設定期自主検査として校正検査及び警報作動検査等を実施する。</u>		
<u>気体廃棄物の廃棄施設</u>	<u>本施設は、定期的に試験及び検査を行う。</u>	<u>気体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査としてファンの作動試験、ダンパ閉止作動確認検査、セル内負圧確認検査、処理能力検査等を実施する。</u>		
<u>液体廃棄物の廃棄施設</u>	<u>本施設は、定期的に検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査として液位異常上昇及び漏洩検知器作動検査、ライニングの水張試験等を実施する。</u>		
<u>消防設備</u>	<u>本設備は、定期的な作動試験等を行う。</u>	<u>消防設備は、自動火災報知設備の作動試験等を実施する。</u>		

変更前			変更後	備考
<u>施設</u>	<u>許可書（添付書類5）</u>	<u>具体的な内容</u>	(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
<u>電気設備</u>	<u>本設備のうち電気系統については、定期的に絶縁抵抗測定等を実施する。</u>	<u>電気系統については、施設定期自主検査として配電盤等の絶縁抵抗測定、作動試験等を実施する。</u>		
<u>通信連絡設備</u>	<u>本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</u>	<u>放送設備及びページング設備については、施設定期自主検査として作動検査を実施する。</u>		

変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

表 1.1-4 廃棄物管理施設等における廃棄物の処理状況に関する調査結果

調査項目	調査内容	調査結果				備考
		実施済	実施中	未実施	不明	
1. 廃棄物の発生・収集	発生量の把握	○	○	○	○	* 可搬物及び不燃物がない * 燃焼炉等の設置状況 * 燃焼炉等の設置場所 * 燃焼炉等の設置容量
	収集量の把握	○	○	○	○	
	収集業者の選定	○	○	○	○	
	収集業者との契約	○	○	○	○	
	収集業者の選定	○	○	○	○	
	収集業者との契約	○	○	○	○	
	収集業者の選定	○	○	○	○	
	収集業者との契約	○	○	○	○	
	収集業者の選定	○	○	○	○	
	収集業者との契約	○	○	○	○	
	収集業者の選定	○	○	○	○	
	収集業者との契約	○	○	○	○	
2. 廃棄物の処理	処理量の把握	○	○	○	○	* 可搬物及び不燃物がない * 燃焼炉等の設置状況 * 燃焼炉等の設置場所 * 燃焼炉等の設置容量
	処理方法の把握	○	○	○	○	
	処理施設の選定	○	○	○	○	
	処理施設との契約	○	○	○	○	
	処理施設の選定	○	○	○	○	
	処理施設との契約	○	○	○	○	
	処理施設の選定	○	○	○	○	
	処理施設との契約	○	○	○	○	
	処理施設の選定	○	○	○	○	
	処理施設との契約	○	○	○	○	
	処理施設の選定	○	○	○	○	
	処理施設との契約	○	○	○	○	

変更前

変更後

備考

実施年度	実施内容	実施状況										実施結果	実施上の課題	実施上の留意点		
		計画	実施	評価	改善	継続	中止	見直し	見直し	見直し	見直し					
2017年度	計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	改善	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除



変更前	変更後	備考
	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>



変更前			変更後	備考
<u>表 1 1 - 5  他の施設と共用している設備・機器</u>			(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
<u>廃棄物管理施設</u>	<u>設備</u>	<u>共用施設（炉規制法）</u>		
<u>放射線管理施設</u>	<u>固定モニタリング設備、 移動モニタリング設備、 気象観測設備</u>	<u>大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設</u>		
<u>電気設備</u>	<u>商用系電源</u>	<u>大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設</u>		
<u>通信連絡設備</u>	<u>所内内線電話、 加入電話、 構内一斉放送設備</u>	<u>大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設</u>		
<u>その他附属施設</u>	<u>周辺監視区域用フェンス</u>	<u>大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設</u>		

変更前		変更後		備考																																													
<p>表 11-6 共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共用施設</th> <th>機能</th> <th>構造等</th> <th>共用による安全性の支障の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部電源</td> <td>商用系</td> <td>大洗研究所の施設を運転する電力供給</td> <td>共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>非常系</td> <td>商用系の機能停止時に限定した施設への電力供給</td> <td>共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>固定モニタリング設備</td> <td>定位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信</td> <td>測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>移動モニタリング設備</td> <td>任意の位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信</td> <td>測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>気象観測設備</td> <td>気象観測塔における気象の観測と観測データの発信</td> <td>気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通信連絡設備</td> <td>所内内線設備</td> <td>所内内線設備間の通話</td> <td>電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>所内外の加入電話設備間の通話</td> <td>電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>構内一斉放送設備</td> <td>構内に居る者への連絡・周知</td> <td>マイク、ケーブル、盤、スピーカーで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカーを設置</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域用フェンス</td> <td>人の不法な侵入等の防止</td> <td>共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>緊急時等会議システム</td> <td>複数箇所との通話</td> <td>TV会議システム端末を共用する側の施設に設置</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>		共用施設	機能	構造等	共用による安全性の支障の有無	外部電源	商用系	大洗研究所の施設を運転する電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無	非常系	商用系の機能停止時に限定した施設への電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無	固定モニタリング設備	定位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信	測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無	移動モニタリング設備	任意の位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信	測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無	気象観測設備	気象観測塔における気象の観測と観測データの発信	気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無	通信連絡設備	所内内線設備	所内内線設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無	加入電話設備	所内外の加入電話設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無	構内一斉放送設備	構内に居る者への連絡・周知	マイク、ケーブル、盤、スピーカーで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカーを設置	無	周辺監視区域用フェンス	人の不法な侵入等の防止	共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用	無	緊急時等会議システム	複数箇所との通話	TV会議システム端末を共用する側の施設に設置	無	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>
共用施設	機能	構造等	共用による安全性の支障の有無																																														
外部電源	商用系	大洗研究所の施設を運転する電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無																																													
	非常系	商用系の機能停止時に限定した施設への電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無																																													
固定モニタリング設備	定位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信	測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無																																														
移動モニタリング設備	任意の位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信	測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無																																														
気象観測設備	気象観測塔における気象の観測と観測データの発信	気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無																																														
通信連絡設備	所内内線設備	所内内線設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無																																													
	加入電話設備	所内外の加入電話設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無																																													
	構内一斉放送設備	構内に居る者への連絡・周知	マイク、ケーブル、盤、スピーカーで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカーを設置	無																																													
周辺監視区域用フェンス	人の不法な侵入等の防止	共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用	無																																														
緊急時等会議システム	複数箇所との通話	TV会議システム端末を共用する側の施設に設置	無																																														

変 更 前	変 更 後	備 考
<div data-bbox="172 289 1261 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 第 1 2 条に規定する「事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故当たり 5 ミリシーベルト以下であることをいう。</p> </div> <p>(添付書類七)</p> <p>解釈第 1 項第 1 号について</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の 19 施設において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起回事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（<math>\alpha</math>核種又は<math>\beta</math> <math>\gamma</math>核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p>	<div data-bbox="1389 289 2478 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 第 1 2 条に規定する「事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故当たり 5 ミリシーベルト以下であることをいう。</p> </div> <p>(添付書類七)</p> <p>解釈第 1 項第 1 号について</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の 19 施設 <u>（使用を停止する施設及び設備を安全側に含む。）</u>において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起回事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（<math>\alpha</math>核種又は<math>\beta</math> <math>\gamma</math>核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における19施設を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物及び<math>\alpha</math> 固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業者の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表1のとおりである。</p>	<p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における19施設 <u>(使用を停止する施設及び設備を安全側に含む。)</u> を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物及び<math>\alpha</math> 固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業者の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表1のとおりである。</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2-2) 固体廃棄物を取り扱う施設におけるスクリーニングの考え方</p> <p>固体廃棄物は、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種を主な組成とする<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物と、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種のほか<math>\alpha</math>核種を含有する<math>\alpha</math>固体廃棄物とに分類され、事故による被ばくの寄与については総じて<math>\alpha</math>核種のほうが大きいことから、スクリーニングは工程による分類のほか廃棄物の種類によっても分類することが適切と考えられる。</p> <p>固体廃棄物の事故による放射性物質の拡散の過程は、火災とそれ以外の事故とでは、閉じ込め機能喪失の程度が異なるため、火災とそれ以外の事故の閉じ込め機能喪失を明確に分けて評価する必要がある、火災は総じて拡散が大きいことから火災事故が考えられる施設はすべて対象とする。</p> <p>固体廃棄物の処理と処理までの保管においては、処理では放射性物質を完全な非密封で取扱うこととなるが、処理までの保管の場合は、静置していることが基本のため、通常の状態では閉じ込め機能喪失は発生せず、移動時の落下による閉じ込め機能喪失が想定される程度である。</p> <p>以上から、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物と<math>\alpha</math>固体廃棄物、火災とそれ以外の事故による閉じ込め機能喪失、処理と保管の3種類にそれぞれ分類してスクリーニングし、インベントリの大きい施設について放出評価する。表 2-2 に固体廃棄物の処理又は受入れに係る施設の取り扱うインベントリの比を整理した。また、固体廃棄物の取扱い施設におけるスクリーニングの分類を同様に表 2-2 に示す。</p> <p>2-3) 固体廃棄物を保管する施設におけるスクリーニングの考え方</p> <p>保管施設に保管する固体廃棄物は、ドラム缶、コンクリートブロック、角型容器又は保管体に密封の状態でする定置されることから、2-2)項に示す固体廃棄物の処理までの保管と同様であり、インベントリの大きい施設について放出評価する。表 2-3 に固体廃棄物を保管する施</p>	<p>2-2) 固体廃棄物を取り扱う施設におけるスクリーニングの考え方</p> <p>固体廃棄物は、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種を主な組成とする<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物と、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種のほか<math>\alpha</math>核種を含有する<math>\alpha</math>固体廃棄物とに分類され、事故による被ばくの寄与については総じて<math>\alpha</math>核種のほうが大きいことから、スクリーニングは工程による分類のほか廃棄物の種類によっても分類することが適切と考えられる。</p> <p>固体廃棄物の事故による放射性物質の拡散の過程は、火災とそれ以外の事故とでは、閉じ込め機能喪失の程度が異なるため、火災とそれ以外の事故の閉じ込め機能喪失を明確に分けて評価する必要がある、火災は総じて拡散が大きいことから火災事故が考えられる施設はすべて対象とする。</p> <p>固体廃棄物の処理と処理までの保管においては、処理では放射性物質を完全な非密封で取扱うこととなるが、処理までの保管の場合は、静置していることが基本のため、通常の状態では閉じ込め機能喪失は発生せず、移動時の落下による閉じ込め機能喪失が想定される程度である。</p> <p>以上から、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物と<math>\alpha</math>固体廃棄物、火災とそれ以外の事故による閉じ込め機能喪失、処理と保管の3種類にそれぞれ分類してスクリーニングし、インベントリの大きい施設について放出評価する。表 2-2 に固体廃棄物の処理又は受入れに係る施設の取り扱うインベントリの比を整理した。また、固体廃棄物の取扱い施設におけるスクリーニングの分類を同様に表 2-2 に示す。</p> <p>2-3) 固体廃棄物を保管する施設におけるスクリーニングの考え方</p> <p>保管施設に保管する固体廃棄物は、ドラム缶、コンクリートブロック、角型鋼製容器又は保管体に密封の状態でする定置されることから、2-2)項に示す固体廃棄物の処理までの保管と同様であり、インベントリの大きい施設について放出評価する。表 2-3 に固体廃棄物を保管する施</p>	<p>記載の見直し</p>

変更前				変更後				備考
表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入 (◎：火災、○：火災以外)				表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入 (◎：火災、○：火災以外)				有機溶媒貯槽の記載の追加
① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備				① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		
β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置	23	◎	β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u>	23	◎	
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	
② β・γ 固体廃棄物の受入 (処理までの保管を含む) を行う施設及び設備				② β・γ 固体廃棄物の受入 (処理までの保管を含む) を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5		β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5		
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1		β・γ 固体処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1		
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○	β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○	
③ α 固体廃棄物の処理 (焼却又は分類) を行う施設及び設備				③ α 固体廃棄物の処理 (焼却又は分類) を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
α 固体処理棟	α ホール設備	1		α 固体処理棟	α ホール設備	1		
	α 焼却装置	2	◎		α 焼却装置	2	◎	
	α 封入設備	78200	○		α 封入設備	78200	○	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2-2 固体廃棄物の処理又は受入</p> <p>① 固体廃棄物の処理（β・γ固体廃棄物）</p> <p>【火災】β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ焼却装置                  . . .（想定事故評価 2-2-①-1）</p> <p>【火災以外】β・γ固体処理棟Ⅳ β・γ封入設備                  . . .（想定事故評価 2-2-①-2）</p> <p>② 固体廃棄物の一時保管（β・γ固体廃棄物）</p> <p>【火災以外】β・γ固体処理棟Ⅳ β・γ貯蔵セル                  . . .（想定事故評価 2-2-②-1）</p> <p>③ 固体廃棄物の処理（α固体廃棄物）</p> <p>【火災】α固体処理棟 α焼却装置                  . . .（想定事故評価 2-2-③-1）</p> <p>固体廃棄物減容処理施設 焼却熔融セル                  . . .（想定事故評価 2-2-③-2）</p> <p>【火災以外】α固体処理棟 α封入設備                  . . .（想定事故評価 2-2-③-3）</p> <p>④ 固体廃棄物の一時保管（α固体廃棄物）</p> <p>【閉じ込め】固体廃棄物減容処理施設 廃棄物搬出入ピット                  . . .（想定事故評価 2-2-④-1）</p>	<p>2-2 固体廃棄物の処理又は受入</p> <p>① 固体廃棄物の処理（β・γ固体廃棄物）</p> <p>【火災】β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ焼却装置                  . . .（想定事故評価 2-2-①-1）</p> <p>【火災以外】β・γ固体処理棟Ⅳ β・γ封入設備                  . . .（想定事故評価 2-2-①-2）</p> <p>② 固体廃棄物の一時保管（β・γ固体廃棄物）</p> <p>【火災以外】β・γ固体処理棟Ⅳ β・γ貯蔵セル                  . . .（想定事故評価 2-2-②-1）</p> <p>③ 固体廃棄物の処理（α固体廃棄物）</p> <p>【火災】α固体処理棟 α焼却装置                  . . .（想定事故評価 2-2-③-1）</p> <p>固体廃棄物減容処理施設 焼却熔融セル                  . . .（想定事故評価 2-2-③-2）</p> <p>【火災以外】α固体処理棟 α封入設備                  . . .（想定事故評価 2-2-③-3）</p> <p>④ 固体廃棄物の一時保管（α固体廃棄物）</p> <p>【閉じ込め】固体廃棄物減容処理施設 廃棄物搬出入ピット                  . . .（想定事故評価 2-2-④-1）</p>	
<p>2-3 固体廃棄物の保管</p> <p>① 廃棄物パッケージ（ドラム缶、コンクリートブロック、角型容器又は保管体）の保管</p> <p>【火災以外】固体集積保管場Ⅰ . . .（想定事故評価 2-3-①-1）</p> <p>固体集積保管場Ⅲ . . .（想定事故評価 2-3-①-2）</p> <p>α固体貯蔵施設 . . .（想定事故評価 2-3-①-3）</p>	<p>2-3 固体廃棄物の保管</p> <p>① 廃棄物パッケージ（ドラム缶、コンクリートブロック、角型鋼製容器又は保管体）の保管</p> <p>【火災以外】固体集積保管場Ⅰ . . .（想定事故評価 2-3-①-1）</p> <p>固体集積保管場Ⅲ . . .（想定事故評価 2-3-①-2）</p> <p>α固体貯蔵施設 . . .（想定事故評価 2-3-①-3）</p>	<p>記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>第十三条（処理施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。</p> <p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理するため、廃液処理棟に<u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置を収納し、廃液貯留施設Ⅰに処理済廃液貯槽を、排水監視施設に排水監視設備を収容し、処理するために必要な能力を有するようにするため、年間で事業</p>	<p>第十三条（処理施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。</p> <p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理するため、廃液処理棟に廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置を収納し、廃液貯留施設Ⅰに処理済廃液貯槽を、排水監視施設に排水監視設備を収容し、処理するために必要な能力を有するようにするため、年間で事業</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>



変 更 前	変 更 後	備 考
<p>所から発生する固体廃棄物及び近隣の事業者から処理を委託される固体廃棄物の総量を処理できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>廃棄物管理施設には、処理に伴い生じた液体状及び気体状の放射性廃棄物を排出するにあたっては、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（<math>50\mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出する。同様に、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理 <u>又は化学処理</u> を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">[</span>                 添付書類五の下記項目参照                  処理施設 （4.2項）             </div>	<p>所から発生する固体廃棄物及び近隣の事業者から処理を委託される固体廃棄物の総量を処理できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>廃棄物管理施設には、処理に伴い生じた液体状及び気体状の放射性廃棄物を排出するにあたっては、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（<math>50\mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出する。同様に、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">[</span>                 添付書類五の下記項目参照                  処理施設 （4.2項）             </div>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(本文)</p> <p>ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) 処理施設</p> <p>a) 液体廃棄物の処理施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ及び排水監視施設の建家並びに<u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の<u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p>3) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、</p>	<p>(本文)</p> <p>ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) 処理施設</p> <p>a) 液体廃棄物の処理施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ及び排水監視施設の建家並びに廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p>3) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p><u>(a) 化学処理装置</u>  <u>化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が安定した、主としてJMT R原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔及び分析フードで構成する。</u></p> <p><u>(b) 廃液蒸発装置 I</u>          廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A <u>のうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液</u>を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機 <u>及び濃縮液受槽</u>で構成する。</p> <p><u>(c) 廃液蒸発装置 II</u>          廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p><u>(d) セメント固化装置</u>          セメント固化装置は、<u>主として化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液</u>を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として<u>凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽</u>及び混練機で構成する。</p> <p><u>(e) 処理済廃液貯槽</u>          本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p><u>(f) 排水監視設備</u>          本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類          主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p>	<p>地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(削る)</p> <p><u>(a) 廃液蒸発装置 I</u>          廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、<u>濃縮液受槽及び分析フード</u>で構成する。</p> <p><u>(b) 廃液蒸発装置 II</u>          廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p><u>(c) セメント固化装置</u>          セメント固化装置は、廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として濃縮液槽及び混練機で構成する。</p> <p><u>(d) 処理済廃液貯槽</u>          本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p><u>(e) 排水監視設備</u>          本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類          主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>号番号の繰上げ          化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び変更</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ          化学処理装置の使用の停止に伴う見直し</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前						変更後						備考
第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						
収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力	収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力	
廃液処理棟	9,400m <sup>3</sup>	化学処理装置（二段凝集沈澱方式）	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	10m <sup>3</sup> /h	廃液処理棟	5,400m <sup>3</sup>					化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び変更
		<ul style="list-style-type: none"> <li>凝集沈澱槽 2基</li> <li>排泥槽 2基</li> <li>スラッジ貯槽 1基</li> <li>砂ろ過塔 2基</li> <li>分析フード 4基</li> </ul>										
		廃液蒸発装置Ⅰ（強制循環型蒸気圧縮方式） <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気室 1基</li> <li>カランドリア 1基</li> <li>強制循環ポンプ 1基</li> <li>蒸気圧縮機 1基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> </ul>	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	3m <sup>3</sup> /h			廃液蒸発装置Ⅰ（強制循環型蒸気圧縮方式） <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気室 1基</li> <li>カランドリア 1基</li> <li>強制循環ポンプ 1基</li> <li>蒸気圧縮機 1基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> <li>分析フード 4基*</li> </ul>	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	3m <sup>3</sup> /h	
廃液蒸発装置Ⅱ（単効型自然循環方式） <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸発缶 1基</li> <li>充填塔 1基</li> <li>凝縮器 2基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> </ul>	B	液体廃棄物B及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /h	廃液蒸発装置Ⅱ（単効型自然循環方式） <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸発缶 1基</li> <li>充填塔 1基</li> <li>凝縮器 2基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> </ul>	B	液体廃棄物B及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /h				記載の見直し	
セメント固化装置（混練方式） <ul style="list-style-type: none"> <li>凍結再融解槽 2基</li> <li>スラッジ槽 1基</li> <li>濃縮液槽 1基</li> <li>混練機 1式</li> </ul>	C	スラッジ及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /5日 200リットル/日（濃縮液）	セメント固化装置（混練方式） <ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮液槽 1基</li> <li>混練機 1式</li> </ul>	C	濃縮液	200リットル/日（濃縮液）				化学処理装置の使用の停止に伴う削除	
廃液貯留施設Ⅰ	9,400m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 200m <sup>3</sup>	廃液貯留施設Ⅰ	5,400m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 200m <sup>3</sup>	記載の見直し
排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 500m <sup>3</sup>	排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 500m <sup>3</sup>	記載の見直し

\*：うち3基は管理機械棟に設置

変更前	変更後	備考
<p>第13条（処理施設）</p> <p>1 第13条に規定する「処理を行うための施設」は、他事業者から受け入れた放射性廃棄物を処理する施設をいう。なお、処理に当たっては廃棄施設との共用を妨げるものではない。</p> <p>2 第2号に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる」とは、ALARAの考え方の下、当該施設として「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年以下）が達成できるよう、気体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、貯留、減衰等により、液体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰等により放射性物質の濃度を低減することをいう。</p> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の処理施設は、受け入れた放射性廃棄物を、廃棄物管理施設において発生する液体又は固体状の放射性廃棄物とともに容器に封入又は容器に固型化するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>（液体廃棄物処理の概要と処理能力）</p> <p>液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において <u>化学処理又は蒸発処理</u> を行い、<u>スラッジ及び濃縮液</u> と処理済廃液とに分離する。<u>スラッジ及び濃縮液</u> は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放</p>	<p>第13条（処理施設）</p> <p>1 第13条に規定する「処理を行うための施設」は、他事業者から受け入れた放射性廃棄物を処理する施設をいう。なお、処理に当たっては廃棄施設との共用を妨げるものではない。</p> <p>2 第2号に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる」とは、ALARAの考え方の下、当該施設として「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年以下）が達成できるよう、気体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、貯留、減衰等により、液体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰等により放射性物質の濃度を低減することをいう。</p> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の処理施設は、受け入れた放射性廃棄物を、廃棄物管理施設において発生する液体又は固体状の放射性廃棄物とともに容器に封入又は容器に固型化するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>（液体廃棄物処理の概要と処理能力）</p> <p>液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において蒸発処理を行い、濃縮液と処理済廃液とに分離する。濃縮液は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて<math>50\mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下が達成できるよう、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の最大受入れ量</p> <p>液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。</p> <p>a. 液体廃棄物 A : <math>8,000\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>b. 液体廃棄物 B : <math>1,400\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>なお、<u>液体廃棄物 C はごく少量である。また、</u>放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>(2) 処理済廃液の処理能力</p> <p>処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて<math>700\text{m}^3</math>である。</p> <p>処理施設から発生する処理済廃液は、年間約<math>10,000\text{m}^3</math>である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約<math>65,000\text{m}^3</math>である。処理済廃液約<math>10,000\text{m}^3</math>及び希釈水約<math>65,000\text{m}^3</math>を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は約<math>220</math>日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>(3) 液体廃棄物処理と設備の能力</p> <p>1) 液体廃棄物 A</p> <p>廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間<math>8,000\text{m}^3</math>である。<u>このうちの約<math>4,000\text{m}^3</math>は、J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水で、物理的・化学的性質が一定した<math>^{24}\text{Na}</math>を初期の支配核種とし、<math>^3\text{H}</math>、<math>^{60}\text{Co}</math>等を含むものである。その他の約<math>4,000\text{m}^3</math>は、物理的・化学的性質が多様な<math>^{60}\text{Co}</math>、<math>^{90}\text{Sr}</math>、<math>^{137}\text{Cs}</math>等を含むものである。</u></p>	<p>放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて<math>50\mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下が達成できるよう、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の最大受入れ量</p> <p>液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。</p> <p>a. 液体廃棄物 A : <math>4,000\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>b. 液体廃棄物 B : <math>1,400\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>なお、放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>(2) 処理済廃液の処理能力</p> <p>処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて<math>700\text{m}^3</math>である。</p> <p>処理施設から発生する処理済廃液は、年間約<math>6,000\text{m}^3</math>である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約<math>39,000\text{m}^3</math>である。処理済廃液約<math>6,000\text{m}^3</math>及び希釈水約<math>39,000\text{m}^3</math>を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は約<math>130</math>日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>(3) 液体廃棄物処理と設備の能力</p> <p>1) 液体廃棄物 A</p> <p>廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間<math>4,000\text{m}^3</math>であり、<u>物理的・化学的性質が多様な<math>^{60}\text{Co}</math>、<math>^{90}\text{Sr}</math>、<math>^{137}\text{Cs}</math>等を含むものである。</u></p>	<p>記載の見直し</p> <p>液体廃棄物 C の削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>記載の見直し</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水の液体廃棄物は、廃液貯槽 I (200m<sup>3</sup>×5基、400m<sup>3</sup>×1基) に一時貯留する。半減期が15時間の<sup>24</sup>Naについては、1週間以上貯留することによりその濃度を1/1,000 以下に減衰することができる。<sup>24</sup>Naを減衰させた後の液体廃棄物は、化学処理装置で処理する。化学処理装置の処理能力は、10m<sup>3</sup>/hで、除染係数は、3.7Bq/cm<sup>3</sup> から3.7×10<sup>-1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>程度の濃度の液体廃棄物に対して10~100程度が得られる。一次冷却水の液体廃棄物の量約4,000m<sup>3</sup>の処理に必要な年間稼働日数は約60日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、化学処理装置の処理能力は十分である。</u></p> <p><u>一方、物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物は、廃液貯槽 I に一時貯留した後、主として廃液蒸発装置 I により処理する。廃液蒸発装置 I は、処理能力3m<sup>3</sup>/h、除染係数10<sup>3</sup> 以上が得られる。物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物の量約4,000m<sup>3</sup>の処理に必要な年間稼働日数は約190日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 I の処理能力は十分である。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ (年間約20m<sup>3</sup>) は、セメント固化装置により固型化する。</u></p> <p>廃液蒸発装置 I から発生する濃縮液 (年間約200m<sup>3</sup>) は、後述の廃液蒸発装置 II でさらに処理する。</p> <p>2) 液体廃棄物 B</p> <p>液体廃棄物 B の受入れ量は、定常的には年間約230m<sup>3</sup>であるが、その他予期し得ない要因で排出されるものを考慮しても年間最大1,400m<sup>3</sup>である。</p> <p>液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II (70m<sup>3</sup>×4基) に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物 B は、貯槽でpH等の調整を行った後、廃液蒸発装置 II で処理する。廃液蒸発装置 II は、処理能力1m<sup>3</sup>/h、除染係数10<sup>4</sup> 以上が得られる。</p> <p>なお、廃液蒸発装置 I からの濃縮液年間約200m<sup>3</sup> も廃液蒸発装置 II で処理する。</p> <p>最大受入れ量1,400m<sup>3</sup>に廃液蒸発装置 I からの濃縮液約200m<sup>3</sup>を加えても、処理に必要な年間稼働日数は約230日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 II の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液 (年間約11m<sup>3</sup>) は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>3) <u>液体廃棄物 C、スラッジ及び濃縮液</u></p> <p><u>液体廃棄物 C は、液体廃棄物処理施設内において、セメント等の固化素材を用いて容器に固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ (年間約20m<sup>3</sup>) 及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液 (年間約11m<sup>3</sup>) は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p> <p>セメント固化装置の処理能力は、<u>スラッジについては5日で約1m<sup>3</sup>の処理ができる。また、濃縮液については</u>1日あたり約0.2m<sup>3</sup>の処理ができる。<u>スラッジ及び濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は約155日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p>	<p>液体廃棄物 <u>A</u> は、廃液貯槽 I に一時貯留した後、主として廃液蒸発装置 I により処理する。廃液蒸発装置 I は、処理能力3m<sup>3</sup>/h、除染係数10<sup>3</sup> 以上が得られる。液体廃棄物 <u>A</u> の4,000m<sup>3</sup>の処理に必要な年間稼働日数は約190日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 I の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 I から発生する濃縮液 (年間約200m<sup>3</sup>) は、後述の廃液蒸発装置 II でさらに処理する。</p> <p>2) 液体廃棄物 B</p> <p>液体廃棄物 B の受入れ量は、定常的には年間約230m<sup>3</sup>であるが、その他予期し得ない要因で排出されるものを考慮しても年間最大1,400m<sup>3</sup>である。</p> <p>液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II (70m<sup>3</sup>×4基) に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物 B は、貯槽でpH等の調整を行った後、廃液蒸発装置 II で処理する。廃液蒸発装置 II は、処理能力1m<sup>3</sup>/h、除染係数10<sup>4</sup> 以上が得られる。</p> <p>なお、廃液蒸発装置 I からの濃縮液年間約200m<sup>3</sup> も廃液蒸発装置 II で処理する。</p> <p>最大受入れ量1,400m<sup>3</sup>に廃液蒸発装置 I からの濃縮液約200m<sup>3</sup>を加えても、処理に必要な年間稼働日数は約230日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 II の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液 (年間約11m<sup>3</sup>) は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>3) 濃縮液</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液 (年間約11m<sup>3</sup>) は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</p> <p>セメント固化装置の処理能力は、1日あたり約0.2m<sup>3</sup>の処理ができる。濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は<u>約55日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>したがって、セメント固化装置の処理能力は十分である。</p> <p>廃棄物管理施設の液体廃棄物の処理施設（本文 ハ(1)a))</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ及び排水監視施設の建家並びに<u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の<u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p>3) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃</p>	<p>したがって、セメント固化装置の処理能力は十分である。</p> <p>廃棄物管理施設の液体廃棄物の処理施設（本文 ハ(1)a))</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ及び排水監視施設の建家並びに廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p>3) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>



変更前	変更後	備考
<p>棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p><u>(a) 化学処理装置</u></p> <p><u>化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が一定した、主としてJMT R原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔及び分析フードで構成する。</u></p> <p><u>(b) 廃液蒸発装置 I</u></p> <p>廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A のうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機 <u>及び濃縮液受槽</u> で構成する。</p> <p><u>(c) 廃液蒸発装置 II</u></p> <p>廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p><u>(d) セメント固化装置</u></p> <p>セメント固化装置は、<u>主として化学処理装置から発生するスラッジ及び</u>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として<u>凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機</u>で構成する。</p> <p><u>(e) 処理済廃液貯槽</u></p> <p>本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p><u>(f) 排水監視設備</u></p> <p>本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力</p>	<p>棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(削る)</p> <p><u>(a) 廃液蒸発装置 I</u></p> <p>廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A のうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、<u>濃縮液受槽及び分析フード</u>で構成する。</p> <p><u>(b) 廃液蒸発装置 II</u></p> <p>廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p><u>(c) セメント固化装置</u></p> <p>セメント固化装置は、廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として濃縮液槽及び混練機で構成する。</p> <p><u>(d) 処理済廃液貯槽</u></p> <p>本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p><u>(e) 排水監視設備</u></p> <p>本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び記載の見直し</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>記載の見直し 号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ 化学処理装置の使用の停止に伴う見直し</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前						変更後						備考	
第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類 並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類 並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力							
収容建家	年間 処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震 クラス	処理する放射性 廃棄物の種類	最大処理能力	収容建家	年間 処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震 クラス	処理する放射性 廃棄物の種類	最大処理能力		
廃液処理棟	9,400m <sup>3</sup>	化学処理装置（二段凝集沈澱方式） 〔凝集沈澱槽 2基〕 〔排泥槽 2基〕 〔スラッジ貯槽 1基〕 〔砂ろ過塔 2基〕 〔分析フード 4基〕	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	10m <sup>3</sup> /h	廃液処理棟	5,400m <sup>3</sup>	〔凝集沈澱槽 2基〕 〔排泥槽 2基〕 〔スラッジ貯槽 1基〕 〔砂ろ過塔 2基〕 〔分析フード 4基〕	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	10m <sup>3</sup> /h	化学処理装置の使用の 停止に伴う削除及び記 載の見直し	
		廃液蒸発装置 I（強制循環型蒸気圧縮方式） 〔蒸気室 1基〕 〔カランドリア 1基〕 〔強制循環ポンプ 1基〕 〔蒸気圧縮機 1基〕 〔濃縮液受槽 1基〕	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	3m <sup>3</sup> /h			廃液蒸発装置 I（強制循環型蒸気圧縮方式） 〔蒸気室 1基〕 〔カランドリア 1基〕 〔強制循環ポンプ 1基〕 〔蒸気圧縮機 1基〕 〔濃縮液受槽 1基〕 〔分析フード 4基*〕	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	3m <sup>3</sup> /h		記載の見直し
		廃液蒸発装置 II（単効型自然循環方式） 〔蒸発缶 1基〕 〔充填塔 1基〕 〔凝縮器 2基〕 〔濃縮液受槽 1基〕	B	液体廃棄物 B 及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /h			〔蒸発缶 1基〕 〔充填塔 1基〕 〔凝縮器 2基〕 〔濃縮液受槽 1基〕	B	液体廃棄物 B 及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /h		
セメント固化装置（混練方式） 〔凍結再融解槽 2基〕 〔スラッジ槽 1基〕 〔濃縮液槽 1基〕 〔混練機 1式〕	C	スラッジ及び 濃縮液	1m <sup>3</sup> /5日 (スラッジ) 200リットル/日 (濃縮液)	セメント固化装置（混練方式） 〔濃縮液槽 1基〕 〔混練機 1式〕	C	濃縮液	200リットル/日 (濃縮液)	化学処理装置の使用の 停止に伴う削除					
廃液貯留施設 I	9,400m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 200m <sup>3</sup>	廃液貯留施設 I	5,400m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 200m <sup>3</sup>	記載の見直し	
排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 500m <sup>3</sup>	排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 500m <sup>3</sup>	記載の見直し	

\*：うち 3 基は管理機械棟に設置

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>解釈第2項について</p> <p>周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（<math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出するとともに、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理 <u>又は化学処理</u>を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設での固体廃棄物の処理に伴い発生する気体廃棄物については、固体廃棄物の処理施設の排気浄化装置、焼却炉及び排ガス処理設備、焼却熔融炉及び排ガス処理装置による過により、放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の空气中の濃度を十分に低減させる設計とする。添付書類六で評価した気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量は<math>1.6 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>であり、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の内部被ばく実効線量は <math>1.8 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>である。</p> <p>同様に、液体廃棄物の処理に伴い発生する液体廃棄物の放射性物質濃度の低減については、液体廃棄物の処理施設の <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置による <u>化学処理</u>、蒸発処理により、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の排水中の濃度を十分に低減させる設計とする。添付書類六で評価した液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量は<math>4.2 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>である。</p> <p>これらの周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量と直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を合計しても線量目標値（<math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下）は達成できている。</p> <p>液体廃棄物の処理施設の設計方針（添付書類五 4.2.2.2項）</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に <u>化学処理</u>、蒸発処理及び管理を行い、周辺環境に放出す</p>	<p>解釈第2項について</p> <p>周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（<math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出するとともに、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設での固体廃棄物の処理に伴い発生する気体廃棄物については、固体廃棄物の処理施設の排気浄化装置、焼却炉及び排ガス処理設備、焼却熔融炉及び排ガス処理装置による過により、放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の空气中の濃度を十分に低減させる設計とする。添付書類六で評価した気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量は<math>1.6 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>であり、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の内部被ばく実効線量は <math>1.8 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>である。</p> <p>同様に、液体廃棄物の処理に伴い発生する液体廃棄物の放射性物質濃度の低減については、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置による蒸発処理により、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の排水中の濃度を十分に低減させる設計とする。添付書類六で評価した液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量は<math>4.2 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>である。</p> <p>これらの周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量と直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を合計しても線量目標値（<math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下）は達成できている。</p> <p>液体廃棄物の処理施設の設計方針（添付書類五 4.2.2.2項）</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に蒸発処理及び管理を行い、周辺環境に放出す</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>液体廃棄物の処理施設の設備及び機器は、廃棄物管理事業開始以前から運転している設備及び機器の運転実績及び他事業所等における同様の処理装置の運転実績を参考に、廃棄物管理施設に受け入れる放射性廃棄物の性状と量、処理して発生するスラッジ及び濃縮液の放射性物質濃度と量、処理済廃液の量と希釈水の量、廃棄物パッケージの発生数と放射性物質濃度を重要な設計条件として処理工程及び処理能力を設定している。</u></p> <p><u>液体廃棄物の処理に関して、廃棄物種類ごとの発生見込み量、全体の処理フロー（放射能濃度の測定ポイント含む。）及び処理能力の設定（除染係数を含む。）の考え方及び設計は、以下のとおりである。</u></p> <p>① <u>基本的考え方</u></p> <p>㉞ <u>液体廃棄物の種類ごとに、液体廃棄物の性状に適すること及び発生見込み量に見合った処理能力を有する処理設備であること。</u></p> <p>㉟ <u>設備及び機器は、放射性物質の量が年間放出量を超えないよう、処理する液体廃棄物を処理済廃液の濃度限度以下に処理できる除染係数を有するものであること。また、必要により複数回又は組み合わせの処理により放射性物質濃度を低減できること。</u></p> <p>㊱ <u>処理の過程で発生する2次廃棄物を貯留する貯槽を設け、廃棄体を作製する処理装置はこの貯槽に2次廃棄物が滞ることのない処理能力を有すること。</u></p> <p>㊲ <u>処理済廃液を一般排水する貯槽は、処理済廃液を濃度限度以下にする能力を有すること。</u></p> <p>② <u>基本的考え方に基づく設計</u></p> <p>㉞ <u>液体廃棄物Aの放射性物質濃度以下であり、性状が安定していて、大量に発生するJ M T R一次冷却水を処理するため、大量の処理が可能な二段凝集沈殿方式の化学処理装置を設置する。</u></p> <p>㉟ <u>液体廃棄物Aの放射性物質濃度以下であり、性状が発生元等によって異なるが、量が比較的少ない実験系の廃液を処理するため、蒸発処理が可能な強制循環型蒸気圧縮方式の廃液蒸発装置Ⅰを設置する。</u></p> <p>㊱ <u>液体廃棄物B及び廃液蒸発装置Ⅰで処理したのち残渣となった2次廃棄物を減容するため、高い除染係数が得られる単効型自然循環方式の廃液蒸発装置Ⅱを設置する。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>㊦ <u>2次廃棄物である濃縮液及びスラッジの処理量が確保でき、常温で安定した固化が可能な混練方式のセメント固化装置を設置する。</u></p> <p>㊧ <u>処理済廃液を濃度限度以下に希釈することができる容量の処理済廃液貯槽及び排水監視設備を設置する。</u></p> <p><u>これらの設計により、図13-3に示す設備としている。</u></p> <p><u>ハ) 液体廃棄物の処理に伴うスラッジ量、濃縮液量及び処理済廃液量について（解釈第13条第1項）</u></p> <p><u>スラッジ量、濃縮液量は、化学処理装置の処理により発生するスラッジ及び廃液蒸発装置Ⅱの処理により発生する濃縮液の量であり、運転実績からの減容比である化学処理装置が1/200、廃液蒸発装置Ⅱが1/40から、この減容比を基にスラッジと濃縮液の量を算出している。</u></p> <p><u>[スラッジ] <math>4,000\text{m}^3/\text{年} \times 1/200 = 20\text{m}^3/\text{年} \Rightarrow 20\text{m}^3/\text{年}</math></u></p> <p><u>[濃縮液] <math>430\text{m}^3/\text{年}^* \times 1/40 = 10.75\text{m}^3/\text{年} \Rightarrow 11\text{m}^3/\text{年}</math></u></p> <p><u>*: 予期しえない要因で排出されるものを除く定常的な液体廃棄物B受入れ量（<math>230\text{m}^3/\text{年}</math>）と廃液蒸発装置Ⅰ濃縮液（<math>200\text{m}^3/\text{年}</math>）の合計</u></p> <p><u>処理済廃液量は、化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ及び廃液蒸発装置Ⅱの処理済廃液の合計量である。</u></p> <p><u>化学処理装置 : <math>4,000\text{m}^3/\text{年} - 20\text{m}^3/\text{年} = 3,980\text{m}^3/\text{年}</math></u></p> <p><u>廃液蒸発装置Ⅰ : <math>4,000\text{m}^3/\text{年} - 200\text{m}^3/\text{年} = 3,800\text{m}^3/\text{年}</math></u></p> <p><u>廃液蒸発装置Ⅱ : <math>1,600\text{m}^3/\text{年} - 11\text{m}^3/\text{年} = 1,589\text{m}^3/\text{年}</math></u></p> <p><u>合計 <math>9,369\text{m}^3/\text{年} \Rightarrow \text{約 } 10,000\text{m}^3/\text{年}</math></u></p> <p><u>ニ) 最大処理能力の処理能力として必要な内容（解釈第13条第1項）</u></p> <p><u>液体廃棄物の処理能力は、処理量に関する能力の他に処理済廃液のトリチウムを除くβ・γ放射性物質の濃度を十分低くする能力を有している。なお、処理済廃液の放射性物質濃度は処理装置の能力以外に、供給する液体廃棄物の放射性物質濃度に依存することから、必要により複数回の処理をすることにより、処理済廃液の放射性物質の濃度を十分低くすることができる。これらの処理済廃液の放射性物質の濃度は、処理済廃液の処理能力の評価に用いている濃度である放出前</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>廃液の区分上限値の <math>1/10</math> (<math>3.7 \times 10^{-2}</math> Bq/cm<sup>3</sup>) 程度としている。</u></p> <p><u>化学処理装置では、<math>3.7 \times 10^{-1}</math> Bq/cm<sup>3</sup> から <math>3.7</math> Bq/cm<sup>3</sup> 程度の濃度の液体廃棄物に対して除染係数は <math>10 \sim 100</math> 程度が得られる設計である。同濃度の液体廃棄物の 1 回の処理により処理済廃液は <math>3.7 \times 10^{-3}</math> Bq/cm<sup>3</sup> から <math>3.7 \times 10^{-1}</math> Bq/cm<sup>3</sup> となる。</u></p> <p><u>廃液蒸発装置 I では、除染係数が <math>10^3</math> 以上得られる設計である。化学処理装置と同濃度の液体廃棄物を供給して濃縮処理 (20 倍) した場合の処理済廃液は 1 回の処理により <math>7.4 \times 10^{-2}</math> Bq/cm<sup>3</sup> 以下となる。</u></p> <p><u>廃液蒸発装置 II では、除染係数が <math>10^4</math> 以上得られる設計である。区分上限濃度 (<math>3.7 \times 10^4</math> Bq/cm<sup>3</sup>) の濃縮液を処理した場合の処理済廃液の濃度は最大で <math>3.7 \times 10^0</math> Bq/cm<sup>3</sup> となる。この処理済廃液は 2 回目の処理 (40 倍) により、<math>1.5 \times 10^{-2}</math> Bq/cm<sup>3</sup> 以下となる。</u></p> <p><u>廃棄物種類ごとの処理の過程と能力について図 1 3 - 3 から図 1 3 - 7 に示す。</u></p> <p><u>ホ) 固体廃棄物減容処理施設の溶融時 1 体 / 日について (解釈第 1 3 条第 1 項)</u></p> <p><u>固体廃棄物減容処理施設に係る最大処理能力欄の 1 体 / 日 (溶融時) とは、溶融固化体を 1 日で 1 体作製する処理能力としている。</u></p> <p><u>溶融を行う際には、炉内に設置したるつぼ内に投入容器に充填した金属廃棄物、不燃物及び焼却灰を逐次投入し、金属廃棄物を高周波加熱することにより溶融を行う。</u></p> <p><u>焼却溶融炉では、投入容器出入装置にあらかじめ保管した投入容器に充填した金属廃棄物、不燃物及び焼却灰を運転員が監視しつつ、1 日で 15 個程度をるつぼに投入することにより 1 体の溶融固化体を作製する。</u></p> <p><u>「1 体 / 日 (溶融時)」とした理由として、焼却溶融炉では、溶融固化体を作製後、連続的に溶融処理せず、翌日まで溶融固化体を炉内で自然放冷させ、炉内温度を確認したうえで取り出す設計としている。なお、投入する溶融対象物の標準的な想定重量は約 70 kg としている。</u></p> <p><u>へ) 年間処理量の発生予測量との関係 (解釈第 1 3 条第 1 項)</u></p> <p><u>廃棄物発生施設からの廃棄物種類ごとの発生予測量 (平成 2 6 年度から平成 3 6 年度の発生予測量) の最大の量は、表 1 3 - 1 に示すとおりである。</u></p> <p><u>この結果から、液体廃棄物の処理施設は、年間の最大受入量を処理できるため、発生予測量に対し十分な能力を有している。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>液体廃棄物の年間処理量と発生予測量を図13-8に示す。</u></p> <p><u>ト) 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する際の放射性物質の濃度の低減について(解釈第13条第2項)</u></p> <p><u>廃棄物管理施設での固体廃棄物の処理に伴い発生する気体廃棄物については、固体廃棄物の処理施設の排気浄化装置、焼却炉及び排ガス処理設備、焼却熔融炉及び排ガス処理装置による過により、放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の空気中の濃度を十分に低減させる設計である。表13-2に気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量及び表13-3に気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の内部被ばく実効線量の評価結果を示す。</u></p> <p><u>同様に、液体廃棄物の処理に伴い発生する液体廃棄物の放射性物質濃度の低減については、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置による化学処理、蒸発処理により、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の排水中の濃度を十分に低減させる設計である。表13-4に液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量の評価結果を示す。</u></p> <p><u>添付書類六(抜粋)</u></p> <p><u>5.1 気体廃棄物中の放射性物質に起因する一般公衆の実効線量</u></p> <p><u>5.1.1 気体廃棄物中の放射性物質からのガンマ線による実効線量</u></p> <p><u>廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量を4.2.2項で求めた年間放出量に基づき以下により評価する。</u></p> <p><u>5.1.1.1 計算条件</u></p> <p><u>(1) 年間放出量</u></p> <p><u>α 固体処理棟排気筒、β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒、β・γ 固体処理棟Ⅳの排気口及び固体廃棄物減容処理施設排気筒(以下「排気筒等」という。)からそれぞれ放出される気体廃棄物中の放射性物質の年間放出量及びガンマ線</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u><math>I_{Mi}</math></u> : 核種 i の摂取率 (Bq/d)</p> <p><u><math>V_{GM}</math></u> : 核種の牧草への沈着速度 (cm/s)</p> <p><u><math>\lambda_{effi}</math></u> : 核種 i の牧草上実効減衰定数 (<math>s^{-1}</math>)</p> <p><u><math>\lambda_{effi} = \lambda_{ri} + \lambda_w</math></u></p> <p><u><math>\lambda_{ri}</math></u> : 核種 i の物理的減衰定数 (<math>s^{-1}</math>)</p> <p><u><math>\lambda_w</math></u> : ウェザリング効果による減少定数 (<math>s^{-1}</math>)</p> <p><u><math>\rho_M</math></u> : 牧草の栽培密度 (<math>g/cm^2</math>)</p> <p><u><math>t_{1M}</math></u> : 牧草の栽培期間 (s)</p> <p><u><math>V_{GM}'</math></u> : 牧草を含む土壌への核種の沈着速度 (cm/s)</p> <p><u><math>f_t</math></u> : 放牧期間年間比</p> <p><u><math>Q_f</math></u> : 乳牛の牧草摂取量 (g/d)</p> <p><u><math>F_{mi}</math></u> : 牛が摂取した核種 i が牛乳に移行する割合</p> <p><u><math>\frac{\{ (Bq/cm^3) / (Bq/d) \}}{M_m}</math></u> : 牛乳摂取量 (<math>cm^3/d</math>)</p> <p><u>実効線量の計算に必要なパラメータとその数値及び単位放出率当たり (1Bq/年) の年平均地表空気中濃度をそれぞれ第5.1.8表から第5.1.11表に示す。</u></p> <p><u>5.1.2.3 計算結果</u></p> <p><u>排気筒等から放出される気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取、葉菜摂取、牛乳摂取及び米摂取による実効線量を第5.1.12表に示す。</u></p> <p><u>排気筒等から放出される気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による実効線量は、周辺監視区域外で最大となる地点での排気筒等の合計値で、吸入摂取で年間約 <math>7.9 \times 10^{-3} \mu Sv</math>、葉菜摂取で年間約 <math>7.2 \times 10^{-2} \mu Sv</math>、米摂取で年間約 <math>1.6 \mu Sv</math> 及び牛乳摂取で年間約 <math>8.0 \times 10^{-2} \mu Sv</math> である。</u></p> <p><u>これらの実効線量の合計値は、年間約 <math>1.8 \mu Sv</math> である。</u></p> <p><u>5.2 液体廃棄物中の放射性物質に起因する一般公衆の実効線量</u></p> <p><u>大洗研究所の全施設からの液体廃棄物は、「線量告示」(第9条)に定める周辺</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>



変更前	変更後	備考
<p>列図3 固体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前

変更後

備考

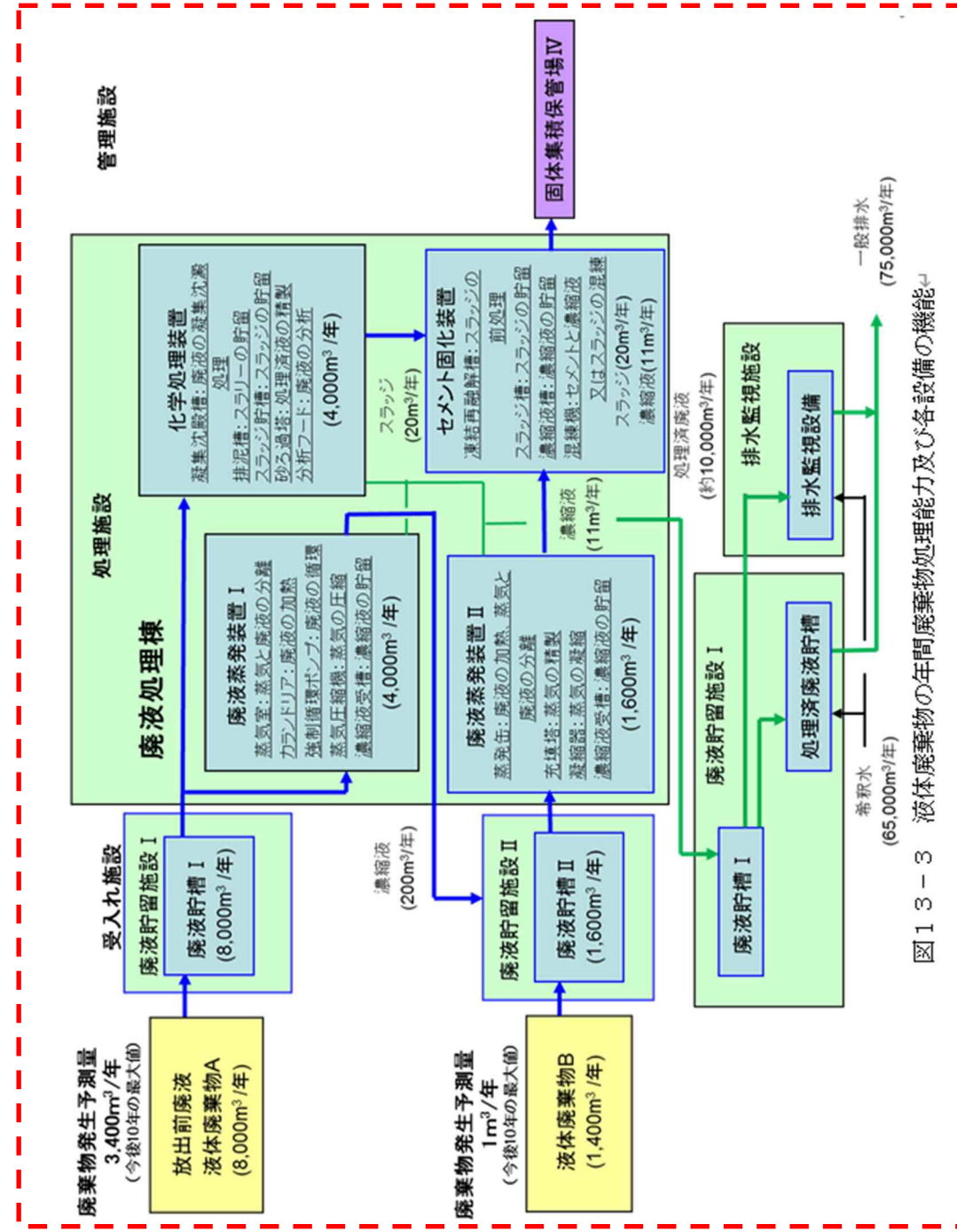


図 13-3 液体廃棄物の年間廃棄物処理能力及び各設備の機能

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前	変更後	備考
<p> <b>廃棄物発生予測量</b>              417m<sup>3</sup>/年              (今後10年の最大値)  <b>β・γ 固体廃棄物A</b>              740 m<sup>3</sup>/年         </p> <p> <b>受入れ施設</b>              β・γ一時格納庫 I (630 m<sup>3</sup>/年)              β・γ固体処理棟 II (110 m<sup>3</sup>/年)              β・γ一時格納庫 II (110 m<sup>3</sup>/年)         </p> <p> <b>処理施設</b>  <b>β・γ固体処理棟 I</b>              β・γ圧縮装置 I              圧縮機: β・γ固体廃棄物A不燃物の圧縮              処理              分類用ボックス: β・γ固体廃棄物A不燃物の分別、圧縮機投入              (110 m<sup>3</sup>/年)              β・γ圧縮装置 II              圧縮機: β・γ固体廃棄物A不燃物の圧縮              処理              分類用ボックス: β・γ固体廃棄物A不燃物の分別、圧縮機投入              フィルタ破砕機: フィルタの粒と炉材の分離              (110 m<sup>3</sup>/年)  <b>β・γ固体処理棟 III</b>              β・γ焼却装置              焼却炉: β・γ固体廃棄物A可燃物の焼却              処理              排ガス処理設備: 排ガスの精製              廃棄物投入設備: β・γ固体廃棄物A可燃物の焼却炉への投入              焼却灰回収装置: 焼却炉から灰回収・保管              焼却灰固化装置: 焼却灰のμ波溶解固化              (520 m<sup>3</sup>/年)         </p> <p> <b>管理施設</b>              固体集積保管場 IV         </p> <p>             図13-4 β・γ 固体廃棄物Aの年間廃棄物処理能力及び各設備の機能         </p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>廃棄物発生予測量 25m<sup>3</sup>/年 (今後10年の最大値)</p> <p>α 固体廃棄物A 75 m<sup>3</sup>/年</p> <p>α-時格納庫 ( 75 m<sup>3</sup>/年 )</p> <p>α 固体処理棟</p> <p>αホール設備 αホール: α固体廃棄物Aの閉じ込め 細断機: α固体廃棄物A不燃物の細断 圧縮機: α固体廃棄物A不燃物の圧縮 処理 エアライン: α固体廃棄物Aのエアライン の空気供給 ( 60 m<sup>3</sup>/年 )</p> <p>α焼却装置 焼却炉: α固体廃棄物A可燃物の焼却 処理 排ガス処理設備: 排ガスの精製 廃棄物分類用ボックス: α固体廃棄物 A可燃物の分別、焼却炉投入 灰出しボックス: 焼却装置から灰取出し ( 15 m<sup>3</sup>/年 )</p> <p>α 固体集積保管場IV ( 75 m<sup>3</sup>/年 )</p> <p>受入れ施設      処理施設      管理施設</p> <p>図13-5 α 固体廃棄物Aの年間廃棄物処理能力及び各設備の機能</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

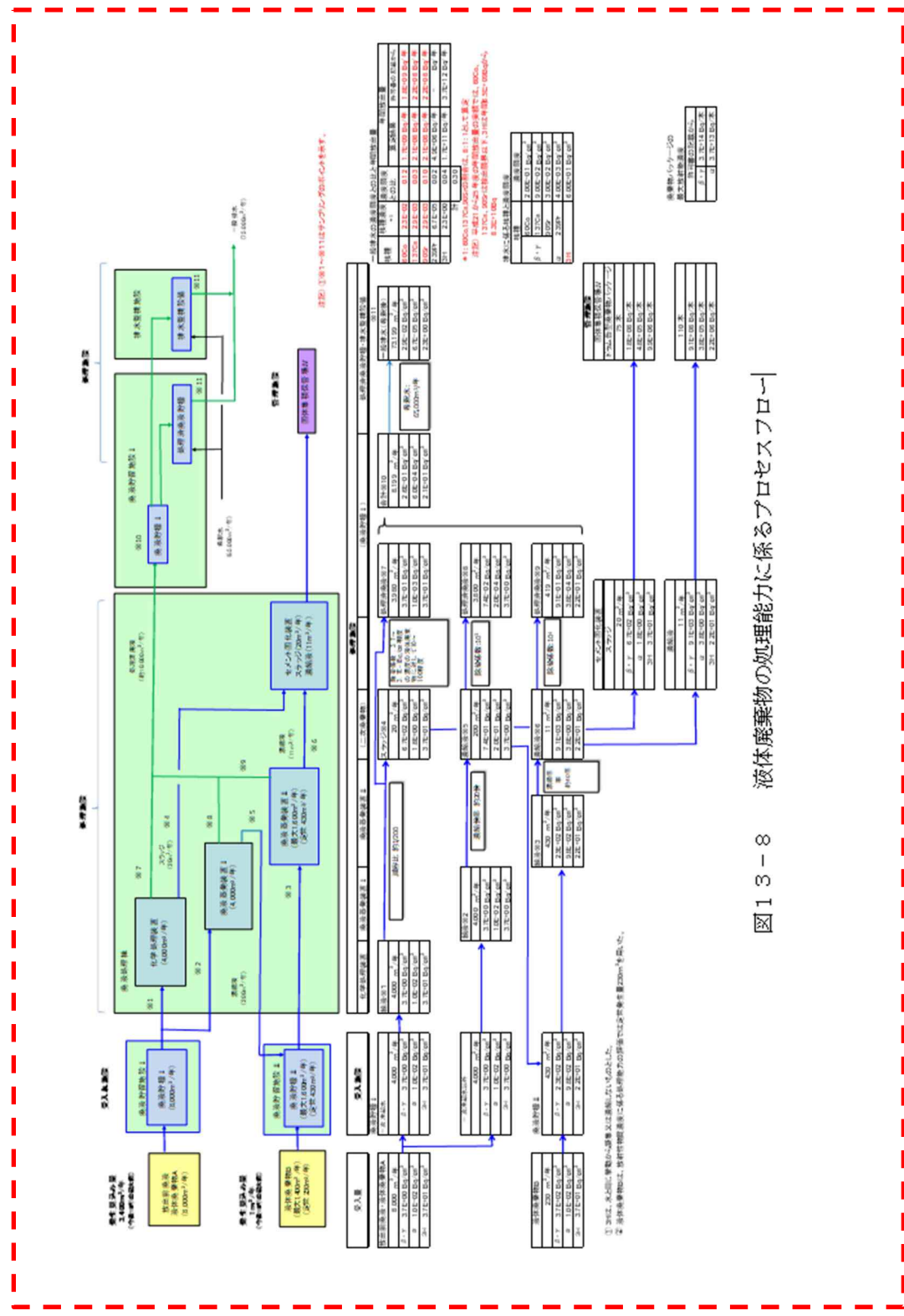
変更前	変更後	備考
<p>廃棄物発生予測量 2m<sup>3</sup>/年 (今後10年の最大値)</p> <p>β・γ固体廃棄物B 15m<sup>3</sup>/年</p> <p>受入れ施設 β・γ固体処理棟IV β・γ貯蔵セル (15m<sup>3</sup>/年)</p> <p>処理施設 β・γ封入設備 分類セル: β・γ固体廃棄物Bの閉じ込め 圧縮機: β・γ固体廃棄物Bの圧縮 パッケージ取扱設備: β・γ固体廃棄物Bの封入 廃棄物移送用キャスク: β・γ固体廃棄物Bの運搬 (15m<sup>3</sup>/年)</p> <p>管理施設 固体集積保管場I 固体集積保管場IV</p> <p>図13-6 β・γ固体廃棄物Bの年間廃棄物処理能力及び各設備の機能</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>図13-7 α固体廃棄物Bの年間廃棄物処理能力及び各設備の機能</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前

変更後

備考



(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前		変更後		備考																																																																																																																																																
<p>表13-1 廃棄物管理施設における処理量及び処理能力の妥当性確認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">廃棄物区分</th> <th rowspan="3">処理装置</th> <th colspan="4">処理量</th> <th colspan="2">受入れ量</th> </tr> <tr> <th>申請書記載</th> <th rowspan="2">1日の運転時間 (h/日)</th> <th rowspan="2">必要な年間稼働日数 (日/年)</th> <th rowspan="2">年間処理可能量 (m<sup>3</sup>/年)</th> <th>申請書記載</th> <th>発生予測量</th> </tr> <tr> <th>最大処理能力</th> <th>最大受入れ量 (m<sup>3</sup>/年)</th> <th>今後10年の最大 (m<sup>3</sup>/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A</td> <td>JMTR一次冷却水</td> <td>化学処理装置</td> <td>10 m<sup>3</sup>/h</td> <td>7</td> <td>約 60</td> <td>4,200</td> <td>約 4,000</td> <td rowspan="2">} 3,400</td> </tr> <tr> <td>JMTR一次冷却水以外</td> <td>廃液蒸発装置Ⅰ</td> <td>3 m<sup>3</sup>/h</td> <td>7</td> <td>約 190</td> <td>3,990</td> <td>約 4,000</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物B</td> <td></td> <td>廃液蒸発装置Ⅱ</td> <td>1 m<sup>3</sup>/h</td> <td>7</td> <td>約 230</td> <td>1,610</td> <td>約 1,400</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物C</td> <td></td> <td>化学処理装置分析フード</td> <td colspan="4">別途固化処理</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>スラッジ</td> <td></td> <td>セメント固化装置</td> <td>1 m<sup>3</sup>/5日</td> <td></td> <td>約 100</td> <td>20</td> <td>約 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮液</td> <td></td> <td>セメント固化装置</td> <td>0.2 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 55</td> <td>11</td> <td>約 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理済廃液</td> <td></td> <td>処理済廃液貯槽排水監視設備</td> <td>700 m<sup>3</sup>*</td> <td></td> <td>約 220</td> <td>77,000</td> <td>約 75,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">β・γ 固体廃棄物A</td> <td>可燃物</td> <td>β・γ 焼却装置</td> <td>3 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 180</td> <td>540</td> <td>約 520</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>β・γ 圧縮装置Ⅰ</td> <td>2 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 60</td> <td>120</td> <td>約 110</td> <td rowspan="2">} 240</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>β・γ 圧縮装置Ⅱ</td> <td>2 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 60</td> <td>120</td> <td>約 110</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体廃棄物B</td> <td></td> <td>β・γ 封入設備</td> <td>0.15 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 100</td> <td>15</td> <td>約 15</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α 固体廃棄物A</td> <td>可燃物</td> <td>α 焼却装置</td> <td>0.5 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 30</td> <td>15</td> <td>約 15</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>α ホール設備</td> <td>1 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 60</td> <td>60</td> <td>約 60</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α 固体廃棄物B</td> <td></td> <td>α 封入設備</td> <td>0.15 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 100</td> <td>15</td> <td>約 15</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減容処理設備</td> <td>0.1 m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 150</td> <td>15</td> <td>約 15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 同貯槽の貯留量。貯留した廃液を希釈、測定、放出の一連の処理に2日要する。</p>		廃棄物区分	処理装置	処理量				受入れ量		申請書記載	1日の運転時間 (h/日)	必要な年間稼働日数 (日/年)	年間処理可能量 (m <sup>3</sup> /年)	申請書記載	発生予測量	最大処理能力	最大受入れ量 (m <sup>3</sup> /年)	今後10年の最大 (m <sup>3</sup> /年)	液体廃棄物A	JMTR一次冷却水	化学処理装置	10 m <sup>3</sup> /h	7	約 60	4,200	約 4,000	} 3,400	JMTR一次冷却水以外	廃液蒸発装置Ⅰ	3 m <sup>3</sup> /h	7	約 190	3,990	約 4,000	液体廃棄物B		廃液蒸発装置Ⅱ	1 m <sup>3</sup> /h	7	約 230	1,610	約 1,400	1	液体廃棄物C		化学処理装置分析フード	別途固化処理					0	スラッジ		セメント固化装置	1 m <sup>3</sup> /5日		約 100	20	約 20		濃縮液		セメント固化装置	0.2 m <sup>3</sup> /日		約 55	11	約 11		処理済廃液		処理済廃液貯槽排水監視設備	700 m <sup>3</sup> *		約 220	77,000	約 75,000		β・γ 固体廃棄物A	可燃物	β・γ 焼却装置	3 m <sup>3</sup> /日		約 180	540	約 520	176	不燃物	β・γ 圧縮装置Ⅰ	2 m <sup>3</sup> /日		約 60	120	約 110	} 240	不燃物	β・γ 圧縮装置Ⅱ	2 m <sup>3</sup> /日		約 60	120	約 110	β・γ 固体廃棄物B		β・γ 封入設備	0.15 m <sup>3</sup> /日		約 100	15	約 15	1.4	α 固体廃棄物A	可燃物	α 焼却装置	0.5 m <sup>3</sup> /日		約 30	15	約 15	7.8	不燃物	α ホール設備	1 m <sup>3</sup> /日		約 60	60	約 60	22	α 固体廃棄物B		α 封入設備	0.15 m <sup>3</sup> /日		約 100	15	約 15	1.8		減容処理設備	0.1 m <sup>3</sup> /日		約 150	15	約 15		<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>
廃棄物区分	処理装置			処理量				受入れ量																																																																																																																																												
				申請書記載	1日の運転時間 (h/日)	必要な年間稼働日数 (日/年)	年間処理可能量 (m <sup>3</sup> /年)	申請書記載	発生予測量																																																																																																																																											
		最大処理能力	最大受入れ量 (m <sup>3</sup> /年)	今後10年の最大 (m <sup>3</sup> /年)																																																																																																																																																
液体廃棄物A	JMTR一次冷却水	化学処理装置	10 m <sup>3</sup> /h	7	約 60	4,200	約 4,000	} 3,400																																																																																																																																												
	JMTR一次冷却水以外	廃液蒸発装置Ⅰ	3 m <sup>3</sup> /h	7	約 190	3,990	約 4,000																																																																																																																																													
液体廃棄物B		廃液蒸発装置Ⅱ	1 m <sup>3</sup> /h	7	約 230	1,610	約 1,400	1																																																																																																																																												
液体廃棄物C		化学処理装置分析フード	別途固化処理					0																																																																																																																																												
スラッジ		セメント固化装置	1 m <sup>3</sup> /5日		約 100	20	約 20																																																																																																																																													
濃縮液		セメント固化装置	0.2 m <sup>3</sup> /日		約 55	11	約 11																																																																																																																																													
処理済廃液		処理済廃液貯槽排水監視設備	700 m <sup>3</sup> *		約 220	77,000	約 75,000																																																																																																																																													
β・γ 固体廃棄物A	可燃物	β・γ 焼却装置	3 m <sup>3</sup> /日		約 180	540	約 520	176																																																																																																																																												
	不燃物	β・γ 圧縮装置Ⅰ	2 m <sup>3</sup> /日		約 60	120	約 110	} 240																																																																																																																																												
	不燃物	β・γ 圧縮装置Ⅱ	2 m <sup>3</sup> /日		約 60	120	約 110																																																																																																																																													
β・γ 固体廃棄物B		β・γ 封入設備	0.15 m <sup>3</sup> /日		約 100	15	約 15	1.4																																																																																																																																												
α 固体廃棄物A	可燃物	α 焼却装置	0.5 m <sup>3</sup> /日		約 30	15	約 15	7.8																																																																																																																																												
	不燃物	α ホール設備	1 m <sup>3</sup> /日		約 60	60	約 60	22																																																																																																																																												
α 固体廃棄物B		α 封入設備	0.15 m <sup>3</sup> /日		約 100	15	約 15	1.8																																																																																																																																												
		減容処理設備	0.1 m <sup>3</sup> /日		約 150	15	約 15																																																																																																																																													



変更前		変更後		備考																			
<p>&lt;第十四条まとめ資料&gt;</p> <p>イ) 保管場の主な設備及び機器について（解釈第14条第1項）</p> <p>廃棄物管理設備本体の管理施設である各保管場には、以下の主な設備及び機器を設置している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理施設</th> <th>収容建家</th> <th>主な設備及び機器</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体集積保管場 I</td> <td>固体集積保管場 I</td> <td>                     固体集積保管場 I                      〔 堅積保管設備 1式                      遮蔽スラブ 1式                      フォークリフト 1式 〕                 </td> <td>平成26年3月現在 遮蔽スラブは 14種類 486個</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 II</td> <td>固体集積保管場 II</td> <td>                     固体集積保管場 II                      〔 ラック式横積保管設備 1式                      天井クレーン（天井走行式） 2基 〕                 </td> <td>平成26年3月現在 ラック基数：33 基、 2列</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 III</td> <td>固体集積保管場 III</td> <td>                     固体集積保管場 III                      〔 ラック式横積、パレット式                      堅積保管設備 1式                      天井クレーン（天井走行式） 2基 〕                 </td> <td>平成26年3月現在 ラック基数：41 基、 ドラム缶型廃棄物パ ッケージ用パレッ ト個数：390個</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 IV</td> <td>固体集積保管場 IV</td> <td>                     固体集積保管場 IV                      〔 パレット式堅積保管設備 1式                      フォークリフト 1式                      エレベータ 1式 〕                 </td> <td>平成26年3月現在 ドラム缶型廃棄物パ ッケージ用パレット 個数：694個 角型鋼製廃棄物パッ ッケージ用パレット個 数：52個 ブロック型廃棄物 パッケージ用パレ ット個数：122個</td> </tr> </tbody> </table> <p>固体集積保管場 I では、ブロック型廃棄物パッケージからの外部放射線について、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するため、堅積み 2 段で集積した上部に遮蔽スラブを設置する。</p> <p>遮蔽スラブは、図 1 4 - 1 に示すコンクリート製の遮蔽設備で、コンクリート厚さは約 0.4m 相当としている。なお、遮蔽スラブは、ブロック型廃棄物パッケージの搬入に先立ち</p>		管理施設	収容建家	主な設備及び機器	備考	固体集積保管場 I	固体集積保管場 I	固体集積保管場 I 〔 堅積保管設備 1式 遮蔽スラブ 1式 フォークリフト 1式 〕	平成26年3月現在 遮蔽スラブは 14種類 486個	固体集積保管場 II	固体集積保管場 II	固体集積保管場 II 〔 ラック式横積保管設備 1式 天井クレーン（天井走行式） 2基 〕	平成26年3月現在 ラック基数：33 基、 2列	固体集積保管場 III	固体集積保管場 III	固体集積保管場 III 〔 ラック式横積、パレット式 堅積保管設備 1式 天井クレーン（天井走行式） 2基 〕	平成26年3月現在 ラック基数：41 基、 ドラム缶型廃棄物パ ッケージ用パレッ ト個数：390個	固体集積保管場 IV	固体集積保管場 IV	固体集積保管場 IV 〔 パレット式堅積保管設備 1式 フォークリフト 1式 エレベータ 1式 〕	平成26年3月現在 ドラム缶型廃棄物パ ッケージ用パレット 個数：694個 角型鋼製廃棄物パッ ッケージ用パレット個 数：52個 ブロック型廃棄物 パッケージ用パレ ット個数：122個	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>
管理施設	収容建家	主な設備及び機器	備考																				
固体集積保管場 I	固体集積保管場 I	固体集積保管場 I 〔 堅積保管設備 1式 遮蔽スラブ 1式 フォークリフト 1式 〕	平成26年3月現在 遮蔽スラブは 14種類 486個																				
固体集積保管場 II	固体集積保管場 II	固体集積保管場 II 〔 ラック式横積保管設備 1式 天井クレーン（天井走行式） 2基 〕	平成26年3月現在 ラック基数：33 基、 2列																				
固体集積保管場 III	固体集積保管場 III	固体集積保管場 III 〔 ラック式横積、パレット式 堅積保管設備 1式 天井クレーン（天井走行式） 2基 〕	平成26年3月現在 ラック基数：41 基、 ドラム缶型廃棄物パ ッケージ用パレッ ト個数：390個																				
固体集積保管場 IV	固体集積保管場 IV	固体集積保管場 IV 〔 パレット式堅積保管設備 1式 フォークリフト 1式 エレベータ 1式 〕	平成26年3月現在 ドラム缶型廃棄物パ ッケージ用パレット 個数：694個 角型鋼製廃棄物パッ ッケージ用パレット個 数：52個 ブロック型廃棄物 パッケージ用パレ ット個数：122個																				

変更前		変更後		備考																																																			
<p><u>計画的に製作する。</u>  <u>遮蔽スラブの種類、寸法（性能）、数量*及び定置方法を以下に示す。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>寸法</th> <th>個数*</th> <th>定置方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>34cm×260cm、厚さ 19.5cm 以上</td> <td>6</td> <td rowspan="7">ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に遮蔽スラブを組み合わせて 2 重に定置</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>83cm×335cm、厚さ 19.5cm 以上</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>106cm×212cm、厚さ 19.5cm 以上</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>106cm×262cm、厚さ 19.5cm 以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>130cm×320cm、厚さ 19.5cm 以上</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>130cm×350cm、厚さ 19.5cm 以上</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>34cm×247cm、厚さ 19.5cm 以上</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>106cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上</td> <td>36</td> <td rowspan="7">ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に定置</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>106cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>106cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>156cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>156cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>156cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>130cm×320cm、厚さ 39.5cm 以上</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計 14 種類</td> <td>486</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* <u>平成 26 年 3 月現在で製作された数量</u></p> <p>ロ) <u>廃棄物パッケージ及び保管体について（解釈第 14 条第 2 項）</u>  <u>廃棄物パッケージ及び保管体は、その形状ごとに横積み又は縦積みで集積保管する保管方法により適切に保管している。</u>  <u>廃棄物パッケージは、固体で常温、常圧であり、表面の線量率は 2mSv/h 以下であることから、廃棄物パッケージ自らの遮蔽による適切な配置により、床置き型の集積保管場に保管する。保管体は、常温、常圧で、表面の線量率は 0.5mSv/h 以上であることから、</u></p>		種類	寸法	個数*	定置方法	A	34cm×260cm、厚さ 19.5cm 以上	6	ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に遮蔽スラブを組み合わせて 2 重に定置	B	83cm×335cm、厚さ 19.5cm 以上	3	C	106cm×212cm、厚さ 19.5cm 以上	56	D	106cm×262cm、厚さ 19.5cm 以上	7	E	130cm×320cm、厚さ 19.5cm 以上	55	F	130cm×350cm、厚さ 19.5cm 以上	18	M	34cm×247cm、厚さ 19.5cm 以上	1	G	106cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上	36	ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に定置	H	106cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上	80	I	106cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上	7	K	156cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上	15	L	156cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上	1	N	156cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上	1	J	130cm×320cm、厚さ 39.5cm 以上	200	合計 14 種類		486		<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>
種類	寸法	個数*	定置方法																																																				
A	34cm×260cm、厚さ 19.5cm 以上	6	ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に遮蔽スラブを組み合わせて 2 重に定置																																																				
B	83cm×335cm、厚さ 19.5cm 以上	3																																																					
C	106cm×212cm、厚さ 19.5cm 以上	56																																																					
D	106cm×262cm、厚さ 19.5cm 以上	7																																																					
E	130cm×320cm、厚さ 19.5cm 以上	55																																																					
F	130cm×350cm、厚さ 19.5cm 以上	18																																																					
M	34cm×247cm、厚さ 19.5cm 以上	1																																																					
G	106cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上	36	ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に定置																																																				
H	106cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上	80																																																					
I	106cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上	7																																																					
K	156cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上	15																																																					
L	156cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上	1																																																					
N	156cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上	1																																																					
J	130cm×320cm、厚さ 39.5cm 以上	200																																																					
合計 14 種類		486																																																					

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>と同様に、破損により内容物の漏出がないことを供試体で確認している。</u></p> <p><u>保管体は、貯蔵孔内での収納作業における最大吊上げ高さ 4.0m が取り扱う最大の高さとなることから、4.2m (L型保管体) 及び 4.5m (S型保管体) 高さからの供試体の落下試験の結果、若干の変形するものの、加圧ソープバブル試験により漏えいは認められないことを確認<sup>(1)</sup>している。</u></p> <p><u>なお、それ以外の廃棄物は、閉じ込め機能を有する設備において取り扱うとともに、通常の取り扱い高さを超えて吊り上げる場合は、落下防止対策を行って作業を行う。</u></p> <p><u>ニ) 管理施設の保管容量について (解釈第 1 4 条第 1 項)</u></p> <p><u>放射性廃棄物を管理する管理施設は、廃棄物パッケージ及び保管体を集積保管するために必要な容量を有していることを、以下に説明する。</u></p> <p><u>1. 廃棄物パッケージ</u></p> <p><u>廃棄物パッケージは、表面密度が表面密度限度以下であることを確認した後、ブロック型廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅰ又は固体集積保管場Ⅳに、ドラム缶型廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳに、角型鋼製廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳへ移送し、集積保管する。</u></p> <p><u>固体集積保管場は、保管面積約 2,200m<sup>2</sup> (200 リットルドラム缶換算 19,900 本相当) の固体集積保管場Ⅰ、保管面積約 1,800m<sup>2</sup> (200 リットルドラム缶換算 9,310 本相当) の固体集積保管場Ⅱ、保管面積約 1,300m<sup>2</sup> (200 リットルドラム缶換算 6,000 本相当) の固体集積保管場Ⅲ及び保管面積約 1,600m<sup>2</sup> (200 リットルドラム缶換算 6,925 本相当) の固体集積保管場Ⅳで構成する。</u></p> <p><u>固体集積保管場の最大管理能力は、ドラム缶型廃棄物パッケージの保管施設である固体集積保管場Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにおいて 200 リットルドラム缶換算で約 22,200 本、ブロック型廃棄物パッケージの保管施設である固体集積保管場Ⅰにおいて 200 リットルドラム缶換算で約 19,900 本 (ブロック型廃棄物パッケージⅠ型 1,422 個、Ⅲ型 1,422 個) である。</u></p> <p><u>平成 25 年 12 月現在、これらの施設に 200 リットルドラム缶換算でブロック型廃棄物パッケージ約 10,960 本 (ブロック型廃棄物パッケージⅠ型 773 個、Ⅲ型 800 個)、ドラム</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>缶型廃棄物パッケージ約 17,750 本を保管しており、これ以降の廃棄物パッケージの平均的な発生量はブロック型廃棄物パッケージが 290 本／年程度（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型約 20 個、Ⅲ型約 20 個）、ドラム缶型廃棄物パッケージが 500 本／年程度で管理施設の満杯時期は固体集積保管場Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにおいて約 9 年後、固体集積保管場Ⅰにおいて約 30 年後と推定される。管理施設は、これら発生する廃棄物パッケージを集積保管する必要な容量を有する。なお、廃棄体の処理については、現在、具体的な処分の開始時期が明確ではなく、これを考慮した管理保管可能期間を検討することができないため、安全側に、廃棄体の処理を考慮しない条件での管理保管可能期間である。</u></p> <p><u>管理施設の廃棄物パッケージ保管量の推移を図 1 4 - 2 及び図 1 4 - 3 に示す。</u></p> <p><u>2. 保管体</u></p> <p><u>α 固体廃棄物 B は、ステンレス鋼製の容器に封入して保管体とし、α 固体貯蔵施設において管理する。</u></p> <p><u>α 固体貯蔵施設の最大管理能力は、保管体総数 1,836 個（保管容積約 132m<sup>3</sup>）とし、S 型保管体を 5 個収容できる S 孔を 216 孔（S 型保管体 1,080 個）、L 型保管体を 3 個収容できる L 孔を 112 孔（L 型保管体 336 個）、G 型保管体を 6 個収容できる G 孔を 70 孔（G 型保管体 420 個）をそれぞれ設ける。</u></p> <p><u>平成 25 年 12 月現在、本施設に S 型保管体を 1,030 個、L 型保管体を 314 個、G 型保管体を 416 個、合計 1,760 個で約 126m<sup>3</sup> の保管体を保管しており、また、これ以降の保管体の平均的な発生量は約 1.3m<sup>3</sup>／年と推定される。α 固体貯蔵施設は、現在建設中の固体廃棄物減容処理施設による処理開始時期を平成 29 年度とした場合は、これら毎年発生する保管体をそれまで集積保管する必要な容量を有している。また、固体廃棄物減容処理施設による処理開始以降は、α 固体貯蔵施設の保管体を減容処理した後、再び保管し、必要な容量を確保する。固体廃棄物減容処理施設運転開始後の α 固体貯蔵施設保管予想推移を図 1 4 - 4 に示す。</u></p> <p><u>なお、「放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱する</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>する。</p> <p>6) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳ  <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>7) <math>\alpha</math> 固体処理棟  <math>\alpha</math> 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>8) <math>\alpha</math> 固体貯蔵施設  <math>\alpha</math> 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅰ          廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。          建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>10) 廃液貯留施設Ⅱ          廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>11) 有機廃液一時格納庫</u>  <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</u></p> <p>12) <math>\alpha</math> 一時格納庫  <math>\alpha</math> 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、</p>	<p>する。</p> <p>6) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳ  <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>7) <math>\alpha</math> 固体処理棟  <math>\alpha</math> 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>8) <math>\alpha</math> 固体貯蔵施設  <math>\alpha</math> 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅰ          廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。          建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>10) 廃液貯留施設Ⅱ          廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(削る)</p> <p>11) <math>\alpha</math> 一時格納庫  <math>\alpha</math> 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><b>13) 管理機械棟</b>                      管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上1階(一部2階)、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><b>14) 固体廃棄物減容処理施設</b>                      固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で地上2階(一部3階)、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。                      構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備                      放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備                      管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備                      放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備                      廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p>	<p>地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><b>12) 管理機械棟</b>                      管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上1階(一部2階)、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><b>13) 固体廃棄物減容処理施設</b>                      固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で地上2階(一部3階)、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。                      構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備                      放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備                      管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備                      放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備                      廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p>	<p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(a) 放射線監視設備                      廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備                      敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>(a) 放射線監視設備                      廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備                      敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>共用設備の見直し</p>

変更前

変更後

備考

表 1 5 - 2 通常の安全運転状態から逸脱していると判断する具体的な数値 (例示) (1)

	設備	計測箇所	具体的な数値	計測設備	
				設備名称	警報作動条件
温度	β・γ 焼却装置	焼却炉等主要部の温度	1000℃以上	β・γ 焼却装置温度計測制御設備	1000℃以上になったとき
	α 焼却装置	焼却炉等主要部の温度	800℃以上	α 焼却装置温度計測制御設備	800℃以上になったとき
圧力	β・γ 焼却装置	焼却炉内負圧	100Pa以下	β・γ 焼却装置圧力計測制御設備	100Pa以下になったとき
	β・γ 封入設備	分類セル内負圧	50Pa以下	β・γ 封入設備圧力計測制御設備	50Pa以下になったとき
	α 焼却装置	焼却炉内負圧	50Pa以下	α 焼却装置圧力計測制御設備	50Pa以下になったとき
	α ホール設備 (フロッグマン設備)	α ホール内負圧	100Pa以下	α ホール設備圧力計測制御設備	100Pa以下になったとき
	α 封入設備	封入セル内負圧	50Pa以下	α 封入設備圧力計測制御設備	50Pa以下になったとき
液位	β・γ 貯蔵セル	セル内負圧	50Pa以下	β・γ 貯蔵セル圧力計測制御設備	50Pa以下になったとき
	処理済廃液貯槽	液位及び漏えい	・貯槽の容量が容積の90%を超えたとき	処理済廃液貯槽計測設備	漏えい検知量 (m) 約5 約17 約0.005 約0.0005 約0.006
	排水監視設備	液位及び漏えい	・貯槽から漏えいが検出されたとき	排水監視設備計測設備	
	廃液貯槽 I	液位及び漏えい		廃液貯槽 I 計測設備	
	廃液貯槽 II	液位及び漏えい		廃液貯槽 II 計測設備	
	廃棄物管理施設 用廃液貯槽	液位及び漏えい		廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除



変 更 前	変 更 後	備 考
<p>する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。</p> <p>放射線業務従事者の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して、出入管理及び表面汚染管理ができる設計とするとともに、各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設の管理区域への出入りのための場所には、放射線管理に必要な各種の放射線サーベイ用機器を備える設計とする。</p> <p>管理区域のうち、放射性物質による汚染の可能性のある区域への出入り及び物品の搬出入は、原則として汚染検査室を通る設計とする。汚染検査室には、汚染の管理を行うため、更衣設備、シャワー設備又は手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ又はサーベイメータを備える設計とする。</p> <p>放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。</p> <p>平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備 <u>に加えて移動モニタリング設備</u> により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、</p>	<p>する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。</p> <p>放射線業務従事者の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して、出入管理及び表面汚染管理ができる設計とするとともに、各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設の管理区域への出入りのための場所には、放射線管理に必要な各種の放射線サーベイ用機器を備える設計とする。</p> <p>管理区域のうち、放射性物質による汚染の可能性のある区域への出入り及び物品の搬出入は、原則として汚染検査室を通る設計とする。汚染検査室には、汚染の管理を行うため、更衣設備、シャワー設備又は手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ又はサーベイメータを備える設計とする。</p> <p>放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。</p> <p>平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、</p>	<p>共用設備の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>る。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>11) 有機廃液一時格納庫</u>  <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</u></p> <p><u>12) α一時格納庫</u>  α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>13) 管理機械棟</u>  管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>14) 固体廃棄物減容処理施設</u>  固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。  構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類  (a) 出入管理関係設備  放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。  (b) 放射線監視設備  管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。  (c) 個人管理用設備  放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、個人線量計を備える。</p>	<p>る。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(削る)</p> <p><u>11) α一時格納庫</u>  α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>12) 管理機械棟</u>  管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>13) 固体廃棄物減容処理施設</u>  固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。  構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類  (a) 出入管理関係設備  放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。  (b) 放射線監視設備  管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。  (c) 個人管理用設備  放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、個人線量計を備える。</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

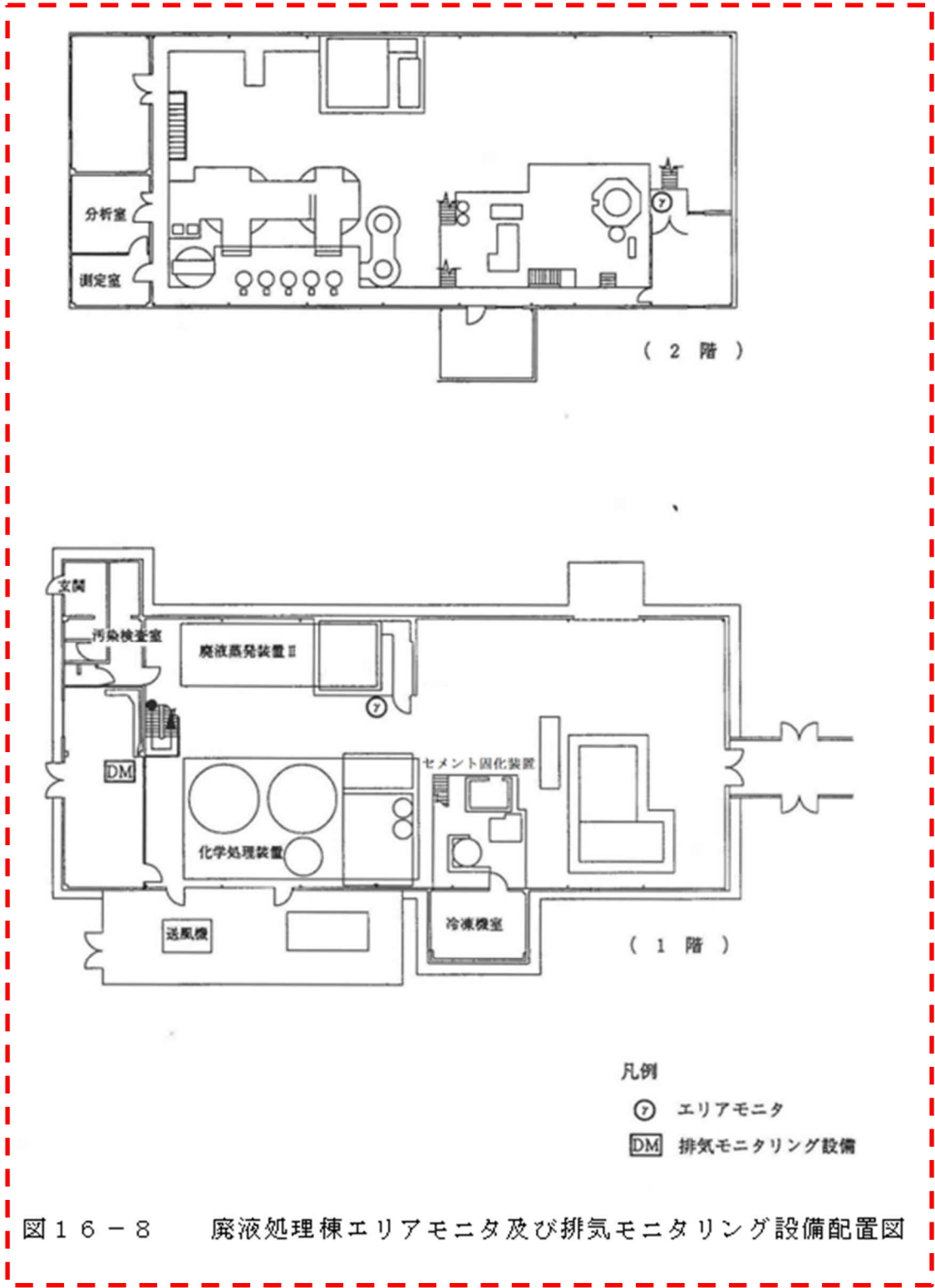
変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(d) 放射能測定設備                      廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備                      廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備                      敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>(d) 放射能測定設備                      廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備                      廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備                      敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>共用設備の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>＜第十六条まとめ資料＞</u></p> <p><u>イ) 規則の解釈第16条第2項の各号の適合性について（解釈第16条第2項）</u></p> <p><u>規則第16条第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいうとしており、各号への適合については以下のとおりである。</u></p> <p><u>一について</u></p> <p><u>平常時においては、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</u></p> <p><u>事故時においては、固定モニタリング設備に加えて移動モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</u></p> <p><u>二について</u></p> <p><u>平常時において環境に放出される気体廃棄物については、廃棄物管理施設では原子炉施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物を受け入れることから、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排気モニタリング設備により監視及び測定する。</u></p> <p><u>同じく液体廃棄物については、同指針に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排水モニタリング設備により環境に放出する液体廃棄物をサンプリングし、監視及び測定する。</u></p> <p><u>三について</u></p> <p><u>事故時においては、廃棄物管理施設の特徴を踏まえ、「発電用軽水型原子</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

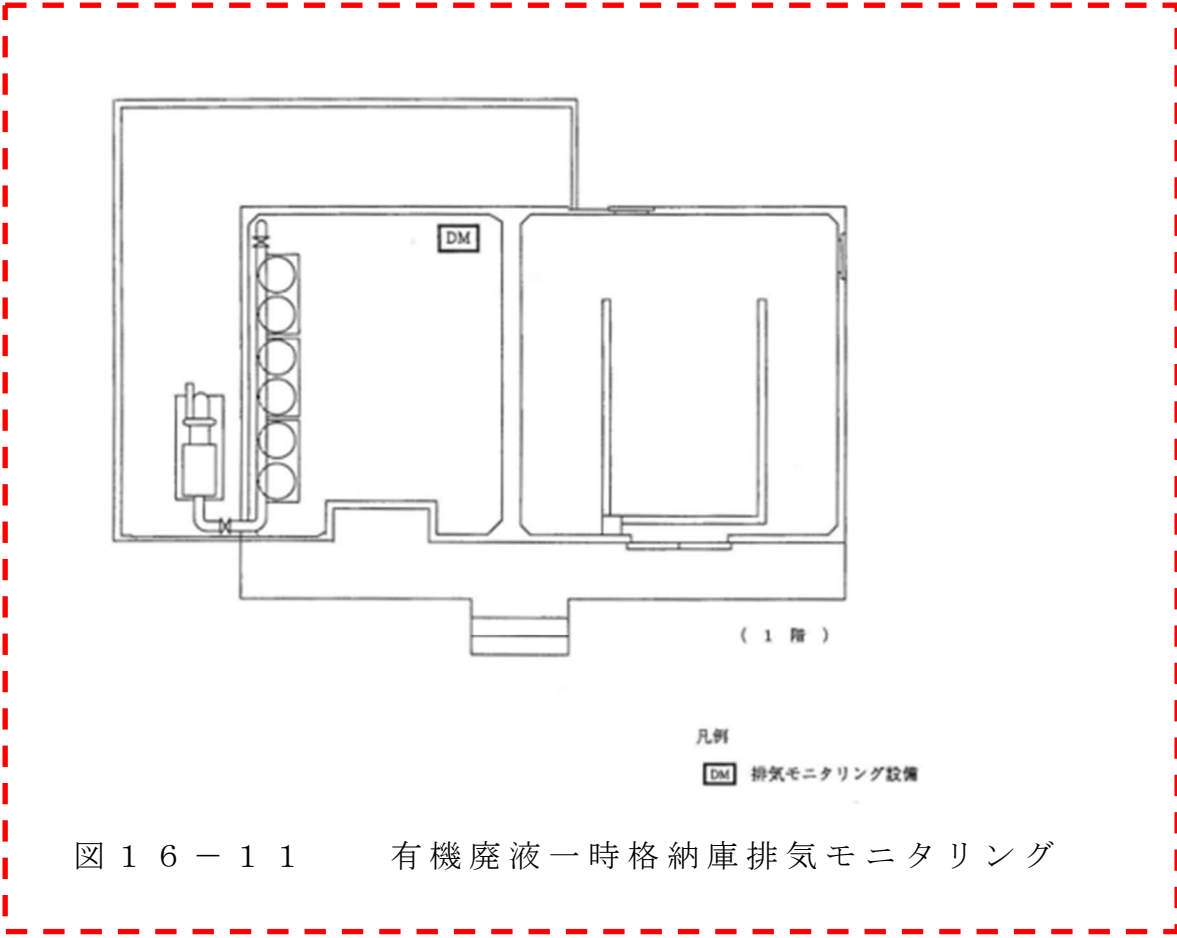
変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針</u>（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考として、一般公衆及び従事者に対する放射線防護の観点から放射線計測により情報を得るため、移動モニタリング設備及び固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、線量並びに放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、同指針で平常時に使用する放射線計測系を共用としている排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器により、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>ロ) <u>規則の解釈第16条第3項の各号の適合性について（解釈第16条第3項）</u></p> <p><u>規則第16条第3号に規定する「必要な情報を適切な場所に表示する」とは、同規則の解釈第16条第3項では次の各号のことをいうとしており、その適合については以下のとおりである。</u></p> <p><u>一について</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示できる設備を設けることにより、放射線業務従事者が安全に認識できるものとしている。</u></p> <p><u>二について</u></p> <p><u>また、廃棄物管理施設における監視及び測定される放射線量並びに放射性物質の濃度及び量については、一般区域に設置している放射線モニタ盤により従業者が安全に認識できる場所に表示している。なお、廃棄物管理施設周辺において監視及び測定される放射線量は、大洗研究所のホームページから従業者のほか公衆も安全に認識できるようにしている。</u></p> <p><u>放射性物質の濃度及び量又はそれらを換算して得られる被ばく線量については、従事者からの要求に応じ環境監視線量計測課から提供されるもの</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

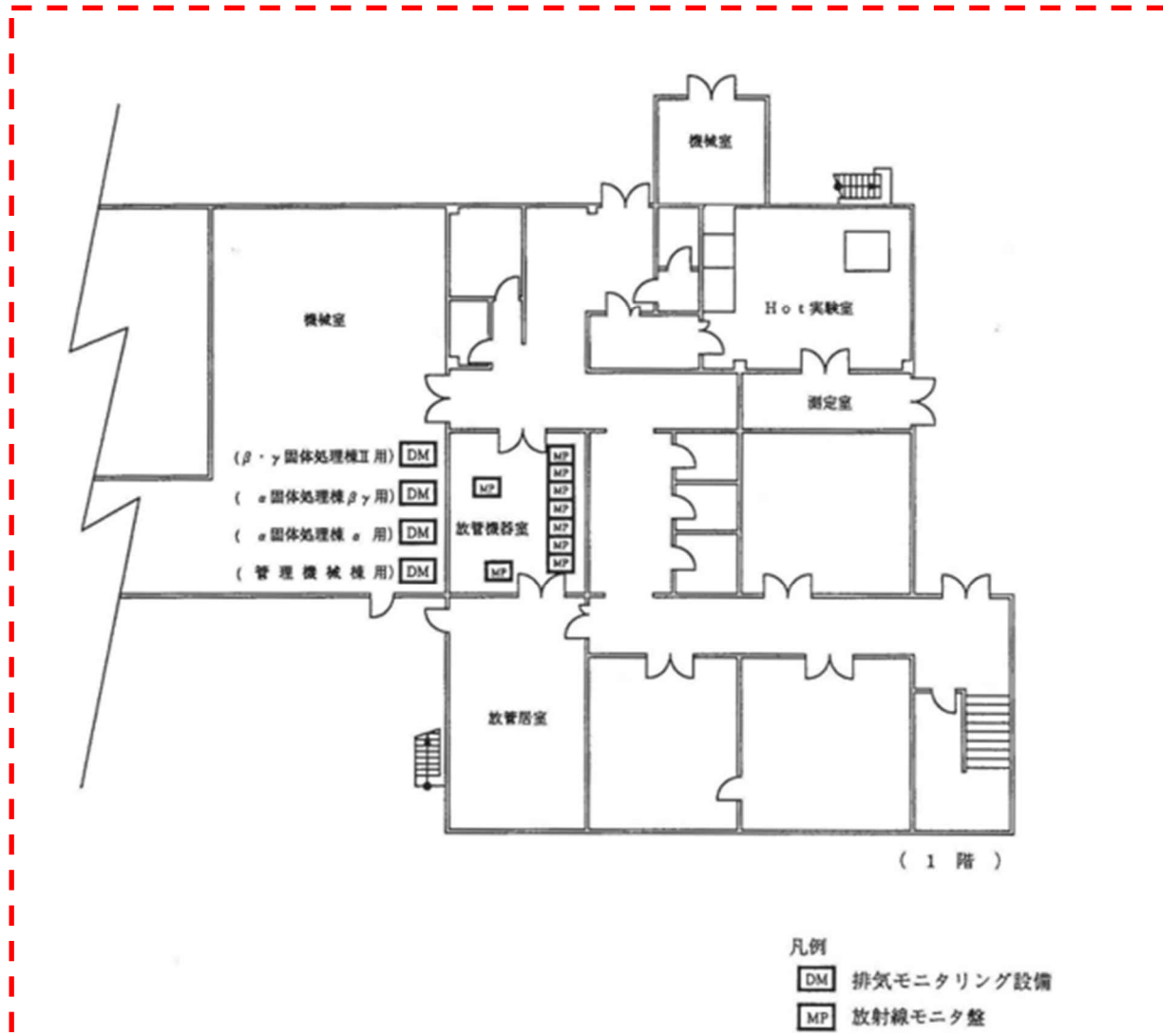
変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>を表示するもので従事者が認識できるものとしている。</u></p> <p><u>ハ) 放射線監視設備からの主要な情報について（解釈第16条第1項）</u>  <u>廃棄物管理事業変更許可申請書第16条に関する添付書類五 放射線管理施設の設計方針（3）において、「固体廃棄物減容処理施設を除く放射線監視設備からの主要な情報は、管理機械棟において監視できる設計とする。」としている。「主要な情報」とは、管理区域のうち放射線業務従事者が比較的多く立ち入る場所を中心にエリアモニタで測定している線量率及び施設に備える排気モニタで測定している排気中の放射性物質の濃度の測定値である。</u>  <u>固体廃棄物減容処理施設では、主要な箇所における線量率、空気中の放射性物質濃度及び排気中の放射性物質濃度は、運転監視室において監視できる設計としている。</u>  <u>廃棄物管理施設の線量率を測定するエリアモニタ及び排気モニタリング設備の設置場所並びに放射線モニタ盤の設置場所を図16-1から図16-15に示す。</u>  <u>これらの情報は、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するために必要な情報である。</u></p> <p><u>ニ) 廃棄物管理施設の出入り管理関係設備について（解釈第16条第1項）</u>  <u>廃棄物管理事業変更許可申請書第16条添付書類五 屋内管理用の設備（1）出入り関係設備において、「汚染検査室には、汚染の管理を行うため、必要に応じて更衣設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ等を備える。」との記載は、汚染検査室を有する施設における管理区域内の環境及び実施する作業の内容により、汚染の管理の方法が異なることから、備える設備も異なるため「必要に応じて」と記載している。</u>  <u>具体的には、封入されていないα放射性物質又はβ・γ放射性物質を取り扱う施設については、除染のためシャワー設備を設置する。汚染の可能性が少なく、封入された廃棄物を取り扱う施設は手洗い設備を備える。さらに、</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

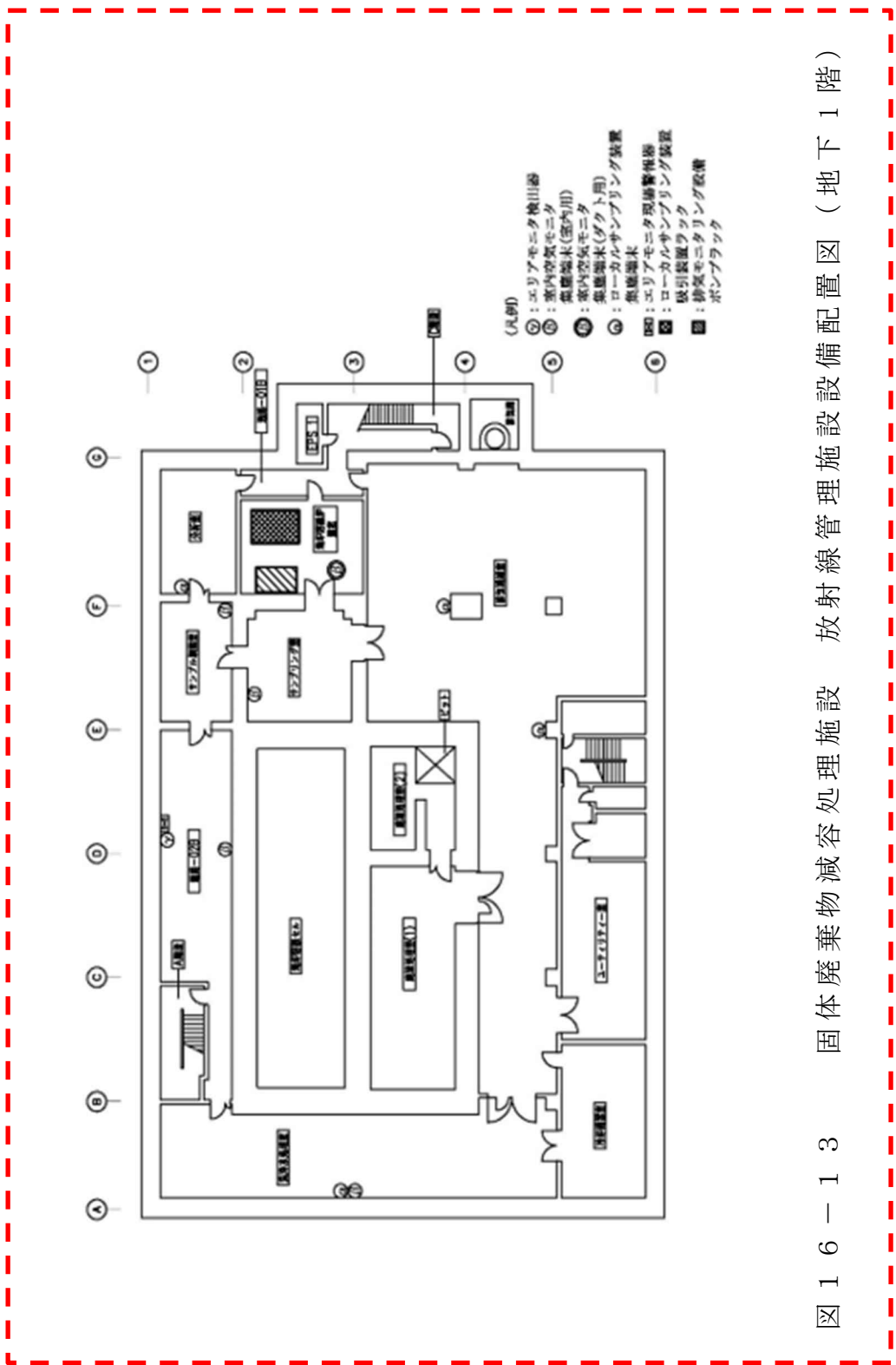
変更前			変更後	備考												
<p><u>別表16-1 廃棄物管理施設の出入り管理関係設備の内訳(2)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>施設</u></th> <th><u>汚染管理の考え方</u></th> <th><u>設置設備</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>α一時格納庫</u></td> <td><u>封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u></td> <td><u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>サーベイメータ</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機廃液一時格納庫</u></td> <td><u>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u></td> <td><u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>サーベイメータ</u></td> </tr> <tr> <td><u>管理機械棟</u></td> <td><u>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u></td> <td><u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>ハンドフットクロスモ ニタ</u></td> </tr> </tbody> </table>			<u>施設</u>	<u>汚染管理の考え方</u>	<u>設置設備</u>	<u>α一時格納庫</u>	<u>封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u>	<u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>サーベイメータ</u>	<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u>	<u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>サーベイメータ</u>	<u>管理機械棟</u>	<u>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u>	<u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>ハンドフットクロスモ ニタ</u>	(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
<u>施設</u>	<u>汚染管理の考え方</u>	<u>設置設備</u>														
<u>α一時格納庫</u>	<u>封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u>	<u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>サーベイメータ</u>														
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u>	<u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>サーベイメータ</u>														
<u>管理機械棟</u>	<u>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u>	<u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>ハンドフットクロスモ ニタ</u>														

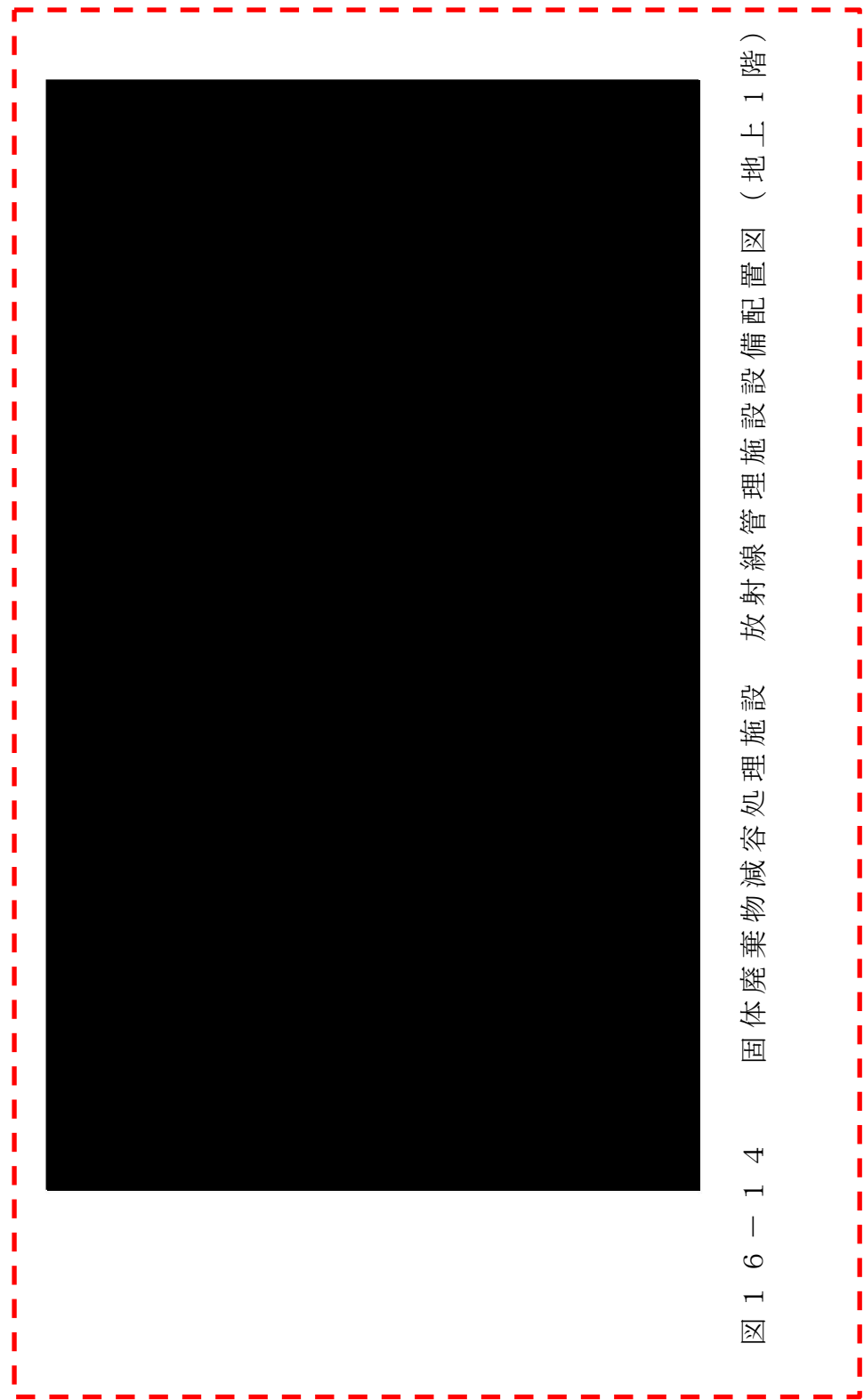
変更前	変更後	備考
 <p>図16-8 廃液処理棟エリアモニタ及び排気モニタリング設備配置図</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

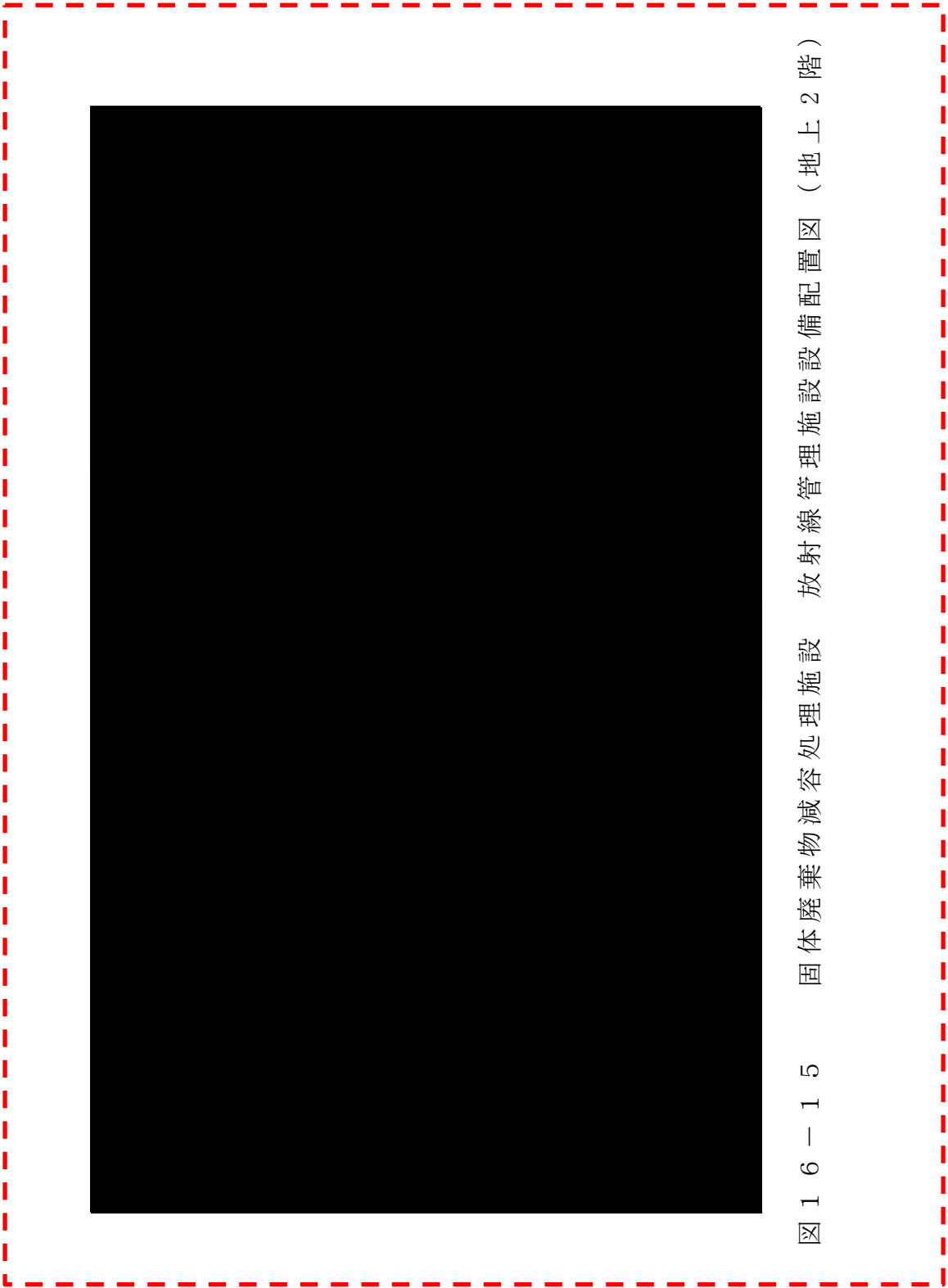


変更前	変更後	備考
 <p>図 1 6 - 1 1 有機廃液一時格納庫排気モニタリング</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
 <p>図 1 6 - 1 2 管理機械棟排気モニタリング設備及び放射線モニタ盤配置図</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<div style="text-align: center;">  <p>図 1 6 - 1 3 固体廃棄物減容処理施設 放射線管理施設設備配置図 (地下1階)</p> </div> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①：エリアモニタ検出器</li> <li>②：室内空気モニタ</li> <li>③：集塵機(室内用)</li> <li>④：室内空気モニタ</li> <li>⑤：ローカルチャンプリング装置</li> <li>⑥：集塵機</li> <li>⑦：エリアモニタ現像管検出器</li> <li>⑧：ローカルチャンプリング装置</li> <li>⑨：集塵機ラック</li> <li>⑩：集塵機モニタリング設備</li> <li>⑪：ポンプラック</li> </ul>	<p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
 <p>図16-1-4 固体廃棄物減容処理施設 放射線管理施設設備配置図（地上1階）</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
 <p>図16-15 固体廃棄物減容処理施設 放射線管理施設備配置図 (地上2階)</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第十七条（廃棄施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理 <b>又は化学処理</b> を行い、処理済廃液の放射性物質の濃度が高い場合は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて50<math>\mu</math>Sv/年以下が達成できるよう、排水口から放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物を処理又は一時貯留する廃棄施設は、廃液処理棟、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math> 固体処理棟Ⅲ、<math>\alpha</math> 固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設の建家並びに<math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、廃棄物管理施設用廃液貯槽及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽で構成する。</p> <p>また、水中の放射性物質の濃度を十分に低減するため、液体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物管理施設の処理施設にて、廃液の性状に応じて処理出来る設計とする。</p> <p>気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空</p>	<p>第十七条（廃棄施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理を行い、処理済廃液の放射性物質の濃度が高い場合は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて50<math>\mu</math>Sv/年以下が達成できるよう、排水口から放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物を処理又は一時貯留する廃棄施設は、廃液処理棟、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math> 固体処理棟Ⅲ、<math>\alpha</math> 固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設の建家並びに<math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、廃棄物管理施設用廃液貯槽及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽で構成する。</p> <p>また、水中の放射性物質の濃度を十分に低減するため、液体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物管理施設の処理施設にて、廃液の性状に応じて処理出来る設計とする。</p> <p>気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 2 項について</p> <p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管するために必要な容量を有する保管廃棄設備を、廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV、<math>\alpha</math> 固体処理棟、廃液貯留施設 I、<u>有機廃液一時格納庫</u>、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I、<math>\alpha</math> 一時格納庫、管理機械棟に設ける設計とする。</p> <p>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、規則に規定される廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設に該当する設備はないが、一時保管するための保管廃棄設備はある。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類六の下記項目参照 放射性廃棄物の処理及び管理 (4.1 項) 〕</p>	<p>第 2 項について</p> <p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管するために必要な容量を有する保管廃棄設備を、廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV、<math>\alpha</math> 固体処理棟、廃液貯留施設 I、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I、<math>\alpha</math> 一時格納庫、管理機械棟に設ける設計とする。</p> <p>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、規則に規定される廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設に該当する設備はないが、一時保管するための保管廃棄設備はある。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類六の下記項目参照 放射性廃棄物の処理及び管理 (4.1 項) 〕</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅱ                      廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</p> <p><u>10) 有機廃液一時格納庫</u>  <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</u></p> <p>11) α一時格納庫                      α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>12) 管理機械棟                      管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>13) 固体廃棄物減容処理施設                      固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>ii) 気体廃棄物の廃棄施設の主要な設備                      (a) 管理区域系排気設備                      管理区域系排気設備は、管理区域の各部屋から発生する気体廃棄物进行处理し、汚染の拡大を防止するため、空気の汚染のおそれのある区域からその外部へ流れ難い構造とする。</p>	<p>の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅱ                      廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</p> <p>(削る)</p> <p>10) α一時格納庫                      α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>11) 管理機械棟                      管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>12) 固体廃棄物減容処理施設                      固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>ii) 気体廃棄物の廃棄施設の主要な設備                      (a) 管理区域系排気設備                      管理区域系排気設備は、管理区域の各部屋から発生する気体廃棄物进行处理し、汚染の拡大を防止するため、空気の汚染のおそれのある区域からその外部へ流れ難い構造とする。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>



変更前	変更後	備考
<p>3) <math>\alpha</math> 固体処理棟</p> <p><math>\alpha</math> 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、液体廃棄物の廃棄施設の<math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置を収容する。</p> <p>4) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の廃棄施設の主要な設備</p> <p>(a) <math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置</p> <p><math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置は、主として<math>\alpha</math>ホール設備で発生した液体廃棄物の予備処理を行うための装置で、<math>\alpha</math> 固体処理棟に設置する。</p> <p>本装置は、主として貯留タンク及び化学処理タンクから構成し、タンクの周囲には、漏えいの拡大防止のための堰を設ける設計とする。</p> <p>(b) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽は、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲの管理区域内で発生した液体廃棄物を一時貯留するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲに設置する。</p> <p>本貯槽は、主として貯留タンク及び廃液移送容器から構成し、タンクの周囲には、漏えいの拡大防止のための堰を設ける設計とする。</p> <p>(c) 廃棄物管理施設用廃液貯槽</p> <p>廃棄物管理施設用廃液貯槽は、各建家の汚染のおそれのある管理区域内で発生した液体廃棄物を一時貯留するものである。</p>	<p>3) <math>\alpha</math> 固体処理棟</p> <p><math>\alpha</math> 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、液体廃棄物の廃棄施設の<math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置を収容する。</p> <p>4) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の廃棄施設の主要な設備</p> <p>(a) <math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置</p> <p><math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置は、主として<math>\alpha</math>ホール設備で発生した液体廃棄物の予備処理を行うための装置で、<math>\alpha</math> 固体処理棟に設置する。</p> <p>本装置は、主として貯留タンク及び化学処理タンクから構成し、タンクの周囲には、漏えいの拡大防止のための堰を設ける設計とする。</p> <p>(b) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽は、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲの管理区域内で発生した液体廃棄物を一時貯留するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲに設置する。</p> <p>本貯槽は、主として貯留タンク及び廃液移送容器から構成し、タンクの周囲には、漏えいの拡大防止のための堰を設ける設計とする。</p> <p>(c) 廃棄物管理施設用廃液貯槽</p> <p>廃棄物管理施設用廃液貯槽は、各建家の汚染のおそれのある管理区域内で発生した液体廃棄物を一時貯留するものである。</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>下1階、建築面積約250m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>10) 有機廃液一時格納庫</u>  <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</u></p> <p><u>11) β・γ一時格納庫 I</u>  β・γ一時格納庫 I の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>12) α一時格納庫</u>  α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>13) 管理機械棟</u>  管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>14) 固体廃棄物減容処理施設</u>  固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>ii) 固体廃棄物の廃棄施設の主要な設備  該当なし。</p>	<p>下1階、建築面積約250m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>(削る)</p> <p><u>10) β・γ一時格納庫 I</u>  β・γ一時格納庫 I の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>11) α一時格納庫</u>  α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>12) 管理機械棟</u>  管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>13) 固体廃棄物減容処理施設</u>  固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>ii) 固体廃棄物の廃棄施設の主要な設備  該当なし。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p> <p>4 第17条第2項に規定する「十分な容量」とは、将来的に廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物の発生量及び搬出量を考慮したものであること。</p> <p>5 放射性液体廃棄物を扱う施設を設けるときは、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考とすること。</p> <p>6 第17条第2項に規定する「放射性廃棄物を保管廃棄する施設」とは、管理規則第2条第1項第2号トに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第3項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、受け入れた廃棄物とともに周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理又は化学処理を行い、処理済廃液は必要に応じて希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過して放出する設計である。これら液体廃棄物及び気体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、周辺監視区域外において、平常時における廃棄物管理施設からの環境への液体及び気体中の放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆</p>	<p>三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p> <p>4 第17条第2項に規定する「十分な容量」とは、将来的に廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物の発生量及び搬出量を考慮したものであること。</p> <p>5 放射性液体廃棄物を扱う施設を設けるときは、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考とすること。</p> <p>6 第17条第2項に規定する「放射性廃棄物を保管廃棄する施設」とは、管理規則第2条第1項第2号トに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第3項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、受け入れた廃棄物とともに周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理を行い、処理済廃液は必要に応じて希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過して放出する設計である。これら液体廃棄物及び気体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、周辺監視区域外において、平常時における廃棄物管理施設からの環境への液体及び気体中の放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>ハ) 気体廃棄物の廃棄施設について（解釈第17条第2項）</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の管理区域系排気設備の系統捕集効率は、99%以上としている。これらの捕集効率は、施設内の気体廃棄物の廃棄施設が設計された年代により異なり、古くは昭和40年代に設計され、核燃料物質使用施設や試験研究炉施設として設置され、その後廃棄物管理施設として許可を取得した施設では、系統捕集効率を99%以上とし、平成23年に設置の許可を受けた固体廃棄物減容処理施設は、99.9%以上（フィルタ1段の場合）で設計している。また、フィルタ段数は、必要な能力に応じて設計で定めている。</u></p> <p><u>二) 固体廃棄物の廃棄施設について（解釈第17条第2項）</u></p> <p><u>廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管する保管廃棄設備を、廃液処理棟、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟、廃液貯留施設Ⅰ、有機廃液一時格納庫、β・γ一時格納庫Ⅰ、α一時格納庫、管理機械棟に設ける。</u></p> <p><u>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために十分な容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>各施設の廃棄物の発生量と保管廃棄設備の容量を表17-2に示す。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設における廃棄物の発生から処理及び保管までの定量的な情報を廃棄物処理フローに付記するとともに、保管廃棄の状態を別紙17-1示す。なお、発生量、中間処理数量は、平成28年度実績値、保管量／許可数量は、平成28年度末の値である。</u></p> <p><u>ホ) 液体廃棄物の廃棄施設について（解釈第17条第2項）</u></p> <p><u>液体廃棄物の処理施設で受け入れる液体廃棄物のアルファ線を放出する放射性物質濃度は、<math>3.7 \times 10^{-1} \text{ Bq/cm}^3</math>未満としており、液体廃棄物の廃棄施設から排出する液体廃棄物の濃度をこの濃度限度未満とするため、α固体処理棟予備処理装置で予備処理を行う。予備処理は、ろ過器でろ過したろ液を化学</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>一切受入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とする。また、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽、化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のうちスラッジ槽を評価対象とする。これらの線源条件を第5.3.1表に示す。</u></p> <p><u>計算は、保守側に廃棄物管理施設の着目核種のうち、ガンマ線の実効エネルギーが最も大きい<sup>60</sup>Coのエネルギーを用いる。</u></p> <p><u>(2) 計算地点</u></p> <p><u>線量の計算は、周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が最も大きくなる第5.3.1図に示す周辺監視区域外の地点とする。</u></p> <p><u>5.3.2 計算方法</u></p> <p><u>直接線は、点減衰核計算コード(QAD)を用いて計算する。スカイシャイン線は、スカイシャインガンマ線計算コードシステムBCG等により二次元輸送計算コード(DOT)を用いて計算する。なお、廃棄物の容器表面線量率から放射エネルギーを算出するのは点減衰核計算コード(QAD)を用いる。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の計算地点における実効線量の算出に当たり、収容する建家の躯体の遮蔽を考慮するとともに、管理施設の評価においては、遮蔽壁及び積載方法など廃棄体の適切な配置を考慮する。また、液体廃棄物は主に貯槽や建家のコンクリート壁を考慮する。さらに直接線の計算では、評価地点と建家との標高差から土壌も考慮する。</u></p> <p><u>5.3.3 計算結果</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量は、第</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前											変更後			備考																																																																	
<p>表17-1 廃棄物管理施設の廃棄施設及び処理施設等における処理設備等の「処理する能力」及び「設計」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物種類・性状等</th> <th rowspan="2">廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)</th> <th colspan="2">設計</th> <th colspan="2">「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">期間中の私出しの可・否</th> <th colspan="3">廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *</th> <th rowspan="2">実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>処理(受入)能力</th> <th>年間処理(受入)可能量 (m³)</th> <th>条件</th> <th>年間処理(受入)量 (m³)</th> <th>受入量</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A・JMTR一次冷却水</td> <td>廃液貯槽I</td> <td>1,400m³のうち受入用の貯槽：600m³</td> <td>約4,200</td> <td>1.7ヶ月貯留</td> <td>800m³×12/1.7ヶ月=4,235</td> <td>可</td> <td>1,990</td> <td>0</td> <td>/</td> <td>貯留期間を1.7ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学処理装置</td> <td>10m³/h稼動約60日/年</td> <td>約4,200</td> <td>1.7ヶ月</td> <td>10m³/h×7h/日×60日/年×1.7/12ヶ月=585 585m³×12/1.7ヶ月=4,200</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>2,295</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A・実験系廃液</td> <td>廃棄物管理施設用廃液貯槽</td> <td>貯留量30m³</td> <td>120</td> <td>3ヶ月貯留</td> <td>30m³×12/3ヶ月=120</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>29</td> <td>/</td> <td>貯留期間を3ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β-γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽</td> <td>貯留量7.5m³</td> <td>30</td> <td>3ヶ月貯留</td> <td>7.5m³×12/3ヶ月=30</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>5</td> <td>/</td> <td>貯留期間を3ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の私出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)	受入量	発生量	処理量	液体廃棄物A・JMTR一次冷却水	廃液貯槽I	1,400m³のうち受入用の貯槽：600m³	約4,200	1.7ヶ月貯留	800m³×12/1.7ヶ月=4,235	可	1,990	0	/	貯留期間を1.7ヶ月として年間受入可能量を満足		化学処理装置	10m³/h稼動約60日/年	約4,200	1.7ヶ月	10m³/h×7h/日×60日/年×1.7/12ヶ月=585 585m³×12/1.7ヶ月=4,200	可	/	/	2,295	処理量は設計の年間処理可能量を満足		液体廃棄物A・実験系廃液	廃棄物管理施設用廃液貯槽	貯留量30m³	120	3ヶ月貯留	30m³×12/3ヶ月=120	可	/	29	/	貯留期間を3ヶ月として年間受入可能量を満足		β-γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	貯留量7.5m³	30	3ヶ月貯留	7.5m³×12/3ヶ月=30	可	/	5	/	貯留期間を3ヶ月として年間受入可能量を満足		(削る)			各条まとめ資料の統合を図るため削除
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の私出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価			備考																																																																		
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量																																																																						
液体廃棄物A・JMTR一次冷却水	廃液貯槽I	1,400m³のうち受入用の貯槽：600m³	約4,200	1.7ヶ月貯留	800m³×12/1.7ヶ月=4,235	可	1,990	0	/	貯留期間を1.7ヶ月として年間受入可能量を満足																																																																					
	化学処理装置	10m³/h稼動約60日/年	約4,200	1.7ヶ月	10m³/h×7h/日×60日/年×1.7/12ヶ月=585 585m³×12/1.7ヶ月=4,200	可	/	/	2,295	処理量は設計の年間処理可能量を満足																																																																					
液体廃棄物A・実験系廃液	廃棄物管理施設用廃液貯槽	貯留量30m³	120	3ヶ月貯留	30m³×12/3ヶ月=120	可	/	29	/	貯留期間を3ヶ月として年間受入可能量を満足																																																																					
	β-γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	貯留量7.5m³	30	3ヶ月貯留	7.5m³×12/3ヶ月=30	可	/	5	/	貯留期間を3ヶ月として年間受入可能量を満足																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物種類・性状等</th> <th rowspan="2">廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)</th> <th colspan="2">設計</th> <th colspan="2">「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">期間中の私出しの可・否</th> <th colspan="3">廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *</th> <th rowspan="2">実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>処理(受入)能力</th> <th>年間処理(受入)可能量 (m³)</th> <th>条件</th> <th>年間処理(受入)量 (m³)</th> <th>受入量</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">液体廃棄物A・実験系廃液</td> <td>α固体処理棟廃液予備処理設備</td> <td>1.5m³/バッチ</td> <td>6</td> <td>3ヶ月貯留</td> <td>1.5m³×12/3ヶ月=6</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>0</td> <td>/</td> <td>1バッチを3ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*</td> <td>貯留量15.5m³</td> <td>62</td> <td>3ヶ月貯留</td> <td>15.5m³×12/3ヶ月=62</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>-</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽I</td> <td>1,400m³のうち受入用の貯槽：600m³</td> <td>約3,990</td> <td>1.8ヶ月貯留</td> <td>800m³×12/1.8ヶ月=4,000</td> <td>可</td> <td>719</td> <td>34</td> <td>/</td> <td>貯留期間を1.8ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td>廃棄施設は受入施設を共用</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置I</td> <td>3m³/h稼動約190日/年</td> <td>約3,990</td> <td>1.8ヶ月</td> <td>3m³/h×7h/日×190日/年×1.8/12ヶ月=599 599m³×12/1.8ヶ月=3,993</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>361</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td>廃棄施設は処理施設を共用</td> </tr> </tbody> </table>											廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の私出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)	受入量	発生量	処理量	液体廃棄物A・実験系廃液	α固体処理棟廃液予備処理設備	1.5m³/バッチ	6	3ヶ月貯留	1.5m³×12/3ヶ月=6	可	/	0	/	1バッチを3ヶ月として年間受入可能量を満足		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*	貯留量15.5m³	62	3ヶ月貯留	15.5m³×12/3ヶ月=62	可	/	-	/			廃液貯槽I	1,400m³のうち受入用の貯槽：600m³	約3,990	1.8ヶ月貯留	800m³×12/1.8ヶ月=4,000	可	719	34	/	貯留期間を1.8ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	廃液蒸発装置I	3m³/h稼動約190日/年	約3,990	1.8ヶ月	3m³/h×7h/日×190日/年×1.8/12ヶ月=599 599m³×12/1.8ヶ月=3,993	可	/	/	361	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用					
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の私出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価			備考																																																																		
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量																																																																						
液体廃棄物A・実験系廃液	α固体処理棟廃液予備処理設備	1.5m³/バッチ	6	3ヶ月貯留	1.5m³×12/3ヶ月=6	可	/	0	/	1バッチを3ヶ月として年間受入可能量を満足																																																																					
	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*	貯留量15.5m³	62	3ヶ月貯留	15.5m³×12/3ヶ月=62	可	/	-	/																																																																						
	廃液貯槽I	1,400m³のうち受入用の貯槽：600m³	約3,990	1.8ヶ月貯留	800m³×12/1.8ヶ月=4,000	可	719	34	/	貯留期間を1.8ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用																																																																				
	廃液蒸発装置I	3m³/h稼動約190日/年	約3,990	1.8ヶ月	3m³/h×7h/日×190日/年×1.8/12ヶ月=599 599m³×12/1.8ヶ月=3,993	可	/	/	361	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用																																																																				

変更前											変更後											備考																																																																													
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物種類・性状等</th> <th rowspan="2">廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)</th> <th colspan="3">設計</th> <th colspan="2">「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">期間中の払い出しの可・否</th> <th colspan="3">廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *</th> <th rowspan="2">実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>処理(受入)能力</th> <th>年間処理(受入)可能量 (m³)</th> <th>条件</th> <th>年間処理(受入)量 (m³)</th> <th>受入量</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A・実験系廃液</td> <td>処理済廃液貯槽</td> <td>貯留量 200m³ 稼動約 110日/年</td> <td>約 22,000</td> <td>年間</td> <td>700 m³ × 110日/年 = 77,000</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>7,183</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td rowspan="2">廃棄施設は処理施設を共用</td> </tr> <tr> <td>排水監視設備</td> <td>貯留量 500m³ 稼動約 110日/年</td> <td>約 55,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物B</td> <td>有機廃液一時格納庫</td> <td>貯留量 1.2m³</td> <td>少量</td> <td>少量</td> <td>少量</td> <td>可</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽Ⅱ</td> <td>280m³</td> <td>約 1,610</td> <td>2ヶ月貯留</td> <td>280m³ × 12/2ヶ月 = 1,680</td> <td>可</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>貯留期間を2ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td>廃棄施設は受入施設を共用</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置Ⅰ濃縮液</td> <td>Ⅱ</td> <td>1m³/h 稼動約 230日/年</td> <td>約 1,610</td> <td>2ヶ月年間</td> <td>1m³/h × 7h/日 × 230日/年 × 2/12ヶ月 = 268 268m³ × 12/2ヶ月 =</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>354</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>											廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計			「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)	受入量	発生量	処理量	液体廃棄物A・実験系廃液	処理済廃液貯槽	貯留量 200m³ 稼動約 110日/年	約 22,000	年間	700 m³ × 110日/年 = 77,000	可	/	/	7,183	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	排水監視設備	貯留量 500m³ 稼動約 110日/年	約 55,000				/	/			液体廃棄物B	有機廃液一時格納庫	貯留量 1.2m³	少量	少量	少量	可	0	0	0	処理量は設計の年間処理可能量を満足		廃液貯槽Ⅱ	280m³	約 1,610	2ヶ月貯留	280m³ × 12/2ヶ月 = 1,680	可	0	0	0	貯留期間を2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	廃液蒸発装置Ⅰ濃縮液	Ⅱ	1m³/h 稼動約 230日/年	約 1,610	2ヶ月年間	1m³/h × 7h/日 × 230日/年 × 2/12ヶ月 = 268 268m³ × 12/2ヶ月 =	可	/	/	354	処理量は設計の年間処理可能量を満足		<p>(削る)</p>											<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>
													廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計				「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否			廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考																																																																							
											処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)			条件	年間処理(受入)量 (m³)	受入量	発生量	処理量																																																																																
											液体廃棄物A・実験系廃液	処理済廃液貯槽	貯留量 200m³ 稼動約 110日/年	約 22,000	年間	700 m³ × 110日/年 = 77,000	可	/	/	7,183	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用																																																																													
												排水監視設備	貯留量 500m³ 稼動約 110日/年	約 55,000				/	/																																																																																
											液体廃棄物B	有機廃液一時格納庫	貯留量 1.2m³	少量	少量	少量	可	0	0	0	処理量は設計の年間処理可能量を満足																																																																														
												廃液貯槽Ⅱ	280m³	約 1,610	2ヶ月貯留	280m³ × 12/2ヶ月 = 1,680	可	0	0	0	貯留期間を2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用																																																																													
											廃液蒸発装置Ⅰ濃縮液	Ⅱ	1m³/h 稼動約 230日/年	約 1,610	2ヶ月年間	1m³/h × 7h/日 × 230日/年 × 2/12ヶ月 = 268 268m³ × 12/2ヶ月 =	可	/	/	354	処理量は設計の年間処理可能量を満足																																																																														

変更前										変更後										備考																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物種類・性状等</th> <th rowspan="2">廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)</th> <th colspan="2">設計</th> <th colspan="2">「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">期間中の払い出しの可・否</th> <th colspan="3">廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *</th> <th rowspan="2">実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>処理 (受入) 能力</th> <th>年間処理 (受入) 可能量 (m³)</th> <th>条件</th> <th>年間処理 (受入) 量 (m³)</th> <th>受入量</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,808</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物C</td> <td>化学処理装置 フード</td> <td>ごく少量</td> <td>ごく少量</td> <td>ごく少量</td> <td>ごく少量</td> <td>可</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td>受入、発生実績なし</td> </tr> <tr> <td>濃縮液</td> <td>セメント固化装置</td> <td>0.2m³/日 稼動約 55 日/年</td> <td>約 11</td> <td>年間</td> <td>0.2 m³/日 × 55 日/年 = 11</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0.5</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スラッジ</td> <td>セメント固化装置</td> <td>1m³/5日 稼動約 100 日/年</td> <td>約 20</td> <td>年間</td> <td>1m³/5日× 100日/年= 20</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>1.1</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ固体廃棄物A可燃物</td> <td>β・γ一時格納庫Ⅰ、Ⅱ</td> <td>約 300m³ のうち受入用ピット: 100m³</td> <td>約 540</td> <td>2.2ヶ月格納</td> <td>100m³× 12/2.2ヶ月 = 545</td> <td>可</td> <td>107</td> <td>25</td> <td>/</td> <td>一時格納する期間を2.2ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td>廃棄施設は受入施設を共用</td> </tr> </tbody> </table>										廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	処理 (受入) 能力	年間処理 (受入) 可能量 (m³)	条件	年間処理 (受入) 量 (m³)	受入量	発生量	処理量						1,808							液体廃棄物C	化学処理装置 フード	ごく少量	ごく少量	ごく少量	ごく少量	可	0	0	0	処理量は設計の年間処理可能量を満足	受入、発生実績なし	濃縮液	セメント固化装置	0.2m³/日 稼動約 55 日/年	約 11	年間	0.2 m³/日 × 55 日/年 = 11	可	/	/	0.5	処理量は設計の年間処理可能量を満足		スラッジ	セメント固化装置	1m³/5日 稼動約 100 日/年	約 20	年間	1m³/5日× 100日/年= 20	可	/	/	1.1	処理量は設計の年間処理可能量を満足		β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ一時格納庫Ⅰ、Ⅱ	約 300m³ のうち受入用ピット: 100m³	約 540	2.2ヶ月格納	100m³× 12/2.2ヶ月 = 545	可	107	25	/	一時格納する期間を2.2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	(削る)										各条まとめ資料の統合を図るため削除
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *					実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考																																																																																						
		処理 (受入) 能力	年間処理 (受入) 可能量 (m³)	条件	年間処理 (受入) 量 (m³)		受入量	発生量	処理量																																																																																										
					1,808																																																																																														
液体廃棄物C	化学処理装置 フード	ごく少量	ごく少量	ごく少量	ごく少量	可	0	0	0	処理量は設計の年間処理可能量を満足	受入、発生実績なし																																																																																								
濃縮液	セメント固化装置	0.2m³/日 稼動約 55 日/年	約 11	年間	0.2 m³/日 × 55 日/年 = 11	可	/	/	0.5	処理量は設計の年間処理可能量を満足																																																																																									
スラッジ	セメント固化装置	1m³/5日 稼動約 100 日/年	約 20	年間	1m³/5日× 100日/年= 20	可	/	/	1.1	処理量は設計の年間処理可能量を満足																																																																																									
β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ一時格納庫Ⅰ、Ⅱ	約 300m³ のうち受入用ピット: 100m³	約 540	2.2ヶ月格納	100m³× 12/2.2ヶ月 = 545	可	107	25	/	一時格納する期間を2.2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用																																																																																								



変更前							変更後				備考																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物種類・性状等</th> <th rowspan="2">廃棄施設、処理設備 (受入施設を含む)</th> <th colspan="2">設計</th> <th colspan="2">「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">期間中の払い出しの可・否</th> <th colspan="3">廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m<sup>3</sup>) *</th> <th rowspan="2">実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>処理 (受入) 能力</th> <th>年間処理 (受入) 可能量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>条件</th> <th>年間処理 (受入) 量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>受入量</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">β・γ固体廃棄物A可燃物</td> <td>β・γ焼却装置</td> <td>3m<sup>3</sup>/日 稼動約 180 日/年</td> <td>約 540</td> <td>2.2ヶ月</td> <td>3m<sup>3</sup>/日× 180日/年× 2.2/12ヶ月 =99 3m<sup>3</sup>/日× 180日/年× 12/2.2ヶ月 =540</td> <td>可</td> <td></td> <td></td> <td>128</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td>廃棄施設は処理施設を共用</td> </tr> <tr> <td>保管廃棄設備</td> <td>12m<sup>3</sup> (11 施設合計)</td> <td>約 48</td> <td>3ヶ月保管</td> <td>12m<sup>3</sup>× 12/3ヶ月= 48</td> <td>可</td> <td></td> <td>28</td> <td></td> <td>一時保管期間を 3ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ</td> <td>β・γ一時格納庫 I、II</td> <td>約 300m<sup>3</sup> のうち受入用ピット: 200m<sup>3</sup></td> <td>約 240</td> <td>10ヶ月格納</td> <td>200m<sup>3</sup>× 12/10ヶ月 =240</td> <td>可</td> <td>51</td> <td>2</td> <td></td> <td>一時格納する期間を 10ヶ月として年間受入可能量を満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ圧縮装置 I</td> <td>2m<sup>3</sup>/日 稼動約 60 日/年</td> <td>約 120</td> <td>10ヶ月</td> <td>2m<sup>3</sup>/日× 60日/年× 10/12ヶ月 =100</td> <td>可</td> <td></td> <td></td> <td>2.4</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td>廃棄施設は処理施設を共用</td> </tr> </tbody> </table>							廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設を含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	処理 (受入) 能力	年間処理 (受入) 可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理 (受入) 量 (m <sup>3</sup> )	受入量	発生量	処理量	β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ焼却装置	3m <sup>3</sup> /日 稼動約 180 日/年	約 540	2.2ヶ月	3m <sup>3</sup> /日× 180日/年× 2.2/12ヶ月 =99 3m <sup>3</sup> /日× 180日/年× 12/2.2ヶ月 =540	可			128	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	保管廃棄設備	12m <sup>3</sup> (11 施設合計)	約 48	3ヶ月保管	12m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月= 48	可		28		一時保管期間を 3ヶ月として年間受入可能量を満足		β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ	β・γ一時格納庫 I、II	約 300m <sup>3</sup> のうち受入用ピット: 200m <sup>3</sup>	約 240	10ヶ月格納	200m <sup>3</sup> × 12/10ヶ月 =240	可	51	2		一時格納する期間を 10ヶ月として年間受入可能量を満足		β・γ圧縮装置 I	2m <sup>3</sup> /日 稼動約 60 日/年	約 120	10ヶ月	2m <sup>3</sup> /日× 60日/年× 10/12ヶ月 =100	可			2.4	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	(削る)				各条まとめ資料の統合を図るため削除
									廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設を含む)	設計			「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否			廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考																																																					
							処理 (受入) 能力	年間処理 (受入) 可能量 (m <sup>3</sup> )			条件	年間処理 (受入) 量 (m <sup>3</sup> )	受入量	発生量	処理量																																																													
							β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ焼却装置	3m <sup>3</sup> /日 稼動約 180 日/年	約 540	2.2ヶ月	3m <sup>3</sup> /日× 180日/年× 2.2/12ヶ月 =99 3m <sup>3</sup> /日× 180日/年× 12/2.2ヶ月 =540	可			128	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用																																																										
								保管廃棄設備	12m <sup>3</sup> (11 施設合計)	約 48	3ヶ月保管	12m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月= 48	可		28		一時保管期間を 3ヶ月として年間受入可能量を満足																																																											
β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ	β・γ一時格納庫 I、II	約 300m <sup>3</sup> のうち受入用ピット: 200m <sup>3</sup>	約 240	10ヶ月格納	200m <sup>3</sup> × 12/10ヶ月 =240	可	51	2		一時格納する期間を 10ヶ月として年間受入可能量を満足																																																																		
	β・γ圧縮装置 I	2m <sup>3</sup> /日 稼動約 60 日/年	約 120	10ヶ月	2m <sup>3</sup> /日× 60日/年× 10/12ヶ月 =100	可			2.4	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用																																																																	

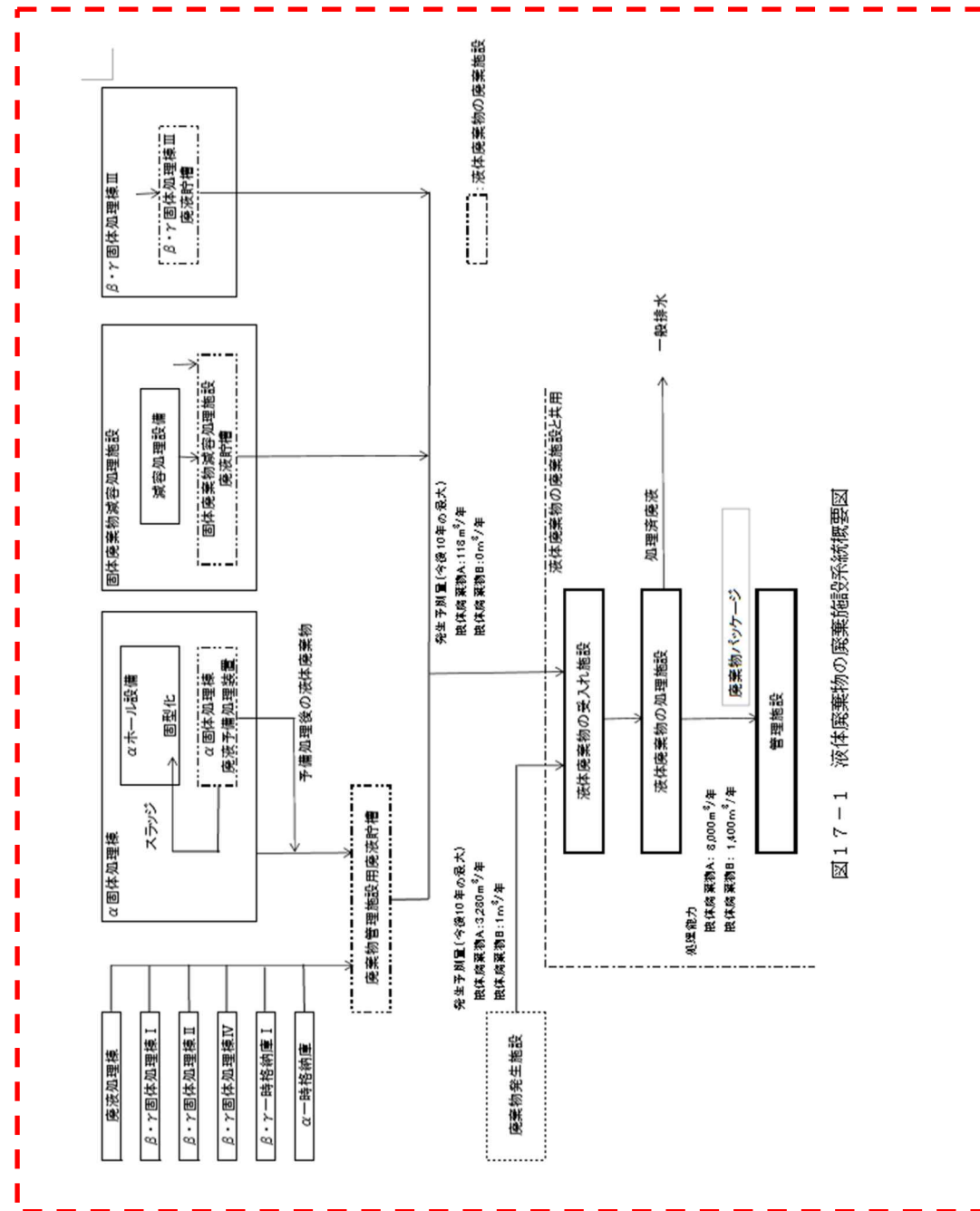
変更前										変更後										備考																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物種類・性状等</th> <th rowspan="2">廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)</th> <th colspan="2">設計</th> <th colspan="2">「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">期間中の 私出しの 可・否</th> <th colspan="3">廃棄物管理施設における 年間の廃棄物 (m³) *</th> <th rowspan="2">実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>処理(受入)能力</th> <th>年間処理(受入)可能量 (m³)</th> <th>条件</th> <th>年間処理(受入)量 (m³)</th> <th>受入量</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ</td> <td>β・γ圧縮装置Ⅰ</td> <td></td> <td></td> <td>年間</td> <td>2m³/日× 60日/年× 12/10ヶ月 =120</td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ圧縮装置Ⅱ</td> <td>2m³/日 稼動約60日/年</td> <td>約120</td> <td>10ヶ月  年間</td> <td>2m³/日× 60日/年× 10/12ヶ月 =100  2m³/日× 60日/年× 12/10ヶ月 =120</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>39.6</td> <td>処理量は設計の年間 処理可能量を満足</td> <td>廃棄施設 は処理施設を共用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">β・γ固体廃棄物B</td> <td>β・γ貯蔵セル</td> <td>1m³</td> <td>約15</td> <td>0.8ヶ月貯蔵</td> <td>1m³× 12/0.8ヶ月 =15</td> <td>可</td> <td>0.4</td> <td>0</td> <td>/</td> <td>貯蔵する期間を0.8 ヶ月として年間受入 可能量を満足</td> <td>廃棄施設 は受入施設を共用</td> </tr> <tr> <td>β・γ封入設備</td> <td>0.15m³/日 稼動約100日/年</td> <td>約15</td> <td>0.8ヶ月</td> <td>0.15m³/日 ×100日/年 ×0.8/12ヶ月=1</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0.4</td> <td>処理量は設計の年間 処理可能量を満足</td> <td>廃棄施設 は処理施設を共用</td> </tr> </tbody> </table>										廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の 私出しの 可・否	廃棄物管理施設における 年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)	受入量	発生量	処理量	β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ	β・γ圧縮装置Ⅰ			年間	2m³/日× 60日/年× 12/10ヶ月 =120		/	/	/			β・γ圧縮装置Ⅱ	2m³/日 稼動約60日/年	約120	10ヶ月  年間	2m³/日× 60日/年× 10/12ヶ月 =100  2m³/日× 60日/年× 12/10ヶ月 =120	可	/	/	39.6	処理量は設計の年間 処理可能量を満足	廃棄施設 は処理施設を共用	β・γ固体廃棄物B	β・γ貯蔵セル	1m³	約15	0.8ヶ月貯蔵	1m³× 12/0.8ヶ月 =15	可	0.4	0	/	貯蔵する期間を0.8 ヶ月として年間受入 可能量を満足	廃棄施設 は受入施設を共用	β・γ封入設備	0.15m³/日 稼動約100日/年	約15	0.8ヶ月	0.15m³/日 ×100日/年 ×0.8/12ヶ月=1	可	/	/	0.4	処理量は設計の年間 処理可能量を満足	廃棄施設 は処理施設を共用	(削る)										各条まとめ資料の統合を図るため削除
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の 私出しの 可・否	廃棄物管理施設における 年間の廃棄物 (m³) *					実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考																																																																								
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量																																																																												
β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ	β・γ圧縮装置Ⅰ			年間	2m³/日× 60日/年× 12/10ヶ月 =120		/	/	/																																																																												
	β・γ圧縮装置Ⅱ	2m³/日 稼動約60日/年	約120	10ヶ月  年間	2m³/日× 60日/年× 10/12ヶ月 =100  2m³/日× 60日/年× 12/10ヶ月 =120	可	/	/	39.6	処理量は設計の年間 処理可能量を満足	廃棄施設 は処理施設を共用																																																																										
β・γ固体廃棄物B	β・γ貯蔵セル	1m³	約15	0.8ヶ月貯蔵	1m³× 12/0.8ヶ月 =15	可	0.4	0	/	貯蔵する期間を0.8 ヶ月として年間受入 可能量を満足	廃棄施設 は受入施設を共用																																																																										
	β・γ封入設備	0.15m³/日 稼動約100日/年	約15	0.8ヶ月	0.15m³/日 ×100日/年 ×0.8/12ヶ月=1	可	/	/	0.4	処理量は設計の年間 処理可能量を満足	廃棄施設 は処理施設を共用																																																																										

変更前											変更後			備考																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物種類・性状等</th> <th rowspan="2">廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)</th> <th colspan="2">設計</th> <th colspan="2">「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">期間中の払い出しの可・否</th> <th colspan="3">廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m<sup>3</sup>) *</th> <th rowspan="2">実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>処理(受入)能力</th> <th>年間処理(受入)可能量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>条件</th> <th>年間処理(受入)量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>受入量</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m<sup>3</sup>×12/0.8ヶ月=15</td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α 固体廃棄物A 可燃物</td> <td>α一時格納庫</td> <td>150m<sup>3</sup> のうち可燃用: 15m<sup>3</sup></td> <td>約15</td> <td>1年格納</td> <td>15m<sup>3</sup>×12/12ヶ月=15</td> <td>可</td> <td>1.34</td> <td>0</td> <td>/</td> <td>一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足</td> <td>廃棄施設は受入施設を共用</td> </tr> <tr> <td>α焼却装置</td> <td>0.5m<sup>3</sup>/日 稼動約30日/年</td> <td>約15</td> <td>年間</td> <td>0.5m<sup>3</sup>/日×30日/年=15</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>1.0</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td>廃棄施設は処理施設を共用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α 固体廃棄物A 不燃物・フィルタ</td> <td>α一時格納庫</td> <td>150m<sup>3</sup> のうち不燃用: 60m<sup>3</sup></td> <td>約60</td> <td>1年格納</td> <td>60m<sup>3</sup>×12/12ヶ月=60</td> <td>可</td> <td>3.0</td> <td>0</td> <td>/</td> <td>一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足</td> <td>廃棄施設は受入施設を共用</td> </tr> <tr> <td>αホール設備</td> <td>1.0m<sup>3</sup>/日 稼動約60日/年</td> <td>約60</td> <td>年間</td> <td>1.0m<sup>3</sup>/日×60日/年=60</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>3.2</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td>廃棄施設は処理施設を共用</td> </tr> <tr> <td>α 固体廃棄物B</td> <td>α封入設備</td> <td>0.15m<sup>3</sup>/日 稼動約100日/年</td> <td>約15</td> <td>年間</td> <td>0.15m<sup>3</sup>/日×100日/年=15</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0.6</td> <td>処理量は設計の年間処理可能量を満足</td> <td>廃棄施設は処理施設を共用</td> </tr> </tbody> </table>											廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理(受入)量 (m <sup>3</sup> )	受入量	発生量	処理量						1m <sup>3</sup> ×12/0.8ヶ月=15		/	/				α 固体廃棄物A 可燃物	α一時格納庫	150m <sup>3</sup> のうち可燃用: 15m <sup>3</sup>	約15	1年格納	15m <sup>3</sup> ×12/12ヶ月=15	可	1.34	0	/	一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	α焼却装置	0.5m <sup>3</sup> /日 稼動約30日/年	約15	年間	0.5m <sup>3</sup> /日×30日/年=15	可	/	/	1.0	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	α 固体廃棄物A 不燃物・フィルタ	α一時格納庫	150m <sup>3</sup> のうち不燃用: 60m <sup>3</sup>	約60	1年格納	60m <sup>3</sup> ×12/12ヶ月=60	可	3.0	0	/	一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	αホール設備	1.0m <sup>3</sup> /日 稼動約60日/年	約60	年間	1.0m <sup>3</sup> /日×60日/年=60	可	/	/	3.2	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	α 固体廃棄物B	α封入設備	0.15m <sup>3</sup> /日 稼動約100日/年	約15	年間	0.15m <sup>3</sup> /日×100日/年=15	可	/	/	0.6	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	(削る)			各条まとめ資料の統合を図るため削除
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価			備考																																																																																										
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理(受入)量 (m <sup>3</sup> )		受入量	発生量	処理量																																																																																														
					1m <sup>3</sup> ×12/0.8ヶ月=15		/	/																																																																																															
α 固体廃棄物A 可燃物	α一時格納庫	150m <sup>3</sup> のうち可燃用: 15m <sup>3</sup>	約15	1年格納	15m <sup>3</sup> ×12/12ヶ月=15	可	1.34	0	/	一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用																																																																																												
	α焼却装置	0.5m <sup>3</sup> /日 稼動約30日/年	約15	年間	0.5m <sup>3</sup> /日×30日/年=15	可	/	/	1.0	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用																																																																																												
α 固体廃棄物A 不燃物・フィルタ	α一時格納庫	150m <sup>3</sup> のうち不燃用: 60m <sup>3</sup>	約60	1年格納	60m <sup>3</sup> ×12/12ヶ月=60	可	3.0	0	/	一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用																																																																																												
	αホール設備	1.0m <sup>3</sup> /日 稼動約60日/年	約60	年間	1.0m <sup>3</sup> /日×60日/年=60	可	/	/	3.2	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用																																																																																												
α 固体廃棄物B	α封入設備	0.15m <sup>3</sup> /日 稼動約100日/年	約15	年間	0.15m <sup>3</sup> /日×100日/年=15	可	/	/	0.6	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用																																																																																												

変更前							変更後				備考																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物種類・性状等</th> <th rowspan="2">廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)</th> <th colspan="2">設計</th> <th colspan="2">「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">期間中の払い出しの可・否</th> <th colspan="3">廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m<sup>3</sup>) *</th> <th rowspan="2">実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>処理 (受入) 能力</th> <th>年間処理 (受入) 可能量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>条件</th> <th>年間処理 (受入) 量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>受入量</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α 固体廃棄物 B</td> <td>固体廃棄物減容処理施設*2</td> <td>0.1m<sup>3</sup>/日 稼動約 150 日/年</td> <td>約 15</td> <td>年間</td> <td>0.1m<sup>3</sup>/日 × 150 日/年 = 15</td> <td>可</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>-</td> <td></td> <td>廃棄施設は処理施設を共用</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:平成 25 年度の廃棄物管理施設の受入量及び発生量。ただし、液体廃棄物 A・JMTR 一次冷却水については、JMTR が運転中の平成 16 年度</p> <p>*2: 固体廃棄物減容処理施設は、建設中で運転実績なし</p>							廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	処理 (受入) 能力	年間処理 (受入) 可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理 (受入) 量 (m <sup>3</sup> )	受入量	発生量	処理量	α 固体廃棄物 B	固体廃棄物減容処理施設*2	0.1m <sup>3</sup> /日 稼動約 150 日/年	約 15	年間	0.1m <sup>3</sup> /日 × 150 日/年 = 15	可	/	/	-		廃棄施設は処理施設を共用	(削る)				各条まとめ資料の統合を図るため削除
									廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計			「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否			廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考																			
処理 (受入) 能力	年間処理 (受入) 可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理 (受入) 量 (m <sup>3</sup> )	受入量	発生量	処理量																																				
α 固体廃棄物 B	固体廃棄物減容処理施設*2	0.1m <sup>3</sup> /日 稼動約 150 日/年	約 15	年間	0.1m <sup>3</sup> /日 × 150 日/年 = 15	可	/	/	-		廃棄施設は処理施設を共用																															

変更前			変更後	備考																																				
<p>表 1 7 - 2 各施設の廃棄物の発生量と保管廃棄設備の容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>廃棄物発生量 (m<sup>3</sup>/月) *</th> <th>保管廃棄設備の容 量 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液処理棟</td> <td>0.74</td> <td>0.83</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 I</td> <td>0.20</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 II</td> <td>0.02</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 III</td> <td>0.445</td> <td>5.12</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟 IV</td> <td>0.32</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>α 固体処理棟</td> <td>0.04</td> <td>0.76</td> </tr> <tr> <td>廃液貯留施設 I</td> <td>0.27</td> <td>0.83</td> </tr> <tr> <td>有機廃液一時格納庫</td> <td>0</td> <td>0.22</td> </tr> <tr> <td>β・γ 一時格納庫 I</td> <td>0</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td>α 一時格納庫</td> <td>0</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td>管理機械棟</td> <td>0</td> <td>0.17</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 平成 25 年度の月平均</p>			施設	廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> /月) *	保管廃棄設備の容 量 (m <sup>3</sup> )	廃液処理棟	0.74	0.83	β・γ 固体処理棟 I	0.20	1.45	β・γ 固体処理棟 II	0.02	0.7	β・γ 固体処理棟 III	0.445	5.12	β・γ 固体処理棟 IV	0.32	1.45	α 固体処理棟	0.04	0.76	廃液貯留施設 I	0.27	0.83	有機廃液一時格納庫	0	0.22	β・γ 一時格納庫 I	0	0.17	α 一時格納庫	0	0.17	管理機械棟	0	0.17	(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
施設	廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> /月) *	保管廃棄設備の容 量 (m <sup>3</sup> )																																						
廃液処理棟	0.74	0.83																																						
β・γ 固体処理棟 I	0.20	1.45																																						
β・γ 固体処理棟 II	0.02	0.7																																						
β・γ 固体処理棟 III	0.445	5.12																																						
β・γ 固体処理棟 IV	0.32	1.45																																						
α 固体処理棟	0.04	0.76																																						
廃液貯留施設 I	0.27	0.83																																						
有機廃液一時格納庫	0	0.22																																						
β・γ 一時格納庫 I	0	0.17																																						
α 一時格納庫	0	0.17																																						
管理機械棟	0	0.17																																						

変更前



変更後

(削る)

備考

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前	変更後	備考
<p>図17-2 固体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するために<math>\alpha</math>固体処理棟排気筒先端部、<u>有機廃液一時格納庫屋根部</u>、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、<math>\alpha</math>固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>8.5.3.5 試験検査</p> <p>予備電源は、定期的に試験及び検査を行う。</p> <p>8.5.3.6 評 価</p> <p>(1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、商用系及び非常系の2系統が供給される設計とする。</p> <p>(2) 外部電源喪失時に安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備に予備電源から給電する設計とする。また、外部電源喪失時にも負圧を維持する<math>\alpha</math>固体処理棟の<math>\alpha</math>ホール及び<math>\alpha</math>焼却装置並びに固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設には、建屋内に設置する予備電源からの給電も受けられる設計とする。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設内の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(4) 落雷による火災を防止するために避雷設備を排気筒等に設ける設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物減容処理施設の発電装置の燃料供給槽及び配管系統は、漏えい防止を考慮して耐食性の材料を使用するとともに、消防法に基づく設計とする。</p>	<p>してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するために<math>\alpha</math>固体処理棟排気筒先端部、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、<math>\alpha</math>固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>8.5.3.5 試験検査</p> <p>予備電源は、定期的に試験及び検査を行う。</p> <p>8.5.3.6 評 価</p> <p>(1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、商用系及び非常系の2系統が供給される設計とする。</p> <p>(2) 外部電源喪失時に安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備に予備電源から給電する設計とする。また、外部電源喪失時にも負圧を維持する<math>\alpha</math>固体処理棟の<math>\alpha</math>ホール及び<math>\alpha</math>焼却装置並びに固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設には、建屋内に設置する予備電源からの給電も受けられる設計とする。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設内の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(4) 落雷による火災を防止するために避雷設備を排気筒等に設ける設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物減容処理施設の発電装置の燃料供給槽及び配管系統は、漏えい防止を考慮して耐食性の材料を使用するとともに、消防法に基づく設計とする。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>



変更前		変更後			備考																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器</th> <th>機能</th> <th>外部電源喪失時の監視対象の状態</th> <th>該当する設備・機器</th> <th>給電の必要性の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視設備</td> <td>放射性物質濃度の測定及び監視</td> <td>周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの</td> <td>固定モニタリング設備、移動モニタリング設備</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災等の警報設備</td> <td>火災を検知し報知する設備</td> <td>監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災以外の警報設備</td> <td>液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの</td> <td>集中監視設備</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの</td> <td>廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備、排水監視設備計測設備、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（管理機械棟）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの</td> <td>廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備（廃液貯留施設Ⅰ）、廃液貯槽Ⅱ計測設備（廃液貯留施設Ⅱ）、排水監視設備計測設備（排水監視施設）、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）、漏えい検知器（管理機械棟、廃液処理棟）</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>		設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無	放射線監視設備	放射性物質濃度の測定及び監視	周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの	固定モニタリング設備、移動モニタリング設備	無	火災等の警報設備	火災を検知し報知する設備	監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの	自動火災報知設備	無	火災以外の警報設備	液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの	集中監視設備	無	液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの	廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備、排水監視設備計測設備、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（管理機械棟）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）	有	液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの	廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備（廃液貯留施設Ⅰ）、廃液貯槽Ⅱ計測設備（廃液貯留施設Ⅱ）、排水監視設備計測設備（排水監視施設）、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）、漏えい検知器（管理機械棟、廃液処理棟）	有	(削る)			各条まとめ資料の統合を図るため削除
		設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無																								
		放射線監視設備	放射性物質濃度の測定及び監視	周辺環境のモニタリングを行うため別途電源を確保しているもの	固定モニタリング設備、移動モニタリング設備	無																								
		火災等の警報設備	火災を検知し報知する設備	監視盤には消防法に基づき非常用電源（バッテリー）を附置しているもの	自動火災報知設備	無																								
火災以外の警報設備	液体廃棄物の液位異常上昇又は漏えいの警報、圧力に関する警報、温度に関する警報等を集中表示・発報するもので非常用電源（バッテリー）を附置しているもの		集中監視設備	無																										
	液体廃棄物の液位異常上昇の警報を検知・発報するもの		廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備、排水監視設備計測設備、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（管理機械棟）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）	有																										
液体廃棄物の漏えいの警報を検知・発報するもの	廃液貯槽Ⅰ計測設備、処理済廃液貯槽計測設備（廃液貯留施設Ⅰ）、廃液貯槽Ⅱ計測設備（廃液貯留施設Ⅱ）、排水監視設備計測設備（排水監視施設）、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（固体廃棄物減容処理施設）、漏えい検知器（管理機械棟、廃液処理棟）	有																												

変更前	変更後	備考
<p>図18-1 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の電気設備の主要系統概要図</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第十九条（通信連絡設備等）</p> <p>事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理施設には、事業所内の人々の退避のための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、<u>事業所</u>内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、事故が発生した場合において、<u>事業所</u>内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び建家内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける設計とする。</p> <p>これら放送設備及びページング設備には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとする。</p>	<p>第十九条（通信連絡設備等）</p> <p>事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理施設には、事業所内の人々の退避のための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、<u>施設</u>内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、事故が発生した場合において、<u>建家</u>内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び建家内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける設計とする。</p> <p><u>また、事業所内に居る全ての人に対する的確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p>これら放送設備及びページング設備<u>並びに構内一斉放送設備</u>には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとする。</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 2 項について</p> <p>安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、外線電話及び外線 F A X の交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとする。</p> <p>第 3 項について</p> <p>廃棄物管理施設は、事業所内の人の退避のための設備として、外部電源喪失時においても、予備電源又は内蔵した電源で機能する避難用の照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を <u>予備電源から</u> 設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 その他設備 （8.5 項） 〕</p>	<p>第 2 項について</p> <p>安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、外線電話及び外線 F A X の交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、廃棄物管理施設用（固体廃棄物減容処理施設を除く。）及び固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備を設ける設計とする。</u></p> <p>第 3 項について</p> <p>廃棄物管理施設は、事業所内の人の退避のための設備として、外部電源喪失時においても、予備電源又は内蔵した電源で機能する避難用の照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 その他設備 （8.5 項） 〕</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(3) 安全避難通路は外部電源喪失時においても機能する照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付ける設計とする。</p> <p>8.5.4 通信連絡設備</p> <p>8.5.4.1 概 要</p> <p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内外の必要箇所に通報又は連絡を行うための多様な通信連絡設備を設ける。</p> <p>8.5.4.2 設計方針</p> <p>(1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び建家内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、廃棄物管理施設と廃棄物管理施設外の必要箇所との通報連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>8.5.4.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の主要設備の仕様を第8.5.3表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うた</p>	<p>(3) 安全避難通路は外部電源喪失時においても機能する照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付ける設計とする。</p> <p>8.5.4 通信連絡設備</p> <p>8.5.4.1 概 要</p> <p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内外の必要箇所に通報又は連絡を行うための多様な通信連絡設備を設ける。</p> <p>8.5.4.2 設計方針</p> <p>(1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び建家内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p><u>また、事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(2) 本設備は、廃棄物管理施設用（固体廃棄物減容処理施設を除く。）及び固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備を備えた設計とする。</u></p> <p>(3) 本設備は、廃棄物管理施設と廃棄物管理施設外の必要箇所との通報連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>8.5.4.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の主要設備の仕様を第8.5.3表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うた</p>	<p>記載の明確化</p> <p>通信連絡設備に係る記載の見直し</p> <p>号番号の繰下げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>めのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査</p> <p>本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評 価</p> <p>(1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p>	<p>めのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備 <u>並びに事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備</u> を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査</p> <p>本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評 価</p> <p>(1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。</p> <p><u>また、事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(2) 本設備は、廃棄物管理施設用（固体廃棄物減容処理施設を除く。）及び固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備を設ける設計とする。</u></p> <p>(3) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>通信連絡設備に係る記載の見直し</p> <p>号番号の繰下げ</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>＜第十九条まとめ資料＞</u>  <u>（解釈第19条第4項、第5項）</u></p> <p><u>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。（本文ト(6)c)及び添付書類五8.5.4項参照）</u></p> <p><u>これら放送設備及びページング設備には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとしている。</u></p> <p><u>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。これらの設備は、外部電源喪失時に電源を給電する発電機を備えている。</u></p> <p><u>事業所の通信連絡設備は、外線電話及び外線FAXの交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話（災害時優先電話）及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとしている。</u></p> <p><u>通信連絡設備について、他の原子力施設と共用している設備に関する責任分界点、外部電源喪失時における対応及び日常における保守管理内容を表19-1に示す。また、連絡対象箇所、連絡手段及び多様性の観点から整理したものを表19-2に示す。</u></p> <p><u>（解釈第19条第2項、第3項）</u></p>	<p>（削る）</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>規則第十九条第1項に関しては、ブザー等を備える事業所内の構内放送設備によりの確に指示ができる。</u></p> <p><u>規則第十九条第2項に関しては、廃棄物管理施設にあるメタル回線、交換機経由の外線及び衛星携帯電話により事業所外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡ができる。所内の連絡については、内線電話のほか、加入電話から直接連絡することができる。</u></p> <p><u>各設備の多様性に関しては、放送設備とページング設備による一斉指示及び加入電話設備と所内内線設備による所内外との通信連絡により多様性を有する。</u></p> <p><u>以上のことから規則第十九条及び同規則解釈の基準に適合する。</u></p>	(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除



変更前				変更後	備考																																							
<p>表19-1 他の原子力施設と共用している通信連絡設備について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信連絡設備</th> <th>所掌</th> <th>責任分界点</th> <th>外部電源喪失時における対応</th> <th>日常における保守管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放送設備</td> <td>構内放送</td> <td>研究所 管理機械棟放送設備主装置</td> <td rowspan="2">発電機からの給電により機能維持 可搬型発電機からの給電により機能維持</td> <td rowspan="2">通常の使用時に放送・通話状態確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物管理施設</td> </tr> <tr> <td>ページング設備</td> <td></td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">加入電話設備</td> <td>メタル回線電話、FAX</td> <td>研究所</td> <td>/</td> <td rowspan="4">通常の使用時に通話状態確認</td> </tr> <tr> <td>交換機経由外線電話、FAX</td> <td>研究所 廃棄物管理施設</td> <td>電話機が設置された場所による</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（災害時優先電話）</td> <td>研究所 廃棄物管理施設</td> <td>配付された電話機の場所による</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>研究所</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所内内線設備</td> <td>内線電話、FAX</td> <td>研究所 廃棄物管理施設</td> <td rowspan="2">発電機からの給電により機能維持</td> <td rowspan="2">通常の使用時に通話状態確認</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>研究所</td> <td>配付された電話機の場所による</td> </tr> </tbody> </table>				通信連絡設備	所掌	責任分界点	外部電源喪失時における対応	日常における保守管理	放送設備	構内放送	研究所 管理機械棟放送設備主装置	発電機からの給電により機能維持 可搬型発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に放送・通話状態確認		廃棄物管理施設	ページング設備		/			加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所	/	通常の使用時に通話状態確認	交換機経由外線電話、FAX	研究所 廃棄物管理施設	電話機が設置された場所による	携帯電話（災害時優先電話）	研究所 廃棄物管理施設	配付された電話機の場所による	衛星携帯電話	研究所	/	所内内線設備	内線電話、FAX	研究所 廃棄物管理施設	発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に通話状態確認	PHS	研究所	配付された電話機の場所による	(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
通信連絡設備	所掌	責任分界点	外部電源喪失時における対応	日常における保守管理																																								
放送設備	構内放送	研究所 管理機械棟放送設備主装置	発電機からの給電により機能維持 可搬型発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に放送・通話状態確認																																								
		廃棄物管理施設																																										
ページング設備		/																																										
加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所	/	通常の使用時に通話状態確認																																								
	交換機経由外線電話、FAX	研究所 廃棄物管理施設	電話機が設置された場所による																																									
	携帯電話（災害時優先電話）	研究所 廃棄物管理施設	配付された電話機の場所による																																									
	衛星携帯電話	研究所	/																																									
所内内線設備	内線電話、FAX	研究所 廃棄物管理施設	発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に通話状態確認																																								
	PHS	研究所			配付された電話機の場所による																																							

変 更 前					変 更 後	備 考	
表 1 9 - 2 通信連絡設備の設置箇所及び連絡手段について					(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除	
通信連絡設備		設置箇所	連絡対象箇所	連絡手段			多様性
放送設備	構内放送	研究所 (共用)	事業所内各所	一斉放送			放送設備とページング設備では一斉放送可能なため、多様性を有する。
		廃棄物管理施設 (専用)	廃棄物管理施設内各所	廃棄物管理施設内一斉放送			
ページング設備		廃棄物管理施設 (専用)	廃棄物管理施設内各所	通話、呼び出し機能 (一斉放送可)			
加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所 (共用)	事業所外の通信連絡をする必要がある場所	通話、FAX			事業所外の通信連絡で多様性を有する。
		廃棄物管理施設 (専用)					
	交換機経由外線電話、FAX	研究所 (共用)					
	衛星携帯電話	研究所 (共用)		通話			
	携帯電話(災害時優先電話)	研究所 (共用) 廃棄物管理施設 (専用)		事業所外の通信連絡をする必要がある場所又は事業所内各所			
所内内線設備	内線電話、FAX	研究所 (共用)	事業所内各所	通話、FAX			
	PHS			通話			

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>リート製で、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さは約 0.4m 相当とする。</p> <p>建家の床面は、近傍の周辺監視区域境界の地表面より低い位置に設置する。また、周辺監視区域境界に面する側は土に接した擁壁として、土と壁による遮蔽効果を期待できる設計とする。</p> <p>(5) 固体集積保管場Ⅱの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅱは、コンクリート造で、ドラム缶を容器とした廃棄物パッケージ（以下「ドラム缶型廃棄物パッケージ」という。）を収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.1m とする。</p> <p>(6) 固体集積保管場Ⅲの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅲは、コンクリート造で、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び鋼板を角型容器とした廃棄物パッケージ（以下「角型鋼製廃棄物パッケージ」という。）を収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.1m とする。</p> <p>(7) 固体集積保管場Ⅳの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅳは、コンクリート造で、ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び角型鋼製廃棄物パッケージを収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.35m とする。</p> <p>(8) α 固体貯蔵施設の遮蔽</p> <p>α 固体貯蔵施設の保管体を収容する貯蔵設備は、躯体の上部を重コンクリート造で、貯蔵孔を閉鎖するためのプラグを重コンクリート製とし、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、その厚さは約 0.6～約 0.8m とする。</p>	<p>リート製で、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さは約 0.4m 相当とする。</p> <p>建家の床面は、近傍の周辺監視区域境界の地表面より低い位置に設置する。また、周辺監視区域境界に面する側は土に接した擁壁として、土と壁による遮蔽効果を期待できる設計とする。</p> <p>(5) 固体集積保管場Ⅱの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅱは、コンクリート造で、ドラム缶を容器とした廃棄物パッケージ（以下「ドラム缶型廃棄物パッケージ」という。）を収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.1m とする。</p> <p>(6) 固体集積保管場Ⅲの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅲは、コンクリート造で、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び鋼板を角型 <b>鋼製</b> 容器とした廃棄物パッケージ（以下「角型鋼製廃棄物パッケージ」という。）を収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.1m とする。</p> <p>(7) 固体集積保管場Ⅳの遮蔽</p> <p>固体集積保管場Ⅳは、コンクリート造で、ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び角型鋼製廃棄物パッケージを収容する建家の壁及び屋根は、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、厚さはそれぞれ約 0.4m 及び約 0.35m とする。</p> <p>(8) α 固体貯蔵施設の遮蔽</p> <p>α 固体貯蔵施設の保管体を収容する貯蔵設備は、躯体の上部を重コンクリート造で、貯蔵孔を閉鎖するためのプラグを重コンクリート製とし、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するための遮蔽設備として設計し、その厚さは約 0.6～約 0.8m とする。</p>	<p>記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>1.4 放射性物質等の閉じ込めに関する設計</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の放射性物質による汚染の可能性のある区域に対しては、排気設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 排気設備は、空気が、汚染の可能性のある区域からその外部へ流れ難い設計とする。</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の可能性のある区域は、汚染の種類及び程度に応じて、壁等により気密にするなど適切に区画し、内部の換気又は負圧維持を行い、区画の内部の空気がその外部に流れ難いように設計する。</p> <p>換気又は負圧に維持することによる閉じ込め機能を有する設備はセメント固化装置、<math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置、<math>\beta \cdot \gamma</math> 封入設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 貯蔵セル、<math>\alpha</math> 封入設備、<math>\alpha</math> 焼却装置、<math>\alpha</math> ホール設備、<math>\alpha</math> 固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却溶解セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、<math>\alpha</math> 封入設備、<math>\alpha</math> 焼却装置、<math>\alpha</math> ホール設備、<math>\alpha</math> 固体処理棟予備処理装置は、<math>\beta \cdot \gamma</math> 核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>(4) 液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止、建家外への漏えい防止、敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、<u>化学処理装置</u>、<u>廃液蒸発装置Ⅱ</u>、排水監視設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。</p> <p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>火災により廃棄物管理施設の安全性が損なわれることを防止するため、原則として消防法、建築基準法の国内法に基づくとともに、火災の発生防止、火災の検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わ</p>	<p>1.4 放射性物質等の閉じ込めに関する設計</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の放射性物質による汚染の可能性のある区域に対しては、排気設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 排気設備は、空気が、汚染の可能性のある区域からその外部へ流れ難い設計とする。</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の可能性のある区域は、汚染の種類及び程度に応じて、壁等により気密にするなど適切に区画し、内部の換気又は負圧維持を行い、区画の内部の空気がその外部に流れ難いように設計する。</p> <p>換気又は負圧に維持することによる閉じ込め機能を有する設備はセメント固化装置、<math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置、<math>\beta \cdot \gamma</math> 封入設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 貯蔵セル、<math>\alpha</math> 封入設備、<math>\alpha</math> 焼却装置、<math>\alpha</math> ホール設備、<math>\alpha</math> 固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却溶解セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、<math>\alpha</math> 封入設備、<math>\alpha</math> 焼却装置、<math>\alpha</math> ホール設備、<math>\alpha</math> 固体処理棟予備処理装置は、<math>\beta \cdot \gamma</math> 核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>(4) 液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止、建家外への漏えい防止、敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、排水監視設備、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。</p> <p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>火災により廃棄物管理施設の安全性が損なわれることを防止するため、原則として消防法、建築基準法の国内法に基づくとともに、火災の発生防止、火災の検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わ</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>又は森林火災等のうち、</p> <p>(1)地滑り、山崩れ、陥没については、敷地の調査結果から、想定する必要はない。また、積雪や凍結についても敷地付近の気候の調査結果から、考慮する必要はない。</p> <p>(2)台風、洪水、落雷については、廃棄物管理施設の安全性を損なうことのないように適切な管理を行うので、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3)敷地及びその周辺における影響が最も大きい竜巻として、1979年5月27日に旭村（現 銚田市）で発生し大洗町で消滅した藤田スケールF1～F2の竜巻があることから、評価に用いた最大風速はF2の最大である69m/sとした。</p> <p>全ての施設を対象に影響を評価した結果、事前の廃棄物の退避が困難な廃棄物の処理又は保管を行う施設の主要な安全機能である遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備等は、飛来物となり得る設備の固縛や評価対象設備への飛来物の衝突を防ぐ設備の設置により、構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p>消火設備のうち遠隔操作により消火を行うガス消火設備（自動消火設備を含む）については、屋外に敷設している配管の損傷を防止するための対策を講じる。</p> <p>その他の安全機能については、地震後の施設の点検と同様、竜巻襲来後には施設を点検することや、一部については、構造健全性が維持される代替設備・機器（通信連絡設備においては無線連絡設備、放射線管理設備についてはサーベイメータ、消火設備については消火器や消火栓設備）により、人員が現場に駆けつけて対応できることを含め、機能を有する設備の構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p><u>また、代替設備・機器により、人員が駆けつけて対応する施設については、施設の損傷にあっても公衆被曝のリスクが小さいこと（0.5μSv未満）から、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考に、年超過確率を10<sup>-4</sup>として最大風速を評価（35m/s）し、F1クラスの最大風速である49m/sにおいて、施設の構造健全性を維持し、機能を維持する設計とする。</u></p> <p>(4)火山影響については、廃棄物管理施設に近い火山からの降下火砕物の影響を考慮しても施設の健全性は維持され、安全機能が損なわれ</p>	<p>又は森林火災等のうち、</p> <p>(1)地滑り、山崩れ、陥没については、敷地の調査結果から、想定する必要はない。また、積雪や凍結についても敷地付近の気候の調査結果から、考慮する必要はない。</p> <p>(2)台風、洪水、落雷については、廃棄物管理施設の安全性を損なうことのないように適切な管理を行うので、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3)敷地及びその周辺における影響が最も大きい竜巻として、1979年5月27日に旭村（現 銚田市）で発生し大洗町で消滅した藤田スケールF1～F2の竜巻があることから、評価に用いた最大風速はF2の最大である69m/sとした。</p> <p>全ての施設を対象に影響を評価した結果、事前の廃棄物の退避が困難な廃棄物の処理又は保管を行う施設の主要な安全機能である遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備等は、飛来物となり得る設備の固縛や評価対象設備への飛来物の衝突を防ぐ設備の設置により、構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p>消火設備のうち遠隔操作により消火を行うガス消火設備（自動消火設備を含む）については、屋外に敷設している配管の損傷を防止するための対策を講じる。</p> <p>その他の安全機能については、地震後の施設の点検と同様、竜巻襲来後には施設を点検することや、一部については、構造健全性が維持される代替設備・機器（通信連絡設備においては無線連絡設備、放射線管理設備についてはサーベイメータ、消火設備については消火器や消火栓設備）により、人員が現場に駆けつけて対応できることを含め、機能を有する設備の構造健全性が維持されるように措置を講じる。</p> <p>(4)火山影響については、廃棄物管理施設に近い火山からの降下火砕物の影響を考慮しても施設の健全性は維持され、安全機能が損なわれ</p>	<p>維持すべき安全機能の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 廃棄物管理施設の設備、系統及び機器は、平常時に予想される温度、圧力等各種の条件を考慮し、適切な余裕をもって所定の機能が維持できる設計とする。</p> <p>(5) 機器等については、使用条件等に応じて耐食性を考慮した材料を使用する設計とする。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設は、津波による遡上波が到達しない標高に設置する。廃棄物管理施設において想定する津波は、廃棄物管理施設に近い場所での過去の津波のうち最大の高さとなるもの及び東北地方太平洋沖地震以降に評価し想定した以下の津波による。</p> <p>① 過去の主要な津波の高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震による大洗港の津波高さ：約4.3m</li> <li>・延宝地震津波（1677年）における大洗町での推定浸水高：5～6m</li> </ul> <p>② 評価・想定した津波</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県が国土交通省の津波浸水想定の設定の手引きに基づき評価した津波最大遡上高：約9m</li> </ul> <p>大洗研究所には一般排水溝があり、敷地東側の鹿島灘に通じている。廃棄物管理施設の排水監視施設は一般排水溝と接続されており、津波が発生した場合、一般排水溝から津波が遡上するおそれがあるが、一般排水溝と排水監視施設の接続点付近の標高は20m以上あり、津波浸水想定による津波最大遡上高約9mに比べて十分高い位置にあること、排水監視施設と一般排水溝の間には閉止バルブがあることから、仮に津波が一般排水溝を遡上したとしても閉止バルブにより排水監視施設に逆流することはない。</p> <p>1.10.2 品質保証</p> <p><u>「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係</u></p>	<p>(4) 廃棄物管理施設の設備、系統及び機器は、平常時に予想される温度、圧力等各種の条件を考慮し、適切な余裕をもって所定の機能が維持できる設計とする。</p> <p>(5) 機器等については、使用条件等に応じて耐食性を考慮した材料を使用する設計とする。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設は、津波による遡上波が到達しない標高に設置する。廃棄物管理施設において想定する津波は、廃棄物管理施設に近い場所での過去の津波のうち最大の高さとなるもの及び東北地方太平洋沖地震以降に評価し想定した以下の津波による。</p> <p>① 過去の主要な津波の高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震による大洗港の津波高さ：約4.3m</li> <li>・延宝地震津波（1677年）における大洗町での推定浸水高：5～6m</li> </ul> <p>② 評価・想定した津波</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県が国土交通省の津波浸水想定の設定の手引きに基づき評価した津波最大遡上高：約9m</li> </ul> <p>大洗研究所には一般排水溝があり、敷地東側の鹿島灘に通じている。廃棄物管理施設の排水監視施設は一般排水溝と接続されており、津波が発生した場合、一般排水溝から津波が遡上するおそれがあるが、一般排水溝と排水監視施設の接続点付近の標高は20m以上あり、津波浸水想定による津波最大遡上高約9mに比べて十分高い位置にあること、排水監視施設と一般排水溝の間には閉止バルブがあることから、仮に津波が一般排水溝を遡上したとしても閉止バルブにより排水監視施設に逆流することはない。</p> <p>1.10.2 品質マネジメント</p> <p><u>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基</u></p>	<p>法令改正に伴う見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に係る規則</u>」に基づくとともに、設計、製作、建設、試験及び検査の各段階において、以下の方針で適切な品質<u>保証</u>活動を実施する。</p> <p>(1) 品質<u>保証</u>活動に参画する組織、業務分担及び責任を明確にし、確実に品質<u>保証</u>活動を遂行する。</p> <p>(2) 施設の設計者及び製作者の分担する品質<u>保証</u>活動が正しく遂行されることを確認するため、これに関する設計者及び製作者の体制、要領及び能力を事前に確認するとともに、実施状況についても必要に応じて検査等により確認する。</p> <p>また、施設の設計者及び製作者の外注品についても、上記と同様の確認を行う。</p> <p>(3) 仕様決定、設計、製作、建設、試験及び検査の各段階では、これらに適用する法令、規格及び基準の要求並びに廃棄物管理施設の機能及び安全に係る基本的設計条件を満足することを資料検討、検査、工程管理等により確認の上、承認する。</p> <p>(4) 検査及び承認を必要とする項目については、事前に施設の設計者及び製作者と協議・決定し、確実に実施されることを確認する。</p> <p>(5) 文書、図面、仕様書、図書、資料、品質管理記録等については、処理手順及び管理方法を明確にし、確実に保管する。</p> <p>1.10.3 準拠規格及び基準</p> <p>廃棄物管理施設の設計、製作、建設、試験及び検査は、以下に示す法令、審査指針、規格、基準等による。</p> <p>(1) 法令</p> <p>a. 原子力基本法</p> <p>b. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>c. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p> <p>d. 労働安全衛生法</p>	<p><u>準に関する規則</u>」に基づくとともに、設計、製作、建設、試験及び検査の各段階において、以下の方針で適切な品質<u>マネジメント</u>活動を実施する。</p> <p>(1) 品質<u>マネジメント</u>活動に参画する組織、業務分担及び責任を明確にし、確実に品質<u>マネジメント</u>活動を遂行する。</p> <p>(2) 施設の設計者及び製作者の分担する品質<u>マネジメント</u>活動が正しく遂行されることを確認するため、これに関する設計者及び製作者の体制、要領及び能力を事前に確認するとともに、実施状況についても必要に応じて検査等により確認する。</p> <p>また、施設の設計者及び製作者の外注品についても、上記と同様の確認を行う。</p> <p>(3) 仕様決定、設計、製作、建設、試験及び検査の各段階では、これらに適用する法令、規格及び基準の要求並びに廃棄物管理施設の機能及び安全に係る基本的設計条件を満足することを資料検討、検査、工程管理等により確認の上、承認する。</p> <p>(4) 検査及び承認を必要とする項目については、事前に施設の設計者及び製作者と協議・決定し、確実に実施されることを確認する。</p> <p>(5) 文書、図面、仕様書、図書、資料、品質管理記録等については、処理手順及び管理方法を明確にし、確実に保管する。</p> <p>1.10.3 準拠規格及び基準</p> <p>廃棄物管理施設の設計、製作、建設、試験及び検査は、以下に示す法令、審査指針、規格、基準等による。</p> <p>(1) 法令</p> <p>a. 原子力基本法</p> <p>b. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>c. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p> <p>d. 労働安全衛生法</p>	<p>法令改正に伴う見直し記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>e. 労働基準法</li> <li>f. 高圧ガス保安法</li> <li>g. 消防法</li> <li>h. 電気事業法</li> <li>i. 建築基準法</li> <li>j. その他</li> </ul> <p>(2) 審査指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方</li> <li>b. 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針</li> <li>c. 核燃料施設安全審査基本指針</li> <li>d. 放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方</li> <li>e. その他関連安全審査指針等</li> </ul> <p>(3) 規格、基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 日本工業規格（JIS）</li> <li>b. 日本建築学会各種構造設計及び計算規準（AIJ）</li> <li>c. 日本電機工業会標準規格（JEM）</li> <li>d. その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e. 労働基準法</li> <li>f. 高圧ガス保安法</li> <li>g. 消防法</li> <li>h. 電気事業法</li> <li>i. 建築基準法</li> <li>j. その他</li> </ul> <p>(2) 審査指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方</li> <li>b. 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針</li> <li>c. 核燃料施設安全審査基本指針</li> <li>d. 放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方</li> <li>e. その他関連安全審査指針等</li> </ul> <p>(3) 規格、基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 日本産業規格（JIS）</li> <li>b. 日本建築学会各種構造設計及び計算規準（AIJ）</li> <li>c. 日本電機工業会標準規格（JEM）</li> <li>d. その他</li> </ul>	<p>記載の見直し</p>



変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2. 廃棄物管理を行う放射性廃棄物</p> <p>2.1 概 要</p> <p>廃棄物管理施設において廃棄物管理を行う放射性廃棄物は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）及び大洗研究所（南地区）並びに国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター及び日本核燃料開発株式会社における原子炉の運転、核燃料物質の使用及びこれらの施設の廃止に伴って発生し、その処理を行うために受け入れる液体廃棄物及び固体廃棄物並びに放射線障害防止のために、これら进行处理して容器に封入又は固型化し、廃棄体で管理を行うものである。</p> <p>処理を行う液体廃棄物及び固体廃棄物は、強酸性、強アルカリ性等の特殊なものでないもの、機械油、スラッジ、異物等が混入してないもの、容器又は包装の健全性等に異常のないもの、発火、爆発性等のない安全性の確認されたもの、中性子モニタリングを必要としないものを廃棄物管理施設に受け入れる。なお、受け入れは、最大受入れ数量を超えないように管理する。</p> <p>廃棄物管理の手順を示す工程概要図を、第 2.1.1 図に示す。</p> <p>2.2 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の分類</p> <p>2.2.1 受け入れる放射性廃棄物の区分</p> <p>廃棄物管理を行う放射性廃棄物は、それぞれ最も適切と思われる方法で処理し、管理するために、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率によって以下のように区分して受け入れる。</p> <p>(1) 液体廃棄物 (最大放射能濃度)</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*1  <span style="float: right;">; 3.7×10<sup>4</sup> Bq/cm<sup>3</sup></span></p> <p>トリチウム  <span style="float: right;">; 3.7×10<sup>5</sup> Bq/cm<sup>3</sup></span></p>	<p>2. 廃棄物管理を行う放射性廃棄物</p> <p>2.1 概 要</p> <p>廃棄物管理施設において廃棄物管理を行う放射性廃棄物は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）及び大洗研究所（南地区）並びに国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター及び日本核燃料開発株式会社における原子炉の運転、核燃料物質の使用及びこれらの施設の廃止に伴って発生し、その処理を行うために受け入れる液体廃棄物及び固体廃棄物並びに放射線障害防止のために、これら进行处理して容器に封入又は固型化し、廃棄体で管理を行うものである。</p> <p>処理を行う液体廃棄物及び固体廃棄物は、強酸性、強アルカリ性等の特殊なものでないもの、機械油、スラッジ、異物等が混入してないもの、容器又は包装の健全性等に異常のないもの、発火、爆発性等のない安全性の確認されたもの、中性子モニタリングを必要としないものを廃棄物管理施設に受け入れる。なお、受け入れは、最大受入れ数量を超えないように管理する。</p> <p>廃棄物管理の手順を示す工程概要図を、第 2.1.1 図に示す。</p> <p>2.2 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の分類</p> <p>2.2.1 受け入れる放射性廃棄物の区分</p> <p>廃棄物管理を行う放射性廃棄物は、それぞれ最も適切と思われる方法で処理し、管理するために、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率によって以下のように区分して受け入れる。</p> <p>(1) 液体廃棄物 (最大放射能濃度)</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*1  <span style="float: right;">; 3.7×10<sup>4</sup> Bq/cm<sup>3</sup></span></p> <p>トリチウム  <span style="float: right;">; 3.7×10<sup>3</sup> Bq/cm<sup>3</sup></span></p>	<p>液体廃棄物 C の削除に伴う見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>アルファ線を放出する放射性物質*2 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3</math></p> <p>注) *1: アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すもの以外のものをいう。</p> <p>*2: アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。</p> <p>以下、アルファ線を放出する放射性物質を「<math>\alpha</math>放射性物質」、それ以外の放射性物質を「<math>\beta \cdot \gamma</math>放射性物質」という。</p> <p>a. 液体廃棄物 A (区分上限値) トリチウムを除く <math>\beta \cdot \gamma</math> 放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満 (ただし、主な放射性物質が短半減期であって、100 時間以内に当該濃度未満になることが明らかなものを含む。) トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p>b. 液体廃棄物 B (区分上限値) トリチウムを除く <math>\beta \cdot \gamma</math> 放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満 トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p><u>c. 液体廃棄物 C</u> (<u>区分上限値</u>) <u>トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^5 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</u></p> <p><u>d. 放出前廃液</u> (区分上限値) トリチウムを除く <math>\beta \cdot \gamma</math> 放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^{-1} \text{ Bq/cm}^3</math> 未満 トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p>(2) 固体廃棄物 (最大放射能濃度) <math>\beta \cdot \gamma</math> 放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{13} \text{ Bq/容器}^*</math></p>	<p>アルファ線を放出する放射性物質*2 ; <math>1 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3</math></p> <p>注) *1: アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すもの以外のものをいう。</p> <p>*2: アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。</p> <p>以下、アルファ線を放出する放射性物質を「<math>\alpha</math>放射性物質」、それ以外の放射性物質を「<math>\beta \cdot \gamma</math>放射性物質」という。</p> <p>a. 液体廃棄物 A (区分上限値) トリチウムを除く <math>\beta \cdot \gamma</math> 放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満 (ただし、主な放射性物質が短半減期であって、100 時間以内に当該濃度未満になることが明らかなものを含む。) トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p>b. 液体廃棄物 B (区分上限値) トリチウムを除く <math>\beta \cdot \gamma</math> 放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満 トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p><u>c. 放出前廃液</u> (区分上限値) トリチウムを除く <math>\beta \cdot \gamma</math> 放射性物質の濃度 ; <math>3.7 \times 10^{-1} \text{ Bq/cm}^3</math> 未満 トリチウムの濃度 ; <math>3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3</math> 未満</p> <p>(2) 固体廃棄物 (最大放射能濃度) <math>\beta \cdot \gamma</math> 放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{13} \text{ Bq/容器}^*</math></p>	<p>液体廃棄物 C の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>α放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{12}</math> Bq/容器<sup>*3</sup>  注) *3: 容器の基準容積; 20 リットル (以下本項において同じ。)</p> <p>a. ドラム缶型廃棄物パッケージ  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 2 mSv/h</p> <p>b. ブロック型廃棄物パッケージ  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 2 mSv/h</p> <p>c. 角型鋼製廃棄物パッケージ  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 2 mSv/h</p> <p>(2) 保管体  (最大放射能濃度)  β・γ放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{13}</math> Bq/容器<sup>*3</sup>  α放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{12}</math> Bq/容器<sup>*3</sup>  ただし、プルトニウム 1g/容器<sup>*3</sup>、核分裂性物質 4g/容器<sup>*3</sup></p> <p>2.3 放射性廃棄物の受入れ形態  (1) 液体廃棄物  液体廃棄物は、以下の形態により受け入れる。なお、液体廃棄物 A 及び液体廃棄物 B のうち有機性のものについては、容器に密閉したものの少量を <u>有機廃液一時格納庫</u> に受け入れる。  液体廃棄物の配管による受入れ系統図を第 2.3.1 図に示す。</p> <p>a. 放出前廃液  配管等により廃液貯槽 I に受け入れる。</p> <p>b. 液体廃棄物 A  配管等により廃液貯槽 I に受け入れる。</p> <p>c. 液体廃棄物 B</p>	<p>α放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{12}</math> Bq/容器<sup>*3</sup>  注) *3: 容器の基準容積; 20 リットル (以下本項において同じ。)</p> <p>a. ドラム缶型廃棄物パッケージ  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 2 mSv/h</p> <p>b. ブロック型廃棄物パッケージ  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 2 mSv/h</p> <p>c. 角型鋼製廃棄物パッケージ  (区分上限値)  容器表面の線量率 ; 2 mSv/h</p> <p>(2) 保管体  (最大放射能濃度)  β・γ放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{13}</math> Bq/容器<sup>*3</sup>  α放射性物質 ; <math>3.7 \times 10^{12}</math> Bq/容器<sup>*3</sup>  ただし、プルトニウム 1g/容器<sup>*3</sup>、核分裂性物質 4g/容器<sup>*3</sup></p> <p>2.3 放射性廃棄物の受入れ形態  (1) 液体廃棄物  液体廃棄物は、以下の形態により受け入れる。なお、液体廃棄物 A 及び液体廃棄物 B のうち有機性のものについては、容器に密閉したものの少量を <u>有機溶媒貯槽</u> に受け入れる。  液体廃棄物の配管による受入れ系統図を第 2.3.1 図に示す。</p> <p>a. 放出前廃液  配管等により廃液貯槽 I に受け入れる。</p> <p>b. 液体廃棄物 A  配管等により廃液貯槽 I に受け入れる。</p> <p>c. 液体廃棄物 B</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>タンクローリ等により廃液貯槽Ⅱに受け入れる。</p> <p><u>d. 液体廃棄物 C</u></p> <p><u>容器に封入された液体廃棄物 C を廃液貯槽Ⅱに受け入れる。</u></p> <p>(2) 固体廃棄物</p> <p>固体廃棄物は、以下の形態により受け入れる。</p> <p>a. β・γ 固体廃棄物 A</p> <p>ポリエチレン袋等で梱包後容積約 20 リットルの容器に収納し、さらに、ポリエチレン袋等で梱包したもの、プラスチックシートで梱包したものなどをβ・γ一時格納庫Ⅰ又はβ・γ一時格納庫Ⅱに受け入れる。また、β・γ 固体廃棄物 A のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできる廃樹脂は、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>b. β・γ 固体廃棄物 B</p> <p>主に金属製容器に収納したものを、閉じ込めの能力及び遮蔽能力を有する運搬容器を使用してβ・γ 固体処理棟Ⅳのβ・γ 貯蔵セルに受け入れる。また、β・γ 固体廃棄物 B のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできる廃樹脂は、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>c. α 固体廃棄物 A</p> <p>プラスチックシートで溶封の上、容積約 20 リットルの容器に収納し、さらに、ポリエチレン袋等で梱包したもの、プラスチックシートで溶封後ダンボール箱又は金属製容器に収納したものなどをα一時格納庫に受け入れる。また、α 固体廃棄物 A のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできるチャコールフィルタは、プラスチックシートで溶封後ダンボール箱に収納し、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>d. α 固体廃棄物 B</p> <p>金属容器に収納しプラスチックシートで溶封後、さらに、緩衝材を内面に張付けた金属製容器に封入したものを、遮蔽能力を有する運搬容器を使用してα 固体処理棟の封入セル又は固体廃棄物減容処理施設の減</p>	<p>タンクローリ等により廃液貯槽Ⅱに受け入れる。</p> <p>(2) 固体廃棄物</p> <p>固体廃棄物は、以下の形態により受け入れる。</p> <p>a. β・γ 固体廃棄物 A</p> <p>ポリエチレン袋等で梱包後容積約 20 リットルの容器に収納し、さらに、ポリエチレン袋等で梱包したもの、プラスチックシートで梱包したものなどをβ・γ一時格納庫Ⅰ又はβ・γ一時格納庫Ⅱに受け入れる。また、β・γ 固体廃棄物 A のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできる廃樹脂は、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>b. β・γ 固体廃棄物 B</p> <p>主に金属製容器に収納したものを、閉じ込めの能力及び遮蔽能力を有する運搬容器を使用してβ・γ 固体処理棟Ⅳのβ・γ 貯蔵セルに受け入れる。また、β・γ 固体廃棄物 B のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできる廃樹脂は、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>c. α 固体廃棄物 A</p> <p>プラスチックシートで溶封の上、容積約 20 リットルの容器に収納し、さらに、ポリエチレン袋等で梱包したもの、プラスチックシートで溶封後ダンボール箱又は金属製容器に収納したものなどをα一時格納庫に受け入れる。また、α 固体廃棄物 A のうち固体廃棄物減容処理施設で処理することのできるチャコールフィルタは、プラスチックシートで溶封後ダンボール箱に収納し、金属製容器に収納したものを固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れる。</p> <p>d. α 固体廃棄物 B</p> <p>金属容器に収納しプラスチックシートで溶封後、さらに、緩衝材を内面に張付けた金属製容器に封入したものを、遮蔽能力を有する運搬容器を使用してα 固体処理棟の封入セル又は固体廃棄物減容処理施設の減</p>	<p>液体廃棄物 C の削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>容処理設備に受け入れる。</p> <p>2.4 放射性廃棄物の移動形態</p> <p>(1) 処理工程における移動</p> <p>a. 液体廃棄物</p> <p>放出前廃液、液体廃棄物 A 及び液体廃棄物 B は、主に漏えい拡大防止を考慮した配管又は廃液移送容器により移送する。また、有機性の液体廃棄物 A 及び液体廃棄物 B <u>並びに液体廃棄物 C</u> は、容器に密閉して運搬する。</p> <p>b. 固体廃棄物</p> <p>容器等に封入された <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A 及び <math>\alpha</math> 固体廃棄物 A は、その状態で運搬する。</p> <p>容器に収納された <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 B は、閉じ込めの能力及び遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>なお、<math>\alpha</math> 固体廃棄物 B は、直接処理施設に受け入れ、<math>\alpha</math> 固体処理棟においては閉じ込めの能力を有する容器に封入された上で保管体とするので、処理工程における移動はない。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の処理工程における放射性物質の移動は、必要に応じ閉じ込めの機能及び十分な遮蔽能力を有する運搬容器を使用する。</p> <p>(2) 廃棄体の管理施設への移動</p> <p>廃棄体には、廃棄物パッケージと保管体があり、ともに閉じ込めの能力を有する。これらのうち、容器表面の線量率が <math>500 \mu \text{Sv/h}</math> 以上の保管体は、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>(3) 保管体の固体廃棄物減容処理施設への移動</p> <p><math>\alpha</math> 固体貯蔵施設から取り出した保管体は、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p>	<p>容処理設備に受け入れる。</p> <p>2.4 放射性廃棄物の移動形態</p> <p>(1) 処理工程における移動</p> <p>a. 液体廃棄物</p> <p>放出前廃液、液体廃棄物 A 及び液体廃棄物 B は、主に漏えい拡大防止を考慮した配管又は廃液移送容器により移送する。また、有機性の液体廃棄物 A 及び液体廃棄物 B は、容器に密閉して運搬する。</p> <p>b. 固体廃棄物</p> <p>容器等に封入された <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A 及び <math>\alpha</math> 固体廃棄物 A は、その状態で運搬する。</p> <p>容器に収納された <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 B は、閉じ込めの能力及び遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>なお、<math>\alpha</math> 固体廃棄物 B は、直接処理施設に受け入れ、<math>\alpha</math> 固体処理棟においては閉じ込めの能力を有する容器に封入された上で保管体とするので、処理工程における移動はない。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の処理工程における放射性物質の移動は、必要に応じ閉じ込めの機能及び十分な遮蔽能力を有する運搬容器を使用する。</p> <p>(2) 廃棄体の管理施設への移動</p> <p>廃棄体には、廃棄物パッケージと保管体があり、ともに閉じ込めの能力を有する。これらのうち、容器表面の線量率が <math>500 \mu \text{Sv/h}</math> 以上の保管体は、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p> <p>(3) 保管体の固体廃棄物減容処理施設への移動</p> <p><math>\alpha</math> 固体貯蔵施設から取り出した保管体は、遮蔽能力を有する運搬容器を使用して運搬する。</p>	<p>液体廃棄物 C に係る記載の削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2.5 放射性廃棄物の管理形態</p> <p>放射性廃棄物は、容器に封入又は固型化し廃棄体として、最終処分が行われるまでの間、管理施設において管理する。管理を行う廃棄体は、放射性物質が容易に飛散し漏えいすることのない十分な強度を有するものである。廃棄体には、以下に示す廃棄物パッケージと保管体の2種類がある。</p> <p>(1) 廃棄物パッケージ</p> <p>放射性廃棄物は、α固体廃棄物Bを除き、処理の後、コンクリートブロック又はドラム缶若しくは角型容器を容器として固型化し、又は封入して、ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ、角型鋼製廃棄物パッケージとする。</p> <p>コンクリートブロックは鉄筋コンクリート製で、直径約1.3m、高さ約1.4mのものと、直径約1.1m、高さ約1.2mのものがある。また、ドラム缶は、200リットルドラム缶と200リットルドラム缶に厚さ約2～5cm程度の鉄筋コンクリート等のライニングを施したものがある。角型容器は鋼製で、幅約1.2m、長さ約1.3m、高さ約1.1mの容器である。</p> <p>これらには、封入する放射性廃棄物の線量率に応じて、遮蔽効果を高めるための補助容器を使用することができるようにする。</p> <p>廃棄物パッケージはそれ自体で放射性物質の閉じ込めの能力を有するものとする。また、廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする<sup>(1)(2)(3)</sup>。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータの荷役荷重は、廃棄物パッケージの重量に対して十分な余裕を有するものとする。これら荷役設備については、健全な状態を維持するために定期的に点検を行う。</p> <p>(2) 保管体</p> <p>α固体廃棄物Bは、受け入れた後、ステンレス鋼製容器に封入し、保</p>	<p>2.5 放射性廃棄物の管理形態</p> <p>放射性廃棄物は、容器に封入又は固型化し廃棄体として、最終処分が行われるまでの間、管理施設において管理する。管理を行う廃棄体は、放射性物質が容易に飛散し漏えいすることのない十分な強度を有するものである。廃棄体には、以下に示す廃棄物パッケージと保管体の2種類がある。</p> <p>(1) 廃棄物パッケージ</p> <p>放射性廃棄物は、α固体廃棄物Bを除き、処理の後、コンクリートブロック又はドラム缶若しくは角型鋼製容器を容器として固型化し、又は封入して、ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ、角型鋼製廃棄物パッケージとする。</p> <p>コンクリートブロックは鉄筋コンクリート製で、直径約1.3m、高さ約1.4mのものと、直径約1.1m、高さ約1.2mのものがある。また、ドラム缶は、200リットルドラム缶と200リットルドラム缶に厚さ約2～5cm程度の鉄筋コンクリート等のライニングを施したものがある。角型鋼製容器は鋼製で、幅約1.2m、長さ約1.3m、高さ約1.1mの容器である。</p> <p>これらには、封入する放射性廃棄物の線量率に応じて、遮蔽効果を高めるための補助容器を使用することができるようにする。</p> <p>廃棄物パッケージはそれ自体で放射性物質の閉じ込めの能力を有するものとする。また、廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする<sup>(1)(2)(3)</sup>。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータの荷役荷重は、廃棄物パッケージの重量に対して十分な余裕を有するものとする。これら荷役設備については、健全な状態を維持するために定期的に点検を行う。</p> <p>(2) 保管体</p> <p>α固体廃棄物Bは、受け入れた後、ステンレス鋼製容器に封入し、保</p>	<p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3. 建 家</p> <p>3.1 概 要</p> <p>廃棄物管理施設の主要な建家には、以下の処理施設を収容する建家、管理施設を収容する建家及び受入れ施設を収容する建家がある。</p> <p>(1) 処理施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃液処理棟</li> <li>b. 排水監視施設</li> <li>c. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I</li> <li>d. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II</li> <li>e. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III</li> <li>f. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV</li> <li>g. <math>\alpha</math> 固体処理棟</li> <li>h. 管理機械棟</li> <li>i. 固体廃棄物減容処理施設</li> </ul> <p>(2) 管理施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 固体集積保管場 I</li> <li>b. 固体集積保管場 II</li> <li>c. 固体集積保管場 III</li> <li>d. 固体集積保管場 IV</li> <li>e. <math>\alpha</math> 固体貯蔵施設</li> </ul> <p>(3) 受入れ施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃液貯留施設 I</li> <li>b. 廃液貯留施設 II</li> <li>c. <u>有機廃液一時格納庫</u></li> <li>d. <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I</li> <li>e. <math>\alpha</math> 一時格納庫</li> </ul> <p>管理機械棟には、固体廃棄物減容処理施設を除く計測制御系統施設の集中監視設備及び放射線管理施設の放射線モニタ盤も収容する。</p>	<p>3. 建 家</p> <p>3.1 概 要</p> <p>廃棄物管理施設の主要な建家には、以下の処理施設を収容する建家、管理施設を収容する建家及び受入れ施設を収容する建家がある。</p> <p>(1) 処理施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃液処理棟</li> <li>b. 排水監視施設</li> <li>c. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I</li> <li>d. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II</li> <li>e. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III</li> <li>f. <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 IV</li> <li>g. <math>\alpha</math> 固体処理棟</li> <li>h. 管理機械棟</li> <li>i. 固体廃棄物減容処理施設</li> </ul> <p>(2) 管理施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 固体集積保管場 I</li> <li>b. 固体集積保管場 II</li> <li>c. 固体集積保管場 III</li> <li>d. 固体集積保管場 IV</li> <li>e. <math>\alpha</math> 固体貯蔵施設</li> </ul> <p>(3) 受入れ施設を収容する建家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 廃液貯留施設 I</li> <li>b. 廃液貯留施設 II</li> <li>c. <u><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III</u></li> <li>d. <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I</li> <li>e. <math>\alpha</math> 一時格納庫</li> </ul> <p>管理機械棟には、固体廃棄物減容処理施設を除く計測制御系統施設の集中監視設備及び放射線管理施設の放射線モニタ盤も収容する。</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>メンテナンスエリア等を考慮して機器を配置するとともに、建築基準法及び消防法に基づき、電源内蔵型の非常灯、表示灯又は標識を備えた避難通路を設ける設計とする。主要な建家の概要及び機器配置図を第 3.3.1 図(1)から第 3.3.19 図(2)に、主要な建家に収容される主な施設及び設備を第 3.3.1 表(1)から第 3.3.1 表(4)に示す。</p> <p>また、主要な建家の構造を以下に示す。</p> <p>(1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟には、建家本体である廃液処理棟と廃棄物管理施設用廃液貯槽の建家がある。</p> <p>建家本体である廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階（一部 2 階）、建築面積約 660m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の<u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、計測制御系統施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の廃液処理棟排気設備を収容する。建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための傾斜、ピット又は堰を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設用廃液貯槽の建家の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 30m<sup>2</sup>である。建家内には、計測制御系統施設及び液体廃棄物の廃棄施設の廃棄物管理施設用廃液貯槽を収容する。建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。</p> <p>(2) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 190m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排</p>	<p>メンテナンスエリア等を考慮して機器を配置するとともに、建築基準法及び消防法に基づき、電源内蔵型の非常灯、表示灯又は標識を備えた避難通路を設ける設計とする。主要な建家の概要及び機器配置図を第 3.3.1 図(1)から第 3.3.19 図(2)に、主要な建家に収容される主な施設及び設備を第 3.3.1 表(1)から第 3.3.1 表(4)に示す。</p> <p>また、主要な建家の構造を以下に示す。</p> <p>(1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟には、建家本体である廃液処理棟と廃棄物管理施設用廃液貯槽の建家がある。</p> <p>建家本体である廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階（一部 2 階）、建築面積約 660m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、計測制御系統施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の廃液処理棟排気設備を収容する。建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための傾斜、ピット又は堰を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設用廃液貯槽の建家の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 30m<sup>2</sup>である。建家内には、計測制御系統施設及び液体廃棄物の廃棄施設の廃棄物管理施設用廃液貯槽を収容する。建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。</p> <p>(2) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 190m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>



変更前	変更後	備考
<p>水監視設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設を収容する。</p> <p>建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、建家外へ通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。</p> <p>(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I の主要構造は、鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階(一部半地下)、建築面積約 550m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 I、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I 排気設備を収容する。</p> <p>(4) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階(一部地下 1 階)、建築面積約 400m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 II、固体廃棄物の受入れ施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 II、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II 排気設備を収容する。</p> <p>(5) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 2 階、地下 1 階、建築面積約 1,000m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III 排気設備及び液体廃棄物の廃棄施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III 廃液貯槽を収容する。</p>	<p>水監視設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設を収容する。</p> <p>建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、建家外へ通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。</p> <p>(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I の主要構造は、鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階(一部半地下)、建築面積約 550m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 I、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I 排気設備を収容する。</p> <p>(4) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上 1 階(一部地下 1 階)、建築面積約 400m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 II、固体廃棄物の受入れ施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 II、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 II 排気設備を収容する。</p> <p>(5) <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 2 階、地下 1 階、建築面積約 1,000m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の処理施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置、<u>液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽</u>、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III 排気設備及び液体廃棄物の廃棄施設の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 III 廃液貯槽を収容する。</p> <p><u>建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰等を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</u></p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の追加</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の追加</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>積保管場Ⅳを収容する。</p> <p>(12) α 固体貯蔵施設 α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 700m<sup>2</sup>である。建家内には、管理施設の α 固体貯蔵施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の α 固体貯蔵施設排気設備を収容する。</p> <p>(13) 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階、建築面積約 900m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅰ、計測制御系統施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の廃液貯留施設Ⅰ排気設備を収容する。 建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰等を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>(14) 廃液貯留施設Ⅱ 廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 250m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅱ、計測制御系統施設及び放射線管理施設を収容する。 建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面には、液体廃棄物の漏えいを防止するためのピットを設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p><u>(15) 有機廃液一時格納庫</u> <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上 1 階、建築面積約 50m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機廃液一時格納庫及び放射線管理施設を収容する。</u> <u>建家内部の床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の漏えいを防止するための堰を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</u></p> <p>(16) β・γ 一時格納庫Ⅰ</p>	<p>積保管場Ⅳを収容する。</p> <p>(12) α 固体貯蔵施設 α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 700m<sup>2</sup>である。建家内には、管理施設の α 固体貯蔵施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の α 固体貯蔵施設排気設備を収容する。</p> <p>(13) 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上 1 階、建築面積約 900m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅰ、計測制御系統施設、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の廃液貯留施設Ⅰ排気設備を収容する。 建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面、建家外に通じる出入口又はその周辺には液体廃棄物の建家外への漏えいを防止するための堰等を設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>(14) 廃液貯留施設Ⅱ 廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上 1 階、地下 1 階、建築面積約 250m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅱ、計測制御系統施設及び放射線管理施設を収容する。 建家内部の床面等は、液体廃棄物が漏えいし難い材料を使用するとともに、その床面には、液体廃棄物の漏えいを防止するためのピットを設ける設計とする。また、液体廃棄物を内蔵する設備・機器が設置される床面の下には一般排水路を設けないなど、管理されない液体廃棄物が敷地外へ放出されるおそれのない設計とする。</p> <p>(15) β・γ 一時格納庫Ⅰ</p>	<p></p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>β・γ一時格納庫Ⅰの主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設のβ・γ一時格納庫Ⅰ及び放射線管理施設を収容し、気体廃棄物の廃棄のために、β・γ固体処理棟Ⅰ排気設備に接続するダクトを設ける設計とする。</p> <p>(17) α一時格納庫 α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設のα一時格納庫、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設のα一時格納庫排気設備を収容する。</p> <p>(18) 管理機械棟 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上1階(一部2階)、建築面積約760m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の<u>化学処理装置</u>の分析フード、計測制御系統施設の集中監視設備、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の管理機械棟排気設備を収容する。</p> <p>(19) 固体廃棄物減容処理施設 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上2階(一部3階)、地下1階、平面が約45.5m(南北方向)×約32m(東西方向)、地上高さ約20m、建築面積約1,600m<sup>2</sup>の建家であり、建家、設備の基礎を杭基礎とし、JISに基づく標準貫入試験によるN値が50以上の地層に支持させる。本建家の耐震上の重要度は、Bクラスで設計する。 建家内には、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、予備電源設備、消防設備、電気設備及び通信連絡設備を収容する。</p>	<p>β・γ一時格納庫Ⅰの主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設のβ・γ一時格納庫Ⅰ及び放射線管理施設を収容し、気体廃棄物の廃棄のために、β・γ固体処理棟Ⅰ排気設備に接続するダクトを設ける設計とする。</p> <p>(16) α一時格納庫 α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>である。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設のα一時格納庫、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設のα一時格納庫排気設備を収容する。</p> <p>(17) 管理機械棟 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上1階(一部2階)、建築面積約760m<sup>2</sup>である。建家内には、液体廃棄物の処理施設の<u>廃液蒸発装置Ⅰ</u>の分析フード、計測制御系統施設の集中監視設備、放射線管理施設及び気体廃棄物の廃棄施設の管理機械棟排気設備を収容する。</p> <p>(18) 固体廃棄物減容処理施設 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で、地上2階(一部3階)、地下1階、平面が約45.5m(南北方向)×約32m(東西方向)、地上高さ約20m、建築面積約1,600m<sup>2</sup>の建家であり、建家、設備の基礎を杭基礎とし、JISに基づく標準貫入試験によるN値が50以上の地層に支持させる。本建家の耐震上の重要度は、Bクラスで設計する。 建家内には、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備、計測制御系統施設、放射線管理施設、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽、予備電源設備、消防設備、電気設備及び通信連絡設備を収容する。</p>	<p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更及び号番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4. 廃棄物管理設備本体</p> <p>4.1 概 要                      廃棄物管理設備本体は、処理施設と管理施設で構成する。</p> <p>4.2 処理施設</p> <p>4.2.1 概 要                      処理施設は、液体廃棄物の処理施設と固体廃棄物の処理施設で構成する。</p> <p>4.2.2 液体廃棄物の処理施設</p> <p>4.2.2.1 概 要                      液体廃棄物は液体廃棄物 A と液体廃棄物 B に区分し、次のように処理する。                      液体廃棄物 A <u>のうち、物理的・化学的性質が一定した液体廃棄物は、主に化学処理を行い、物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物は、主に蒸発処理を行う。</u>                      液体廃棄物 B は、主として蒸発処理を行う。                      これらの処理により発生する <u>スラッジ及び</u>濃縮液はセメントを用いて、容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。  <u>化学処理又は</u>蒸発処理により発生する処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、必要に応じて希釈を行った後、放射性物質濃度を測定し、放出する。                      液体廃棄物 A のうち、他の施設から受け入れる放出前廃液は、処理済廃液として、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、必要に応じて希釈を行った後、放射性物質濃度を測定し、放出する。                      これらの処理を行う液体廃棄物の処理施設は、以下の主要設備で構成する。</p> <p><u>(1) 化学処理装置（廃液処理棟）</u>                      (2) 廃液蒸発装置Ⅰ（廃液処理棟）                      (3) 廃液蒸発装置Ⅱ（廃液処理棟）</p>	<p>4. 廃棄物管理設備本体</p> <p>4.1 概 要                      廃棄物管理設備本体は、処理施設と管理施設で構成する。</p> <p>4.2 処理施設</p> <p>4.2.1 概 要                      処理施設は、液体廃棄物の処理施設と固体廃棄物の処理施設で構成する。</p> <p>4.2.2 液体廃棄物の処理施設</p> <p>4.2.2.1 概 要                      液体廃棄物は液体廃棄物 A と液体廃棄物 B に区分し、次のように処理する。                      液体廃棄物 A <u>及び</u>液体廃棄物 B は、主として蒸発処理を行う。                      これらの処理により発生する濃縮液はセメントを用いて、容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。                      蒸発処理により発生する処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、必要に応じて希釈を行った後、放射性物質濃度を測定し、放出する。                      液体廃棄物 A のうち、他の施設から受け入れる放出前廃液は、処理済廃液として、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、必要に応じて希釈を行った後、放射性物質濃度を測定し、放出する。                      これらの処理を行う液体廃棄物の処理施設は、以下の主要設備で構成する。</p> <p>(1) 廃液蒸発装置Ⅰ（廃液処理棟）                      (2) 廃液蒸発装置Ⅱ（廃液処理棟）</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更及び号番号の繰下げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>(4) セメント固化装置（廃液処理棟）                      (5) 処理済廃液貯槽（廃液貯留施設Ⅰ）                      (6) 排水監視設備（排水監視施設）</p> <p>4.2.2.2 設計方針                      (1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に<u>化学処理</u>、蒸発処理及び管理を行い、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもとより、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。                      (2) 液体廃棄物を処理し、固型化する設備は、漏えいの防止のためにその使用条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。                      (3) 貯槽、タンク等を有する設備は、万一、液体廃棄物の漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。                      (4) 液体廃棄物の処理施設は、平常時において、放射線業務従事者が受ける線量が「線量告示」に定められた値を超えないようにすることはもとより、不要な放射線被ばくを防止する設計とする。                      (5) 液体廃棄物を処理し、固型化する設備は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>4.2.2.3 主要設備の仕様                      液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様を第4.2.1表に示す。</p> <p>4.2.2.4 主要設備                      (1) <u>化学処理装置</u>  <u>化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が一定した、主にJMT原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するためのものである。</u>  <u>本装置は、主に凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は10m<sup>3</sup>/hとする。</u>  <u>液体廃棄物Aは、廃液貯槽Ⅰからポンプによって凝集沈澱槽に供給し、凝集沈澱剤を添加してスラッジ中に放射性物質を捕集する。発生するスラッジは、排泥槽を経由して密閉型のスラッジ貯槽に一旦貯留した後、セメント固化装置に送る。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る事が明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Ⅰに、また、それ以外の場合には放射性物質濃度が、3.7×10<sup>1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>未満であることを確認した後、廃液貯槽Ⅰに移す。廃液貯槽Ⅰに移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</u>  <u>本装置のタンク等は、漏えいの防止のためにその内面に合成樹脂、ゴム又は鋼板ライニングを施すとともに、万一の漏えいに備えてその周囲にはピット又は堰を設ける。ピット及び堰には漏えいを早期に検出するための検知器を備える。</u>  <u>本装置の運転中は、スラッジ貯槽内の排気を行う。その排気は、排気浄化装置を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</u>  <u>化学処理装置の系統概要図を第4.2.1図に示す。</u></p> <p>(2) 廃液蒸発装置Ⅰ                      廃液蒸発装置Ⅰは、液体廃棄物Aのうち、<u>物理的・化学的性質が多様なもの</u>を処理するためのものである。                      本装置は、主に蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は3m<sup>3</sup>/hとする。</p>	<p>(3) セメント固化装置（廃液処理棟）                      (4) 処理済廃液貯槽（廃液貯留施設Ⅰ）                      (5) 排水監視設備（排水監視施設）</p> <p>4.2.2.2 設計方針                      (1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に蒸発処理及び管理を行い、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもとより、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。                      (2) 液体廃棄物を処理し、固型化する設備は、漏えいの防止のためにその使用条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。                      (3) 貯槽、タンク等を有する設備は、万一、液体廃棄物の漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。                      (4) 液体廃棄物の処理施設は、平常時において、放射線業務従事者が受ける線量が「線量告示」に定められた値を超えないようにすることはもとより、不要な放射線被ばくを防止する設計とする。                      (5) 液体廃棄物を処理し、固型化する設備は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>4.2.2.3 主要設備の仕様                      液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様を第4.2.1表に示す。</p> <p>4.2.2.4 主要設備                      (削る)</p> <p>(1) 廃液蒸発装置Ⅰ                      廃液蒸発装置Ⅰは、液体廃棄物Aを処理するためのものである。                      本装置は、主に蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は3m<sup>3</sup>/hとする。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更及び号番号の繰下げ</p> <p>化学処置装置の廃止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I からポンプによって強制循環ポンプ、カランドリア、蒸気室で構成する系内に供給し、蒸気室で分離し蒸気圧縮機で圧縮した蒸気を加熱源として放射性物質を濃縮する。発生する濃縮液は、濃縮液受槽に排出し、放射性物質濃度が、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math> 未満であることを確認した後、廃液貯槽 II に送り、廃液蒸発装置 II で処理する。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽 I に、また、それ以外の場合には廃液貯槽 I に移す。廃液貯槽 I に移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>本装置のうち、濃縮液が滞留する機器については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用するとともに、万一の漏えいに備えて機器の周囲にはピットを設ける。ピットには漏えいを早期に検出するための検知器を備える。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、<math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>廃液蒸発装置 I の系統概要図を第 4.2. <u>2</u> 図に示す。</p> <p><b>(3)</b> 廃液蒸発装置 II</p> <p>廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B、廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液等を処理するためのものである。</p> <p>本装置は、主に蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽で構成し、廃液処理棟に設置する。蒸発缶、濃縮液受槽等は、遮蔽を考慮したコンクリート壁内に収容する。本装置の最大処理能力は <math>1\text{m}^3/\text{h}</math> とする。</p> <p>液体廃棄物 B、液体廃棄物 A の濃縮液等は、ポンプによって蒸発缶内に供給し、加熱用蒸気により放射性物質を濃縮する。濃縮操作においては、蒸発缶内へ供給する廃液の総量が、あらかじめ求めた濃縮度に蒸発缶内に滞留する廃液の容量を乗じた値を超えないように調整す</p>	<p>液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I からポンプによって強制循環ポンプ、カランドリア、蒸気室で構成する系内に供給し、蒸気室で分離し蒸気圧縮機で圧縮した蒸気を加熱源として放射性物質を濃縮する。発生する濃縮液は、濃縮液受槽に排出し、放射性物質濃度が、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math> 未満であることを確認した後、廃液貯槽 II に送り、廃液蒸発装置 II で処理する。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽 I に、また、それ以外の場合には廃液貯槽 I に移す。廃液貯槽 I に移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>本装置のうち、濃縮液が滞留する機器については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用するとともに、万一の漏えいに備えて機器の周囲にはピットを設ける。ピットには漏えいを早期に検出するための検知器を備える。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、<math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>廃液蒸発装置 I の系統概要図を第 4.2. <u>1</u> 図に示す。</p> <p><b>(2)</b> 廃液蒸発装置 II</p> <p>廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B、廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液等を処理するためのものである。</p> <p>本装置は、主に蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽で構成し、廃液処理棟に設置する。蒸発缶、濃縮液受槽等は、遮蔽を考慮したコンクリート壁内に収容する。本装置の最大処理能力は <math>1\text{m}^3/\text{h}</math> とする。</p> <p>液体廃棄物 B、液体廃棄物 A の濃縮液等は、ポンプによって蒸発缶内に供給し、加熱用蒸気により放射性物質を濃縮する。濃縮操作においては、蒸発缶内へ供給する廃液の総量が、あらかじめ求めた濃縮度に蒸発缶内に滞留する廃液の容量を乗じた値を超えないように調整す</p>	<p>図番号の繰上げ 号番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>ることにより、発生する濃縮液の放射性物質濃度が、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>未満となるようにする。発生した濃縮液は、濃縮液受槽に排出し、セメント固化装置に送る。蒸発した蒸気は、充填塔で精製したのち凝縮器で復水する。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る事が明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Ⅰに、また、それ以外の場合には廃液貯槽Ⅰに移す。廃液貯槽Ⅰに移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>本装置のうち、濃縮液が滞留する機器については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用する。また、蒸発缶、濃縮液受槽等を収容するコンクリート壁は、漏えい拡大防止機能を有するとともに、壁内には漏えい検知器を備える設計とする。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、<math>\alpha</math>固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>コンクリート壁内の排気は、本装置の設置建家の管理区域系排気設備を通した後、建家の排気口から放出する。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱの系統概要図を第4.2.3図に示す。</p> <p>(4) セメント固化装置</p> <p>セメント固化装置は、主として<u>化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液を固型化するためのものである。</u></p> <p>本装置は、主に<u>凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機</u>で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は、濃縮液については200リットル/日とし、<u>スラッジについては、<math>1\text{m}^3/5</math>日とする。</u></p> <p><u>スラッジは、化学処理装置のスラッジ貯槽より凍結再融解槽へ供給し、水分除去を容易とするための凍結・融解の処理を行う。凍結・融解の処理を行ったスラッジは、スラッジ槽に供給し、水分除去を行うことにより、スラッジ濃度を混練に適した濃度に調整する。スラッジ濃度を調整したスラッジは、あらかじめドラム缶を設置した混練機に供給し、セメントと混練してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</u></p> <p>濃縮液は、廃液蒸発装置Ⅱの濃縮液受槽より、計量槽である濃縮液槽へ供給した後、あらかじめドラム缶を設置した混練機へ供給し、セメントと混練してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>使用するドラム缶は、<u>スラッジ又は濃縮液の放射性物質濃度</u>に応じて、200リットルドラム缶又は200リットルドラム缶に厚さ約5cmの鉄筋コンクリートのラ</p>	<p>ることにより、発生する濃縮液の放射性物質濃度が、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>未満となるようにする。発生した濃縮液は、濃縮液受槽に排出し、セメント固化装置に送る。蒸発した蒸気は、充填塔で精製したのち凝縮器で復水する。処理済廃液は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る事が明らかな場合には処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Ⅰに、また、それ以外の場合には廃液貯槽Ⅰに移す。廃液貯槽Ⅰに移した処理済廃液は、放射性物質の濃度を測定した後、あらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>本装置のうち、濃縮液が滞留する機器については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用する。また、蒸発缶、濃縮液受槽等を収容するコンクリート壁は、漏えい拡大防止機能を有するとともに、壁内には漏えい検知器を備える設計とする。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、<math>\alpha</math>固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>コンクリート壁内の排気は、本装置の設置建家の管理区域系排気設備を通した後、建家の排気口から放出する。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱの系統概要図を第4.2.2図に示す。</p> <p>(3) セメント固化装置</p> <p>セメント固化装置は、主として廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液を固型化するためのものである。</p> <p>本装置は、主に濃縮液槽及び混練機で構成し、廃液処理棟に設置する。本装置の最大処理能力は、濃縮液については200リットル/日とする。</p> <p>濃縮液は、廃液蒸発装置Ⅱの濃縮液受槽より、計量槽である濃縮液槽へ供給した後、あらかじめドラム缶を設置した混練機へ供給し、セメントと混練してドラム缶型廃棄物パッケージとする。</p> <p>使用するドラム缶は、濃縮液の放射性物質濃度に応じて、200リットルドラム缶又は200リットルドラム缶に厚さ約5cmの鉄筋コンクリートのラ</p>	<p>図番号の繰上げ 号番号の繰上げ 化学処理装置の使用の 停止及びセメント固化 装置（一部）の使用の 停止に伴う削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>イニングを施したものの、若しくは鉄筋コンクリートのライニングを施したドラム缶内に補助容器を使用したものとする。</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージは、200リットルドラム缶を使用する場合に1日あたり最大2体製作できるものとする。</p> <p>本装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流を防止する設計とする。</p> <p>また、<u>スラッジ及び濃縮液が滞留する凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び配管については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用する。万一の漏えいに備えて、凍結再融解槽、スラッジ槽の周囲には堰を設ける。</u>線量率の高い濃縮液槽については、放射線業務従事者に対する不要な被ばくを防止するためピット内に設ける。<u>堰及び</u>ピットには漏えいを早期に検出するための検知器を備え、漏えいを検知した場合は、本装置近傍のセメント固化装置制御室に設ける運転制御盤に警報を発する設計とする。</p> <p>濃縮液槽 <u>及びスラッジ槽</u>には、液位計を設け、本装置近傍のセメント固化装置制御室に設ける運転制御盤で液位を監視及び記録できるようにするとともに、液位が異常に上昇した場合は、警報を発する設計とする。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>セメント固化装置の系統概要図を第4.2.4図に示す。</p> <p>(5) 処理済廃液貯槽</p> <p>本貯槽は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためのものである。また、本貯槽は、濃度限度を上回る処理済廃液を希釈し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためにも使用する。この場合、あらかじめ処理済廃液貯槽に、希釈後の廃液の放射性物質濃度が濃度限度を下回るために必要な希釈水を貯留しておき、その後、処理済廃液を移送する。</p> <p>貯槽は、半地下式の鉄筋コンクリート製で容量約200m<sup>3</sup>のもの1基で構成し、廃液貯留施設I内に設置する。</p>	<p>イニングを施したものの、若しくは鉄筋コンクリートのライニングを施したドラム缶内に補助容器を使用したものとする。</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージは、200リットルドラム缶を使用する場合に1日あたり最大2体製作できるものとする。</p> <p>本装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流を防止する設計とする。</p> <p>また、濃縮液が滞留する濃縮液槽及び配管については、漏えいの防止のために耐食性を考慮した材料を使用する。線量率の高い濃縮液槽については、放射線業務従事者に対する不要な被ばくを防止するためピット内に設ける。ピットには漏えいを早期に検出するための検知器を備え、漏えいを検知した場合は、本装置近傍のセメント固化装置制御室に設ける運転制御盤に警報を発する設計とする。</p> <p>濃縮液槽には、液位計を設け、本装置近傍のセメント固化装置制御室に設ける運転制御盤で液位を監視及び記録できるようにするとともに、液位が異常に上昇した場合は、警報を発する設計とする。</p> <p>本装置の運転中は、密閉型の装置系内を排気し、その排気は排気浄化装置を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>セメント固化装置の系統概要図を第4.2.3図に示す。</p> <p>(4) 処理済廃液貯槽</p> <p>本貯槽は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回ることが明らかな処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためのものである。また、本貯槽は、濃度限度を上回る処理済廃液を希釈し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためにも使用する。この場合、あらかじめ処理済廃液貯槽に、希釈後の廃液の放射性物質濃度が濃度限度を下回るために必要な希釈水を貯留しておき、その後、処理済廃液を移送する。</p> <p>貯槽は、半地下式の鉄筋コンクリート製で容量約200m<sup>3</sup>のもの1基で構成し、廃液貯留施設I内に設置する。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止及びセメント固化装置（一部）の使用の停止に伴う削除</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p>



変更前	変更後	備考
<p>貯槽は、半地下式の鉄筋コンクリート製で容量約 200m<sup>3</sup>のもの 1 基で構成し、廃液貯留施設 I 内に設置する。</p> <p>貯槽は、内面に漏えい防止のための合成樹脂ライニングを施すとともに、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>処理済廃液貯槽の系統概要図を第 4.2. <u>5</u> 図に示す。</p> <p>(6) 排水監視設備</p> <p>本設備は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためのものである。また、本設備は、濃度限度を上回る処理済廃液を希釈し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためにも使用する。この場合、あらかじめ排水監視設備に、希釈後の廃液の放射性物質濃度が濃度限度を下回るために必要な希釈水を貯留しておき、その後、処理済廃液を移送する。</p> <p>本設備は、500m<sup>3</sup>の鉄筋コンクリート製貯槽 1 基で構成する。</p> <p>貯槽は、内面に漏えい防止のための合成樹脂ライニングを施すとともに、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>排水監視設備の系統概要図を第 4.2. <u>5</u> 図に示す。</p> <p>4.2.2.5 試験検査</p> <p>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</p> <p>4.2.2.6 評価</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に液体廃棄物を <u>化学処理装置、</u> 廃液蒸発装置 I 及び廃液蒸発装置 II で処理し、処理済廃液を処理済廃液貯槽及び排水監視設備で管理することにより、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもと</p>	<p>貯槽は、半地下式の鉄筋コンクリート製で容量約 200m<sup>3</sup>のもの 1 基で構成し、廃液貯留施設 I 内に設置する。</p> <p>貯槽は、内面に漏えい防止のための合成樹脂ライニングを施すとともに、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>処理済廃液貯槽の系統概要図を第 4.2. <u>4</u> 図に示す。</p> <p>(5) 排水監視設備</p> <p>本設備は、放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためのものである。また、本設備は、濃度限度を上回る処理済廃液を希釈し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するためにも使用する。この場合、あらかじめ排水監視設備に、希釈後の廃液の放射性物質濃度が濃度限度を下回るために必要な希釈水を貯留しておき、その後、処理済廃液を移送する。</p> <p>本設備は、500m<sup>3</sup>の鉄筋コンクリート製貯槽 1 基で構成する。</p> <p>貯槽は、内面に漏えい防止のための合成樹脂ライニングを施すとともに、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>排水監視設備の系統概要図を第 4.2. <u>4</u> 図に示す。</p> <p>4.2.2.5 試験検査</p> <p>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</p> <p>4.2.2.6 評価</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に液体廃棄物を廃液蒸発装置 I 及び廃液蒸発装置 II で処理し、処理済廃液を処理済廃液貯槽及び排水監視設備で管理することにより、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもと</p>	<p>図番号の繰上げ 号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>化学処理装置の使用の 停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>より、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</p> <p>(2) <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、漏えいの防止のためにその使用条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</p> <p>(3) <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置の塔槽類、タンク等の周囲には漏えいの拡大を防止するためにピット又は堰を設けるとともに、ピット及び堰には漏えいを早期に検出するために検知器を備える設計とする。また、処理済廃液貯槽及び排水監視設備には、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>(4) 廃液蒸発装置Ⅱの線量率が高くなる機器は、平常時において、放射線業務従事者が受ける線量が「線量告示」に定められた値を超えないようにすることはもとより、不要な放射線被ばくを防止する設計とする。</p> <p>(5) <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置は、密閉型の貯槽及び装置系内を排気し、排気浄化装置を通すことにより放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>4.2.3 固体廃棄物の処理施設</p> <p>4.2.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物をβ・γ固体廃棄物A、β・γ固体廃棄物B、α固体廃棄物A及びα固体廃棄物Bに区分し、本処理施設では次のように処理する。</p> <p>β・γ固体廃棄物Aのうち不燃性のものは主に圧縮し、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージ又は角型鋼製廃棄物パッケージとする。可燃性のものは主に焼却し、焼却灰は専用の焼却灰固化装置により固型化の後、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージとする。一部の合板製外枠の</p>	<p>より、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</p> <p>(2) 廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、漏えいの防止のためにその使用条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</p> <p>(3) 廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置の塔槽類、タンク等の周囲には漏えいの拡大を防止するためにピット又は堰を設けるとともに、ピット及び堰には漏えいを早期に検出するために検知器を備える設計とする。また、処理済廃液貯槽及び排水監視設備には、漏えいを早期に検出し警報を発する設備を設け、速やかに排水ポンプ等により他の貯槽に移し替えることにより、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大の防止を考慮した設計とする。</p> <p>(4) 廃液蒸発装置Ⅱの線量率が高くなる機器は、平常時において、放射線業務従事者が受ける線量が「線量告示」に定められた値を超えないようにすることはもとより、不要な放射線被ばくを防止する設計とする。</p> <p>(5) 廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置は、密閉型の貯槽及び装置系内を排気し、排気浄化装置を通すことにより放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>4.2.3 固体廃棄物の処理施設</p> <p>4.2.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物をβ・γ固体廃棄物A、β・γ固体廃棄物B、α固体廃棄物A及びα固体廃棄物Bに区分し、本処理施設では次のように処理する。</p> <p>β・γ固体廃棄物Aのうち不燃性のものは主に圧縮し、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージ又は角型鋼製廃棄物パッケージとする。可燃性のものは主に焼却し、焼却灰は専用の焼却灰固化装置により固型化の後、容器に封入してドラム缶型廃棄物パッケージとする。一部の合板製外枠の</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>(2) 高温雰囲気等特殊な条件下で運転する設備は、その条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</p> <p>(3) 線量率の高い固体廃棄物を取り扱う設備は、外部放射線による放射線業務従事者の線量を十分低くできる設計とする。また、放射性廃棄物を非密封で取り扱う設備は、エアラインスーツを使用する。</p> <p>4.2.3.3 主要設備の仕様</p> <p>固体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様を第 4.2.2 表に示す。</p> <p>4.2.3.4 主要設備</p> <p>(1) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 I</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 I は、主に不燃性の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A を圧縮し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I に設置する。</p> <p>本装置は、主に縦型二軸圧縮方式の圧縮機、分類用ボックスで構成し、最大処理能力は 2m<sup>3</sup>/日とする。</p> <p>廃棄物は、分類用ボックスで分類を行い、圧縮機内に投入して圧縮し、容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>本装置は、放射性物質の飛散を防止するため、圧縮機は密閉型とし、分類用ボックスと圧縮機との間は二重に仕切ることができる構造とする。また、吸・排気口を分類用ボックスに設け、運転中は内部の排気を行える設計とする。分類用ボックスは、圧縮機の廃棄物投入口の上部にあり、廃棄物を圧縮機内に投入できる構造とする。本装置からの排気は、本装置の設置建家の管理区域系排気設備を通して建家の排気口から放出する。</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 I の系統概要図を第 4.2. <u>6</u> 図に示す。</p> <p>(2) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 II</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 II は、主に不燃性の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A を圧縮し、</p>	<p>性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>(2) 高温雰囲気等特殊な条件下で運転する設備は、その条件に応じて適切な材料を使用する設計とする。</p> <p>(3) 線量率の高い固体廃棄物を取り扱う設備は、外部放射線による放射線業務従事者の線量を十分低くできる設計とする。また、放射性廃棄物を非密封で取り扱う設備は、エアラインスーツを使用する。</p> <p>4.2.3.3 主要設備の仕様</p> <p>固体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様を第 4.2.2 表に示す。</p> <p>4.2.3.4 主要設備</p> <p>(1) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 I</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 I は、主に不燃性の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A を圧縮し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I に設置する。</p> <p>本装置は、主に縦型二軸圧縮方式の圧縮機、分類用ボックスで構成し、最大処理能力は 2m<sup>3</sup>/日とする。</p> <p>廃棄物は、分類用ボックスで分類を行い、圧縮機内に投入して圧縮し、容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>本装置は、放射性物質の飛散を防止するため、圧縮機は密閉型とし、分類用ボックスと圧縮機との間は二重に仕切ることができる構造とする。また、吸・排気口を分類用ボックスに設け、運転中は内部の排気を行える設計とする。分類用ボックスは、圧縮機の廃棄物投入口の上部にあり、廃棄物を圧縮機内に投入できる構造とする。本装置からの排気は、本装置の設置建家の管理区域系排気設備を通して建家の排気口から放出する。</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 I の系統概要図を第 4.2. <u>5</u> 図に示す。</p> <p>(2) <math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 II</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置 II は、主に不燃性の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A を圧縮し、</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅱに設置する。</p> <p>本装置は、主に縦型三軸圧縮方式の圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機で構成し、最大処理能力は <math>2\text{m}^3/\text{日}</math> とする。</p> <p>廃棄物は、必要に応じ分類用ボックスで分類を行い、圧縮機内に投入して圧縮する。また、比較的容積の大きな廃棄物及び長尺廃棄物は、専用の投入口から直接圧縮機内に投入する。一部の合板製外枠の使用済排気フィルタは、フィルタ破砕機でろ材と外枠とに分離してろ材は圧縮し、外枠は <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置で焼却する。</p> <p>圧縮した廃棄物は容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>本装置は、放射性物質の飛散を防止するため、圧縮機は密閉型とし、分類用ボックスと圧縮機との間は二重に仕切ることができる構造とする。また、吸・排気口を分類用ボックスに設け、運転中は内部の排気を行える設計とする。分類用ボックスは、圧縮機の廃棄物投入口の上部にあり、廃棄物を圧縮機内に投入できる構造とする。フィルタ破砕機は、分類用ボックスに接続して設置し、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A のうち合板製外枠の使用済フィルタからメディアと外枠を分離し、分離した外枠を焼却のため破砕できる構造とする。本装置からの排気は、排気浄化装置を通して建家の排気口から放出する。</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱの系統概要図を第 4.2. <u>7</u> 図に示す。</p> <p>(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置は、主に可燃性の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A 及び液体廃棄物のうち有機性のものを焼却、固型化し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲに設置する。本装置は、主に焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置で構成し、処理能力は約 <math>3\text{m}^3/\text{日}</math> とする。</p> <p>廃棄物は、廃棄物投入設備により焼却炉内に投入して焼却する。焼却灰は、焼却灰回収装置で回収し、専用の焼却灰固化装置で固型化した後、容器に封入して廃棄物パッケージとする。一方、燃焼ガスは、</p>	<p>容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅱに設置する。</p> <p>本装置は、主に縦型三軸圧縮方式の圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機で構成し、最大処理能力は <math>2\text{m}^3/\text{日}</math> とする。</p> <p>廃棄物は、必要に応じ分類用ボックスで分類を行い、圧縮機内に投入して圧縮する。また、比較的容積の大きな廃棄物及び長尺廃棄物は、専用の投入口から直接圧縮機内に投入する。一部の合板製外枠の使用済排気フィルタは、フィルタ破砕機でろ材と外枠とに分離してろ材は圧縮し、外枠は <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置で焼却する。</p> <p>圧縮した廃棄物は容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>本装置は、放射性物質の飛散を防止するため、圧縮機は密閉型とし、分類用ボックスと圧縮機との間は二重に仕切ることができる構造とする。また、吸・排気口を分類用ボックスに設け、運転中は内部の排気を行える設計とする。分類用ボックスは、圧縮機の廃棄物投入口の上部にあり、廃棄物を圧縮機内に投入できる構造とする。フィルタ破砕機は、分類用ボックスに接続して設置し、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A のうち合板製外枠の使用済フィルタからメディアと外枠を分離し、分離した外枠を焼却のため破砕できる構造とする。本装置からの排気は、排気浄化装置を通して建家の排気口から放出する。</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱの系統概要図を第 4.2. <u>6</u> 図に示す。</p> <p>(3) <math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置</p> <p><math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置は、主に可燃性の <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体廃棄物 A 及び液体廃棄物のうち有機性のものを焼却、固型化し、容器に封入するための設備で、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲに設置する。本装置は、主に焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置で構成し、処理能力は約 <math>3\text{m}^3/\text{日}</math> とする。</p> <p>廃棄物は、廃棄物投入設備により焼却炉内に投入して焼却する。焼却灰は、焼却灰回収装置で回収し、専用の焼却灰固化装置で固型化した後、容器に封入して廃棄物パッケージとする。一方、燃焼ガスは、</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>セラミックフィルタ、粗塵用フィルタ、高性能フィルタ、洗浄塔等からなる排ガス処理設備を通した後、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒から放出する。</p> <p>本装置は、全系統の除染係数が不揮発性の放射性物質に対して <math>1 \times 10^6</math> 以上となるように設計する。</p> <p>焼却炉は密閉型とするとともに、運転中は系内を負圧に維持し、放射性物質の系外への漏えいを防止する。</p> <p>焼却や熔融処理する装置では負圧に維持するとともに密閉または気密構造とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構により炉内の空気が設備の外部に漏えいし難い構造とする。<u>圧縮処理装置では圧縮時に密閉構造となるようにする。</u></p> <p>本装置は、耐火性、耐熱性及び耐食性を考慮した材料を使用する。</p> <p>β・γ焼却装置の系統概要図を第 4.2. <u>8</u> 図に示す。</p> <p>(4) β・γ封入設備</p> <p>β・γ封入設備は、β・γ固体廃棄物 B を処理し、容器に封入するための設備で、β・γ固体処理棟Ⅳに設置する。</p> <p>本設備は、遮蔽のための分類セル、圧縮機等のセル内機器、パッケージ取扱設備等のセル周辺機器で構成し、最大処理能力は <math>0.15\text{m}^3/\text{日}</math> とする。</p> <p>廃棄物は、分類セル内に搬入の後、必要に応じて分類、圧縮を行い、容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>本設備の運転及び廃棄物の取扱いは遠隔操作によって行う設計とする。また、分類セルを壁等により気密にするなど適切に区画し、運転中は分類セル内の負圧を維持し、その排気は予備系統を有するセル系排気設備を通した後、建家の排気口から放出する。</p> <p>β・γ封入設備の系統概要図を第 4.2. <u>9</u> 図に示す。</p> <p>(5) α焼却装置</p> <p>α焼却装置は、主に可燃性のα固体廃棄物 A を焼却するための設備で、α固体処理棟に設置する。本装置は、主に焼却炉、排ガス処理設</p>	<p>セラミックフィルタ、粗塵用フィルタ、高性能フィルタ、洗浄塔等からなる排ガス処理設備を通した後、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒から放出する。</p> <p>本装置は、全系統の除染係数が不揮発性の放射性物質に対して <math>1 \times 10^6</math> 以上となるように設計する。</p> <p>焼却炉は密閉型とするとともに、運転中は系内を負圧に維持し、放射性物質の系外への漏えいを防止する。</p> <p>焼却や熔融処理する装置では負圧に維持するとともに密閉または気密構造とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構により炉内の空気が設備の外部に漏えいし難い構造とする。</p> <p>本装置は、耐火性、耐熱性及び耐食性を考慮した材料を使用する。</p> <p>β・γ焼却装置の系統概要図を第 4.2. <u>7</u> 図に示す。</p> <p>(4) β・γ封入設備</p> <p>β・γ封入設備は、β・γ固体廃棄物 B を処理し、容器に封入するための設備で、β・γ固体処理棟Ⅳに設置する。</p> <p>本設備は、遮蔽のための分類セル、圧縮機等のセル内機器、パッケージ取扱設備等のセル周辺機器で構成し、最大処理能力は <math>0.15\text{m}^3/\text{日}</math> とする。</p> <p>廃棄物は、分類セル内に搬入の後、必要に応じて分類、圧縮を行い、容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>本設備の運転及び廃棄物の取扱いは遠隔操作によって行う設計とする。また、分類セルを壁等により気密にするなど適切に区画し、運転中は分類セル内の負圧を維持し、その排気は予備系統を有するセル系排気設備を通した後、建家の排気口から放出する。</p> <p>β・γ封入設備の系統概要図を第 4.2. <u>8</u> 図に示す。</p> <p>(5) α焼却装置</p> <p>α焼却装置は、主に可燃性のα固体廃棄物 A を焼却するための設備で、α固体処理棟に設置する。本装置は、主に焼却炉、排ガス処理設</p>	<p>記載の見直し</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>備、廃棄物分類用ボックス、灰出しボックスで構成し、最大処理能力は 0.5m<sup>3</sup>/日とする。</p> <p>廃棄物は、廃棄物分類用ボックス内に搬入し、必要に応じて分類を行った後、焼却炉内に投入して焼却する。</p> <p>焼却灰は、灰出しボックスからバグアウト方式で取り出し、αホール設備に搬出する。一方、燃焼ガスは、主に高温フィルタ、フィルタユニットからなる排ガス処理設備を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>本装置は、全系統の除染係数が不揮発性の放射性物質に対して 1×10<sup>6</sup>以上となるように設計する。</p> <p>焼却炉は密閉型とするとともに、2系統4基(常時1基使用)の排風機により系内を負圧に維持し、放射性物質の系統外への漏えいを防止する。</p> <p>焼却や熔融処理する装置では負圧に維持するとともに密閉または気密構造とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構により炉内の空気が設備の外部に漏えいし難い構造とする。圧縮処理装置では圧縮時に密閉構造となるようにする。</p> <p>本装置は、耐火性、耐熱性及び耐食性を考慮した材料を使用する。</p> <p>α焼却装置の系統概要図を第4.2.10図に示す。</p> <p>(6) αホール設備</p> <p>αホール設備は、主に不燃性のα固体廃棄物Aを分別、圧縮又は細断し、容器に封入して廃棄物パッケージとするための設備で、α固体処理棟に設置する。</p> <p>本設備は、気密室であるαホール、その内部に設置する細断機、圧縮機等、αホールの周辺に設置するエアラインスーツ設備等で構成し、最大処理能力は1m<sup>3</sup>/日とする。</p> <p>廃棄物は、廃棄物搬入ポートを介してαホールに搬入し、細断、圧縮等の減容処理を行った後、容器に封入し廃棄物パッケージとする。</p>	<p>備、廃棄物分類用ボックス、灰出しボックスで構成し、最大処理能力は 0.5m<sup>3</sup>/日とする。</p> <p>廃棄物は、廃棄物分類用ボックス内に搬入し、必要に応じて分類を行った後、焼却炉内に投入して焼却する。</p> <p>焼却灰は、灰出しボックスからバグアウト方式で取り出し、αホール設備に搬出する。一方、燃焼ガスは、主に高温フィルタ、フィルタユニットからなる排ガス処理設備を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>本装置は、全系統の除染係数が不揮発性の放射性物質に対して 1×10<sup>6</sup>以上となるように設計する。</p> <p>焼却炉は密閉型とするとともに、2系統4基(常時1基使用)の排風機により系内を負圧に維持し、放射性物質の系統外への漏えいを防止する。</p> <p>焼却や熔融処理する装置では負圧に維持するとともに密閉または気密構造とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構により炉内の空気が設備の外部に漏えいし難い構造とする。圧縮処理装置では圧縮時に密閉構造となるようにする。</p> <p>本装置は、耐火性、耐熱性及び耐食性を考慮した材料を使用する。</p> <p>α焼却装置の系統概要図を第4.2.9図に示す。</p> <p>(6) αホール設備</p> <p>αホール設備は、主に不燃性のα固体廃棄物Aを分別、圧縮又は細断し、容器に封入して廃棄物パッケージとするための設備で、α固体処理棟に設置する。</p> <p>本設備は、気密室であるαホール、その内部に設置する細断機、圧縮機等、αホールの周辺に設置するエアラインスーツ設備等で構成し、最大処理能力は1m<sup>3</sup>/日とする。</p> <p>廃棄物は、廃棄物搬入ポートを介してαホールに搬入し、細断、圧縮等の減容処理を行った後、容器に封入し廃棄物パッケージとする。</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>また、焼却灰は容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>αホール内における作業は、エアラインスーツを着用した放射線業務従事者が行う。</p> <p>αホールは、気密構造とするとともに、3系統6基（常時1基使用）の排風機により負圧に維持し、放射性物質の系統外への飛散を防止する。</p> <p>αホールの排気は、セル系排気設備を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>αホール設備の系統概要図を第4.2. <u>11</u>図に示す。</p> <p>(7) α封入設備</p> <p>α封入設備は、α固体廃棄物Bをステンレス鋼製の容器に封入して保管体とするための設備で、α固体処理棟に設置する。</p> <p>本設備は、主に遮蔽のための封入セルとセル内に設置する封入装置で構成し、最大処理能力は0.15m<sup>3</sup>/日とする。</p> <p>廃棄物は、発生元でPVCバックを溶封した状態で封入セル内に搬入し、封入装置によりステンレス鋼製の容器に封入して保管体とする。</p> <p>本装置の運転及び廃棄物の取扱いは遠隔操作によって行う設計とする。また、封入セルを壁等により気密にするなど適切に区画し、運転中は封入セル内の負圧を維持し、その排気は予備系統を有するセル系排気設備を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>α封入設備の系統概要図を第4.2. <u>12</u>図に示す。</p> <p>(8) 減容処理設備</p> <p>本設備は、発火、爆発性等の無い安全性が確認されたα固体廃棄物B（発生元で金属製容器に封入した状態）、保管体（閉じ込めの能力を有する容器に封入した状態）、廃樹脂及びチャコールフィルタ（発生元で金属製容器に封入した状態）を受け入れ、主に分別、開梱、切断を行った後、焼却処理及び熔融処理を行い減容するためのもので、処理後の廃棄物は金属製容器に封入し搬出する。</p>	<p>また、焼却灰は容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p> <p>αホール内における作業は、エアラインスーツを着用した放射線業務従事者が行う。</p> <p>αホールは、気密構造とするとともに、3系統6基（常時1基使用）の排風機により負圧に維持し、放射性物質の系統外への飛散を防止する。</p> <p>αホールの排気は、セル系排気設備を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>αホール設備の系統概要図を第4.2. <u>10</u>図に示す。</p> <p>(7) α封入設備</p> <p>α封入設備は、α固体廃棄物Bをステンレス鋼製の容器に封入して保管体とするための設備で、α固体処理棟に設置する。</p> <p>本設備は、主に遮蔽のための封入セルとセル内に設置する封入装置で構成し、最大処理能力は0.15m<sup>3</sup>/日とする。</p> <p>廃棄物は、発生元でPVCバックを溶封した状態で封入セル内に搬入し、封入装置によりステンレス鋼製の容器に封入して保管体とする。</p> <p>本装置の運転及び廃棄物の取扱いは遠隔操作によって行う設計とする。また、封入セルを壁等により気密にするなど適切に区画し、運転中は封入セル内の負圧を維持し、その排気は予備系統を有するセル系排気設備を通した後、α固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>α封入設備の系統概要図を第4.2. <u>11</u>図に示す。</p> <p>(8) 減容処理設備</p> <p>本設備は、発火、爆発性等の無い安全性が確認されたα固体廃棄物B（発生元で金属製容器に封入した状態）、保管体（閉じ込めの能力を有する容器に封入した状態）、廃樹脂及びチャコールフィルタ（発生元で金属製容器に封入した状態）を受け入れ、主に分別、開梱、切断を行った後、焼却処理及び熔融処理を行い減容するためのもので、処理後の廃棄物は金属製容器に封入し搬出する。</p>	<p>図番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>本設備は、主に搬出入室、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、廃樹脂乾燥室、洗浄水処理室、排ガス処理室、サンプリング室、サンプル調整室、廃棄物受払室及びサービスエリアで構成する。</p> <p>本設備の最大処理能力は、焼却処理時 0.1m<sup>3</sup>/日、溶融処理時 1 体/日とする。</p> <p>本設備の廃棄物を取り扱う部屋、セル及びホールでは、取り扱う廃棄物の搬送前に行う線量率測定結果に基づき、第 4.2.3 表に示す最大取扱い量を超えないように管理する。</p> <p>本設備は、各部屋、セル及びホールを壁等により気密にするなど適切に区画し、排気設備によって区画内の負圧を維持することにより、放射性物質を限定された区域内に閉じ込める設計とする。</p> <p>本設備は、火災の発生を防止するため、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、焼却処理及び溶融処理を行う設備及び機器は、耐火性、耐熱性及び耐食性の材料を使用する設計とする。さらに、潤滑油の使用は、保守・修理時に持ち込まれるものも含めて、運転上の要求に見合う最低量とする。本設備の電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流を防止する設計とする。</p> <p>なお、設備の長期的な運転停止が生じた場合は、受け入れた廃棄物は設備が復旧するまでの間、必要に応じて管理施設で管理する。</p> <p>減容処理設備の系統概要図を第 4.2. <u>13</u> 図に示す。</p> <p>a. 搬出入室</p> <p>搬出入室は、α 固体廃棄物 B 及び保管体の搬入及び減容処理後の廃棄物の搬出を行うためのコンクリート壁で遮蔽した部屋で、金属製容器又は閉じ込め能力を有する容器に封入した廃棄物を取り扱う。</p> <p>搬出入室には、遮蔽窓、遮蔽扉及び廃棄物の搬出入のための天井ポート、主に廃棄物を搬送するためのクレーン、マニプレータ、コンベア及び廃棄物の受入れ、処理及び処理後の払出しなどを調整するための廃棄物搬出入ピット（最大受入れ能力 40 個）を設ける。なお、廃</p>	<p>本設備は、主に搬出入室、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、廃樹脂乾燥室、洗浄水処理室、排ガス処理室、サンプリング室、サンプル調整室、廃棄物受払室及びサービスエリアで構成する。</p> <p>本設備の最大処理能力は、焼却処理時 0.1m<sup>3</sup>/日、溶融処理時 1 体/日とする。</p> <p>本設備の廃棄物を取り扱う部屋、セル及びホールでは、取り扱う廃棄物の搬送前に行う線量率測定結果に基づき、第 4.2.3 表に示す最大取扱い量を超えないように管理する。</p> <p>本設備は、各部屋、セル及びホールを壁等により気密にするなど適切に区画し、排気設備によって区画内の負圧を維持することにより、放射性物質を限定された区域内に閉じ込める設計とする。</p> <p>本設備は、火災の発生を防止するため、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、焼却処理及び溶融処理を行う設備及び機器は、耐火性、耐熱性及び耐食性の材料を使用する設計とする。さらに、潤滑油の使用は、保守・修理時に持ち込まれるものも含めて、運転上の要求に見合う最低量とする。本設備の電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流を防止する設計とする。</p> <p>なお、設備の長期的な運転停止が生じた場合は、受け入れた廃棄物は設備が復旧するまでの間、必要に応じて管理施設で管理する。</p> <p>減容処理設備の系統概要図を第 4.2. <u>12</u> 図に示す。</p> <p>a. 搬出入室</p> <p>搬出入室は、α 固体廃棄物 B 及び保管体の搬入及び減容処理後の廃棄物の搬出を行うためのコンクリート壁で遮蔽した部屋で、金属製容器又は閉じ込め能力を有する容器に封入した廃棄物を取り扱う。</p> <p>搬出入室には、遮蔽窓、遮蔽扉及び廃棄物の搬出入のための天井ポート、主に廃棄物を搬送するためのクレーン、マニプレータ、コンベア及び廃棄物の受入れ、処理及び処理後の払出しなどを調整するための廃棄物搬出入ピット（最大受入れ能力 40 個）を設ける。なお、廃</p>	<p>図番号の繰上げ</p>



変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. 放射性廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.1 概 要</p> <p>本施設は、液体廃棄物の受入れ施設及び固体廃棄物の受入れ施設で構成する。</p> <p>5.2 液体廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.2.1 概 要</p> <p>液体廃棄物の受入れ施設は、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機廃液一時格納庫</u>で構成する。</p> <p>5.2.2 設計方針</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機廃液一時格納庫</u>は、液体廃棄物の漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>(2) 廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機廃液一時格納庫</u>は、万一、液体廃棄物の漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を受け入れるための配管が接続されている廃液貯槽Ⅰは、液位の変化を監視し、液位が異常に上昇した場合に警報を発する設備を設ける設計とする。</p> <p>5.2.3 主要設備の仕様</p> <p>液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様を第 5.2.1 表に示す。</p> <p>また、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機廃液一時格納庫</u>の概要及び機器配置図を第 3.3.13 図(1)から第 3.3.15 図に示す。</p> <p>5.2.4 主要設備</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ</p> <p>廃液貯槽Ⅰは、主に貯槽及び常陽系統配管で構成する。貯槽は、放出</p>	<p>5. 放射性廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.1 概 要</p> <p>本施設は、液体廃棄物の受入れ施設及び固体廃棄物の受入れ施設で構成する。</p> <p>5.2 液体廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.2.1 概 要</p> <p>液体廃棄物の受入れ施設は、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機溶媒貯槽</u>で構成する。</p> <p>5.2.2 設計方針</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機溶媒貯槽</u>は、液体廃棄物の漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>(2) 廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機溶媒貯槽</u>は、万一、液体廃棄物の漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を受け入れるための配管が接続されている廃液貯槽Ⅰは、液位の変化を監視し、液位が異常に上昇した場合に警報を発する設備を設ける設計とする。</p> <p>5.2.3 主要設備の仕様</p> <p>液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様を第 5.2.1 表に示す。</p> <p>また、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機溶媒貯槽</u>の概要及び機器配置図を第 3.3.13 図(1)から第 3.3.15 図に示す。</p> <p>5.2.4 主要設備</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ</p> <p>廃液貯槽Ⅰは、主に貯槽及び常陽系統配管で構成する。貯槽は、放出</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>は液位を監視する設備を設け、液位が異常に上昇した場合には、警報を発する設計とする。貯槽間には連通管を設け、液位が警報レベルを超え、さらに異常に上昇した場合でも、他の貯槽に流入し、貯槽外への漏えいを防止することができる構造とする。</p> <p>なお、本設備は、廃液蒸発装置Ⅰで発生する濃縮液を廃液蒸発装置Ⅱで処理するまでの間、一時貯留するための中継槽としても使用する。</p> <p>密閉型の貯槽内は排気し、その排気は排気浄化装置を通してα固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>(3) <u>有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫</u>は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時保管するものである。有機廃液は、発生元から容器を使用して受け入れる。</p> <p>本設備は、<u>鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）</u>で、受入れ能力は<u>1.2m<sup>3</sup></u>とする。</p> <p>有機廃液は、<u>保管容器（200リットルステンレス鋼製ドラム缶）</u>に保管するが、万一の漏えいに備えて<u>床及びその周囲にはステンレス鋼板ライニングを施し</u>、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>5.2.5 試験検査</p> <p>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</p> <p>5.2.6 評 価</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ及び廃液貯槽Ⅱは、内面にステンレス鋼板ライニング等を<u>施し、有機廃液はステンレス鋼製ドラム缶に保管することにより</u>、漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>(2) 廃液貯槽Ⅰは、漏えい検知器を備え、又は漏えい</p>	<p>は液位を監視する設備を設け、液位が異常に上昇した場合には、警報を発する設計とする。貯槽間には連通管を設け、液位が警報レベルを超え、さらに異常に上昇した場合でも、他の貯槽に流入し、貯槽外への漏えいを防止することができる構造とする。</p> <p>なお、本設備は、廃液蒸発装置Ⅰで発生する濃縮液を廃液蒸発装置Ⅱで処理するまでの間、一時貯留するための中継槽としても使用する。</p> <p>密閉型の貯槽内は排気し、その排気は排気浄化装置を通してα固体処理棟排気筒から放出する。</p> <p>(3) <u>有機溶媒貯槽</u></p> <p><u>有機溶媒貯槽</u>は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時保管するものである。有機廃液は、発生元から容器を使用して受け入れる。</p> <p>本設備は、<u>β・γ固体処理棟Ⅲの焼却装置の一部</u>で、受入れ能力は<u>0.096m<sup>3</sup></u>とする。</p> <p>有機廃液は、<u>廃油タンク</u>に保管するが、万一の漏えいに備えて<u>堰を設け</u>、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p><u>また、漏えい検知器を設け、早期に検出することにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</u></p> <p>5.2.5 試験検査</p> <p>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</p> <p>5.2.6 評 価</p> <p>(1) 廃液貯槽Ⅰ及び廃液貯槽Ⅱは、内面にステンレス鋼板ライニング等を<u>施すことにより</u>、漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p><u>有機溶媒貯槽は、廃油タンクに保管し、万一の漏えいに備えて堰を設け、漏えいを防止することができる設計とする。</u></p> <p>(2) 廃液貯槽Ⅰ<u>及び有機溶媒貯槽</u>は、漏えい検知器を備え、又は漏えい</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>記載の見直し 受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>を早期に検出し警報を発する設備を設け、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。また、廃液貯槽Ⅱは、漏えい検知器を備え、早期に検出するとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(3) 廃液貯槽Ⅰ及びⅡは、貯槽間に連通管を設け、液位が警報レベルを超え、さらに異常に上昇した場合でも他の貯槽へ流入することにより、<u>有機廃液一時格納庫は、床及びその周囲にステンレス鋼板ライニングを施すことにより、</u> 建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>(4) 廃液貯槽Ⅰは、液位を監視する設備を設け、液位が異常に上昇した場合は警報を発する設計とする。</p> <p>5.3 固体廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.3.1 概 要</p> <p>固体廃棄物の受入れ施設は、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル及び<math>\alpha</math>一時格納庫で構成する。</p> <p>5.3.2 設計方針</p> <p>(1) 金属製容器に収容した廃棄物を受け入れる<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セルは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>(2) 線量率の高い廃棄物を収容する<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セルは、外部放射線による放射線業務従事者の線量を十分低くできる設計とする。</p> <p>5.3.3 主要設備の仕様</p> <p>固体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様を第 5.3.1 表に示す。</p> <p>また、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル及び<math>\alpha</math>一時格納庫の概要及び機器配置図を第 3.3.16 図、第 3.3.4 図、第 3.3.6 図及び第 3.3.17 図にそれぞれ示す。</p>	<p>を早期に検出し警報を発する設備を設け、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。また、廃液貯槽Ⅱは、漏えい検知器を備え、早期に検出するとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(3) 廃液貯槽Ⅰ及びⅡは、貯槽間に連通管を設け、液位が警報レベルを超え、さらに異常に上昇した場合でも他の貯槽へ流入することにより、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</p> <p>(4) 廃液貯槽Ⅰは、液位を監視する設備を設け、液位が異常に上昇した場合は警報を発する設計とする。</p> <p>5.3 固体廃棄物の受入れ施設</p> <p>5.3.1 概 要</p> <p>固体廃棄物の受入れ施設は、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル及び<math>\alpha</math>一時格納庫で構成する。</p> <p>5.3.2 設計方針</p> <p>(1) 金属製容器に収容した廃棄物を受け入れる<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セルは、放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。</p> <p>(2) 線量率の高い廃棄物を収容する<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セルは、外部放射線による放射線業務従事者の線量を十分低くできる設計とする。</p> <p>5.3.3 主要設備の仕様</p> <p>固体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様を第 5.3.1 表に示す。</p> <p>また、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル及び<math>\alpha</math>一時格納庫の概要及び機器配置図を第 3.3.16 図、第 3.3.4 図、第 3.3.6 図及び第 3.3.17 図にそれぞれ示す。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>視室に設けた放射線監視盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する。</p> <p>放射線監視設備の主な仕様を、第7.1.1表に示す。</p> <p>また、上記のほか、外部放射線に係る線量率及び表面の放射性物質の密度を測定し、監視するための放射線サーベイ用機器を備える。</p> <p>(3) 個人管理用設備</p> <p>放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える。</p> <p>また、放射性物質の体内摂取のおそれがある場合は、ホールボディカウンタにより測定し、評価する。なお、ホールボディカウンタは、大洗研究所に設置してあるものを使用する。</p> <p>(4) 放射能測定装置</p> <p>放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料等の放射能測定を行うための測定機器を備える。</p> <p>7.4.2 屋外管理用の設備</p> <p>(1) 放射線監視設備</p> <p>廃棄物管理施設外へ放出する気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の濃度並びに廃棄物管理施設周辺の放射線を測定、監視するための放射線監視設備として、周辺環境モニタリング設備を設ける。</p> <p>本設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備、<u>固定モニタリング設備</u>及び<u>移動モニタリング</u>設備で構成する。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の排気モニタリング設備は、排気口から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し管理機械棟の放射線モニタ盤において集中的に指示及び記録を行</p>	<p>視室に設けた放射線監視盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する。</p> <p>放射線監視設備の主な仕様を、第7.1.1表に示す。</p> <p>また、上記のほか、外部放射線に係る線量率及び表面の放射性物質の密度を測定し、監視するための放射線サーベイ用機器を備える。</p> <p>(3) 個人管理用設備</p> <p>放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える。</p> <p>また、放射性物質の体内摂取のおそれがある場合は、ホールボディカウンタにより測定し、評価する。なお、ホールボディカウンタは、大洗研究所に設置してあるものを使用する。</p> <p>(4) 放射能測定装置</p> <p>放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料等の放射能測定を行うための測定機器を備える。</p> <p>7.4.2 屋外管理用の設備</p> <p>(1) 放射線監視設備</p> <p>廃棄物管理施設外へ放出する気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の濃度並びに廃棄物管理施設周辺の放射線を測定、監視するための放射線監視設備として、周辺環境モニタリング設備を設ける。</p> <p>本設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備 <u>及び</u> 固定モニタリング設備で構成する。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の排気モニタリング設備は、排気口から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し管理機械棟の放射線モニタ盤において集中的に指示及び記録を行</p>	<p>周辺環境モニタリング設備の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、管理機械棟において警報を発する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設の排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し、運転監視室の放射線監視盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、放射線監視盤に警報を発する。</p> <p>排水モニタリング設備は、排水に係る放出管理試料を得るために、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において採水を行う。</p> <p>排気モニタリング設備の吸引部は排気口の近傍に、また、排水モニタリング設備の採水部は処理済廃液貯槽及び排水監視設備にそれぞれ設ける。</p> <p>固定モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定を行う。</p> <p><u>移動モニタリング設備は、周辺地域の放射線状況を測定するために、モニタリングカーを備え、適宜測定を行う。</u></p> <p>(2) 気象観測設備</p> <p>風向、風速等の気象データを得るために気象観測設備を設ける。</p> <p>上記(1)のうちの固定モニタリング設備及び<u>移動モニタリング設備並びに</u>上記(2)は、大洗研究所に設置してあるものを、原子炉施設等と共用する。</p> <p>7.5 試験検査</p> <p>出入管理関係設備、放射線監視設備等は、定期的に検査及び校正を行う。</p> <p>7.6 評価</p> <p>(1) 管理区域への放射線業務従事者等の出入り及び物品の搬出入に対して、汚染管理及び各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設内外の主要な箇所における線量率、空気中の放射性物質の濃度を測定、監視できる設計とする。</p> <p>(3) 放射線監視設備からの主要な情報は、管理機械棟又は固体廃棄物減</p>	<p>い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、管理機械棟において警報を発する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設の排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質の濃度を連続的に測定し、運転監視室の放射線監視盤において集中的に指示及び記録を行い、放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、放射線監視盤に警報を発する。</p> <p>排水モニタリング設備は、排水に係る放出管理試料を得るために、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において採水を行う。</p> <p>排気モニタリング設備の吸引部は排気口の近傍に、また、排水モニタリング設備の採水部は処理済廃液貯槽及び排水監視設備にそれぞれ設ける。</p> <p>固定モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定を行う。</p> <p>(2) 気象観測設備</p> <p>風向、風速等の気象データを得るために気象観測設備を設ける。</p> <p>上記(1)のうちの固定モニタリング設備及び上記(2)は、大洗研究所に設置してあるものを、原子炉施設等と共用する。</p> <p>7.5 試験検査</p> <p>出入管理関係設備、放射線監視設備等は、定期的に検査及び校正を行う。</p> <p>7.6 評価</p> <p>(1) 管理区域への放射線業務従事者等の出入り及び物品の搬出入に対して、汚染管理及び各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設内外の主要な箇所における線量率、空気中の放射性物質の濃度を測定、監視できる設計とする。</p> <p>(3) 放射線監視設備からの主要な情報は、管理機械棟又は固体廃棄物減</p>	<p>周辺環境モニタリング設備の見直し</p> <p>周辺環境モニタリング設備の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>(5) 本施設は、空気が、汚染の可能性のある区域からその外部へ流れ難い設計とする。</p> <p>(6) 本施設のうち、分類セル、β・γ貯蔵セル、αホール、封入セル及び固体廃棄物減容処理施設の排気設備の排風機には、予備機を備える設計とする。</p> <p>8.2.3 主要設備の仕様            気体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様を第8.2.1表に示す。            また、気体廃棄物の廃棄施設の系統概要図を第8.2.1図に示す。</p> <p>8.2.4 主要設備            8.2.4.1 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設            (1) 管理区域系排気設備            本設備は、管理区域を換気するため、廃液処理棟排気設備、β・γ固体処理棟Ⅰ排気設備、β・γ固体処理棟Ⅱ排気設備、β・γ固体処理棟Ⅲ排気設備、β・γ固体処理棟Ⅳ排気設備、α固体処理棟排気設備、α固体貯蔵施設排気設備、廃液貯留施設Ⅰ排気設備、廃液貯留施設Ⅱ排気設備、<u>有機廃液一時格納庫排気設備</u>、β・γ一時格納庫Ⅰ排気設備、α一時格納庫排気設備及び管理機械棟排気設備で構成する。            本設備は、主に排気浄化装置、排風機及びダクトを有する設計とする。            排気浄化装置には、高性能フィルタ1段を用いることとし、系統捕集効率は0.3μm以上DOP粒子に対して99%以上とする。            廃液処理棟、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、<u>有機廃液一時格納庫</u>、β・γ一時格納庫Ⅰ、α一時格納庫及び管理機械棟の排気口に通じる最終ダクト並びにα固体処理棟及びβ・γ固体処理棟Ⅲの排気筒には、排気モニタリング設備の吸引部を設け、排気中の放射性物質のモニタリ</p>	<p>(5) 本施設は、空気が、汚染の可能性のある区域からその外部へ流れ難い設計とする。</p> <p>(6) 本施設のうち、分類セル、β・γ貯蔵セル、αホール、封入セル及び固体廃棄物減容処理施設の排気設備の排風機には、予備機を備える設計とする。</p> <p>8.2.3 主要設備の仕様            気体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様を第8.2.1表に示す。            また、気体廃棄物の廃棄施設の系統概要図を第8.2.1図に示す。</p> <p>8.2.4 主要設備            8.2.4.1 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設            (1) 管理区域系排気設備            本設備は、管理区域を換気するため、廃液処理棟排気設備、β・γ固体処理棟Ⅰ排気設備、β・γ固体処理棟Ⅱ排気設備、β・γ固体処理棟Ⅲ排気設備、β・γ固体処理棟Ⅳ排気設備、α固体処理棟排気設備、α固体貯蔵施設排気設備、廃液貯留施設Ⅰ排気設備、廃液貯留施設Ⅱ排気設備、β・γ一時格納庫Ⅰ排気設備、α一時格納庫排気設備及び管理機械棟排気設備で構成する。            本設備は、主に排気浄化装置、排風機及びダクトを有する設計とする。            排気浄化装置には、高性能フィルタ1段を用いることとし、系統捕集効率は0.3μm以上DOP粒子に対して99%以上とする。            廃液処理棟、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、β・γ一時格納庫Ⅰ、α一時格納庫及び管理機械棟の排気口に通じる最終ダクト並びにα固体処理棟及びβ・γ固体処理棟Ⅲの排気筒には、排気モニタリング設備の吸引部を設け、排気中の放射性物質のモニタリ</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>の要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、<u>有機廃液一時格納庫屋根部</u>、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>8.5.3.5 試験検査 予備電源は、定期的に試験及び検査を行う。</p> <p>8.5.3.6 評 価</p> <p>(1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、商用系及び非常系の2系統が供給される設計とする。</p> <p>(2) 外部電源喪失時に安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備に予備電源から給電する設計とする。また、外部電源喪失時にも負圧を維持するα固体処理棟のαホール及びα焼却装置並びに固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設には、建屋内に設置する予備電源からの給電も受けられる設計とする。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設内の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(4) 落雷による火災を防止するために避雷設備を排気筒等に設ける設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物減容処理施設の発電装置の燃料供給槽及び配管系統は、漏えい防止を考慮して耐食性の材料を使用するとともに、消防法に基づく設計とする。</p> <p>8.5.4 通信連絡設備 8.5.4.1 概 要</p>	<p>の要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>8.5.3.5 試験検査 予備電源は、定期的に試験及び検査を行う。</p> <p>8.5.3.6 評 価</p> <p>(1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、商用系及び非常系の2系統が供給される設計とする。</p> <p>(2) 外部電源喪失時に安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備に予備電源から給電する設計とする。また、外部電源喪失時にも負圧を維持するα固体処理棟のαホール及びα焼却装置並びに固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設には、建屋内に設置する予備電源からの給電も受けられる設計とする。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設内の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(4) 落雷による火災を防止するために避雷設備を排気筒等に設ける設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物減容処理施設の発電装置の燃料供給槽及び配管系統は、漏えい防止を考慮して耐食性の材料を使用するとともに、消防法に基づく設計とする。</p> <p>8.5.4 通信連絡設備 8.5.4.1 概 要</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内外の必要箇所に通報又は連絡を行うための多様な通信連絡設備を設ける。</p> <p>8.5.4.2 設計方針</p> <p>(1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び建家内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、廃棄物管理施設と廃棄物管理施設外の必要箇所との通報連絡を行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>8.5.4.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の主要設備の仕様を第 8.5.3 表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。<u>また、</u>固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備</p>	<p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設内外の必要箇所に通報又は連絡を行うための多様な通信連絡設備を設ける。</p> <p>8.5.4.2 設計方針</p> <p>(1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び建家内各所間の相互連絡が行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p><u>また、事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(2) 本設備は、廃棄物管理施設用（固体廃棄物減容処理施設を除く。）及び固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備を備えた設計とする。</u></p> <p>(3) 本設備は、廃棄物管理施設と廃棄物管理施設外の必要箇所との通報連絡を行えるよう多様性を備えた設計とする。</p> <p>8.5.4.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の主要設備の仕様を第 8.5.3 表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備 <u>並びに事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示がで</u></p>	<p>通信連絡設備に係る記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p> <p>号番号の繰下げ</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の明確化</p>



変 更 前	変 更 後	備 考
<p>を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査 本設備のうち放送設備 <u>及び</u> ページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評 価 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p>	<p><u>きるように、事業所内に構内一斉放送設備</u>を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査 本設備のうち放送設備、<u>ページング設備、加入電話設備、所内内線設備及び構内一斉放送設備</u>については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評 価 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。</p> <p><u>また、事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(2) 本設備は、廃棄物管理施設用（固体廃棄物減容処理施設を除く。）及び固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備を設ける設計とする。</u></p> <p>(3) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>通信連絡設備に係る記載の見直し</p> <p>号番号の繰下げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>9. 運転保守</p> <p>9.1 基本方針</p> <p>廃棄物管理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第51条の18第1項の規定に基づいて保安規定を定め、これによるものとする。</p> <p>9.2 組織及び職務</p> <p>廃棄物管理施設の保安組織は、所長、廃棄物取扱主任者、<u>安全管理部</u>及び環境保全部をもって構成する。さらに、廃棄物管理施設の保安運営に関する重要事項を審議するため委員会を設ける。</p> <p>9.3 運転管理</p> <p>廃棄物管理施設の運転管理は、保安規定に定める廃棄物管理施設の運転上の制限、廃棄物管理施設の運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、廃棄物管理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p> <p>新たに設置する設備又は装置については、試験を段階的に行い、設備又は装置の性能及び特性などを把握した上で、運転に移行する。</p> <p>9.4 放射性廃棄物の受入れ管理</p> <p>放射性廃棄物の受け入れは、あらかじめ定める受入れ計画等に従い、受け入れる放射性廃棄物が許可条件に適合することを確認するとともに、運搬容器及び専用の車両を使用し、保安のために必要な措置を講じて行う。</p> <p>9.5 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体廃棄物及び液体廃棄物を廃棄物管理施設外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度を厳守することはもとより、周辺監視区域外の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするように努める。</p>	<p>9. 運転保守</p> <p>9.1 基本方針</p> <p>廃棄物管理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第51条の18第1項の規定に基づいて保安規定を定め、これによるものとする。</p> <p>9.2 組織及び職務</p> <p>廃棄物管理施設の保安組織は、所長、廃棄物取扱主任者、<u>原子力施設検査室、安全管理部、放射線管理部</u>及び環境保全部をもって構成する。さらに、廃棄物管理施設の保安運営に関する重要事項を審議するため委員会を設ける。</p> <p>9.3 運転管理</p> <p>廃棄物管理施設の運転管理は、保安規定に定める廃棄物管理施設の運転上の制限、廃棄物管理施設の運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、廃棄物管理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p> <p>新たに設置する設備又は装置については、試験を段階的に行い、設備又は装置の性能及び特性などを把握した上で、運転に移行する。</p> <p>9.4 放射性廃棄物の受入れ管理</p> <p>放射性廃棄物の受け入れは、あらかじめ定める受入れ計画等に従い、受け入れる放射性廃棄物が許可条件に適合することを確認するとともに、運搬容器及び専用の車両を使用し、保安のために必要な措置を講じて行う。</p> <p>9.5 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体廃棄物及び液体廃棄物を廃棄物管理施設外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度を厳守することはもとより、周辺監視区域外の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするように努める。</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>9.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、ALARA の考え方のもと、周辺監視区域外の線量、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者の線量を法令に定められた限度以下とすることはもとより、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者に対しては不要な放射線被ばくを防止する方針で行う。また、廃棄物管理施設には、管理区域及び周辺監視区域を設け、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性汚染物質の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>9.7 保 守</p> <p>廃棄物管理施設の保守として、<u>保安規定</u>に定める定期的な試験、検査を行うとともに、必要に応じて補修を行う。これらについては、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設の安全を妨げることのないように行う。</p> <p>9.8 緊急時の措置</p> <p>地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、廃棄物管理施設の通常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。</p> <p>また、消火性能が著しく阻害された場合でも、建家内に設置する消火器や大洗研究所に設置する防火資機材との組合せなどにより初期消火活動を行う。</p> <p>9.9 教育及び訓練</p> <p>職員等に対して、廃棄物管理施設の運転、保守及び放射線防護に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な訓練を定期的及び必要に</p>	<p>9.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、ALARA の考え方のもと、周辺監視区域外の線量、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者の線量を法令に定められた限度以下とすることはもとより、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者に対しては不要な放射線被ばくを防止する方針で行う。また、廃棄物管理施設には、管理区域及び周辺監視区域を設け、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性汚染物質の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>9.7 保 守</p> <p>廃棄物管理施設の保守として、<u>施設管理実施計画</u>に定める定期的な試験、検査を行うとともに、必要に応じて補修を行う。これらについては、所定の計画と適切な手順に従って、廃棄物管理施設の安全を妨げることのないように行う。</p> <p>9.8 緊急時の措置</p> <p>地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、廃棄物管理施設の通常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。</p> <p>また、消火性能が著しく阻害された場合でも、建家内に設置する消火器や大洗研究所に設置する防火資機材との組合せなどにより初期消火活動を行う。</p> <p>9.9 教育及び訓練</p> <p>職員等に対して、廃棄物管理施設の運転、保守及び放射線防護に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な訓練を定期的及び必要に</p>	<p>法令改正に伴う見直し</p>

第1.6.1表 クラス別施設(1)

(1/2)

附帯クラス	クラス別施設	設 等 (注1)		直 接 支 持 構 造 物 (注2)		間 接 支 持 構 造 物 (注3)		
		施 設 名	通 用 範 囲	耐震クラス (注4)	通 用 範 囲	耐震クラス (注5)	通 用 範 囲	検討用地震動 (注6)
S	放射性廃棄物を内蔵している施設であって、その検出試天により環境への影響、効果の大きいもの	該当なし						
B	放射性物質を内蔵している施設であって、環境への影響、効果と比較的小さいもの ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損によって公衆に与える放射線の影響が年間の周辺地域域外の検査限度に比べ十分に小さいものは除く	建 家	β・γ躯体処理棟Ⅲ (ポンペ室は除く) 廃液貯留施設Ⅱ α躯体処理棟 (連絡通路は除く) 廃液処理装置Ⅰ(放射線の発生源が出口から、放射線廃液貯留槽及び廃液貯留Ⅰまでの系統は除く) β・γ廃液貯留 (廃棄物投入設備は除く)	B	機器・配管等の支持構造物	B	β・γ躯体処理棟Ⅲ	S <sub>B</sub>
		処理施設	β・γ貯留セル 廃液貯留Ⅱ α躯体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ躯体処理棟Ⅲ排気筒 セル系排気設備のうち、α躯体廃棄物A及びBを処理する施設の排気を行うもの α躯体処理棟廃液予備処理装置 (化学処理タンクの出口以降の予備処理後の液体廃棄物の系統は除く)	B	分譲セル 機器・配管等の支持構造物	B		
		管理施設	α躯体貯留施設 β・γ貯留セル 廃液貯留Ⅱ	B		B		
		放射性廃棄物の受入れ施設	α躯体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ躯体処理棟Ⅲ排気筒 セル系排気設備のうち、α躯体廃棄物A及びBを処理する施設の排気を行うもの α躯体処理棟廃液予備処理装置 (化学処理タンクの出口以降の予備処理後の液体廃棄物の系統は除く)	B		B		
		気体廃棄物の廃棄施設		B	機器・配管等の支持構造物	B	α躯体処理棟	S <sub>B</sub>
		液体廃棄物の廃棄施設		B	機器・配管等の支持構造物	B	α躯体処理棟	S <sub>B</sub>

(注1) 設備等とは、当該機能と直接的に関連する設備及び建築をいう。  
 (注2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的にうける支持構造物をいう。  
 (注3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受けける構造物(建家・設備)をいう。  
 (注4) 通用範囲の欄において通用範囲から除かれた部分については、耐震クラスとする。  
 (注5) 設備の通用範囲の欄において通用範囲から除かれた部分については、耐震クラスとする。  
 (注6) S<sub>B</sub> : 耐震Bクラス施設に適用される地震力 (ただし、施設等の通用範囲の欄において通用範囲から除かれた部分については、検討用地震動はS<sub>C</sub>とする。)  
 S<sub>C</sub> : 耐震Cクラス施設に適用される地震力

変 更 後

第1.6.1表 クラス別施設(1)

(1/2)

耐帯クラス	クラス別施設	設 等 (注1)		直 接 支 持 構 造 物 (注2)		間 接 支 持 構 造 物 (注3)		
		施 設 名	通 用 範 囲	耐震クラス (注4)	通 用 範 囲	耐震クラス (注5)	通 用 範 囲	検討用地震動 (注6)
S	放射性廃棄物を内蔵している施設であって、その検出試天により環境への影響、効果の大きいもの	該当なし						
B	放射性物質を内蔵している施設であって、環境への影響、効果と比較的小さいもの ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損によって公衆に与える放射線の影響が年間の周辺地域域外の検査限度に比べ十分に小さいものは除く	建 家	β・γ躯体処理棟Ⅲ (ポンペ室は除く) 廃液貯留施設Ⅱ α躯体処理棟 (連絡通路は除く) 廃液処理装置Ⅰ(放射線の発生源が出口から、放射線廃液貯留槽及び廃液貯留Ⅰまでの系統は除く) β・γ廃液貯留 (廃棄物投入設備は除く)	B	機器・配管等の支持構造物	B	β・γ躯体処理棟Ⅲ	S <sub>B</sub>
		処理施設	β・γ貯留セル 廃液貯留Ⅱ α躯体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ躯体処理棟Ⅲ排気筒 セル系排気設備のうち、α躯体廃棄物A及びBを処理する施設の排気を行うもの α躯体処理棟廃液予備処理装置 (化学処理タンクの出口以降の予備処理後の液体廃棄物の系統は除く)	B	分譲セル 機器・配管等の支持構造物	B		
		管理施設	α躯体貯留施設 β・γ貯留セル 廃液貯留Ⅱ	B		B		
		放射性廃棄物の受入れ施設	α躯体処理棟Ⅲ排気筒 β・γ躯体処理棟Ⅲ排気筒 セル系排気設備のうち、α躯体廃棄物A及びBを処理する施設の排気を行うもの α躯体処理棟廃液予備処理装置 (化学処理タンクの出口以降の予備処理後の液体廃棄物の系統は除く)	B		B		
		気体廃棄物の廃棄施設		B	機器・配管等の支持構造物	B	α躯体処理棟	S <sub>B</sub>
		液体廃棄物の廃棄施設		B	機器・配管等の支持構造物	B	α躯体処理棟	S <sub>B</sub>

(注1) 設備等とは、当該機能と直接的に関連する設備及び建築をいう。  
 (注2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的にうける支持構造物をいう。  
 (注3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受けける構造物(建家・設備)をいう。  
 (注4) 通用範囲の欄において通用範囲から除かれた部分については、耐震クラスとする。  
 (注5) 設備の通用範囲の欄において通用範囲から除かれた部分については、耐震クラスとする。  
 (注6) S<sub>B</sub> : 耐震Bクラス施設に適用される地震力 (ただし、施設等の通用範囲の欄において通用範囲から除かれた部分については、検討用地震動はS<sub>C</sub>とする。)  
 S<sub>C</sub> : 耐震Cクラス施設に適用される地震力

受入れ施設の変更に  
 伴う記載の追加

変更前

変更後

備考

耐震クラス	クラス別施設	設 施 (注1)			直接支持構造物 (注2)		間接支持構造物 (注3)			
		施設名	運用範囲	耐震クラス	運用範囲	耐震クラス	運用範囲	検討用地震動 (注6)		
C	放射線物質を貯蔵している施設であって、A、Bクラスに属さない施設	建 築	廃液処理棟 排水監視施設 β・γ面体処理棟Ⅰ β・γ面体処理棟Ⅱ β・γ面体処理棟Ⅲ 放射線廃液貯蔵施設(上室) α面体貯蔵施設(上室) 化学処理装置 放射線監視装置 放射線監視貯蔵庫 排水監視装置 β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ 固体廃棄物管理Ⅰ 固体廃棄物管理Ⅱ 固体廃棄物管理Ⅲ 固体廃棄物管理Ⅳ 放射線貯蔵庫 五重防護一時格納庫 β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫	C	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	C	管理区域系所排気設備 セル系排気設備(ただし、α面体廃棄物A及びBを処理する施設の排気を行うものを除く) β・γ面体処理棟Ⅱ廃液貯蔵庫 廃棄物管理施設用廃液貯蔵庫 管理棟機械(ホット実験室) 作業環境モニタリング設備 排気モニタリング設備 消防設備 電気設備 通信設備設備 管理棟機械(ホット実験室を除く)	C	管理区域系所排気設備及びセル系排気設備の設置建築 β・γ面体処理棟Ⅱ 管理棟機械 各設置建築	S <sub>a</sub> 、S <sub>c</sub> S <sub>a</sub> S <sub>c</sub> S <sub>a</sub> 、S <sub>c</sub>
		処 理 施 設			C					
		管 理 施 設			C					
		放射線廃棄物の受入れ施設			C					
		気体廃棄物の廃棄施設			C					
		液体廃棄物の廃棄施設			C					
		その他			C					
		計測制御系統施設			C					
		放射線管理施設			C					
		その他廃棄物管理設備の附属施設			C					
		その他			C					

耐震クラス	クラス別施設	設 施 (注1)			直接支持構造物 (注2)		間接支持構造物 (注3)			
		施設名	運用範囲	耐震クラス	運用範囲	耐震クラス	運用範囲	検討用地震動 (注6)		
C	放射線物質を貯蔵している施設であって、A、Bクラスに属さない施設	建 築	放射線処理棟 排水監視施設 β・γ面体処理棟Ⅰ β・γ面体処理棟Ⅱ β・γ面体処理棟Ⅲ 放射線貯蔵施設Ⅰ(上室) α面体貯蔵施設(上室) 放射線監視装置Ⅰ 放射線監視貯蔵庫 排水監視装置 β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ 固体廃棄物管理Ⅰ 固体廃棄物管理Ⅱ 固体廃棄物管理Ⅲ 固体廃棄物管理Ⅳ 放射線貯蔵庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫	C	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	C	管理区域系所排気設備 セル系排気設備(ただし、α面体廃棄物A及びBを処理する施設の排気を行うものを除く) β・γ面体処理棟Ⅲ廃液貯蔵庫 廃棄物管理施設用廃液貯蔵庫 管理棟機械(ホット実験室) 放射線貯蔵庫、集中監視設備 作業環境モニタリング設備 排気モニタリング設備 消防設備 電気設備 通信設備設備 管理棟機械(ホット実験室を除く)	C	管理区域系所排気設備及びセル系排気設備の設置建築 β・γ面体処理棟Ⅲ 管理棟機械 各設置建築	S <sub>a</sub> 、S <sub>c</sub> S <sub>a</sub> S <sub>c</sub> S <sub>a</sub> 、S <sub>c</sub>
		処 理 施 設			C					
		管 理 施 設			C					
		放射線廃棄物の受入れ施設			C					
		気体廃棄物の廃棄施設			C					
		液体廃棄物の廃棄施設			C					
		その他			C					
		計測制御系統施設			C					
		放射線管理施設			C					
		その他廃棄物管理設備の附属施設			C					
		その他			C					

有機廃液一時格納庫及び化学処理装置の使用の停止に伴う削除

変更前			変更後			備考
第 3.3.1 表(1) 主要な建家に収容される主な施設、設備			第 3.3.1 表(1) 主要な建家に収容される主な施設、設備			化学処理装置の使用の停止に伴う削除
収容建家	施設区分	主な設備、機器	収容建家	施設区分	主な設備、機器	
廃液処理棟 (廃液処理棟)	液体廃棄物の処理施設	<u>化学処理装置</u> 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置	廃液処理棟 (廃液処理棟)	液体廃棄物の処理施設	廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置	
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
(廃棄物管理施設 用廃液貯槽の建家)	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	(廃棄物管理施設 用廃液貯槽の建家)	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	液体廃棄物の廃棄施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽		液体廃棄物の廃棄施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽	
排水監視施設	液体廃棄物の処理施設	排水監視設備	排水監視施設	液体廃棄物の処理施設	排水監視設備	
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	排水モニタリング設備		放射線管理施設	排水モニタリング設備	
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I	固体廃棄物の処理施設	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I	固体廃棄物の処理施設	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		

変更前			変更後			備考
第 3.3.1 表(2) 主要な建家に収容される主な施設、設備			第 3.3.1 表(2) 主要な建家に収容される主な施設、設備			
収容建家	施設区分	主な設備、機器	収容建家	施設区分	主な設備、機器	
β・γ 固体処理棟 II	固体廃棄物の処理施設	β・γ 圧縮装置 II	β・γ 固体処理棟 II	固体廃棄物の処理施設	β・γ 圧縮装置 II	受入れ施設の変更に伴う記載の追加
	固体廃棄物の受入れ施設	β・γ 一時格納庫 II		固体廃棄物の受入れ施設	β・γ 一時格納庫 II	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
β・γ 固体処理棟 III	固体廃棄物の処理施設	β・γ 焼却装置	β・γ 固体処理棟 III	固体廃棄物の処理施設	β・γ 焼却装置	
	計測制御系統施設	温度に関する計測制御設備 圧力に関する計測制御設備		<u>液体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>有機溶媒貯槽</u>	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		計測制御系統施設	温度に関する計測制御設備 圧力に関する計測制御設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気筒		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
	液体廃棄物の廃棄施設	β・γ 固体処理棟 III 廃液貯槽 (廃液移送容器を除く。)		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 排気筒	
β・γ 固体処理棟 IV	固体廃棄物の廃棄施設		β・γ 固体処理棟 IV	液体廃棄物の廃棄施設	β・γ 固体処理棟 III 廃液貯槽 (廃液移送容器を除く。)	
	固体廃棄物の処理施設	β・γ 封入設備		固体廃棄物の廃棄施設		
	固体廃棄物の受入れ施設	β・γ 貯蔵セル		固体廃棄物の処理施設	β・γ 封入設備	
	計測制御系統施設	圧力に関する計測制御設備		固体廃棄物の受入れ施設	β・γ 貯蔵セル	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		計測制御系統施設	圧力に関する計測制御設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 セル系排気設備		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 セル系排気設備	
				固体廃棄物の廃棄施設		

変更前			変更後			備考
第 3.3.1 表(4) 主要な建家に収容される主な施設、設備			第 3.3.1 表(4) 主要な建家に収容される主な施設、設備			
収容建家	施設区分	主な設備、機器	収容建家	施設区分	主な設備、機器	
廃液貯留施設 I	液体廃棄物の処理施設	処理済廃液貯槽	廃液貯留施設 I	液体廃棄物の処理施設	処理済廃液貯槽	有機廃液一時格納庫の削除
	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 I		液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 I	
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	排気モニタリング設備 排水モニタリング設備		放射線管理施設	排気モニタリング設備 排水モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
廃液貯留施設 II	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 II	廃液貯留施設 II	液体廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽 II	
	計測制御系統施設	液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備		放射線管理施設	エリアモニタ 排気モニタリング設備	
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設</u> <u>放射線管理施設</u> <u>固体廃棄物の廃棄施設</u>	<u>有機廃液一時格納庫</u> <u>排気モニタリング設備</u>				
$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I	固体廃棄物の受入れ施設	$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I	$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I	固体廃棄物の受入れ施設	$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I	
$\alpha$ 一時格納庫	固体廃棄物の受入れ施設	$\alpha$ 一時格納庫	$\alpha$ 一時格納庫	固体廃棄物の受入れ施設	$\alpha$ 一時格納庫	
	放射線管理施設	排気モニタリング設備		放射線管理施設	排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		

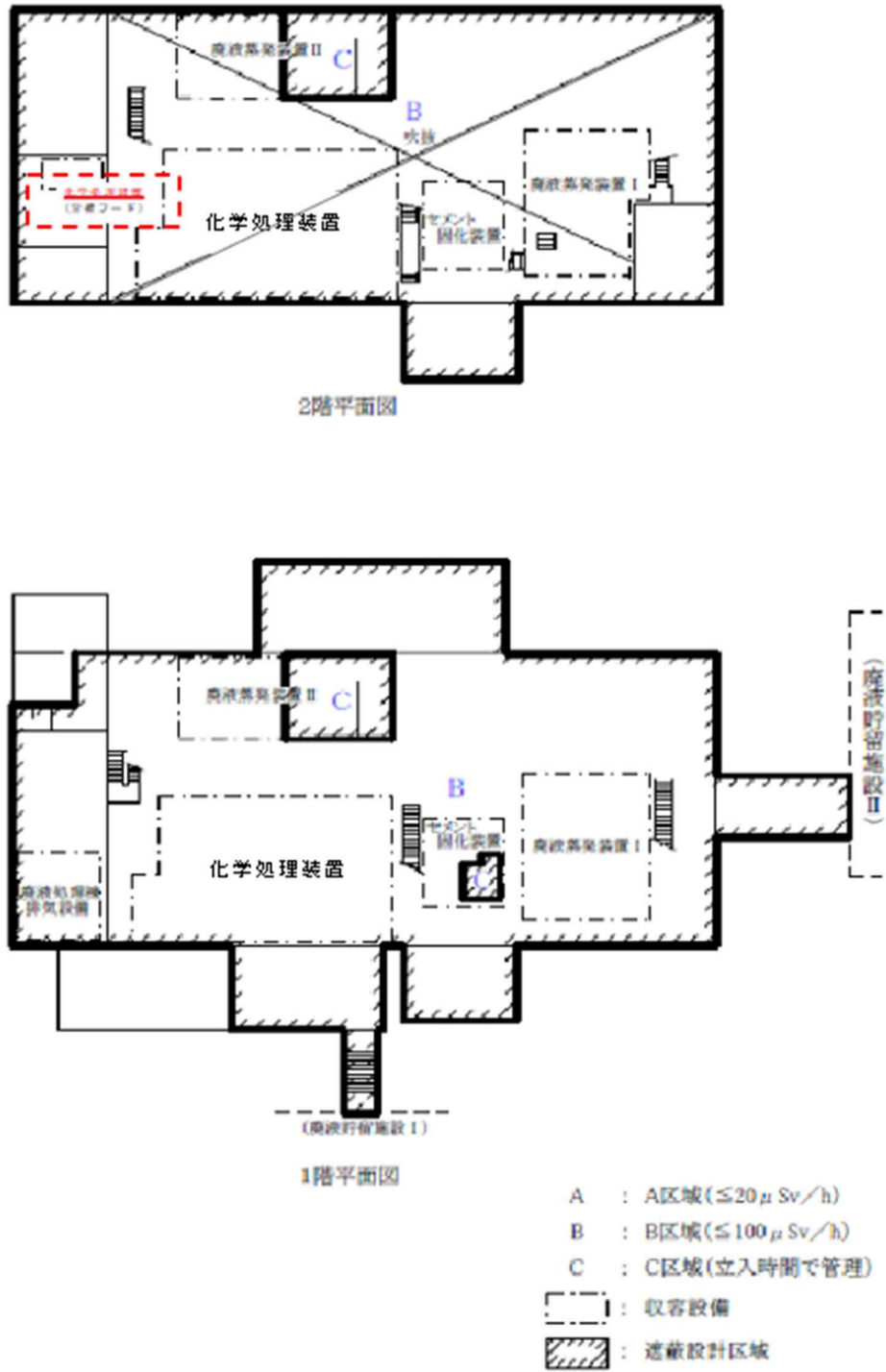
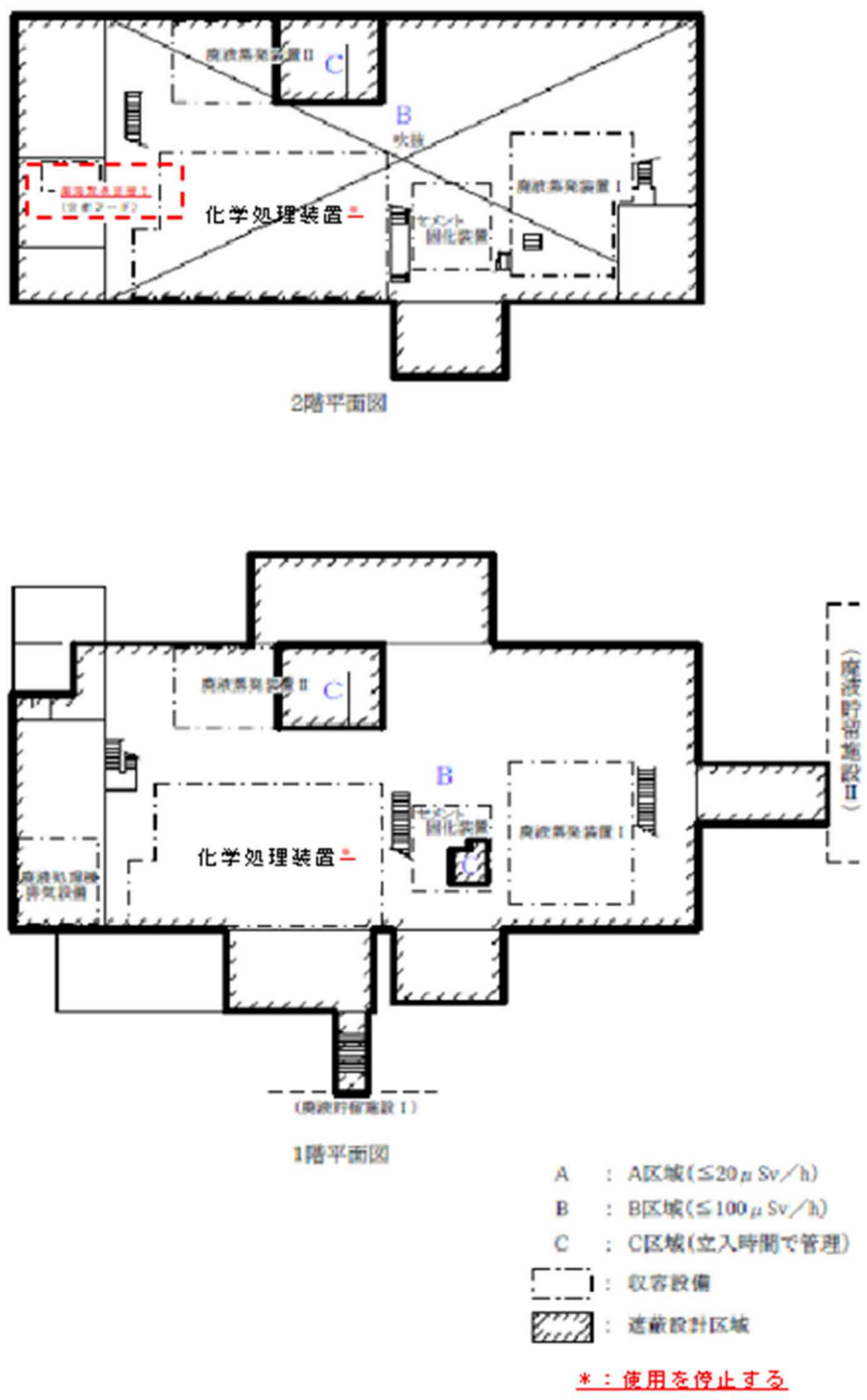




変更前			変更後			備考
第 3.3.1 表(5) 主要な建家に収容される主な施設、設備			第 3.3.1 表(5) 主要な建家に収容される主な施設、設備			化学処理装置の使用の停止に伴う削除
収容建家	施設区分	主な設備、機器	収容建家	施設区分	主な設備、機器	
管理機械棟	液体廃棄物の処理施設	<u>化学処理装置</u> 分析フード	管理機械棟	液体廃棄物の処理施設	<u>廃液蒸発装置 I</u> 分析フード	
	計測制御系統施設	集中監視設備		計測制御系統施設	集中監視設備	
	放射線管理施設	放射線モニタ盤 排気モニタリング設備		放射線管理施設	放射線モニタ盤 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
固体廃棄物減容処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	固体廃棄物減容処理施設	固体廃棄物の処理施設	減容処理設備	
	計測制御系統施設	集中監視設備 温度に関する計測制御設備 圧力に関する計測制御設備 液位等に関する計測設備		計測制御系統施設	集中監視設備 温度に関する計測制御設備 圧力に関する計測制御設備 液位等に関する計測設備	
	放射線管理施設	出入管理関係設備 放射線監視盤 エリアモニタ ローカルサンプリング装置 排気モニタリング設備		放射線管理施設	出入管理関係設備 放射線監視盤 エリアモニタ ローカルサンプリング装置 排気モニタリング設備	
	気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 セル系排気設備 グローブボックス系排気設備 フード系排気設備 予備系排気設備 排気筒		気体廃棄物の廃棄施設	管理区域系排気設備 セル系排気設備 グローブボックス系排気設備 フード系排気設備 予備系排気設備 排気筒	
	液体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽		液体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽	
	固体廃棄物の廃棄施設			固体廃棄物の廃棄施設		
	電気設備	予備電源設備		電気設備	予備電源設備	

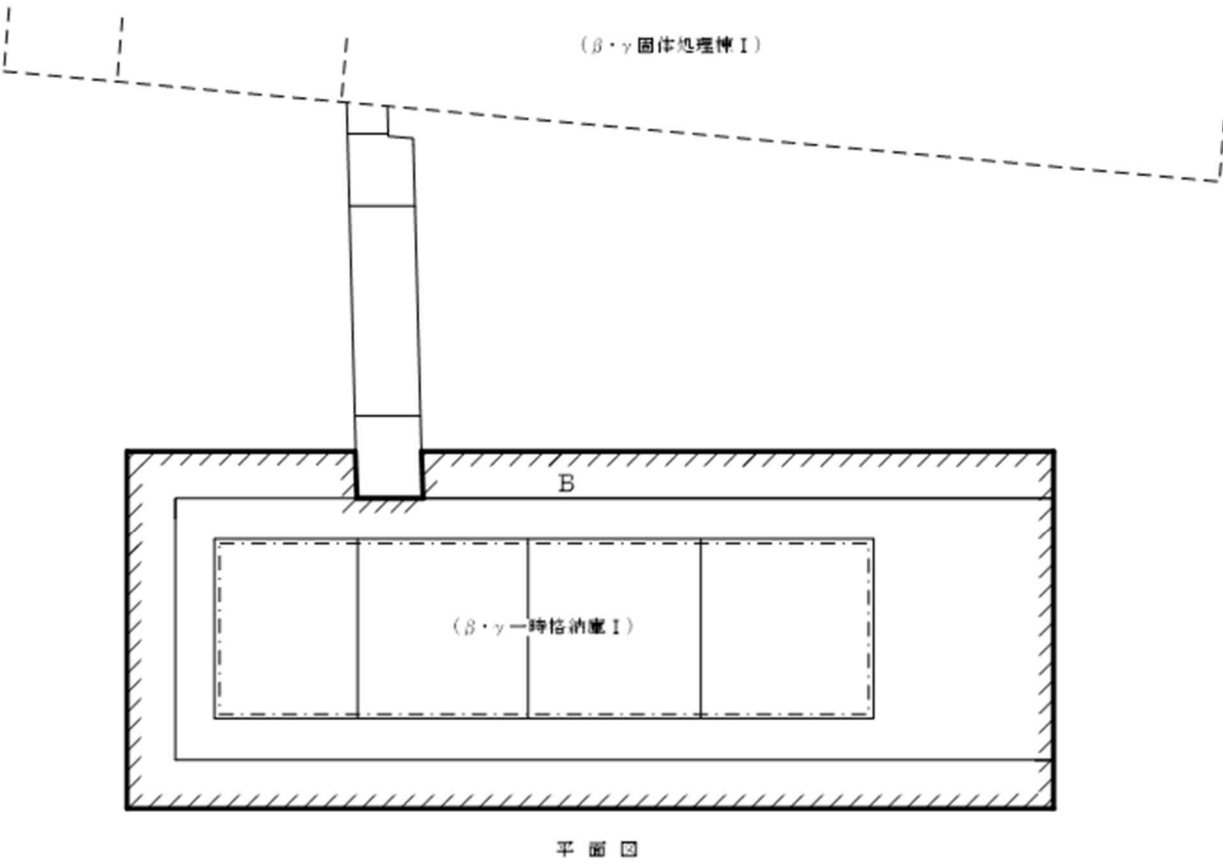
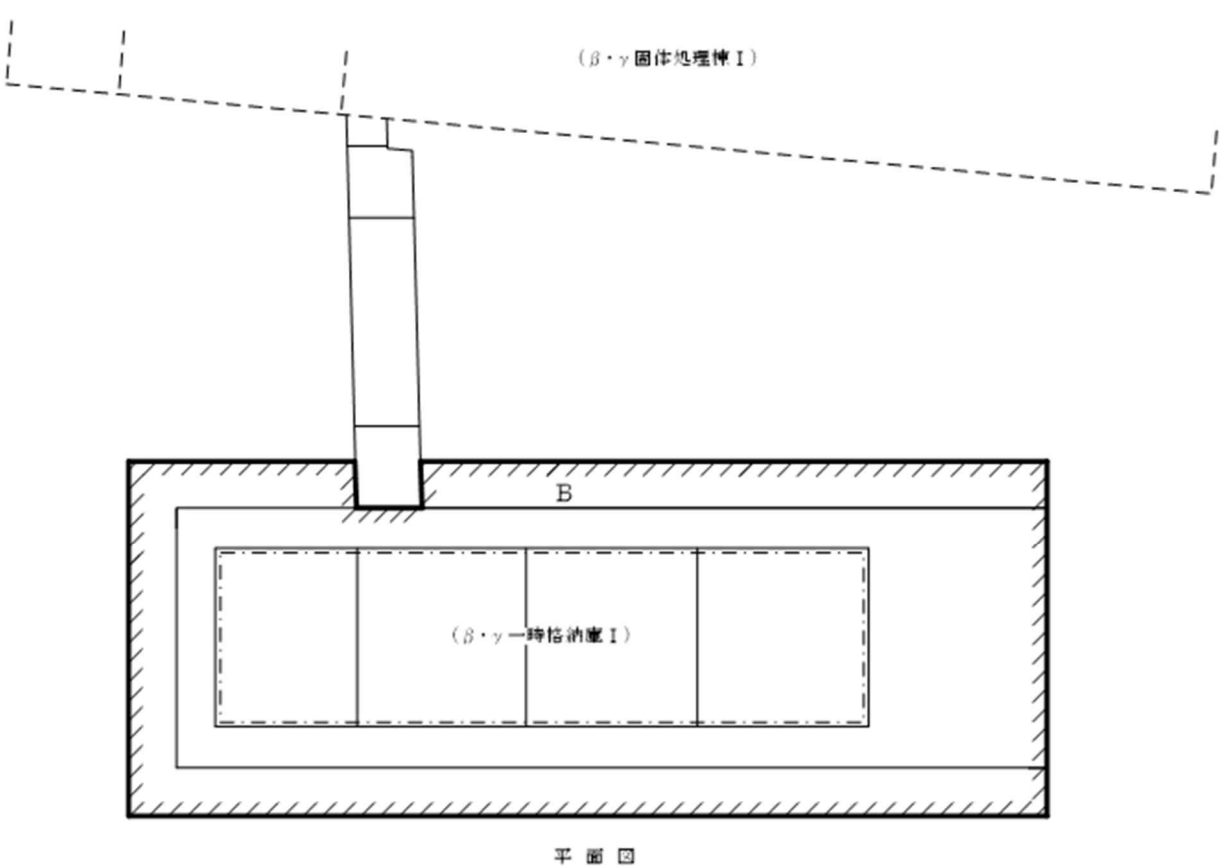
変 更 前	変 更 後	備 考																								
<p>第 4.2.1 表 液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>化学処理装置</u>  <u>種 類 二段凝集沈澱方式</u>  <u>基 数 1</u>  <u>最大処理能力 10 m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(2) 廃液蒸発装置 I  種 類 強制循環型蒸気圧縮方式  基 数 1  最大処理能力 3 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(3) 廃液蒸発装置 II  種 類 単効型自然循環方式  基 数 1  最大処理能力 1 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(4) セメント固化装置  種 類 混練方式  基 数 1  最大処理能力 <u>1 m<sup>3</sup>/5 日 (スラッジ)</u>  200 リットル/日 (濃縮液)</p> <p>機 器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 器 名</th> <th style="width: 40%;">仕 様</th> <th style="width: 30%;">基 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>凍結再融解槽</u></td> <td><u>ステンレス鋼製</u> <u>円筒型</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>スラッジ槽</u></td> <td><u>ステンレス鋼製</u> <u>円筒型</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>濃縮液槽</td> <td>ステンレス鋼製 円筒型</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>混練機</td> <td>攪拌式インドラム</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 処理済廃液貯槽  種 類 鉄筋コンクリート製貯槽 (合成樹脂ライニング)  容量及び基数 約 200m<sup>3</sup>×1 基  最大処理能力 貯留量 200m<sup>3</sup></p> <p>(6) 排水監視設備  種 類 鉄筋コンクリート製貯槽 (合成樹脂ライニング)  容量及び基数 約 500m<sup>3</sup>×1 基  最大処理能力 貯留量 500m<sup>3</sup></p>	機 器 名	仕 様	基 数	<u>凍結再融解槽</u>	<u>ステンレス鋼製</u> <u>円筒型</u>	<u>2</u>	<u>スラッジ槽</u>	<u>ステンレス鋼製</u> <u>円筒型</u>	<u>1</u>	濃縮液槽	ステンレス鋼製 円筒型	1	混練機	攪拌式インドラム	1 式	<p>第 4.2.1 表 液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様</p> <p>(1) 廃液蒸発装置 I  種 類 強制循環型蒸気圧縮方式  基 数 1  最大処理能力 3 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(2) 廃液蒸発装置 II  種 類 単効型自然循環方式  基 数 1  最大処理能力 1 m<sup>3</sup>/h</p> <p>(3) セメント固化装置  種 類 混練方式  基 数 1  最大処理能力 200 リットル/日 (濃縮液)</p> <p>機 器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 器 名</th> <th style="width: 40%;">仕 様</th> <th style="width: 30%;">基 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濃縮液槽</td> <td>ステンレス鋼製 円筒型</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>混練機</td> <td>攪拌式インドラム</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 処理済廃液貯槽  種 類 鉄筋コンクリート製貯槽 (合成樹脂ライニング)  容量及び基数 約 200m<sup>3</sup>×1 基  最大処理能力 貯留量 200m<sup>3</sup></p> <p>(5) 排水監視設備  種 類 鉄筋コンクリート製貯槽 (合成樹脂ライニング)  容量及び基数 約 500m<sup>3</sup>×1 基  最大処理能力 貯留量 500m<sup>3</sup></p>	機 器 名	仕 様	基 数	濃縮液槽	ステンレス鋼製 円筒型	1	混練機	攪拌式インドラム	1 式	<p>化学処理装置の使用の 停止に伴う削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>化学処理装置の使用の 停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置削除に伴 う削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p>
機 器 名	仕 様	基 数																								
<u>凍結再融解槽</u>	<u>ステンレス鋼製</u> <u>円筒型</u>	<u>2</u>																								
<u>スラッジ槽</u>	<u>ステンレス鋼製</u> <u>円筒型</u>	<u>1</u>																								
濃縮液槽	ステンレス鋼製 円筒型	1																								
混練機	攪拌式インドラム	1 式																								
機 器 名	仕 様	基 数																								
濃縮液槽	ステンレス鋼製 円筒型	1																								
混練機	攪拌式インドラム	1 式																								

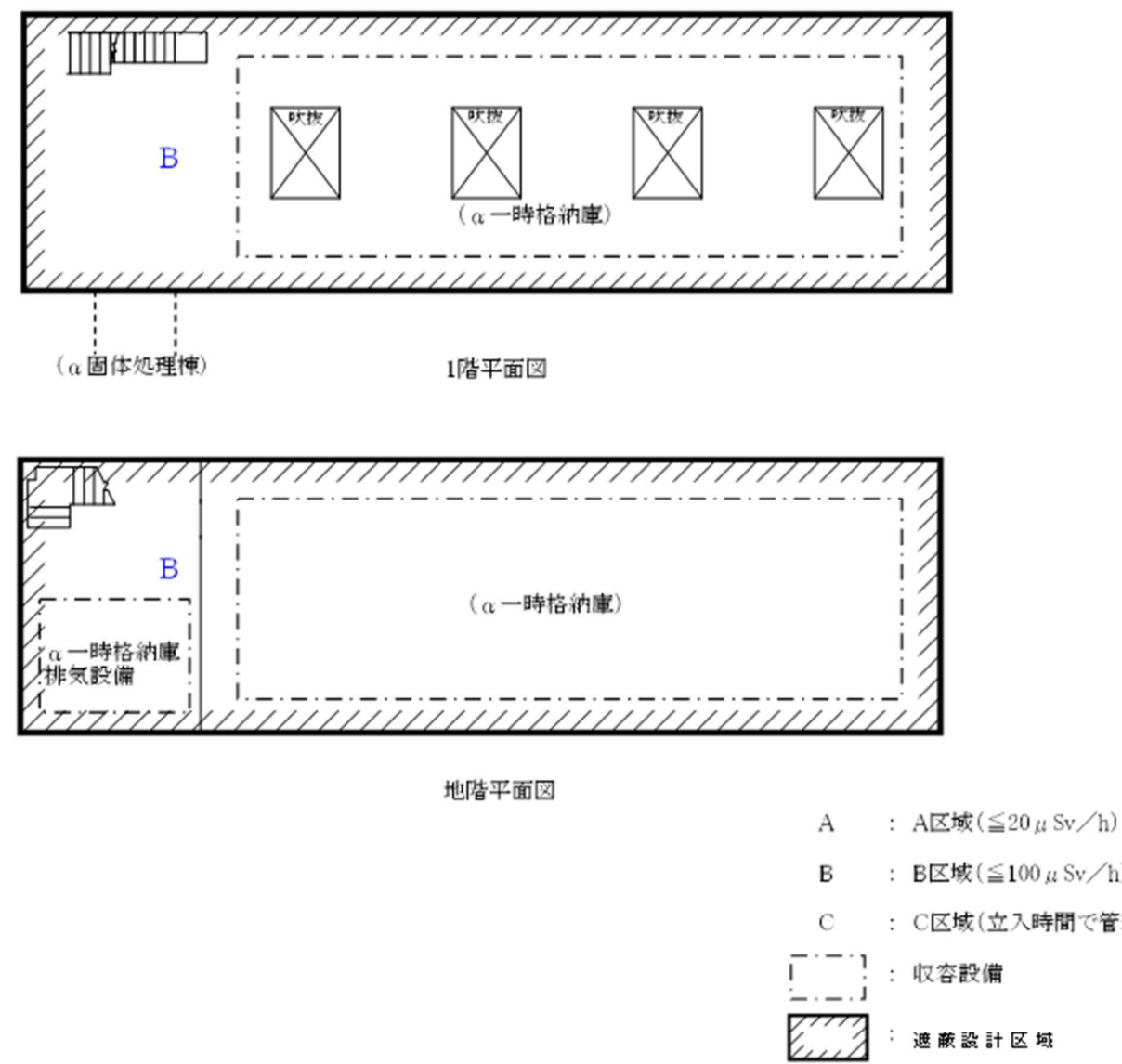
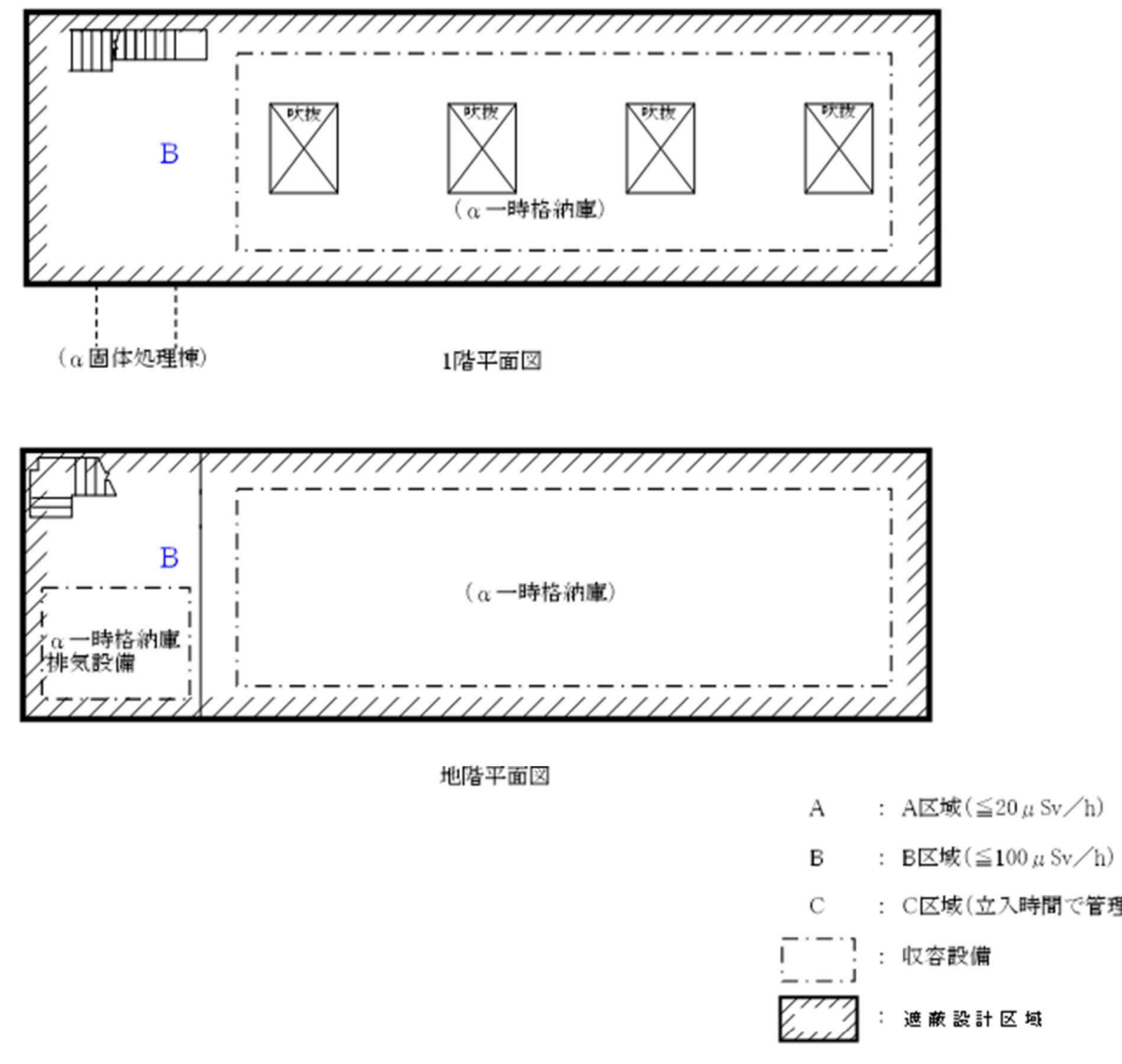
変更前		変更後		備考
第5.2.1表 液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様		第5.2.1表 液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様		
(1) 廃液貯槽 I		(1) 廃液貯槽 I		
種 類	半地下式鉄筋コンクリート製貯槽(内面鋼板ライニング)	種 類	半地下式鉄筋コンクリート製貯槽(内面鋼板ライニング)	
容量及び基数	約 200m <sup>3</sup> ×5 基 約 400m <sup>3</sup> ×1 基	容量及び基数	約 200m <sup>3</sup> ×5 基 約 400m <sup>3</sup> ×1 基	
最大受入れ能力	1,400m <sup>3</sup>	最大受入れ能力	1,400m <sup>3</sup>	
(2) 廃液貯槽 II		(2) 廃液貯槽 II		
種 類	半地下式鉄筋コンクリート製貯槽(内面ステンレス鋼板ライニング又は鋼板張り合成樹脂ライニング)	種 類	半地下式鉄筋コンクリート製貯槽(内面ステンレス鋼板ライニング又は鋼板張り合成樹脂ライニング)	
容量及び基数	約 70m <sup>3</sup> ×3 基(ステンレス鋼板ライニング) 約 70m <sup>3</sup> ×1 基(鋼板張り合成樹脂ライニング)	容量及び基数	約 70m <sup>3</sup> ×3 基(ステンレス鋼板ライニング) 約 70m <sup>3</sup> ×1 基(鋼板張り合成樹脂ライニング)	
最大受入れ能力	280m <sup>3</sup>	最大受入れ能力	280m <sup>3</sup>	
(3) <u>有機廃液一時格納庫</u>		(3) <u>有機溶媒貯槽</u>		受入れ施設の変更に伴う記載の見直し
種 類	<u>格納室(鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造)</u>	種 類	<u>廃油タンク(ステンレス鋼製)</u>	
最大受入れ能力	<u>1.2m<sup>3</sup>(保管面積約 20m<sup>2</sup>)</u>	最大受入れ能力	<u>0.096m<sup>3</sup></u>	

変更前		変更後		備考	
h.	廃液貯留施設Ⅱ 排気浄化装置 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          2 排風機 基数          2	h.	廃液貯留施設Ⅱ 排気浄化装置 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          2 排風機 基数          2	受入れ施設の変更に伴う記載の削除	
<u>i.</u>	<u>有機廃液一時格納庫                  1系統</u> <u>排気浄化装置</u> 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          1 <u>排風機</u> 基数          1				
<u>j.</u>	α一時格納庫                  1系統 排気浄化装置 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          1 排風機 基数          1	<u>i.</u>	α一時格納庫                  1系統 排気浄化装置 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          1 排風機 基数          1		号番号の繰上げ
<u>k.</u>	α固体貯蔵施設                  1系統 排気浄化装置 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          5 排風機 基数          2 (うち1基は予備)	<u>j.</u>	α固体貯蔵施設                  1系統 排気浄化装置 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          5 排風機 基数          2 (うち1基は予備)		号番号の繰上げ
<u>l.</u>	管理機械棟                  1系統 排気浄化装置 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          1 排風機 基数          1	<u>k.</u>	管理機械棟                  1系統 排気浄化装置 種類          高性能フィルタ 1段 捕集効率      99%以上 (0.3μm以上 DOP粒子に対して) 基数          1 排風機 基数          1	号番号の繰上げ	

変更前	変更後	備考
 <p>2階平面図</p> <p>1階平面図</p> <p>A : A区域(≤20 μSv/h)          B : B区域(≤100 μSv/h)          C : C区域(立入時間で管理)</p> <p>--- : 収容設備          ▨ : 遮蔽設計区域</p> <p>第 1.3.1 図 廃液処理棟の遮蔽設計区分の概要図</p>	 <p>2階平面図</p> <p>1階平面図</p> <p>A : A区域(≤20 μSv/h)          B : B区域(≤100 μSv/h)          C : C区域(立入時間で管理)</p> <p>--- : 収容設備          ▨ : 遮蔽設計区域</p> <p>* : 使用を停止する</p> <p>第 1.3.1 図 廃液処理棟の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="160 344 1234 1026" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="635 1106 753 1142" data-label="Caption"> <p>平面図</p> </div> <div data-bbox="931 1173 1299 1430" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>A : A区域(≦20<math>\mu</math>Sv/h)</li> <li>B : B区域(≦100<math>\mu</math>Sv/h)</li> <li>C : C区域(立入時間で管理)</li> <li> : 収容設備</li> <li> : 遮蔽設計区域</li> </ul> </div> <div data-bbox="258 1648 1175 1692" data-label="Caption"> <p>第 1.3.15 図 有機廃液一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図</p> </div>	<div data-bbox="1347 1656 1472 1698" data-label="Text"> <p>(削る)</p> </div>	<div data-bbox="2552 611 2929 703" data-label="Text"> <p>受入れ施設の変更に 伴う図の削除</p> </div>

変更前	変更後	備考
 <p style="text-align: center;">(β・γ 固体処理槽 I)</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p style="text-align: center;">(β・γ 一時格納庫 I)</p> <p style="text-align: center;">平面図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>A : A区域(≦20 μSv/h)</p> <p>B : B区域(≦100 μSv/h)</p> <p>C : C区域(立入時間で管理)</p> <p>⊔ : 収容設備</p> <p>▨ : 遮蔽設計区域</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>A : A区域(≦20 μSv/h)</p> <p>B : B区域(≦100 μSv/h)</p> <p>C : C区域(立入時間で管理)</p> <p>⊔ : 収容設備</p> <p>▨ : 遮蔽設計区域</p> </div> </div> <p>第 1.3.16 図 β・γ 一時格納庫 I の遮蔽設計区分の概要図</p>	 <p style="text-align: center;">(β・γ 固体処理槽 I)</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p style="text-align: center;">(β・γ 一時格納庫 I)</p> <p style="text-align: center;">平面図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>A : A区域(≦20 μSv/h)</p> <p>B : B区域(≦100 μSv/h)</p> <p>C : C区域(立入時間で管理)</p> <p>⊔ : 収容設備</p> <p>▨ : 遮蔽設計区域</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>A : A区域(≦20 μSv/h)</p> <p>B : B区域(≦100 μSv/h)</p> <p>C : C区域(立入時間で管理)</p> <p>⊔ : 収容設備</p> <p>▨ : 遮蔽設計区域</p> </div> </div> <p>第 1.3.15 図 β・γ 一時格納庫 I の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>備考</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
 <p>1階平面図</p> <p>(α 固体処理棟)</p> <p>地階平面図</p> <p>(α 一時格納庫)</p> <p>α 一時格納庫 排気設備</p> <p>A : A区域(≤20 μSv/h)          B : B区域(≤100 μSv/h)          C : C区域(立入時間で管理)          [ ] : 収容設備          [ ] : 遮蔽設計区域</p>	 <p>1階平面図</p> <p>(α 固体処理棟)</p> <p>地階平面図</p> <p>(α 一時格納庫)</p> <p>α 一時格納庫 排気設備</p> <p>A : A区域(≤20 μSv/h)          B : B区域(≤100 μSv/h)          C : C区域(立入時間で管理)          [ ] : 収容設備          [ ] : 遮蔽設計区域</p>	
<p>第 1.3.17 図 α 一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>第 1.3.16 図 α 一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

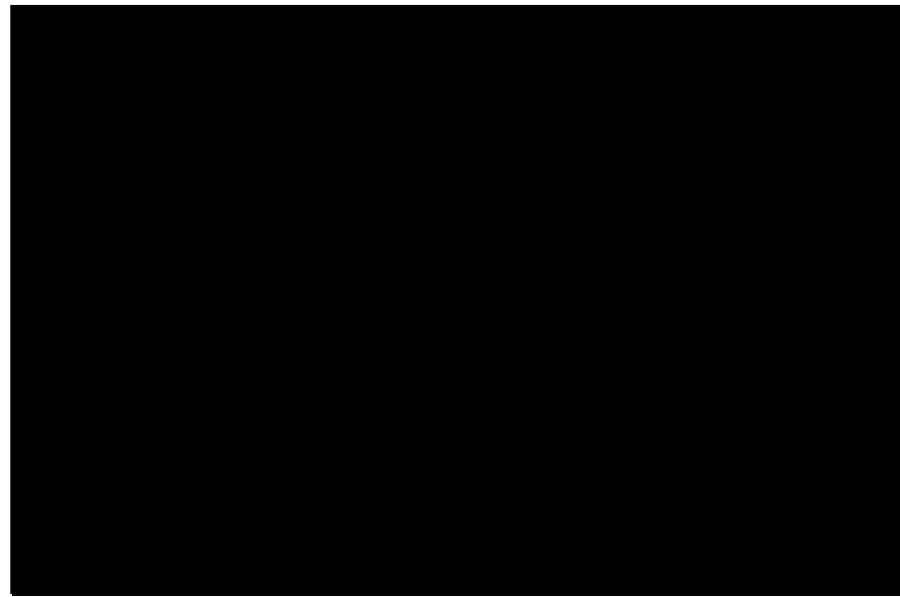


変更前	変更後	備考
<p>1階平面図</p> <p>A : A区域(≦20<math>\mu</math> Sv/h)          B : B区域(≦100<math>\mu</math> Sv/h)          C : C区域(立入時間で管理)          [ ] : 収容設備          [ ] : 遮蔽設計区域</p> <p>第 1.3.18 図 管理機械棟の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>1階平面図</p> <p>A : A区域(≦20<math>\mu</math> Sv/h)          B : B区域(≦100<math>\mu</math> Sv/h)          C : C区域(立入時間で管理)          [ ] : 収容設備          [ ] : 遮蔽設計区域</p> <p>第 1.3.17 図 管理機械棟の遮蔽設計区分の概要図</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>図番号の繰上げ</p>

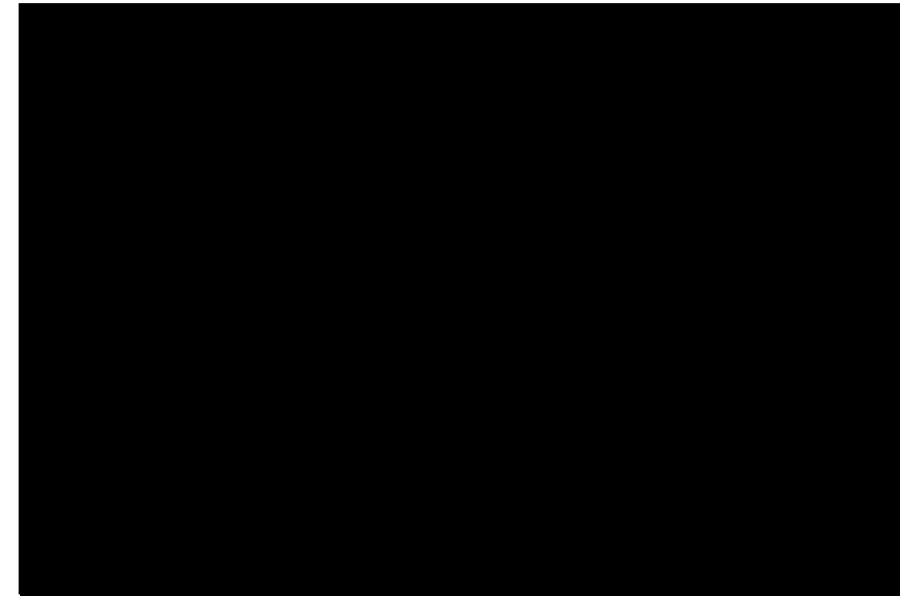
変更前

変更後

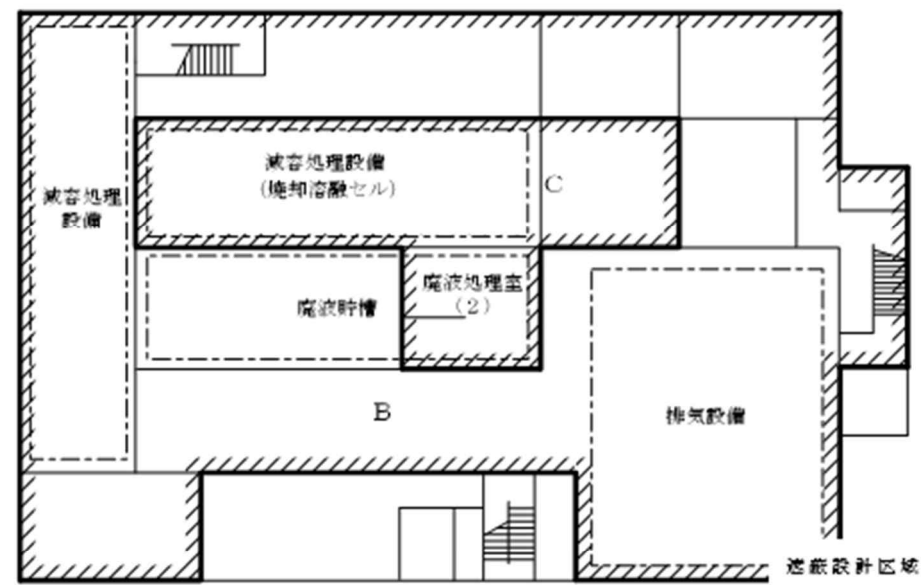
備考



1階平面図



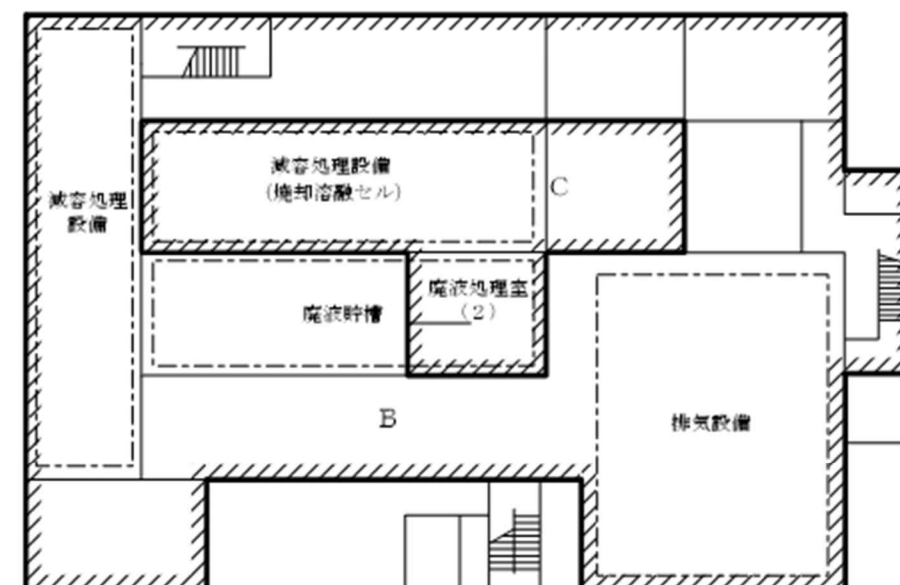
1階平面図



地階平面図

- A : A区域 (≦20 $\mu$ Sv/h)
- B : B区域 (≦100 $\mu$ Sv/h)
- C : C区域 (立入時間で管理)
- : 収容設備
- ▨ : 遮蔽設計区域

第1.3.19図(1) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図



地階平面図

- A : A区域 (≦20 $\mu$ Sv/h)
- B : B区域 (≦100 $\mu$ Sv/h)
- C : C区域 (立入時間で管理)
- : 収容設備
- ▨ : 遮蔽設計区域

第1.3.18図(1) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図

図番号の繰上げ

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="192 378 979 892" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="489 913 623 955" data-label="Caption"> <p>3階平面図</p> </div> <div data-bbox="192 1018 1202 1638" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="281 1722 1127 1764" data-label="Caption"> <p>第1.3.19図(2) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図</p> </div>	<div data-bbox="1409 367 2196 882" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1706 903 1840 945" data-label="Caption"> <p>3階平面図</p> </div> <div data-bbox="1409 1018 2418 1638" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1498 1711 2344 1753" data-label="Caption"> <p>第1.3.18図(2) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図</p> </div>	<div data-bbox="2552 1711 2819 1753" data-label="Text"> <p>図番号の繰上げ</p> </div>

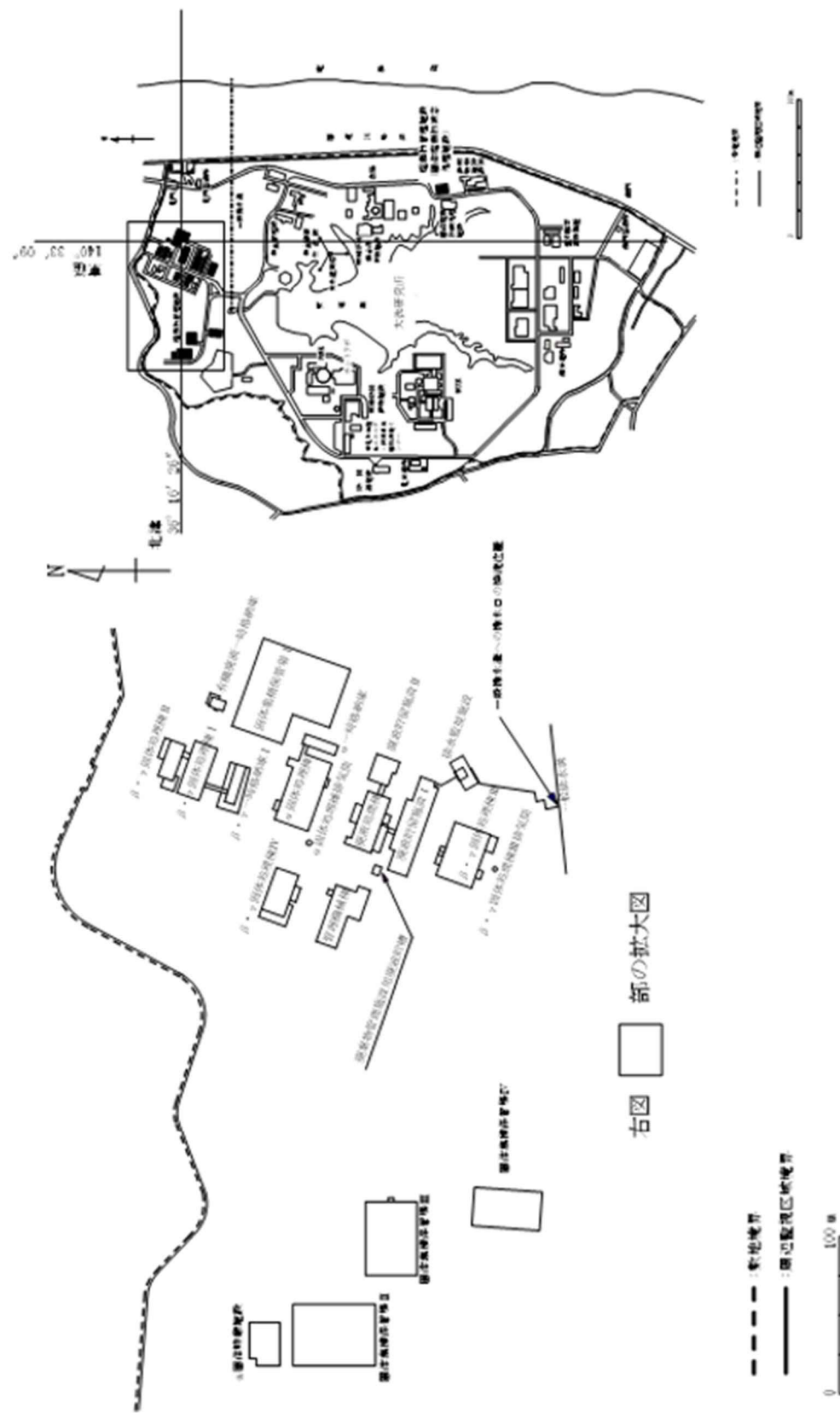
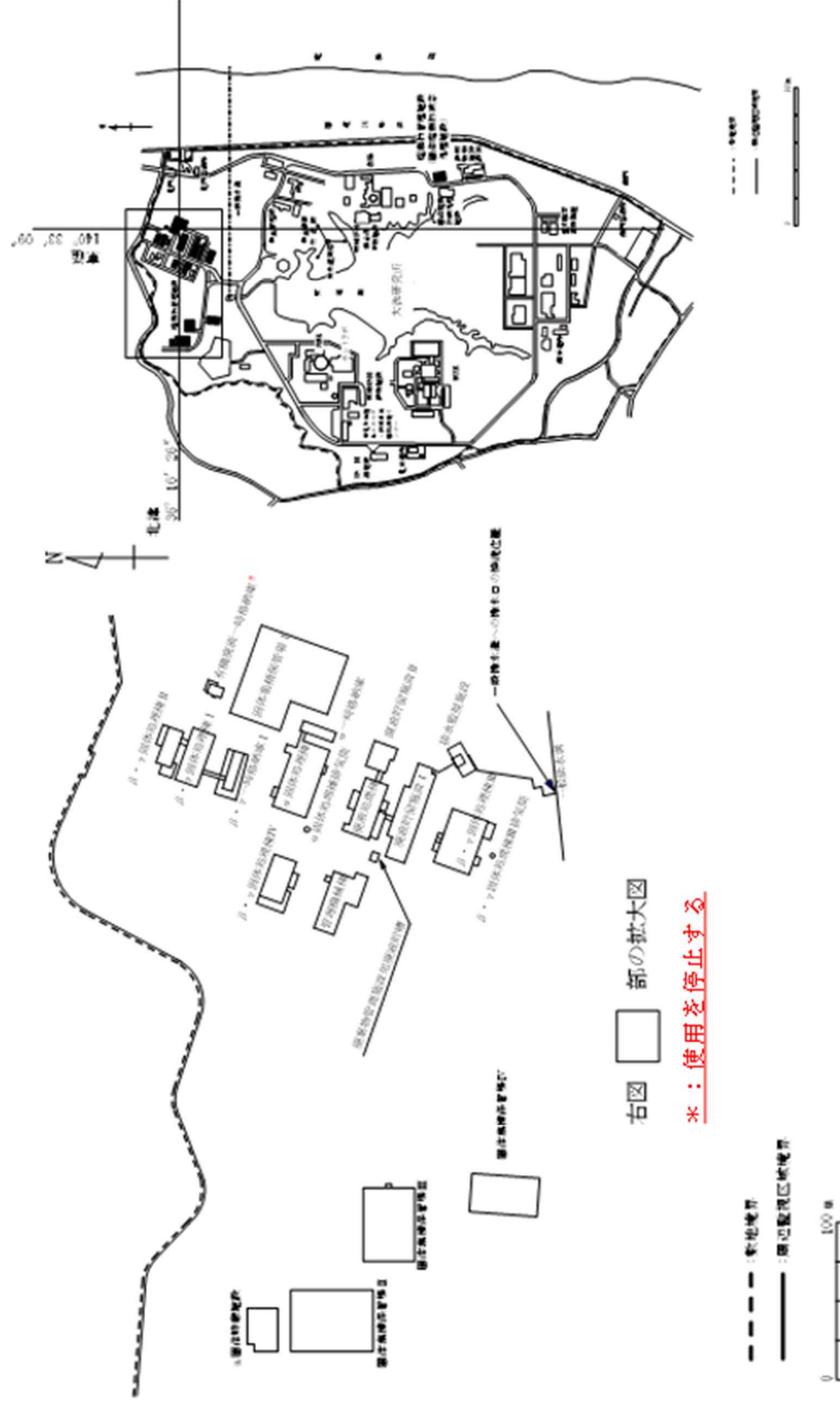
変更前	変更後	備考
<p>【一般排水】</p> <p>液体廃棄物</p> <p>固体廃棄物</p> <p>凡例：          〃：液体廃棄物          ≡：固体廃棄物</p>	<p>【一般排水】</p> <p>液体廃棄物</p> <p>固体廃棄物</p> <p>凡例：          〃：液体廃棄物          ≡：固体廃棄物</p>	<p>備考</p> <p>受入れ施設の変更に伴う記載の見直し</p> <p>液体廃棄物Cの削除及び化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>第2.1.1図 廃棄物管理の手順を示す工程概要図</p>

第2.1.1図 廃棄物管理の手順を示す工程概要図

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: right;">                 ⊗ : バルブ (原子炉施設)                  ⊗ : バルブ                  ─ : フランジ             </p>	<p style="text-align: right;">                 ⊗ : バルブ (原子炉施設)                  ⊗ : バルブ                  ─ : フランジ             </p>	<p style="text-align: center;">記載の見直し</p>

第 2.3.1.1 図 液体廃棄物の受入れ系統図

第 2.3.1.1 図 液体廃棄物の受入れ系統図

変更前	変更後	備考
 <p>第 3.1.1 図 主要な建家の配置図</p>	 <p>第 3.1.1 図 主要な建家の配置図</p> <p>*：使用を停止する</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
	<p style="color: red; text-align: center;">*: 使用を停止する</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

第 3.3.1 図(1) 廃液処理棟機器配置図 (1 階)

第 3.3.1 図(1) 廃液処理棟機器配置図 (1 階)

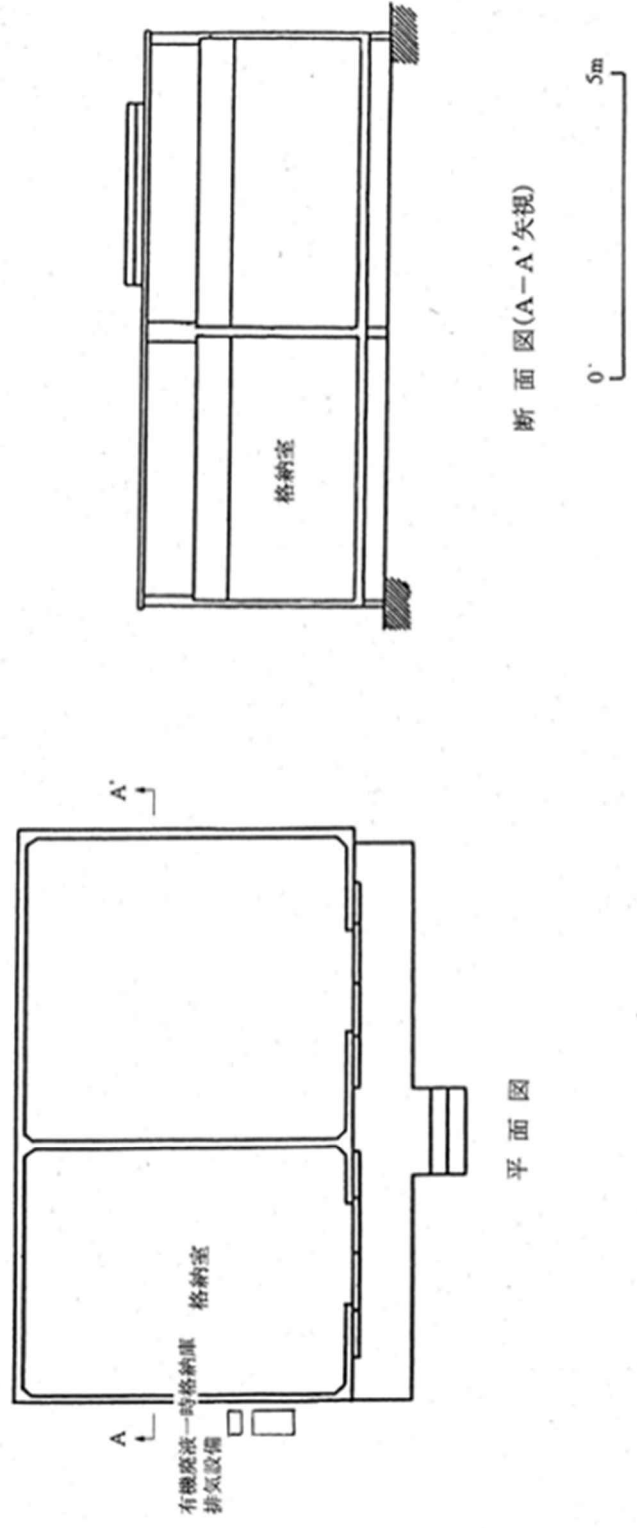
変更前	変更後	備考
		<p>備考</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

第 3.3.1 図(2) 廃液処理棟機器配置図 (2 階)

第 3.3.1 図(2) 廃液処理棟機器配置図 (2 階)



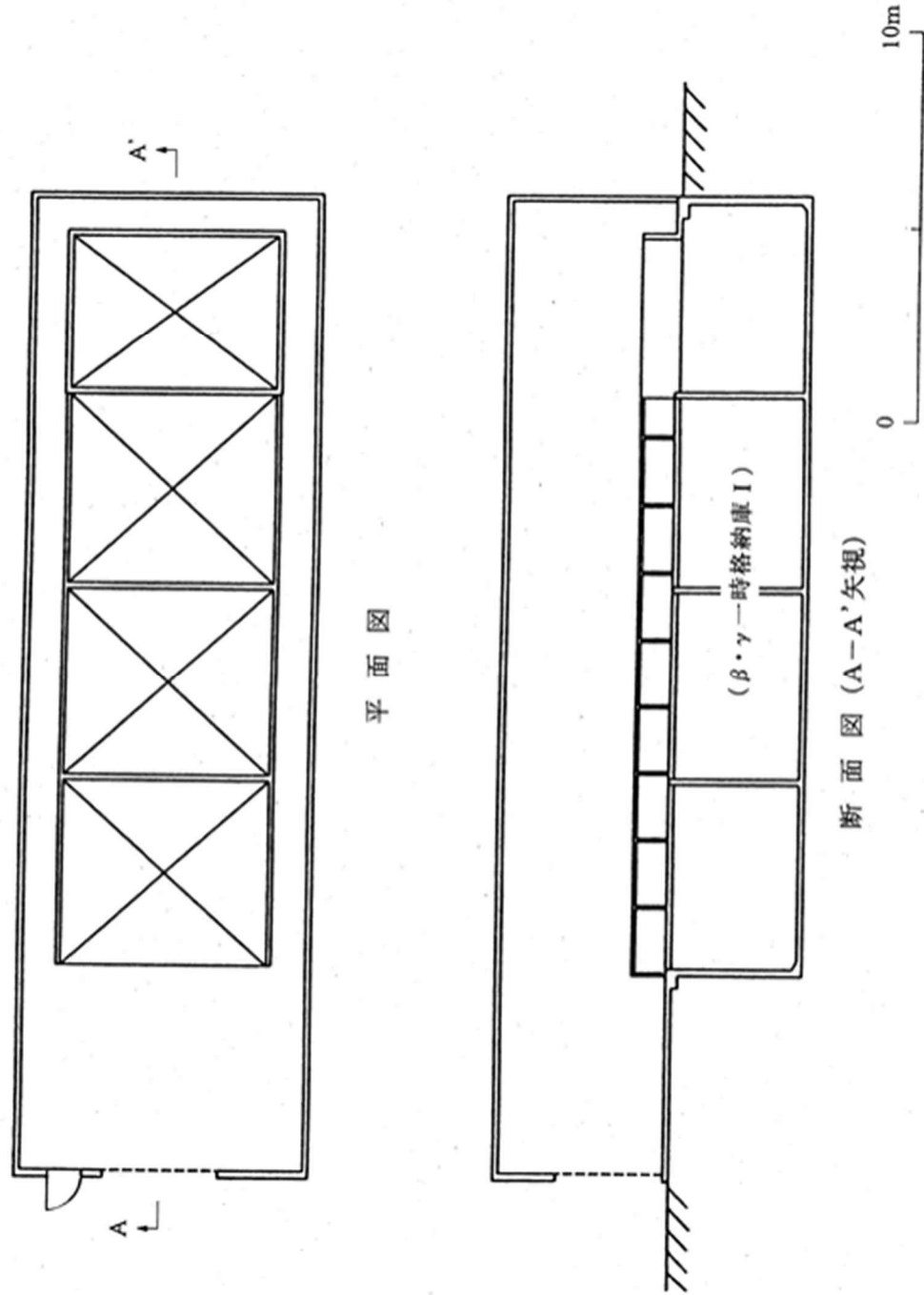
変更前	変更後	備考
 <p>第3.3.5図(3) β・γ固体処理棟Ⅲ機器配置図(2階)</p>	 <p>第3.3.5図(3) β・γ固体処理棟Ⅲ機器配置図(2階)</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の追加</p>

変更前	変更後	備考
 <p>第 3.3.15 図 有機廃液一時格納庫機器配置図</p>	<p>(削る)</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>

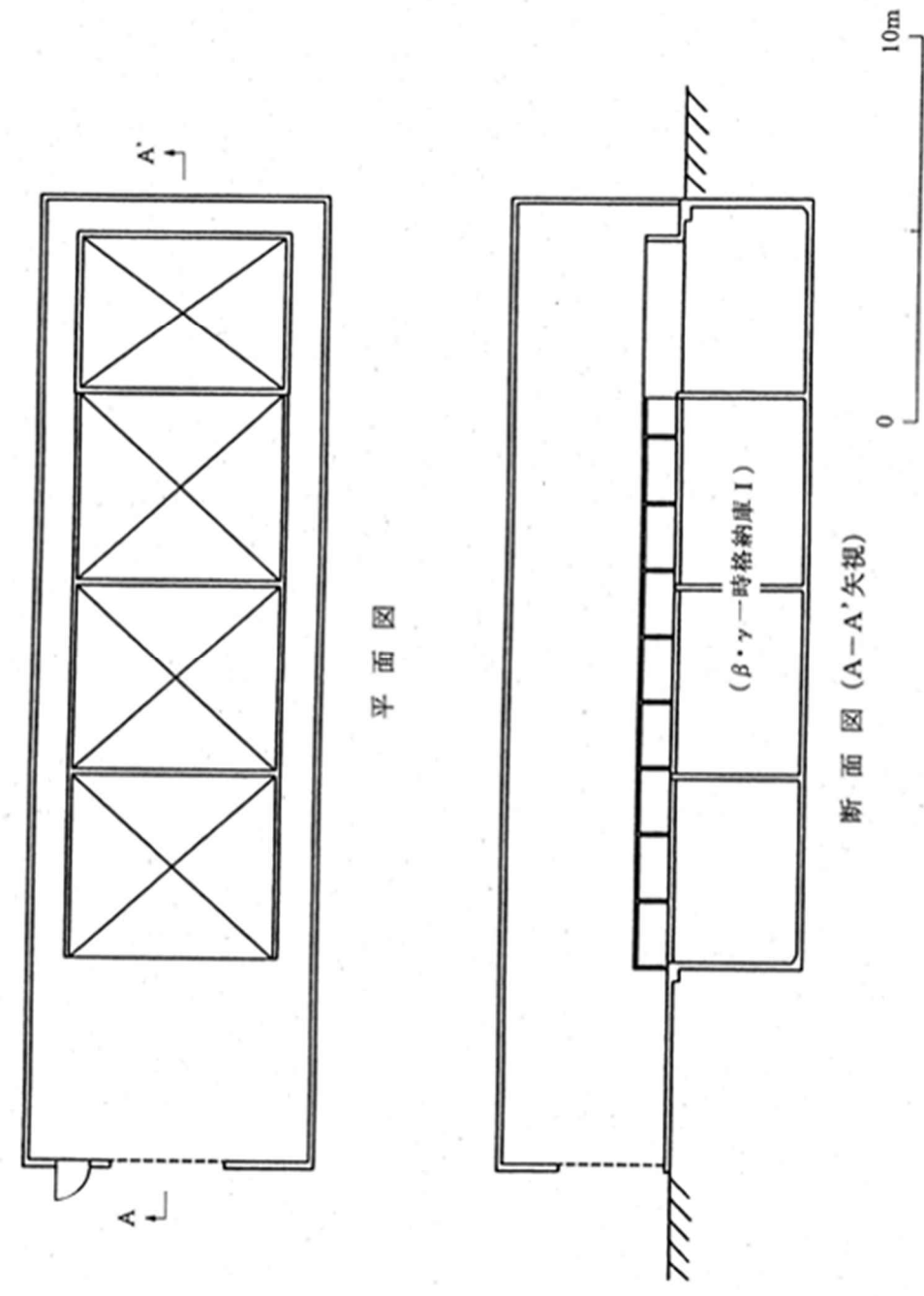
変更前

変更後

備考

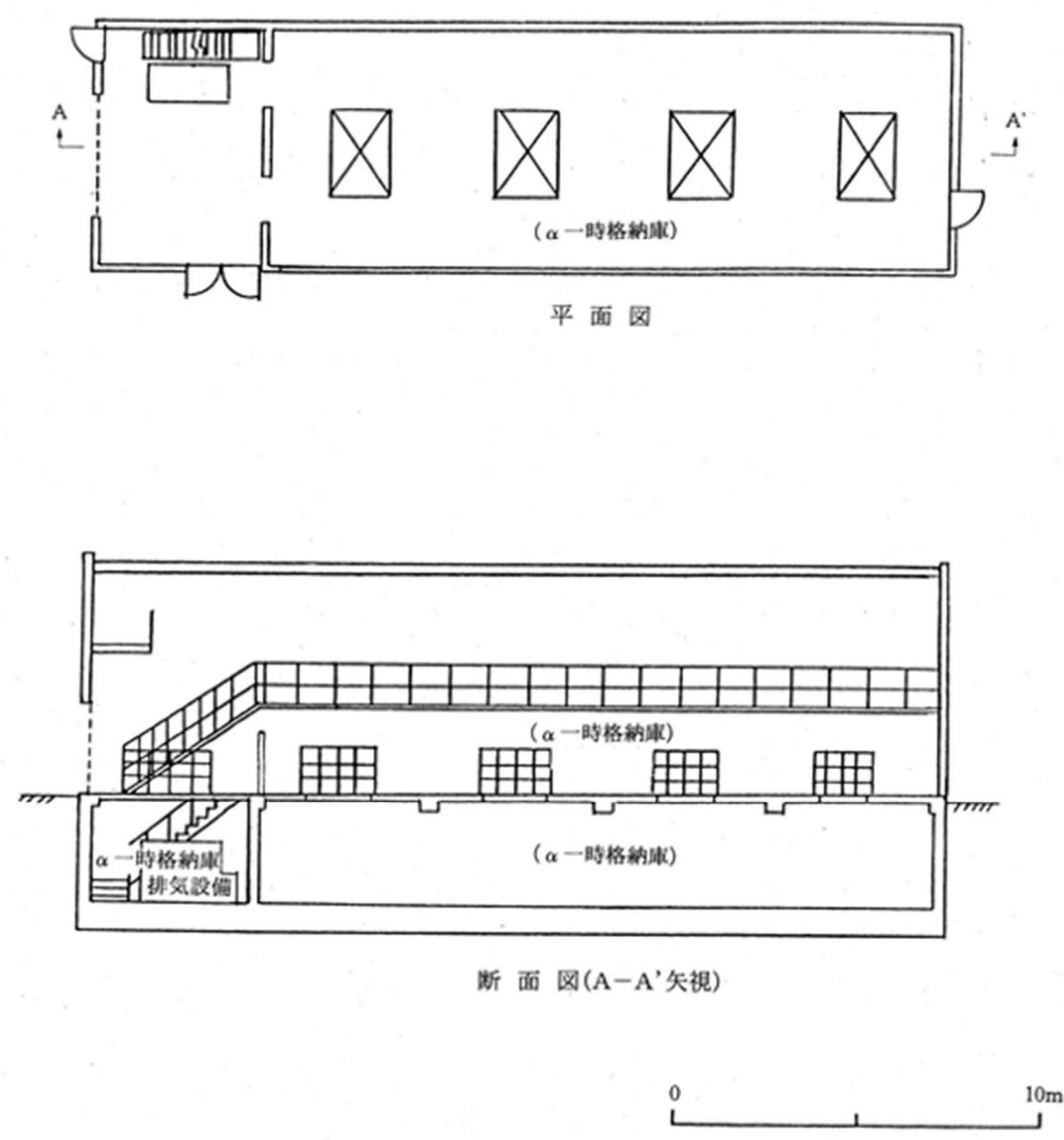
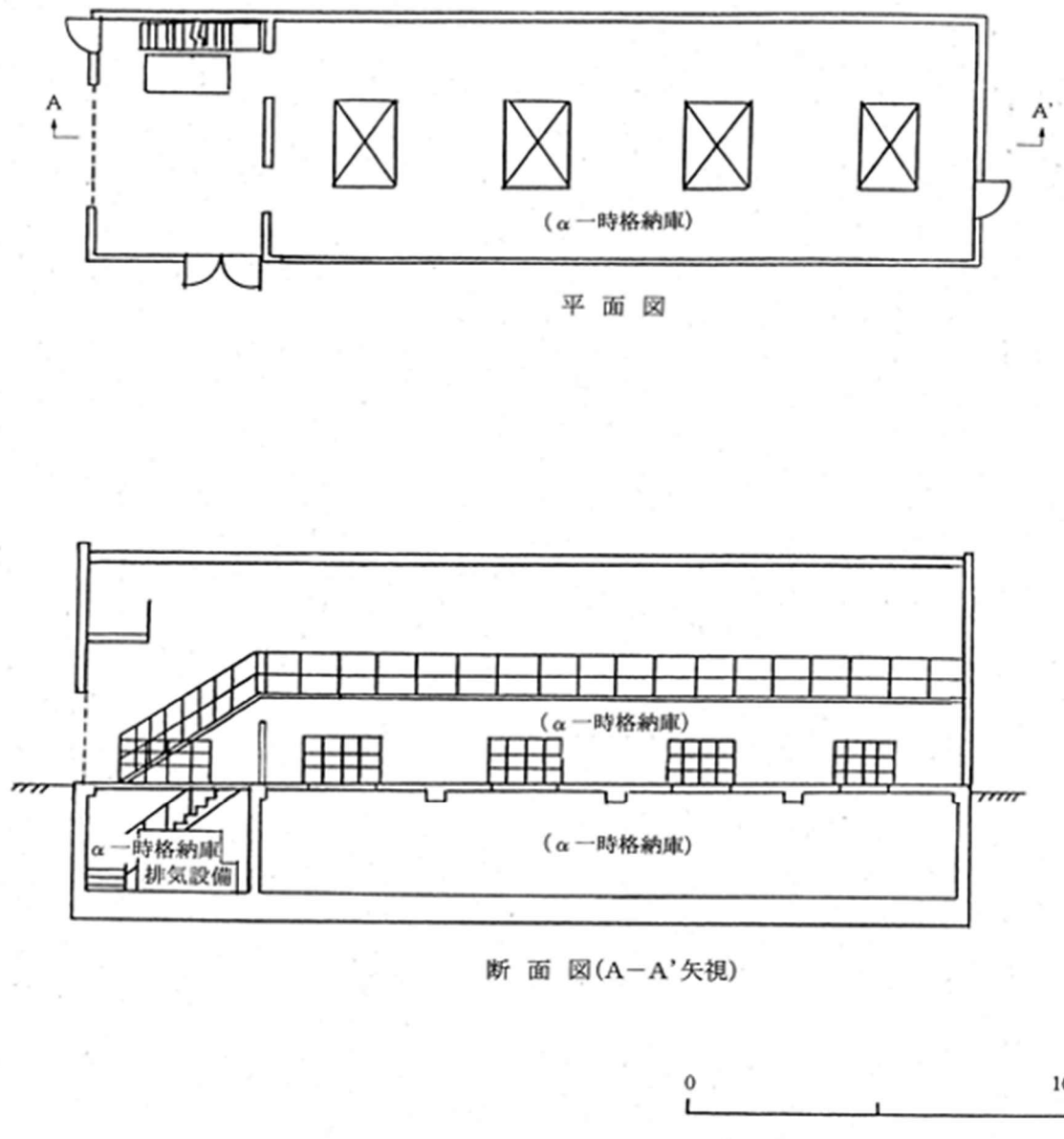


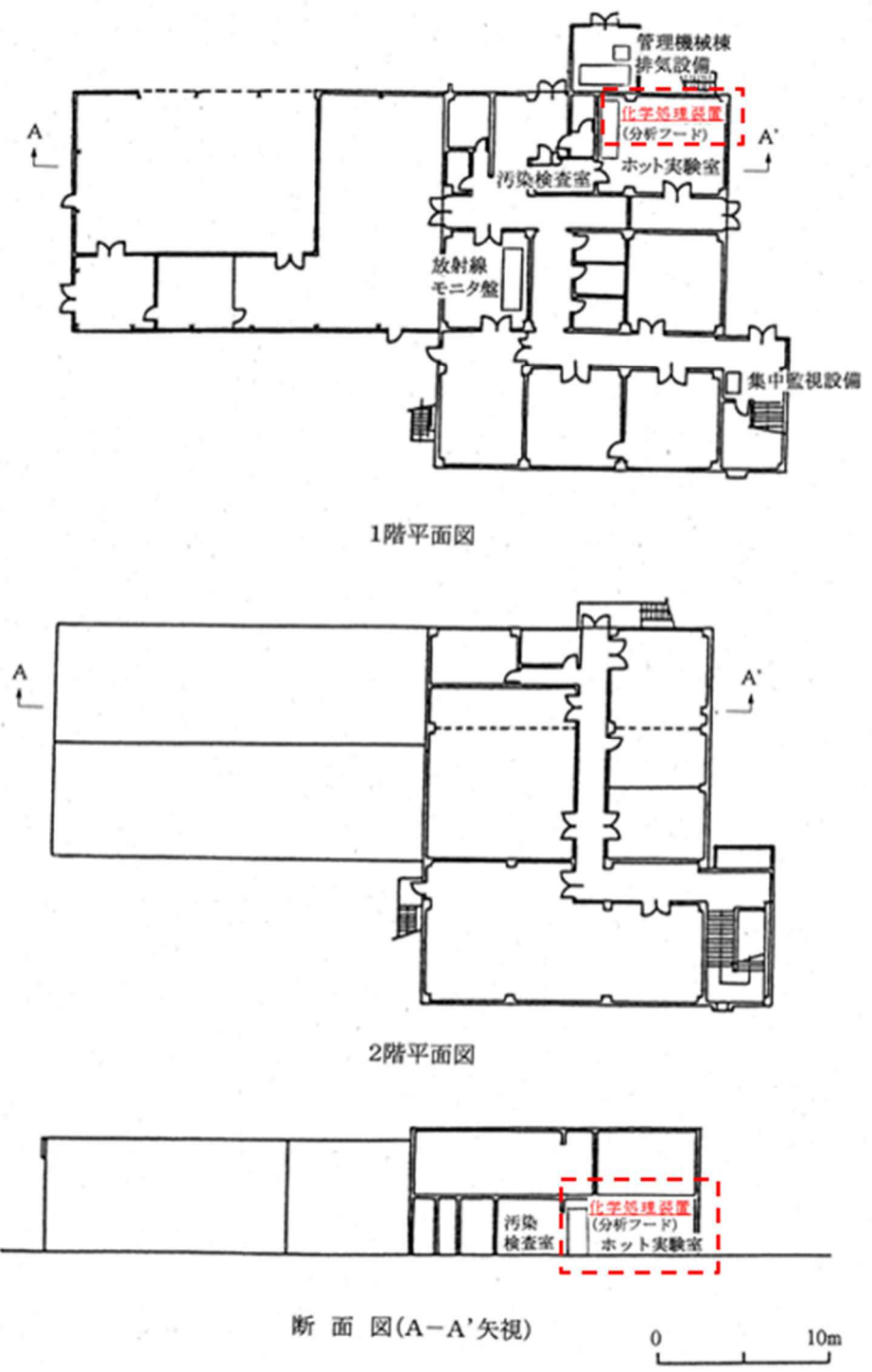
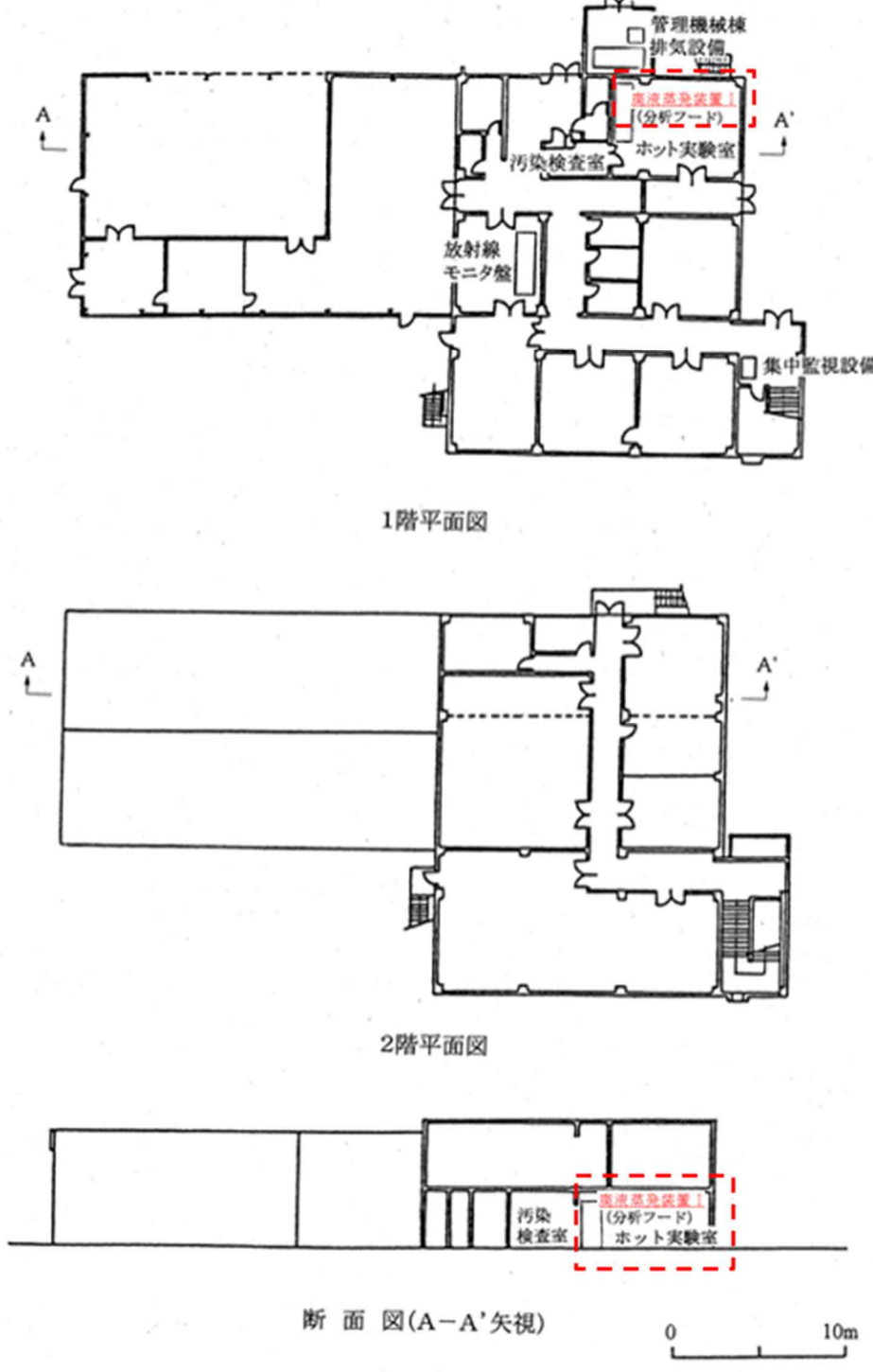
第 3.3.16 図 β・γ一時格納庫 I 概要図



第 3.3.15 図 β・γ一時格納庫 I 概要図

図番号の繰上げ

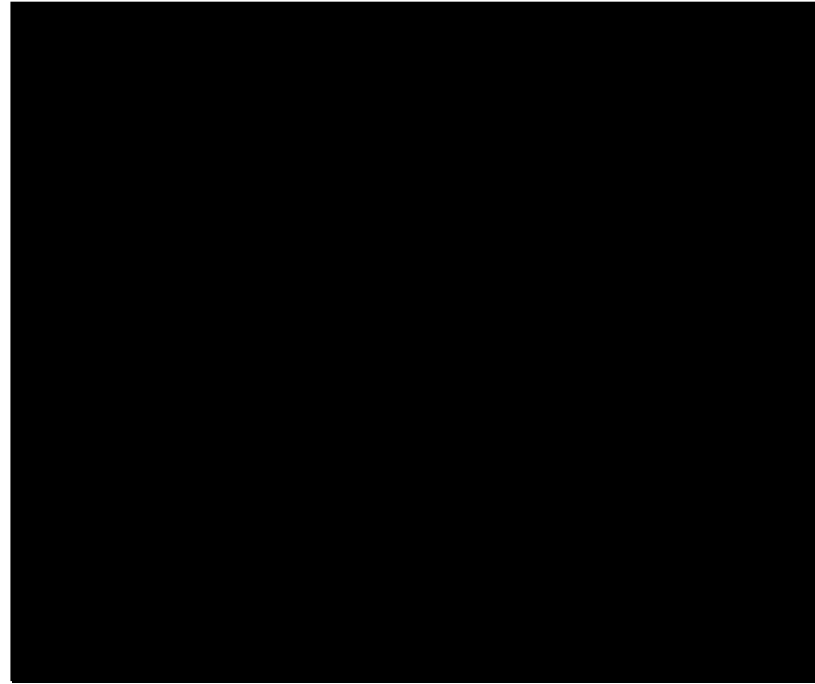
変更前	変更後	備考
 <p>第 3.3.17 図 α一時格納庫機器配置図</p>	 <p>第 3.3.18 図 α一時格納庫機器配置図</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
 <p>1階平面図</p> <p>2階平面図</p> <p>断面図(A-A'矢視)</p> <p>第 3.3.18 図 管理機械棟機器配置図</p>	 <p>1階平面図</p> <p>2階平面図</p> <p>断面図(A-A'矢視)</p> <p>第 3.3.17 図 管理機械棟機器配置図</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前

変更後

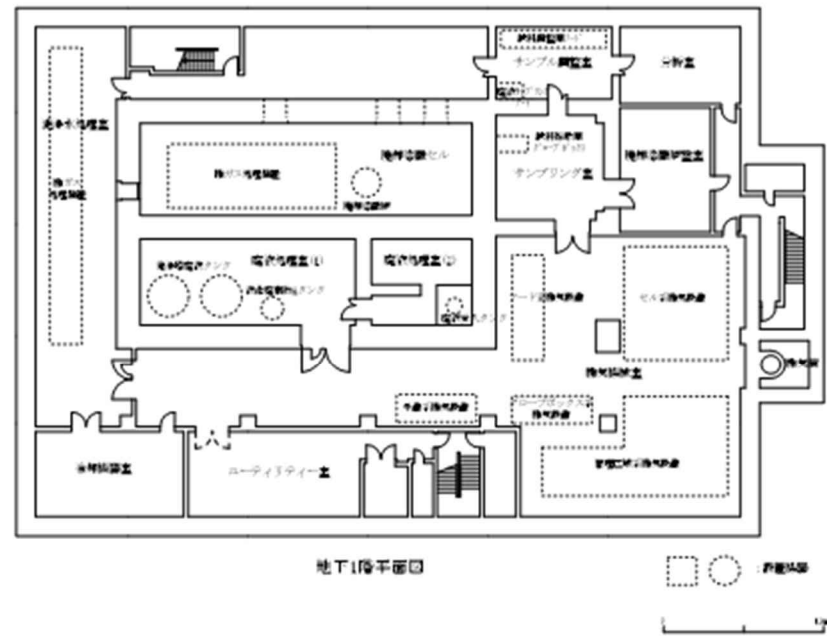
備考



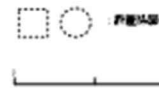
1階平面図



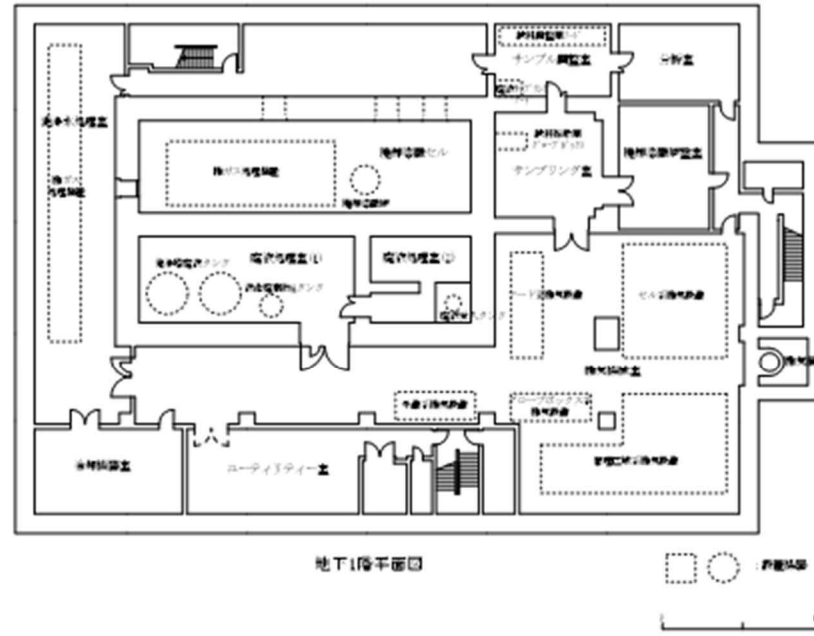
1階平面図



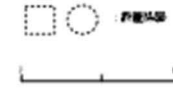
地下1階平面図



第 3.3.19 図(1) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図



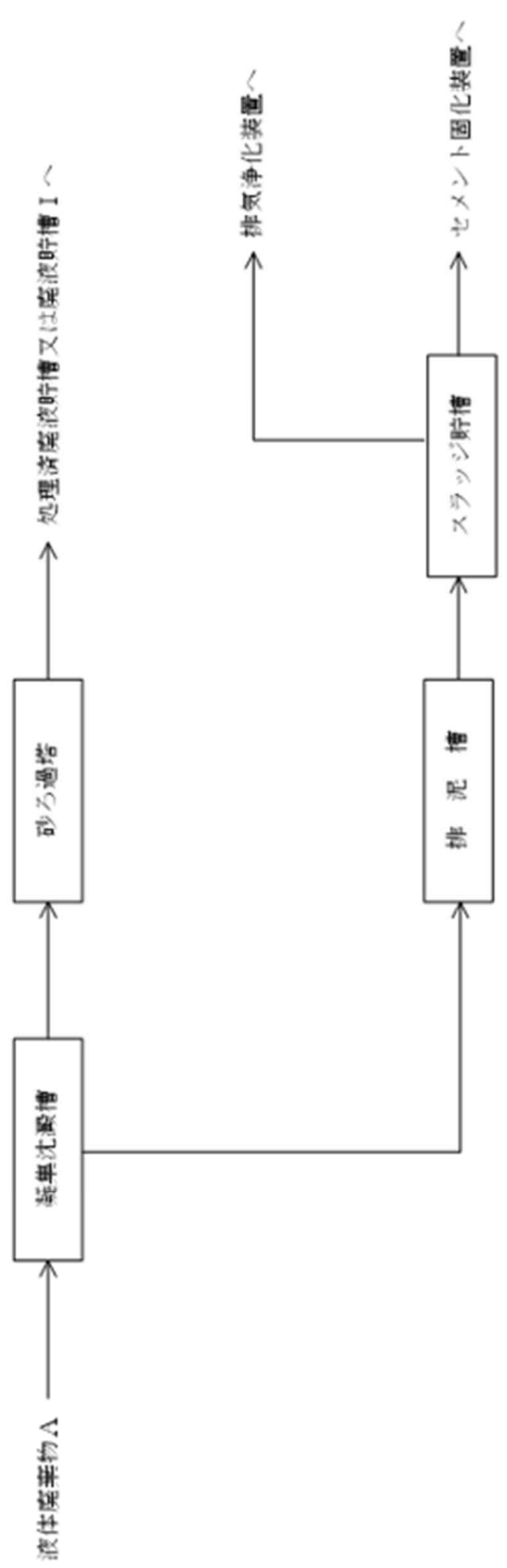
地下1階平面図



第 3.3.18 図(1) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図

図番号の繰上げ

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="261 331 1015 856" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="243 976 1124 1564" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="359 1665 1012 1709" data-label="Caption"> <p>第3.3.19図(2) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図</p> </div>	<div data-bbox="1507 325 2261 850" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1495 970 2377 1558" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1629 1661 2285 1705" data-label="Caption"> <p>第3.3.18図(2) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図</p> </div>	<div data-bbox="2552 1654 2843 1698" data-label="Text"> <p>図番号の繰上げ</p> </div>

変更前	変更後	備考
 <p style="text-align: center;">第4.2.1図 化学処理装置の系統概要図</p>	<p>(削る)</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>



変更前	変更後	備考
		<p>第 4.2.1 図 廃液蒸発装置 I の系統概要図</p> <p>図番号の繰上げ</p>

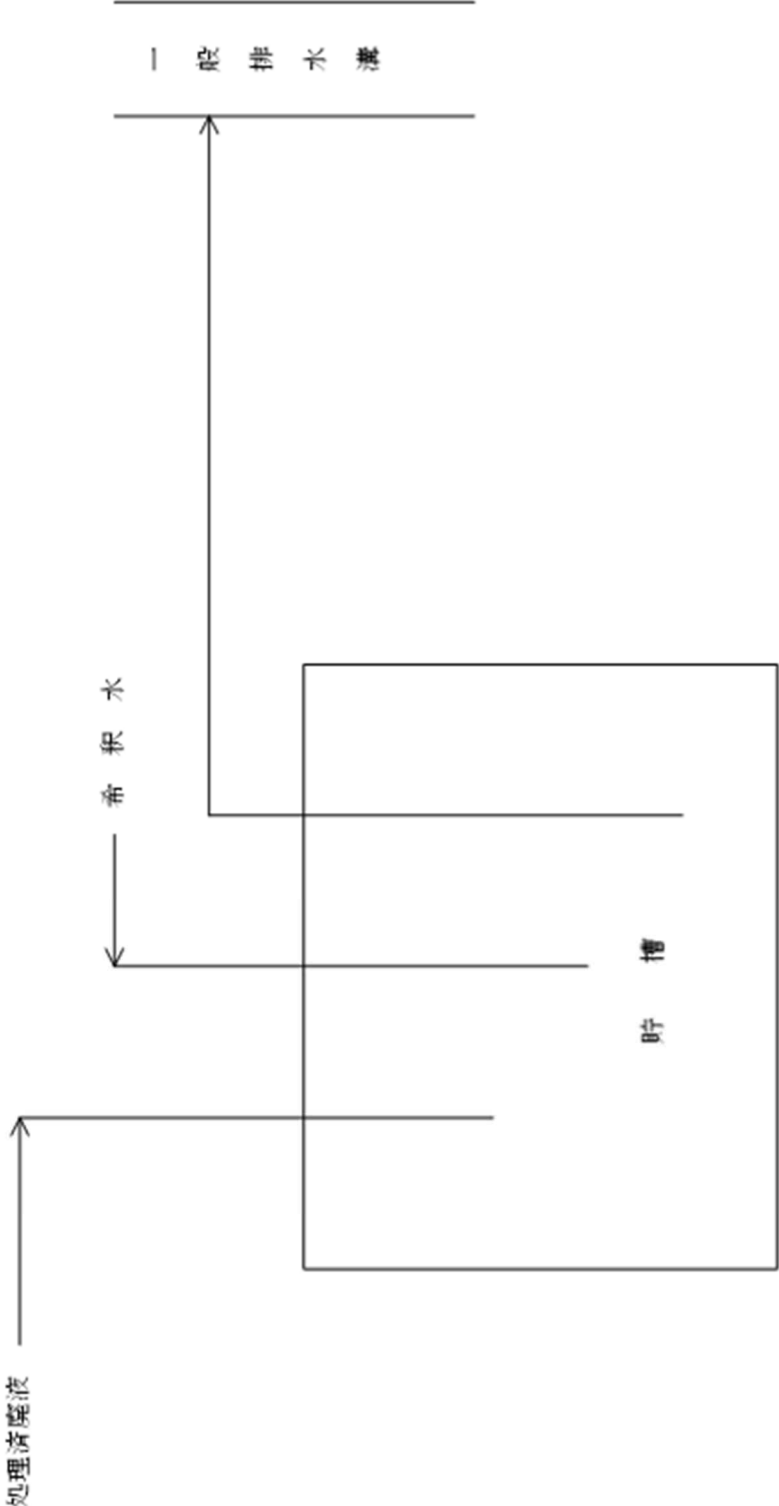
第 4.2.2 図 廃液蒸発装置 I の系統概要図

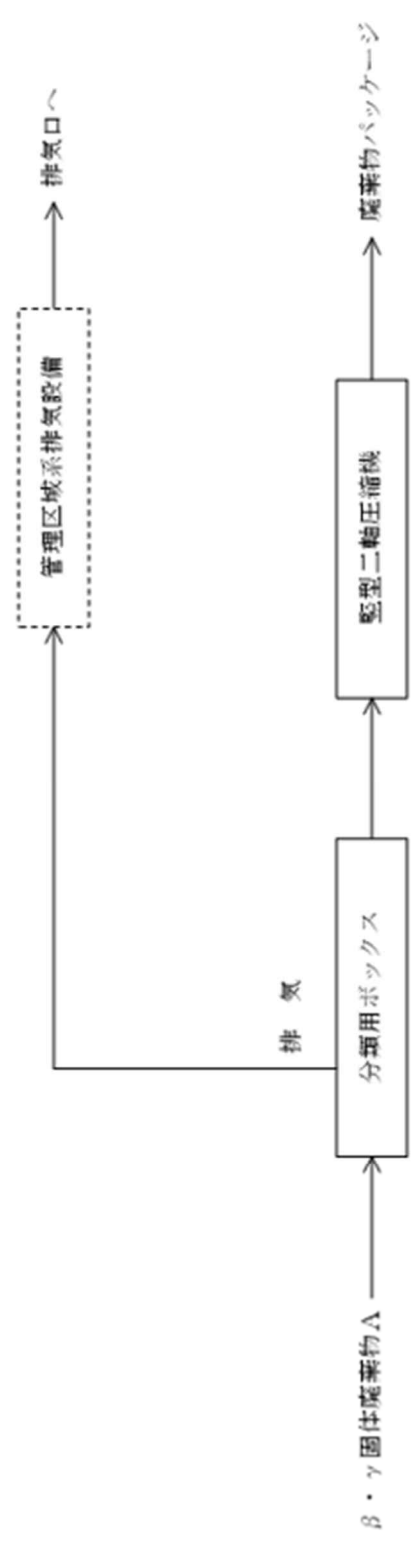
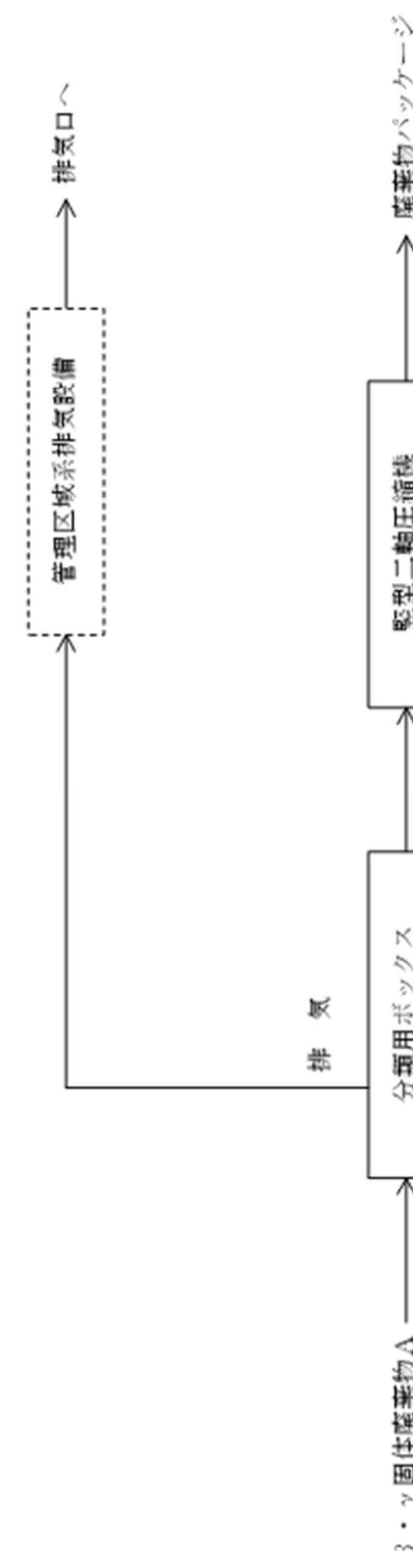
第 4.2.1 図 廃液蒸発装置 I の系統概要図

図番号の繰上げ

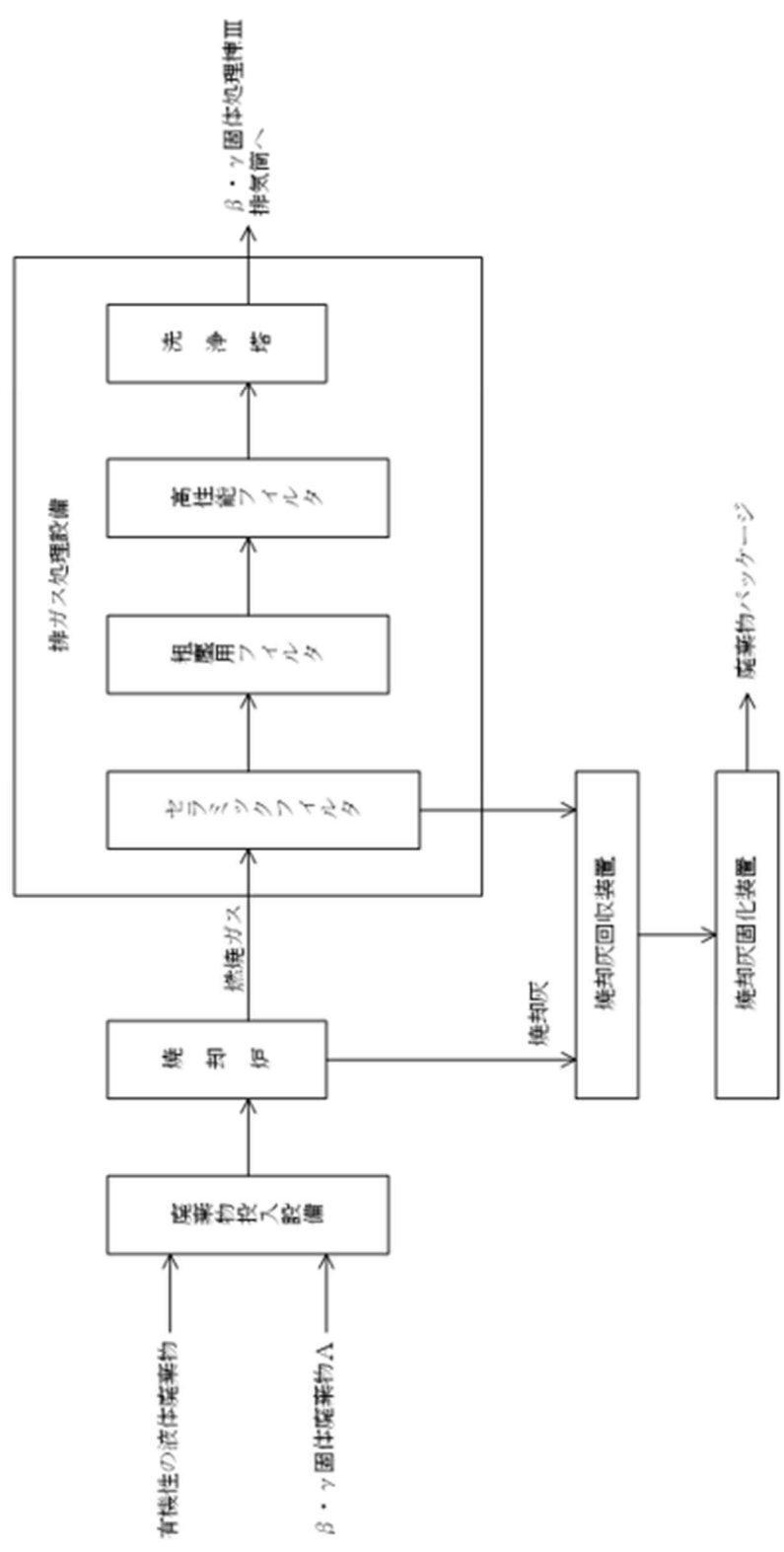
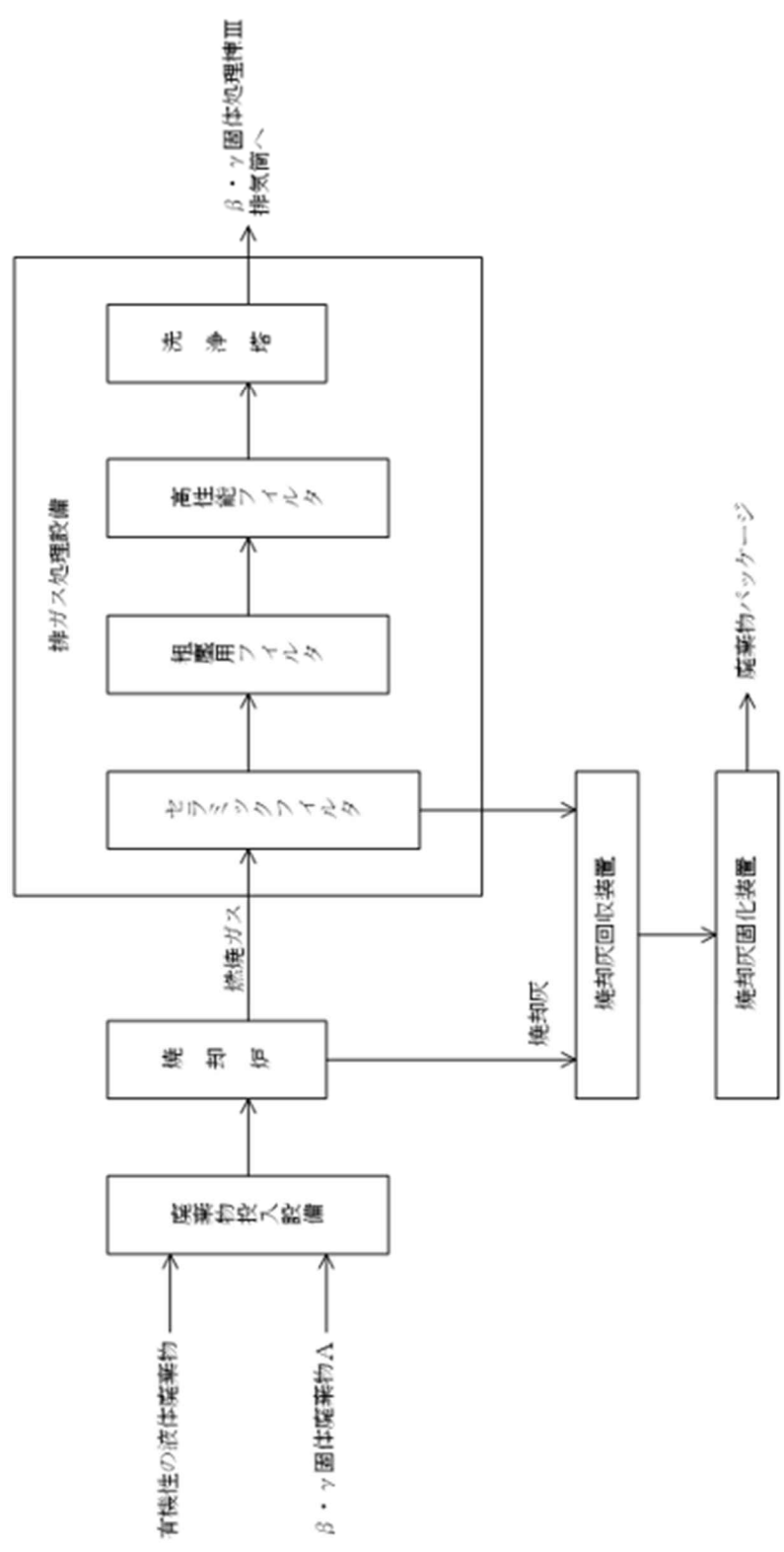
変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第 4.2.3 図 廃液蒸発装置Ⅱの系統概要図</p>	<p style="text-align: center;">第 4.2.2 図 廃液蒸発装置Ⅱの系統概要図</p>	<p style="text-align: center;">図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第 4.2.4 図 セメント固化装置の系統概要図</p>	<p style="text-align: center;">第 4.2.3 図 セメント固化装置の系統概要図</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
 <p style="text-align: center;">第 4.2.5 図 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の系統概要図</p>	 <p style="text-align: center;">第 4.2.4 図 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の系統概要図</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

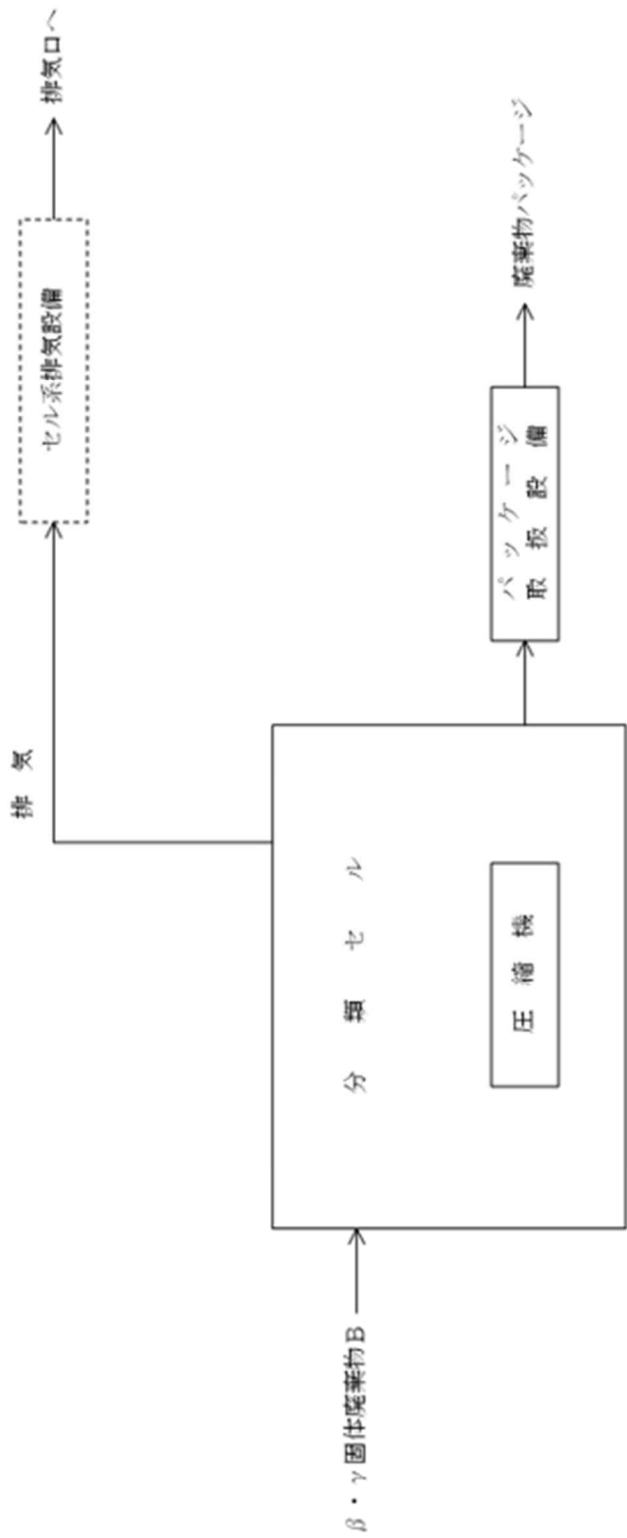
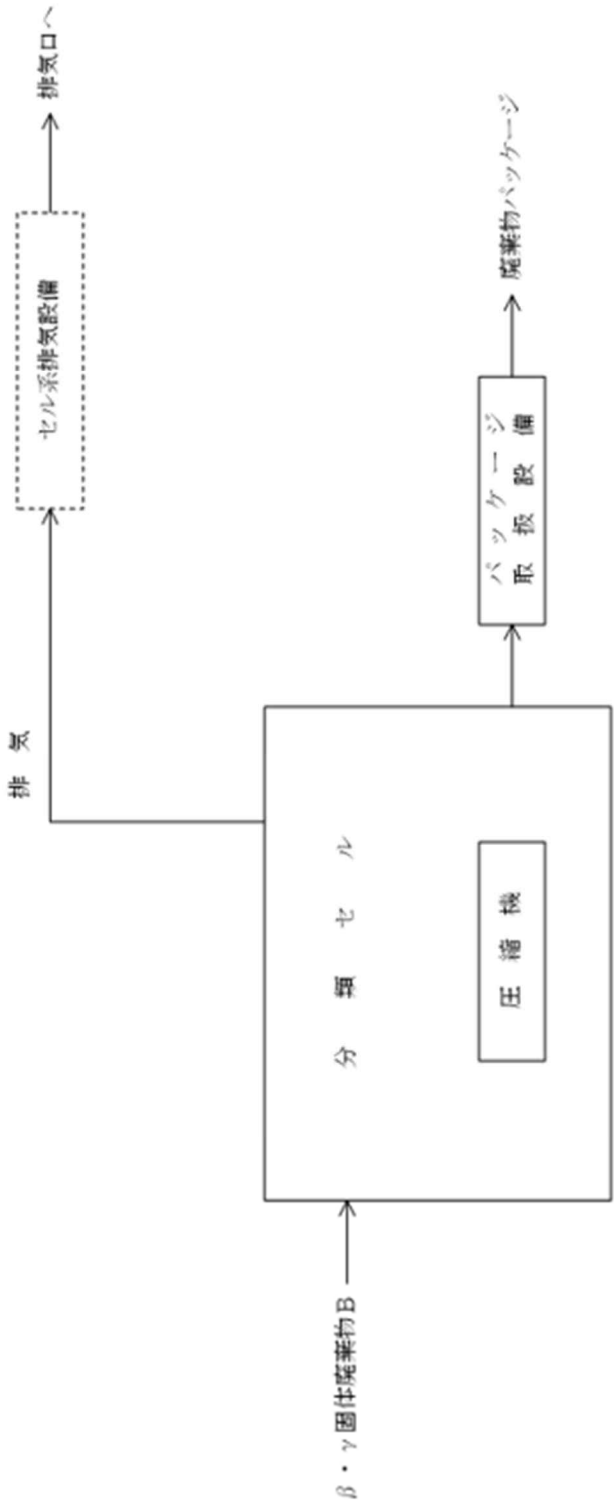
変更前	変更後	備考
 <p style="text-align: center;">第 4.2.6 図 β・γ 圧縮装置 I の系統概要図</p>	 <p style="text-align: center;">第 4.2.5 図 β・γ 圧縮装置 I の系統概要図</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>第 4.2.7 図 β・γ 圧縮装置 II の系統概要図</p>	<p>第 4.2.6 図 β・γ 圧縮装置 II の系統概要図</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
		<p>図番号の繰上げ</p>

第 4.2.8 図 β・γ 焼却装置の系統概要図

第 4.2.7 図 β・γ 焼却装置の系統概要図

変更前	変更後	備考
 <p>β・γ 固体廃棄物B → 分類セル (圧縮機) → 排気 → セル系排気設備 → 排気口へ</p> <p>分類セル (圧縮機) → 廃棄物パッケージ → パッケージ取扱設備</p>	 <p>β・γ 固体廃棄物B → 分類セル (圧縮機) → 排気 → セル系排気設備 → 排気口へ</p> <p>分類セル (圧縮機) → 廃棄物パッケージ → パッケージ取扱設備</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

第 4.2.8 図 β・γ 封入設備の系統概要図

第 4.2.8 図 β・γ 封入設備の系統概要図



変更前	変更後	備考
		<p>図番号の繰上げ</p>

第 4.2.10 図 α 焼却装置の系統概要図

第 4.2.9 図 α 焼却装置の系統概要図

変更前	変更後	備考
<p>第4.2.11図 αホール設備の系統概要図</p>	<p>第4.2.10図 αホール設備の系統概要図</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第 4.2.12 図 α 封入設備の系統概要図</p>	<p style="text-align: center;">第 4.2.11 図 α 封入設備の系統概要図</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
		<p>備考</p>

第 4.2.13 図 減容処理設備の系統概要図

第 4.2.12 図 減容処理設備の系統概要図

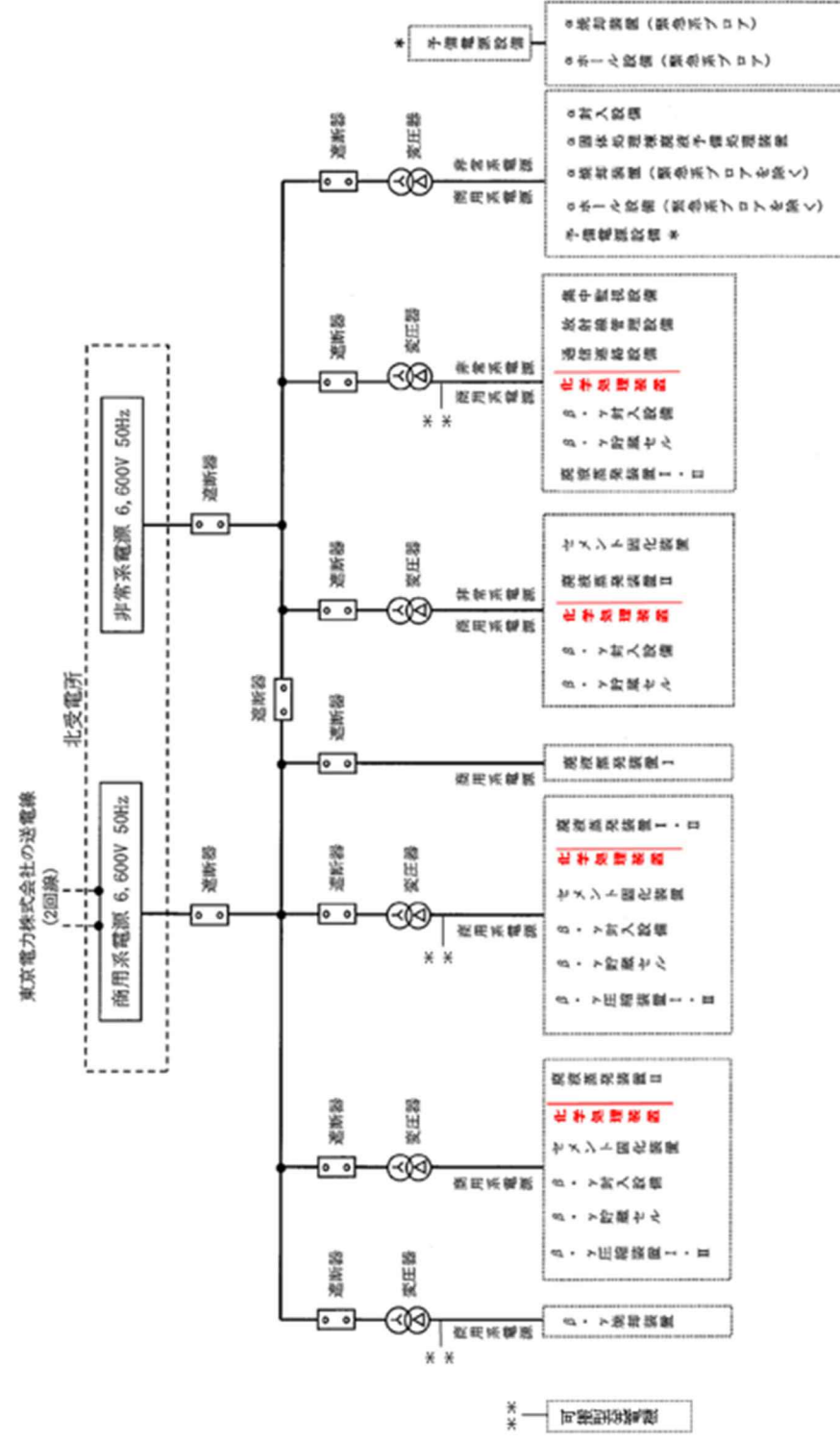
図番号の繰上げ

変 更 前	変 更 後	備 考
		図番号の繰上げ

変更前	変更後	備考
<p>α 固体処理棟</p> <p>β・γ 固体処理棟 I</p> <p>β・γ 一時格納庫 I</p> <p>β・γ 固体処理棟 II</p> <p>β・γ 固体処理棟 III</p> <p>β・γ 固体処理棟 IV</p> <p>上記以外の施設〔有機廃液一時格納庫、α 固体貯蔵施設、管理棟機械〕</p> <p>(注) ▽：高性能フィルタ ○：排風機 ---：装置等からの排気を示す。</p>	<p>α 固体処理棟</p> <p>β・γ 固体処理棟 I</p> <p>β・γ 一時格納庫 I</p> <p>β・γ 固体処理棟 II</p> <p>β・γ 固体処理棟 III</p> <p>β・γ 固体処理棟 IV</p> <p>上記以外の施設〔廃液貯留施設 I、α 固体貯蔵施設、管理棟機械〕</p> <p>(注) ▽：高性能フィルタ ○：排風機 ---：装置等からの排気を示す。</p>	<p>第 8.2.1 図(1) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p> <p>有機廃液一時格納庫の削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

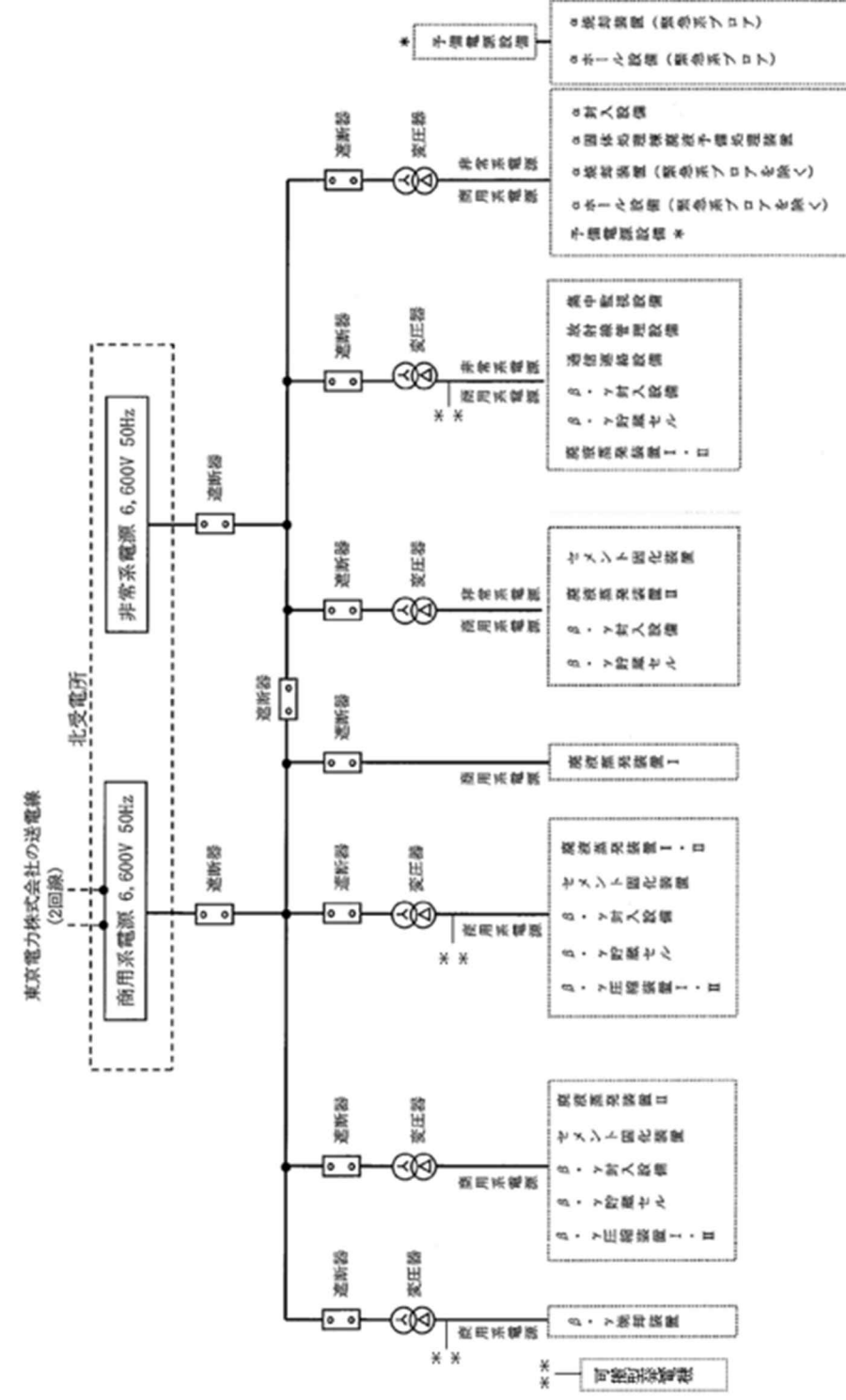
第 8.2.1 図(1) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図

変更前



第 8.5.1 図 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の電気設備の主要系統概要図

変更後



第 8.5.1 図 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の電気設備の主要系統概要図

備考

化学処理装置の使用の停止に伴う削除